第十九號

臺灣時報

大正十年二月二十五日發行（毎月一回一日發行）

本島時事報
南洋と臺灣
遊支雜感
爪哇糖業の支配
同化政策の要諦
歐米の埠頭設備
鐵道客車の設計
地方自治制要義

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登録濟
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調查局
MAR 15 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED
内容目録記入濟

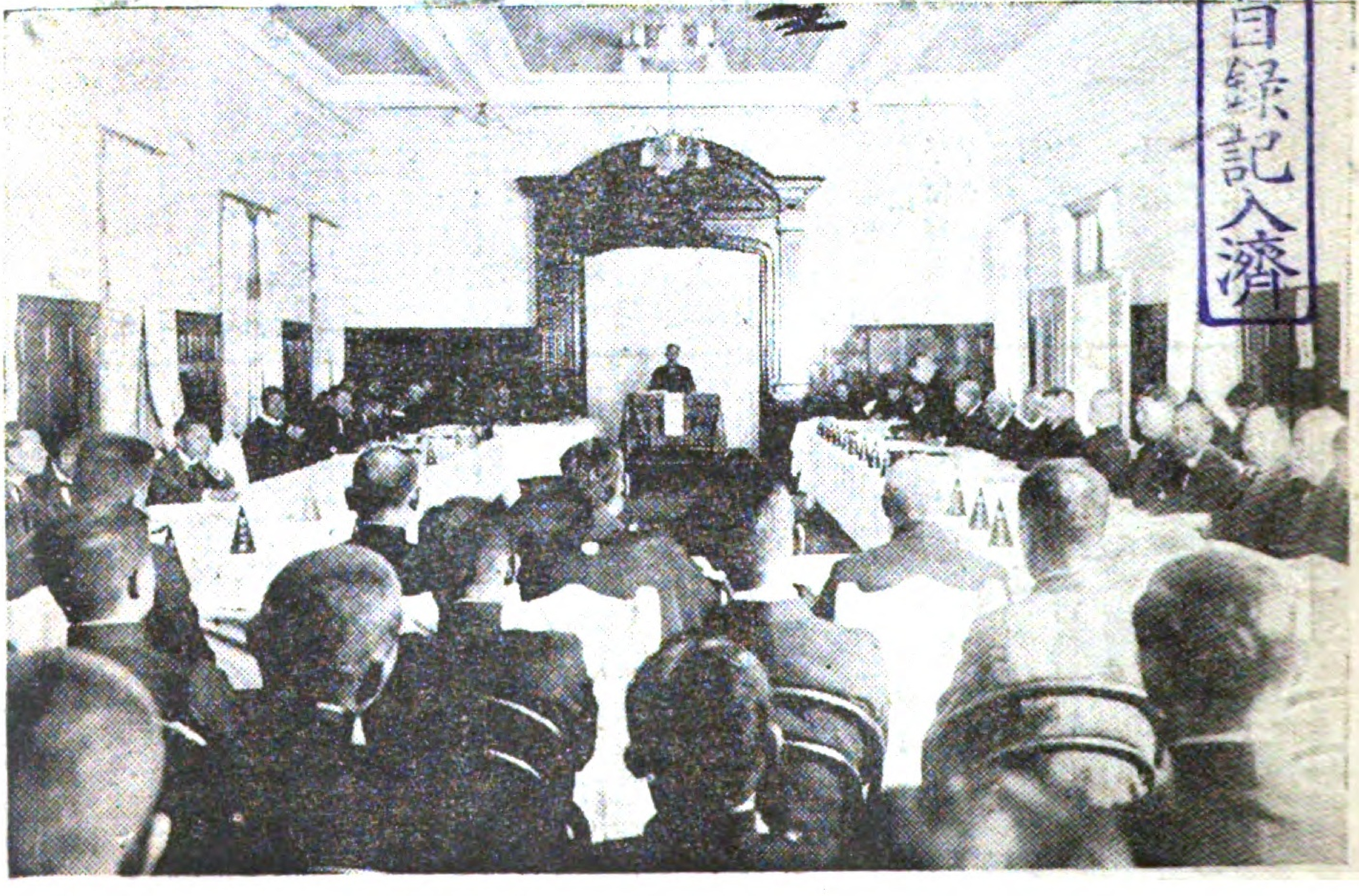

臺灣總督府内　臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

評議員長 法學博士 下村宏

△評議員（以下イロハ順）

醫學博士 稻垣長次郎
池田常吉
石坂莊作
市來半次郎
服部仁藏
羽鳥精一
原脩次郎
新元鹿之助
西川利藤太
醫學博士 堀内次雄
宮島元治
宮地近思
陳鴻鳴
陳中和
李景盛
林熊徵
林獻堂
林烈堂
林鶴壽
大竹勝一郎
農學博士 大島金太郎
大越大藏
渡邊英太郎
渡邊啓太
賀來佐賀太郎
川崎卓吉
片山秀太郎
簡阿牛
顏雲年
加福豐次
菅野善三郎
數田輝太郎
金子惠教
吉川卯三郎
醫學博士 高木友枝
工學博士 高橋辰次郎
田村武七
田村藤四郎
高田元治郎
法學博士 谷野格
高山仰
曾田孝一郎
津田毅一
永田隼之輔
中村啓次郎
中島榮吉
長尾景德
内藤正太郎
武藤針五郎
宇野英種
梅谷光貞
草鹿砥祐吉
工學博士 山形要助
山移定政
松岡富雄
丸田治太郎
牧山清砂
松江春次
小松吉久
吳昌才
辜顯榮
古賀三千人
枝德二
鄭拱辰
赤石定藏
赤司初太郎
後宮信太郎
相賀照鄕
阿部滂
麻生誠之
荒卷鐵之助
坂本素魯哉
佐々木紀綱
齋藤愛二
櫟瀨軍之佐
佐田武彥
蔡蓮舫
木村匡
木村久太郎
許廷光
北村吉之助
三村三平
三好德三郎
庄田藤治
平山寅次郎
平高寅太郎
末松偕一郎
角源泉
鈴木重臣

△編纂委員

石井光次郎
池田幸甚
生駒高常
井澤眞民
服部武彥
豐田勝藏
農學博士 東鄕實
岡村勝次郎

△常務員

鎌田正威
神社柳吉
横光吉規
田阪千助
堤一馬
長尾景德
中屋重治
中村喜太郎
宇都宮宗一
前田稔靖
稻興平三郎
藤井恭敬
深川繁治
古山榮三郎
小西恭介
阿部嘉七
淺野安吉
安西千賀夫
菊池武芳
水越幸一
三浦碌郎
御厨規三
島田彌市
山木文平

編輯係 鷹取田一郎
同 高橋惇
同 拓大雄
同 中野順三郎
同 小森德治
同 秋澤次郎
囑託 池田壯太郎
同 峰谷彬
囑託 大槻綱彥
同 小野眞盛
同 横尾善夫
同 高倉龜次郎
同 眞倉民治
同 藤田正義
同 杉山秀
庶務及會計係 伊藤傳之助

大正十年二月二十四日印刷（毎月一回）
大正十年二月二十五日發行（一日發行）
（定價一册郵稅共金三十錢）
（廣告料一頁金二十圓）

發行所 臺灣總督府内 臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九九番

編輯兼發行人 臺北市龍匣口百四十番戸 中野順三郎
印刷人 臺北市撫臺街二丁目四十番戸 澤田照基
印刷所 臺北撫臺街二丁目百四十六番戸 臺北印刷株式會社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店　東京、京都、神戸、兵庫、尼崎、姫路、廣島、徳島、奈良、伊丹、傳法
臺南、（大阪市内）南、天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色　銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店　臺北市城内府前街二丁目
（電話三三四、五六、九六〇）

臺灣時報

大正十年二月號

口繪◉臺北女子高等普通學校に於ける松井全權大使
◉加福前臺中州知事と立川新知事

不自由の自由、不平等の平等（卷頭辭）……一

時報◉各部局情報◉臺灣財界消息◉地方事情……二

兎耳梟目……一四

同化政策の要綱……內務局長 末松偕一郎……二五

歐米各國主要港灣の埠頭設備に就て……土木局長工學博士 山形要助……三一

南洋と臺灣……南洋協會事務理事 井上雅司……三五

鐵道客車の設計に就て……鐵道部技師 音羽守……四六

遊支雜感……關口泰……六〇

爪哇糖業を支配すべし……總督府事務官 奧秋雅則……六八

海よりの皮革……總督府囑託　藤村誠太郎…七六
爪哇に於ける包種茶（山口囑託）……八〇
新共和國の森林（プラントネル述、福田生譯）……八六
臺灣落花生油の工業統計學的觀察（上）……福田　要…八八
臺北州下に於ける社會事業（秋澤烏川）……
聊璚……仙俗　居士…一一五
漢民の感念に顯はるゝ笑……焦　鹿　夢…一二〇
ケーゼルの自由經濟論……吉見　里兄…一二三
……
雜報◉臺灣日誌◉人事消息◉任命……一三〇
漢文◉同化政策之眞諦◉論今日臺灣與自治制◉田總督聲明……一三六
……
臺灣地方自治制要義（續出）……內　務　局　長　末松偕一郎…一

一資本金壹千萬圓

臺灣臺北

株式會社

華南銀行

電話略號和文タイホク、カナン

營業所　臺北、新嘉坡、廣東、スマラン

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺北女子高等普通學校に於ける松井全權大使(正面向つて右松井大使·左末松內務局長)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

加福前臺中州知事と立川新知事

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正十年二月號

不自由の自由、不平等の平等

自由を唱道するは、社會の不自由なるに因り、平等を主張するは、人間の不平等なるに歸す。而して差別ありて秩序は維持せられ、制限ありて公益は保護せらる。國家にして爲さんとする所を擅にせば、國際の好感を奈何にせむ。民衆にして欲する所を恣にせば、共同生活の公義を奈何にせむ。國家にも民衆にも、絶對の平等と、無制限の自由とは、斷じて許すべからず。不自由と不平等とを忍び、遜讓相對するに及びて、平和を維持し、福利を增進し、文化の啓佑を期すべきのみ。國民が國憲に率由して克く秩序を守り、新附の民衆が母國の指導に隨ふべきの理由亦た之に異ならざる也。政治は權力にして又た國憲に基くもの。被治者は卽ち憲章の範圍に於て權利自由を享有すべきのみ。母國の新領に臨むもの、或は自治主義となり、或は同化主義となるは、卽ち隨所に適應するもの。或は絨套鐵腕となり。或は一視同仁となるも、亦た國情と民情とに由るに外ならず。苟くも治者にして德政を宣敷し、文化を洽及するの擧に出でば、宜しく其の統制に從ふて進步の道程に就くを善美とすべきのみ。其の新附たるが故に、多少の差別あり制限あるは、已むを得ざる所、亦た是れ不自由の自由、不平等の平等にして、人類社會の進步に免るべからざるの原理と爲す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東部海岸新港成績

客年六月より新に沿岸定期船の寄港を開始せる臺東廳下新港（舊蔴老漏）は臺東街の北方十二里、蕃人の一村落に過ぎざるも北上僅に二里にして成廣澳に達するを以て地方物產の搬送亦少からずして前途有望なるが如し。其地形稍海中に突出して幾分の灣入をなし夏季南風を防ぐ可らざるも北東季節風に際して花蓮港臺東に寄港し得ざるに當りても將又夜間に於ても容易に船客の乘降貨物の積卸をなすに足る。然れども東側に突出する岩脈は未だ完全なる防波堤と稱すべからずして點々たる岩礁に過ぎざるを以て大體の波浪を防ぐに足るも岩礁の間隙より襲來のものも亦侮る可らざるを以て將來之れを連接して完全なる防波堤となさんか港灣の價値更に一段を加ふるに至るべく、兎に角現在にても遙に臺東、花蓮港を凌ぐの良港灣なるは言を俟たず。目下月一回寄港、其成績左の如し。

大正九年十一月二十二日長春丸花蓮港より來泊

揚荷　十一噸　外に同地運輸組合の艀船一隻

積荷　二十五噸

上陸船客　九名

乘船客　七名

北支旱災捐助米

（本誌二十三頁寫眞參照）

北支那旱災捐助の目的にて本島官民間より募集し得たる玄米五千石の內先著の分は支那駐在帝國公使より舊臘二十日附賑務處を經て夫れ〴〵災區に施與のやう依囑するところありしが、賑務處坐辦惲寶惠氏よりは同月二十四日附左の回答ありたる旨此程小幡公使より當總督府迄通報ありたり。

賑務處坐辦回答譯文

拜啓御書面に據れば屢々臺灣總督府總務長官下村宏氏の轉輸及電報に接し候に曰く此度支那北方の旱災捐助の爲め官民より玄米五千石を募集致候に付陸續支那賑災機關に輸送し可然散與相成度第一期分千八百石は本月二十六日汽船に由り膠州に到著すとの趣に付天津駐在本國領事及統一救災總會に分送する外玆に先著の糙米に就き一千石を貴處に分発し其餘の八百石は尙貴處より國際統一總會に交附せられたし就ては交通部に轉致せられ汽車を備へ天津に運送し以て同港總領事署の派出員より直に貴處に引渡すに付便宜を與へられ度との次第本處に到達致候臺灣總督府の鄰を恤むの誼篤く粟を輸し饑を救ふの義擧實に感銘の至りに堪へず候賑米天津到著の上は直に御依囑に遵ひ被災の各區に運送し夫れ々々施與し以て災民を惠まるゝの盛意に副ふべく候交通部に移牒し汽車運

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

遂の準備をなさしめ且當處より處員を派し受領せしむる外特に書面を以て御禮申上候何卒臺灣總督府下村長官に對し謝意御轉致相成度御依頼申上候旁々御健康を祝し候　敬具

十二月二十四日　惲寶惠謹啓

粵軍總司令部陸軍上校（大佐）陳國倫夫妻以下數名より成る第二回

汕頭視察談招宴

汕頭視察團は去月末日來督府外事課員の案內にて島內各地を視察中なりしが長官々邸にては二月十二日夜一行を招し、折節長官は上京中にて高田長官代理も亦差支あり末松局長主人役として一夕の招宴を催し席上局長は先づ長官不在の故に代つて接待の任に當れる旨を述べ大要左の如き挨拶をなす。

長官代理挨拶

余は昨年中歐米各地を巡視し最近歸朝したるが熟々世界の事情に察するに貴國と日本とは常に密接の關係を保たざる可らざるを痛感しました。卽ち眞の日支親善とは兩國の國民が互に充分の諒解

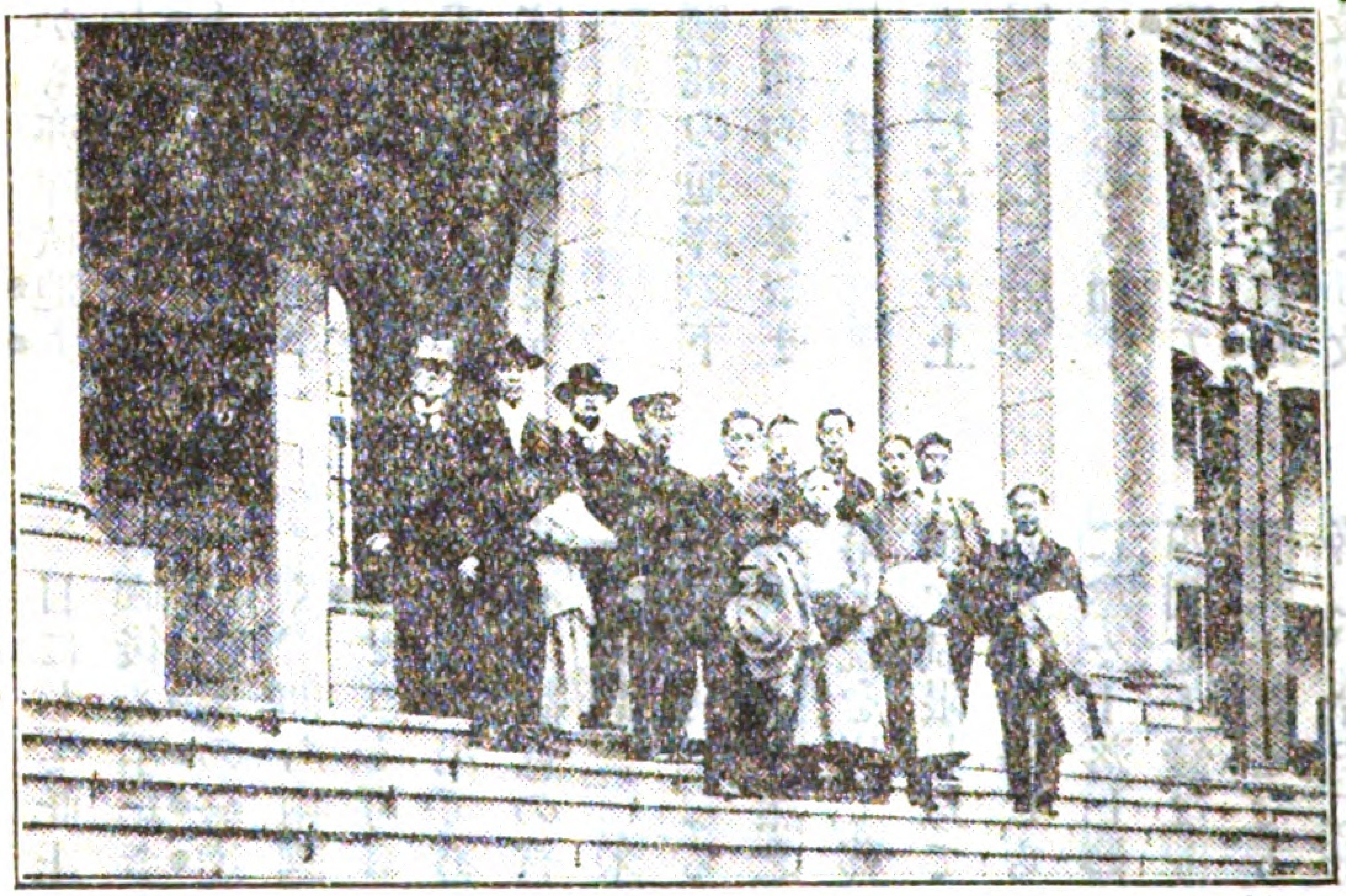

總督府表玄關に於る第二回汕頭視察團、陳國倫、同夫人、陳德仁、林錫綬、盧漢卿、陳志道、陳芷容の諸氏

を遂げ兩々迭に誠心誠意を以て接應するに於て始めて其實效を實現することが能きる之れが爲めには日本人は貴國を、又貴國人は日本を視察漫遊し其眞事情を知悉することが最も效果ある仕方と思ふ、かふ云ふ大きい意味から云ふても陸續と貴國人の渡臺御視察あることは喜ばしい次第である臺灣としても貴國の同民族が築き上げた所を色々見て貰ふことは吾人として甚だ悅ばしいことである。特に御一行中令夫人をも同伴せられたるは御婦人方が互に親善し互に相識ることは最も必要なことにして衷心の欣快を覺ゆるところである。

馬育航さんからのお話には滯臺中成るべく多く視察し度い、隨つて成るべく時間を節約したいとの

御意志に隨つて宴會も廢し、御視察の自由を圖つたのだが、吾々の誠意に於ては歡迎宴の催否に拘らず毫末も變るところはない。而かも亦昨秋地方制度改正の結果として、目下各地方共協議會を開き、混雜の場合なれば或は御接待上不行屆の點なきを保しないが、此點は偏に拜謝の他ない。何卒今回に懲りずに益々多數の御視察あらんことを冀望します。尚は歸還後も調査を要することもあらば何なり御遠慮なく御申越下さらば諸事能ふ限りの御便宜を計り度いと思ひます。

是に於て行中の耆宿陳國倫氏は關口囑託の通譯の下に、先づ本島の視察上成るべく時間の節約を要望せること末松局長の言の如しと裏書きし、偖て

陳國倫氏謝辭

兩國の關係は歷史上にも甚だ古きが上に同文同種にして事情を同じくして居る間柄である。然るに弊國は見らるゝ如くに紊亂し、事業其他の百事悉く停滯し、此儘にては到底何等の進歩も改善も圖り得ない。乃ち其距離最も近くある故に、又其發達の最も顯著なる故に本島を視察し研究し、以て我が停滯を通じ事業を起すの資となし便となさんが爲めに今回の視察を企てたるもの。然るにも拘らず渡臺以來斯く迄の御優待は感謝に堪えず、恨むらくは今日は最終日にして此上の教を乞ふの餘日なきを。されど歸國後も引續き諸事御指導を仰ぎ度、斯くて將來我が事業の發達を來さば、畢竟御助力の結果なるべく、卽ち兩國は益々親善し、兩々相携へて一層發達せざる可らざるの必要あり、又深くこれを希望する次第であります云々。

衷心の謝意の言辭の外に溢るゝものありき。

輸移出米許可制撤廢

米價の奔騰が本島に及ぼす影響の重大なるを看取せる總督府は大正八年一月斷然之れが對策を講ずることに決し、府令第七號を以て移出米許可制を發布し、爾來島米の移出を制限し以て其の濫出を防止し來りしが一時天上知らずと稱せられし米價も昨春以來財界の變動と共に愈々下落し停止する處を知らず、昨年一月石五十四圓七十錢なりし東京中米標準値も五月に入り五十圓六十錢となり更に十月に至り三十四圓九十錢に下落し、今や二十七、八圓臺を唱ふるの有樣となり、島米亦內地米につれ暴落の歩調を辿り昨年一月石二十八圓五十錢を唱へしもの今や十五圓二十錢見當に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して價格に於て正に半減せり、如斯米價の低落は輸移出力を殺ぎ爲めに島內米頗る豐富にして消費米留保に考慮を要せざるに至り從て島米輸移出の取締の必要なきを以て客年十二月府令第百九十四號を以て遂に許可制度を撤廢せり。

保險業取締

從來世人の保險に關する知識鮮きに乘じ殆んど詐欺に等しき手段を以て契約の募集を爲し其の他種々不正手段を用ふるの事實は屢々耳にせるところなりしが、總督府に於ても所謂惡保險業者を取締るの必要を認め一月十三日附を以て總務長官より各州知事、廳長に宛て「近來保險業者にして往々不都合の所爲を爲す者あり右は保險業法に基き一般契約者保護の爲嚴重なる取締を要するを以て左記各號に該當する行爲ありたる者に對して詳細取調の上報告せらるべし」と云ふ意味の通牒を發せり。

一、免許を受けずして營業する事

二、保險契約募集に關し契約者に對し欺罔手段を用ひ又は不穩當の手段を用ふる事

三、保險金の支拂に際し保險金受領の廣告費用を天引し又は交換的に新契約を強要する事

四、生命保險に於て健康診斷を經たることなく契約をなす事

五、其他不都合と認めらるゝ所爲

內臺間海底電線障碍

昨年十二月八日午後四時三十分長崎淡水間海底線及翌九月午前五時那覇淡水間海底線突如不通となり時恰も年末の際とて內臺間の通信上殊に一大打擊を被むるに至れり、而して障碍は兩線共淡水より十海里內外の海中にあるを測定せり、障碍の原因は淡水より基隆に向け航行中に在りし一船

原因は錨鎖の引摺り

船が航行中汽管を破裂し之が修理に當り風波と戰ひつゝ錨鎖を海底線上に引摺りたる結果斷線せるに基くが如し。

內臺間の電報通數は一日平均五千通內外にして之を三回線（長崎臺北線、長崎淡水線、那覇淡水線）にて取扱ひつゝあるに今回の障碍發生後之を一回線のみに依り通信することゝなりしを以て回線に於ける最高の能率を發揮し、日夜間斷なく高速度通信を繼續せるも幾分の停滯を免かれざりしは遺憾なり、臨機の措置としては殘存せる長崎臺北線より淡水臺北間の陸線を引離し、陸線障碍の海底線に及ばず危險

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を除去し、專ら長崎淡水間海底線のみの通信に充當

無線電信利用

することゝし、補助通信として基隆無線局を利用し、長崎附近大瀨崎無線電信局間に相互高等信の一部を送受することゝしたるも此兩無線電信局は航行中の船舶と通信するを主眼とするものなれば船舶通信の間隙を利用するに止まり之を專用する能はず、殊に大瀨崎無線電信局通信圏内には船舶の出入頻繁なるを以て數時間連續して利用不可能なる事情あるにより特に每奇數時間を利用することゝし、一日二百通内外の高等信を

上海線は利用者少し

送受しつゝあり、此外臺北より支那川石山上海を經て長崎に至る海外電信線の利用を一般に勸奬せしも、本線經由は歐文電報なると又料金高率なるが爲め利用者極めて少なく海底線通信の輻輳を緩和する程度に至らず、斯くして十二月十五日頃より停滯信漸次增嵩し高等信のみ漸く當日中に發著するの狀況となり、二十五日以後の普通信は二日乃至三日間の停滯を來せしも正月に入り電報數減少の爲め此間に於て停滯信を一掃し其後甚しき停滯を見ず今尙比較的順調の經過を示しつゝあり。

總督府は兩線不通の報告に接するや直ちに遞信省に對し急速修理方要求したるに生憎修理船沖繩丸は大連方面に作業中にあり、又小笠原丸は入渠中にして如何とも仕難しとて總督府に修理方依賴し來れり、仍て奉天丸を使用し修理に著手すべく十二月十九日杉山技師同船に便乘し修理用海底線受取の爲め

奉天丸出動作業す

長崎へ急航し基隆に歸港したるは十二月二十八日なり、卽時諸般の準備を整へ其夜基隆港外に出てゝ碇泊翌二十九日未明出帆淡水沖なる障碍地點に到りたるに風浪高く作業の見込なく基隆に引返へし翌朝再淡水沖に出動したるに霧深くして障碍地點の測定に困難を極め正午より漸次霧霽れ障碍地點の測定明瞭となり幾何ならずして長崎淡水線を捕捉し其の線端に浮標を取付けたり、此時已に薄暮に入りたるを以て作業を中止し淡水沖に假泊し翌日の作業を期待したるに季節風而かも猛烈にして作業の見込なきのみか碇泊すら困難なるを以て已むなく基隆へ歸港せり、其の翌日卽ち一月一日より同九日迄天候極めて不良にして作業に適せす同十日稍天候恢復の兆あり、此日出動したるも作業不可能にして單に浮標の存在を確めたるのみにて

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

天候險惡作業不可能

歸港す翌十一日又々出動したるに進むに從ひ益々天候險惡を加へ單に淡水沖に達し直ちに舵首を廻らし歸港せり、爾後天候稍望ある の日は必ず出動したるも依然天候作業に適せず、斯くして十九日に至り遞信省より小笠原丸を差向けんとて總督府の依託修理を解除し來れり、茲に於て奉天丸の作業全く中止の已むなきに至りたるものなり因に小笠原丸は二月上旬來航の筈なり。

モルヒネコカイン及其鹽類取締

大正九年十二月十五日府令第百八十四號を以て臺灣モルヒネコカイン及其の鹽類取締規則を發布し大正十年一月一日より之を施行せり、右は大正九年一月十日批准公布條約第一號平和條約及附屬議定書第二百九十五條に依り千九百十二年一月二十三日海牙に於て署名されたる國際阿片條約の規定に基きたるものにして本令の施行に依り當該薬品の濫用及密輸出入を防止し一層其の取締を勵行せむとの主旨に他ならず、然るに從來本島に在りては、臺灣阿片令、臺灣薬品取締規則、及醫薬品輸出取締に關する件等の諸規則に依り當該薬品の取締を爲し來りたるも本令施行と共に醫薬品取締の件は最早其の必要なきに至りたるを以て大正九年十二月末日限り之を廢止せり。

鐵道輸送狀況

昨年十二月中鐵道輸送の概況は左の如し

●本線（縱貫線、淡水線、瑞芳線、潮州線、）旅客人員は百九萬五千四百四十八人にして其收入五十一萬九千七十八圓十七錢なり之を前年同月に比するに人員に於て十萬二千二百五十八人收入に於て九萬九千十二圓三十五錢を增加せり。

貨物は二十五萬二千五十四噸にして其收入五十四萬六千九十四圓九十八錢なり之を前年度同月に比するに噸數に於て一萬三千八百九十一噸收入に於て九萬七千三百八十九圓二十九錢を增加せり。

●臺東線（花蓮港玉里間）旅客人員は五萬四千二百二十人にして其收入は一萬七千三百四十一圓一錢なり之を前年同月に比するに人員に於て一萬九百十三人收入に於て四千四百十一圓八十四錢を增加せり。

貨物は一萬四千三十三噸にして其收入は一萬九千九百二圓三十三錢なり之を前年同月に比するに噸數に於て九千三百五十一噸收入に於て一萬三千七百十四圓八十七錢を增加せり。

●宜蘭線（蘇澳大里間）旅客人員は七萬二千百八十八人にして其

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の收入は一萬四千百八十二圓七十四錢なり之を前年同月に比するに人員に於て八千百六十三人收入に於て四千八百四十四圓二十九錢を增加せり。

貨物は九千二百八十五噸にして其の收入は三千五百九十二圓十三錢なり之を前年同月に比するに噸數に於て六千二百二十三噸收入に於て千四百二十五圓七十錢を增加せり。

以上の三線を合計すれば旅客人員百二十一萬九千九百四十八人貨物二十七萬五千三百七十二噸にして其の收入は旅客五十五萬六百一圓九十二錢貨物九十六萬九千百八十九圓四十四錢合計百十二萬百九十一圓三十六錢を算すべし之れを前年同月に比すれば旅客人員に於て十二萬千三百二十六人貨物に於て二萬九千四百六十五噸收入合計に於て二十二萬七百九十八圓三十四錢の增加を示せり。

加福臺中州知事挂冠

古めかしき言葉なれども會者の別離は定數とは云へ、今日加福豐次氏を本島官界より永久に失はんとするを思へば今更の如く無限の哀愁を感せざる能はず顧ふに氏は二十九年七月を以て一高を經て帝大佛法に學び、三十二年其業を卒ふるや直に一年志願として入營し其官界の人となりしは三十四年五月中司法官試補として東京區裁判に檢事代理たるに始まる。而かも三十七年中日露の釁端の開かるゝや召募に應じて近衛師團に入營し出征二年有餘、輙ち凱旋に及んで始めて職を我が總督府法院檢察官に奉ず、時は方さに明治三十九年九月後一度び出でゝは歐米諸國を視察し歸來總督府警視に轉じ二度び出でゝはアルゼリヤ、交址支那を巡遊し、保安課長の要位に據り、更に三度び福建、廣東、香港の出張となり、大正三年七月臺北廳長に拔擢せられしが六年九月督府事務官に復歸し、翌十月を以て四度び出でゝ南洋各地を巡遊し、八年四月臺中廳長に轉じ卽ち昨年九月地方制度の革新と共に臺中州知事に榮進し以て今日に至れる人。其間囘顧十又六星霜、本島統治上大小の貢献枚擧に遑あらざる所。或は蕃匪討伐の功に依り勳四等瑞寶章に副ふるに賞金六百圓を以てせられ(大正四年二月)、或は大正三四年事件の功を以て旭日小綬章を授けられ又或は戶口調査の勤勞の故に、若しくは地方制度改正の慰勞を以て各賞金を授與せられたるもの、畢竟斯の功績の一端を表彰したるもの。今茲二月一依願職を退くや督府更めて慰勞の爲め二千三百金

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を賄與せるもの亦其意に他ならず君の前程尚長し冀くは加餐せよ。

立川勅任參事官榮轉

昨年の歐米視察を終へ昨年十一月歸朝以來督府勅任參事官として令聞ありし同氏は今回加福前知事退職の後を襲ぎ臺中州知事に榮轉す氏は明治三十七年の東京帝大政治科出身にして三十九年五月始めて當總督府に職を奉じ殖產局商工課に勤務以來十有六年、大正三年十月一度び阿緱廳長として地方牧民に當りしも六年四月再び府內の人となり移民課より農務課長專任に遷り八年八月歐米各國に出張を命ぜられ終に今日に至れるもの。胸中經綸を藏し將た地方官としての經驗もなれば還た加福氏に遜らさる良牧民なるや必せり。

對臺灣議會運動聲明

今回在京中の林獻堂、蔡惠如等は臺灣人留學生等と共同し目下開會中の第四十四回帝國議會に臺灣議會設置の請願を爲さんと企て同志を糾合請願書を作成し衆議院議員田川大吉郎氏の紹介に依り二月一日之を議會に提出するに至りたり之に關し當局に於ては臺灣律令に關する法律案が衆議院の議事に上提せらるゝを機とし林獻堂、蔡惠如、蔡培火、林呈祿を總督府出張事務所に招致し今回の法律案提出の理由並に該法案の內容及臺灣總督府に關係官吏の外民間に於ける內地人、本島人より成る臺灣總督府評議員會を新設し總督より必要と認むる事項に付諮詢すべき機關となす案を近く勅令を以て公布せらるべき旨並に臺灣議會の設置は全然內地を離れたる自治にして絕對に之を認めざる旨總督より親しく訓示せらるゝところありたるが更に本月七日臺灣律令に關する法律案の衆議院特別委員會に於て一議員の質問に對し近く設置せらるべき臺灣總督府評議會の說明を爲すと同時に臺灣議會の設置の如きは絕對に之を認めず臺灣は我帝國領土の延長として內地と同一の取扱を爲すことに努力せる旨聲明せられたり。

花蓮港廳下官營移民

官營移民事業は概ね其緒に就き、其事務を當廳の所管に移されてより廳出張所及公醫を置き移民並に其衛生保健に關する事務を掌理せしめ居住民會を組織して其自治的發達に努むるの外煙草耕作組合甘蔗耕作組合授產組合水車組合等を組織して產業の發達を圖り集合水田の制を興して食料充實の計を樹て在鄉軍人會、靑年會、同窓會の組織に就いて精神的向上を策し以て農村の、

健實なる發達を庶幾し移民事業當初の目的を達成すべく努めつゝあり。

▲移民戸口

大正八年末に於ては三村を合して戸數六百六十三戸人口三千三百四十二人を有す而して福岡、德島、熊本、廣島、香川、山口、佐賀の諸縣最も多く移民總戸數の約八割を占む。

大正八年末各村戸口左の如し。

（其一）

村名	戸數	人口		
		男	女	計
吉野村	三二〇	九一四	八三二	一、七四六
豐田村	一七七	四五九	四〇六	八六五
林田村	一六六	三七〇	三六一	七三一
計	六六三	一、七四三	一、五九九	三、三四二

（其二）

村名	從業人員		從屬人員		計
	男	女	男	女	
吉野村	五〇五	四六三	四〇九	三六九	一、七四六
豐田村	二六二	二一五	一九七	一九一	八六五
林田村	二三一	二一五	一三九	一四六	七三一
計	九九八	八九三	七四五	七〇六	三、三四二

▲衞生狀態

移民村の衞生狀態は年々改善せられ開墾の進捗と相俟て比年良好に赴きつゝあり。

既往三箇年間に於ける患者數を示せば左の如し。

年次		患者數 男	患者數 女	患者數 計	人口千に付
大正六年	吉野村	一、七五六	一、三二九	三、〇八五	一、八六三
	豐田村	八八二	八六八	一、七五〇	二、八九四
	林田村	二、〇九六	一、七四八	三、八四四	四、九二四
	計	四、七三四	三、九四五	八、六七九	二、五六四
大正七年	吉野村	九四三	八〇七	一、七五〇	一、〇〇一
	豐田村	一、九四五	一、五二三	三、四六八	三、八四四
	林田村	一、二九四	九五七	二、二五一	三、一〇〇
	計	四、一八二	三、二八七	七、四六九	二、二八二
大正八年	吉野村	七五六	七二八	一、四八四	一、九九六
	豐田村	九四四	七八三	一、七二七	一、九九六
	林田村	五四一	五〇七	一、〇四八	一、四三三
	計	二、二四一	二、〇一八	四、二五九	一、六七五

備考　患者の主なるものは麻剌里亞病にして呼吸器病消化器病腫瘍之に亞ぐ而して患者數は罹病者延回數なり。

▲敎育及宗敎

△敎　育

各村に尋常高等小學校を設け專ら移民子弟の敎育

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に任ず其始め移任後三箇年は授業料免除の特典を與へ兒童の就學を奬勵せしも漸次農村の基礎確立すると共に進んで就學するに至れり、其卒業生は同窓會を組織し永く母校との連絡を保つと共に青年會等と氣脈を通じ會員の德性、智能の研修に努めつゝあり。

大正八年中に於ける兒童の就學狀況左の如し。

村別	學齡兒童			就學兒童			不就學兒童		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
吉野村	二二〇	一九二	四一二	二一三	一六九	三八二	七	二三	三〇
豐田村	一三〇	八三	二〇九	一二四	八二	二〇六	二	一	三
林田村	七七	五三	一三〇	七七	五二	一二九	—	一	一
計	四二七	三二八	七五一	四一四	三〇三	七一七	九	二五	三四

△宗　敎

各村に神社を建立し又布敎所を置く、神社には天照皇大神大國魂命大已貴命少彥命及能久親王を奉齊し每年春秋二回例祭を擧行す、境內は植樹造苑等古社を模して按配し村內氏子により手入をなす、神社に對しては各自の宗敎宗派に論なく村民擧て信仰す、佛敎信徒は村民の九割以上を占め直宗信徒最も多し宗派別信徒數左の如し。

村別	神道	天理敎	眞言宗	天台宗	禪宗	日蓮宗	眞宗	淨土宗	基督敎	計
吉野村	六	三三	七三	六	三〇	八	一八三	一〇	二	三二〇
豐田村	九	二	二三	—	一五	九	一一〇	三	—	一七七
林田村	四	三	八	—	一二	八	一二〇	二	—	一六六
計	一九	八	一〇二	六	五五	二六	四一三	一五	二	六六三

▲農　況

耕地大正八年末に於ける移民割當地總面積二千六百四十七甲六分一厘八毛にして內吉野村一千百五十一甲九分一厘二絲、豐田村七百五十甲一厘五毛四絲、林田村七百四十五甲七分一毛四絲なり、而して最初の割當面積は一戶當耕地三甲宅地一分五厘の標準なりしも割當地中農耕不適地を混ずるものあり水害に依り流失又は地方の異動を生じたるものあるを以て各戶の公平を期せんが爲適宜割增地を交付し現在一戶平均吉野村豐田兩村凡三甲五分林田村凡四甲に達せり。

本年末に於ける開墾現況左の如し

村別	總面積	開墾面積				未墾面積		
		田	畑	宅地	計	農耕適地	農耕不適地	計
	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲
吉野村	一、一三一・四〇三	三一〇・二八〇	八〇八・一〇〇	三六・〇八二	一、〇五一・四七八二	一三・一七〇	八五・三一〇	九七・四八〇
豐田村	七四〇・〇一三	七三・〇〇〇	六〇七・九七〇〇	二七・五八一八	七〇七・二五一八	二八・八八三四	五・九八三	四三・四六六

林田村	七四一・七〇三	六九・七七二三	四六一・三〇六一	六八・六七二六	一六六・六五一二	一七六・〇〇〇二	—	一七六・〇七〇三
計	一六、四〇七・六八〇	二五七・〇〇二五	一、八七七・四〇六一	一〇二・六五二六	二、五一一・六〇一二	二一六・一五四六	八六・八五三二	二一五・九五六八

農產、移民村に於ける農作物の主要なるものは稻、甘蔗、甘藷、蔬菜、煙草等なり。

而して年と共に開墾進捗し耕地面積增加するのみならず移民は熱帶農業の經驗を積み氣候風土に馴るゝに從ひ其農產額は近時著しく增加せり其槪況左の如し。

稻は六百八十一甲の作付をなし一萬〇五百七十八石の玄米を穫たりと雖吉野村を除く外何れも村內の消費米を充すに足らず。是れ主として水量の不足に起因するものにして一村盛衰の岐るゝ處なるを以て豐田、林田兩村は或は集合水田を設けて用水の節約を圖り或は圳路の浚渫修繕に力を盡し只管水田の擴張に腐心しつゝあり。

吉野圳の水源は水量豐富にして水質亦た良好なり若し取入口及圳路の擴張を行はゞ其作付面積は優に倍加し得べく今や之が施工に關して考究中にあり。

甘蔗は其性强健にして克く新開の土地に適し比較的粗放の耕作に堪ゆるが故に逐年作付增加し現に豐田、林田兩村の農產物の首位を占む。

煙草は督府の補助奬勵により相當の收益を收め得るが故に年々作付面積を增加しつゝあり。

吉野村の蔬菜栽培は里餘の地に花蓮港街を控へ生產物の需要大なるを以て農家の副業たるに適し比年發達して少からざる收益を擧ぐる至れり。

甘藷は人畜の食料として盛に栽培せられ殊に豚の飼料としては一日も缺くべからざる主要作物なるが故に各村共逐年其栽培面積を擴張し將來益々增加の傾向あり。

本年中に於ける農作物の播收狀況左の如し。

▲作付面積

作物名	吉野村	豐田村	林田村	計
水稻	甲 三九九・五〇	甲 一四二・〇〇	甲 一二四・三〇	甲 六六五・八〇
陸稻	一三・〇〇	二・五〇	—	一五・五〇
甘蔗	一三四・六〇	三四七・〇〇	二九七・六八	七七九・二八
煙草	二三・九〇	一四・二〇	一一・六〇	四九・七〇
蔬菜	一〇〇・〇〇	一二・三〇	一三・七五	一二六・〇五
甘藷	七四・四〇	三五・二二	二五・六七	一三五・二九
果實	一二・〇〇	九・五〇	三・四〇	二三・九〇
蕎麥	二三・五〇	—	—	二三・五〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

作物名	吉野村	豊田村	林田村	計
粟	一二·〇〇	一六·四〇	―	二八·四〇
アロールート	一三·一〇	〇·五二	三·二〇	一六·八二
落花生	―	一·九二	二一·〇〇	二二·九二
豆類	九·〇〇	四·九四	―	一三·九四
胡麻	二·六〇	〇·二四	―	二·八四
黄麻	一·〇〇	〇·六〇	―	一·六〇
桑	―	〇·一〇	―	〇·一〇
其の他	三〇·〇〇	―	―	三〇·〇〇
計	八四八·六〇	五八七·四六	四九九·六〇	一、九三五·六六

收穫高

作物名	吉野村	豊田村	林田村	計
水稲	七、九九〇石	一、九八四石	七六五石	一〇、三〇三石
陸稲	二六〇	一五	―	二七五
甘蔗	八、〇五二、〇〇〇斤	一〇、八五二、三〇五斤	九、五三六、五一二斤	二八、四四〇、七一七斤
煙草	六六、九六六	三四、〇九九	二三、九〇九	一二四、九六〇
蔬菜	二〇〇、〇〇〇	二二四、三九〇	四〇三、三二五	八二七、七一五
甘藷	一、七四〇、〇〇〇	一、六八四、九〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、九二四、九〇〇
果實	一六〇、〇〇〇	三三、三〇一	一〇、六三〇	二〇三、九三一
蕃参	二三石	―	―	二三石
粟	一三二	一三六	―	二六八
アロールート	二六〇、〇〇〇斤	六、九〇〇斤	九六、〇〇〇斤	三六二、九〇〇斤
落花生	―	三石	二五二石	二五五石
豆類	三二	二六	―	五八
胡麻	三〇	一二	―	四二
黄麻	二、〇〇〇	一、七八八斤	―	三、七八八斤
桑	―	六石	―	六石
其の他	―	―	―	―
計	―	―	―	―

生産價格

作物名	吉野村	豊田村	林田村	計
水稲	九六、七八〇·〇〇〇円	四六、四四〇·〇〇〇円	二三、九五〇·〇〇〇円	一六六、一七〇·〇〇〇円
陸稲	二、六〇〇·〇〇〇	四五〇·〇〇〇	―	三、〇五〇·〇〇〇
甘蔗	四五、四一三·二八〇	三九、六一〇·五五〇	三一、四七〇·四八〇	一一六、四九四·三一〇
煙草	二〇、一九七·六七〇	一〇、一一一·九三〇	六、六二七·七四〇	三六、九三七·三四〇
蔬菜	二〇、〇〇〇·〇〇〇	四、二四四·九三〇	一〇、六三五·三六〇	三四、八八〇·二九〇
甘藷	四、六二〇·〇〇〇	一二、六七九·二〇〇	七、〇〇〇·〇〇〇	二四、二九九·二〇〇
果實	四、八〇〇·〇〇〇	九六六·〇三〇	三一八·九〇〇	六、〇八四·九三〇
蕃参	三、五二五·〇〇〇	―	―	三、五二五·〇〇〇
粟	一、六八四·〇〇〇	一、八九〇·〇〇〇	―	三、五七四·〇〇〇
アロールート	一、五六〇·〇〇〇	四一六·四〇〇	五七六·〇〇〇	二、五五二·四〇〇
落花生	―	一三七·六〇〇	一、五一二·〇〇〇	一、六四九·六〇〇
豆類	八〇〇·〇〇〇	八二四·〇〇〇	―	一、六二四·〇〇〇
胡麻	六〇〇·〇〇〇	七二·〇〇〇	―	六七二·〇〇〇
黄麻	一〇〇·〇〇〇	五三六·一三〇	―	六三六·一三〇

種別	吉野	豐田	林田	計
蚕	—	七五〇〇	—	七五〇〇
其の他	一、五〇〇・〇〇〇	—	—	一、五〇〇・〇〇〇
計	二〇四、〇七九・九五〇	一二八、三八八・一六〇	八一、〇九〇・五〇〇	四一三、五五八・六一〇

▲經濟狀態

移民の經濟狀態は從來吉野村を除くの外收支相償はざるの狀況にありしか本年度より實施せる當廳農會施設の稻米增收事業と相俟て水田作付の擴張を計りたる結果本年末に於ては各村共若干の收入超過を見るに至れり卽ち左の如し。

收入 種別	村名	金額
農產收入	吉野	円 二〇四、〇七九・九五〇
	豐田	一二八、三八八・一六〇
	林田	八一、〇九〇・五〇〇
勞働收入	吉野	二八、五〇〇・〇〇〇
	豐田	七、九一四・一九〇
	林田	四五、二八〇・〇〇〇
副業收入	吉野	一四、〇〇〇・〇〇〇
	豐田	一、二〇〇・〇〇〇
	林田	二、四九〇・〇〇〇
雜收入	吉野	二一、五〇〇・〇〇〇
	豐田	二、五〇〇・〇〇〇
	林田	二、五二〇・〇〇〇
計	吉野	二六八、〇七九・九五〇
	豐田	一四〇、〇〇二・三五〇
	林田	一三一、三八〇・五〇〇

支出 種別	村名	金額
生計費	吉野	円 一六八、四三四・二〇〇
	豐田	七六、六二五・八〇〇
	林田	七八、四七〇・〇〇〇
經常費	吉野	五九、四〇〇・〇〇〇
	豐田	二一、八三五・〇〇〇
	林田	三二、四六〇・〇〇〇
諸税及公共費負擔金	吉野	五、八五〇・〇〇〇
	豐田	七、四一九・一〇〇
	林田	六、四六〇・〇〇〇
雜支出	吉野	一八、〇〇〇・〇〇〇
	豐田	一七、八六〇・〇〇〇
	林田	三、八二三・〇〇〇
計	吉野	二五一、六八四・二〇〇
	豐田	一二三、七三九・九〇〇
	林田	一二一、二〇三・〇〇〇

（備考） 今移民一戸の經濟狀態を調査するに吉野村に於ては一箇年收入額八百三十七圓七十四錢支出額七百八十六圓五十一錢差引純益五十一圓二十三錢にして豐田村は同收入額七百三十四圓四十七錢支出額六百九十九圓九錢差引純益三十五圓三十八錢に相當し林田村は收入額七百九十一圓四十四錢支出額七百三十圓十三錢差引純益六十一圓三十一錢に當れり。

玉里大火災と救助

大正九年十二月三十日玉里に於ける火災は住家全燒百七十八、半燒四、非住家全燒十半燒一、計百九十三戸、罹災人員七百八十一、損害見積價格二十五萬九千三百餘圓なり、而して玉里庄玉里は玉里市街、中城、客人城の三部落より成り戸數六百五十にして客人城部落七十戸は市街に遠かり今回の火災とは關係なきを以て市街及其の接續地域に於ける住家の約三分の一を焦土と化し大正七年花蓮港大火災燒失家屋の二分の一に相當す。

火災の模様

十二月三十日午後〇時四十分玉里支廳を巨る南方約八丁字中城阿片吸食者黃贇賢（六十五歲）方炊事場より發火し當日南風吹き荒さみ見る間に猛火は所々に飛散附近に類燒し更に約四丁を隔つる市街の中央及街の南端に飛火

し一時に數箇所の火災起り中城方面に出動したる警察官消防等も市街へ引返し又玉里分遣中隊よりも多數出動し極力防止に努めたるも風力益々加はり火勢彌々猛烈を極め殆んど全市猛火に包まれ危險刻々に迫り家財商品等を搬出する暇なく辛ふして著のみ著の儘にて難を避け偶々搬出したる少許の物品も多くは荷火災を被むり午後四時に到り市街を横斷する小溪（旅館東正館の南側）を境に漸く鎭火し目も當てられざる慘狀を極めたるも幸に死傷者なかりしは不幸中の幸と言ふべし、類燒を免かれたる地域に於ても各所に飛火し大事を演出せんとし孰れも防止したるも搬出物品中燒失したるもの少なからず、若し深夜に突發し且つ水の便を缺きたらんには全街焦土と化したるべし。

應急善後策

十二月三十日午後二時十五分玉里市街の中央大火災中との電話報告あるや江口廳長は卽刻裝を整へ古藤警部を隨へ二時三十分花蓮港發列車にて出發午後八時六分玉里著直ちに調査、警防、救濟、報告等に殆んど夜を徹して指揮畫策し一面松尾支廳長岩田庄長を始め有志を糾合して玉里火災救濟團を組織し自ら其の委員長となり罹災者の救濟其他善後策に對する實行に當らしめ又管內より救濟資金五千圓の寄附募集の手續をなし玉里公學校玉里蕃人公學校竝布敎所を罹災者收容所に充て炊き出し給與等機宜を失せず實施し翌三十一日一番列車にて救助其他打合せの爲め林田屬玉里へ出張諸般の打合はせ及救濟の實施に從事したり。

假小屋建築及救助

玉里支廳は管內に令して假小屋建築用材料を蒐集せしめ早きは一月一日午前搬出し來れるあり、又花蓮、研海兩支廳より派遣應援巡查十名は一月一日終列車にて玉里に到著翌二日早朝より假小屋建築に著手、十二月三十一日午後二時三十分花蓮港發列車にて宇都庶務課長玉里に出張狀況を視察し救助其他に關し指導す。

救濟團の處置

罹災者との連絡及意思の疏通上救濟團は左記七名を罹災者惣代と指定したり。

山我留治　中司庄七　福島英雄　鍾文松　蔡拱秦　陳運發　ナモ

一月二日救濟團は惣代を事務所に招き左記の事項を通告したり。

（1）罹災者に於て救濟上希望等あらば此際惣代に於て取纏め申出られたきこと（2）米の買入等に困る向は事務所に申出られたきこと（3）食品費其他支給方團に詮議を仰き居ること（4）江口廳長の

名を以て管内より寄附金募集中なること(５)寄附金は募集者に於て適當と認むる方法に依り分配す(９)一戸凡そ六坪の割にて救濟園にて假小屋建築中なること(７)假小屋建築の爲め花蓮、研海兩支廳より特に警察官を派遣せられたること

慰問及見舞金

十二月三十一日臺東廳官民有志惣代として中村廳庶務課長、大熊臺東街長、金子廳警部、慰問の爲め來玉、見舞金の寄贈ありたり。

一月二日平松廳屬宮原、中園兩警部中村、鄭兩助役林阿賜協議會員林明月、許柳枝兩區惣代官民惣代として慰問の爲め來玉見舞金の寄贈あり其他遠近特志家より見舞金等の寄贈あり。

▲罹災戸數人口等

罹災戸數人口及被害見積價格等左の如し。

種族別	住家の戸數 全燒	住家の戸數 半燒	非住家棟數 全燒	非住家棟數 半燒	罹災建物坪數 住家	罹災建物坪數 非住家	罹災者數
內地人	三一	二	二	—	七一〇	六三	一三四
本島人	一三〇	二	七	一	二、二八三	九三	五四九
蕃人	一七	—	一	—	五四八	三三	九八
計	一七八	四	一〇	一	三、五四一	一八九	七八一

▲被害見積價格

種族別	損害見積 家屋	損害見積 現金	損害見積 商品	損害見積 其の他の家財	損害見積 計
內地人	二一、六〇〇円	一、三二〇円	一一、三九〇円	四一、四三四円	七六、五三四円
本島人	七三、四四五	四、六三四	一四、四五〇	七三、一三六	一六五、六六五
蕃人	三、四一五	二八〇	—	五、九五五	九、六五〇
郵便局	—	—	—	二、五〇〇	九、五〇〇
電燈會社				七、〇〇〇	
計	九八、四六〇	六、二三四	二五、八四〇	一三〇、〇二五	二六一、三四九

郵便局は電話機其他電燈會社は貸付電燈器具其の他の損害なり。

臺灣財界消息

一日も早く去れかしと財界の一般から呪はれた恐慌の年も遂に去つて爰に大正十年の二月とはなつた併し財界の困難は依然として續いて居る、成る程既に恐慌期は經過した、謂ふ所の動搖不安は一段落を告けた併し本年は不景氣不景氣と云ふのが、强けれは整理期、又は收縮期に入つたのである蓋し反動の來襲に依つて今迄

眞の不景氣は今後

に打擊を受けたものは主として、事業家、商業家に止まり俸給生活者、勞働者の大部分は未だ格別其の收入の減少を來さなかつたから實際の消費には反動減が强く現はれて來なかつた—小賣相場の下らぬのも主として此の理由

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

に依る｜が既に財界が反動期收縮期に這入つた以上は所謂俸給乃至賃銀階級も其賃銀の減少期に入らねはならぬ、否近來の新聞ては工場の閉鎖又は生產減少の爲に失業者が幾十萬人とか又勞働者の賃銀や俸給の幾割減であるとか、云ふことを頻々報して居るのであるから所謂眞の消費の減退物價の低落換言すれば眞の不景氣は今後にあるのかとも思へる。

臺灣產物と物價問題

抑も財界の地位の問題は、要するに金融は如何、物價は如何、產業は如何の問題に歸著する就中主なるものは產物と物價の問題であらう、而して本島の主要產物が砂糖、米、石炭、茶、等の如きものであることは申す迄もない、併し是等のものが皆不勢であつたのは本島經濟界の爲誠に遺憾である、大正九年期に於ける砂糖の出來高は成績良くなかつたが上に糖價が非常な暴落を爲した爲に製糖會社否本島の受けた打擊は寔に大なるものである、今例を分密糖に取つて見ても大

砂糖の暴落

正七年一月の一擔十七圓と云ふものを基數百とすると同年十二月頃からソロ／＼相場が上つて來て八年の一月には百四十となり、七月には二百六十八と云ふ指數を示し、それから此の高き相場を維持して九年二月の如きは實に二百八十八と云ふ指數を示して居る、加ふるに砂糖は豐作が續いたので砂糖會社が莫大な利益を獲ち十割二十割の配當を爲したのは此の頃である、併し流石に好況であつた砂糖も同年三月から漸次に下落して同年十二月の指數は實に百六十二に下つたのである、如此狀勢であるからして直接其の衝に當つて居る製糖會社は勿論之が生產に從事する農家並に砂糖取引商人に及した影響の大であつた事は當然である。

米價下落と農家窮迫

本島に於ける米の生產額は四百七、八十萬石で弱百萬石の輸移出力があるので本島經濟界が米產額及米價の高低に依て非常なる影響を蒙ることは云ふ迄もない、今大正七年一月の相場を基數に採ると中部米基隆渡で大正九年の十二月は七十九と云指數となつて居る、農家購買力減少の程度も之に依て察せらる、之が普通の商業者であると此の位强い打擊を受けた場合には到底支持し切れないで破產倒產續出と云ふ悲況に陥るのもあるが農家と云ふものは底力のあるものであるから非常なる打擊を受けなからも普通商人の如く窮

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

況に陷らず苦しいながらも兎も角凌いで居るのは農家自身の爲は勿論本島經濟界の爲に幸福である、斯んな時に信用組合などは十分其の能力を發揮せねばならぬ、茶の不況も本島經濟界に大なる打擊である、

茶不況と當業者困憊

北米市場に禍せられたる昨年の烏龍茶界は領臺以來未曾有のものと云はれて居る、大稻埕茶商等は或は之を包種茶に改造して南洋輸出を試み、州勸業課などでは廉賣を行ふたが勿論大勢を左右すべくもないので停滯茶が尚十萬箱あるとか云はれて居る、其の不況や眞に甚だしい山方並に茶商人の困憊極度に達したるのは當然である、併し今回安いながらも總督府で買上のことゝしたから之で大體晃も付き當業者の金融も餘程緩ふた樣である。

石炭綿布其他も不況

其の他本島の重要物產たる石炭も甚だしく不況である綿布も惡い一時勃興しかけた各種の工業はサボタージの狀況である、中には脈の切れたのや又氣息奄々たるものなどあるので本島經濟界は非常に景氣が惡い、

新銀券發行高の減少

之を臺灣銀行券の平均發行高に依て觀るも昨年の一、二月は共に四千八百餘萬圓と云ふレコードを示して居るのに三月に入つてから四千六百萬圓臺に落ち、其れから漸次發行高を減じて六月には四千二百萬圓臺に落ちたるも尚上半期は四千六百餘萬圓と云ふ平均發行高を持して居つた、然るに之が下半期に入ると四千萬圓臺を割つて三千九百餘萬圓に落ち漸次減少して三千三百餘萬圓迄減少した、然るに流石に十二月は稍增加して弱三千六百萬圓となつたが之を同年の一月に比へると實に一千萬圓以上の發行高減少にある、以て本島經濟界の一斑を推測することが出來る。

恢復見込ある不景氣

斯くの如き狀況であるからして一般的に觀察して本島の經濟界は之を內地や滿洲等の狀況に比較すると餘程健實なるのに拘らず尙歲末の經濟界に對しては少からず憂慮せられて居つたが幸に破綻者も出てず商賈に依つては意想外に成績を擧げたものなどあることは誠に慶賀すべきである、是蓋し不景氣ながらも本島經濟界に底力のあること、金融業者が金利の低下融通範圍の擴張等金融の調節に機宜を得たること、當業者が難局に處する途を誤らざりし事等に歸するであらう、要するに本年の經濟界は冐頭に述べた如く不景氣時

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

代と觀るのを大體の觀察として誤らないものと思ふか、此の不景氣は更に沈衰に入る爲の不景氣ではないので一陽來復景氣恢復の爲の不景氣と觀るのを適當とする、否已にコールの如きも非常に引き緩み日銀は巨額の預金を擁し證券市場なども銀行株などに先走りの見へて居るのは縱令一時的の現象であるとしても誠に幸先きのよいことである。

各州協議會開會

昨年本島地方自治制實施後に於ける通常協議會の開會は本年に入りて先づ之を臺南州に見る、其の會議は一月二十四日に始まり豫算其他を議了して同月二十八日閉會したるが其の提出せる歳入歳出豫算は經常臨時部を合して三百十一萬八千百十六圓に上れり。次は新竹州にして二月七日開會同十日閉會、其の提出豫算百七十七萬三千九百九十八圓。次は高雄州にして二月九日開會、同十三日閉會、其の提出豫算二百二十一萬三千四百六十一圓に上る。之に次で開會せられ今尚ほ開議中なるは臺中・臺北の二州にして臺中州は二月十四日開會、其の提出豫算は二百五十萬七千七百四十四圓に上り、臺北州は同十五日開會、豫算三百七十九萬六千九百三十七圓と計上せらる此兩州も不日閉會せらるべく詳細は本誌三月號に掲載すべし。

臺北鐵道の營業開始

萬華新店間の運輸營業計畫中なりし臺北鐵道株式會社は途中の土地買收に關する故障の爲線路の敷設豫期通りならざりしも頃時事業進捗し去る一月二十五日より不取敢萬華公館間の運轉を開始することゝなれり、萬華公館間二哩八分途中螢橋に昇降場あり、一日の運轉回數は上り、下り共午前、午後各二回にして當分の間一、二等を連結せず、三等客車二輛と前後部に緩急車を連結運轉の筈なるが從來新店より軌道に依り運搬せられたる石炭其の他の貨物は一日平均二百五、六十臺乘客約八百名其の收入六百四、五十圓に上る由なるが全線の開通を見るに至らば水運に依る石炭の輸送も運賃の關係及萬華に於ける官線との連絡ある爲大部分鐵道の吸收するところとなる豫想の由なり、而して景尾迄は二月中旬全線は三月中旬迄に開通の豫定なりと。

臺中甘蔗萎縮病驅除

本病は數年前より各地に點々發生せるも其被害程度輕微にして一般の注意を惹くに至らざりしが一昨年に至り俄然大發生を見るに至り當局及會社協力之が防遏に努めしも

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

既に手遅れの觀ありて遂に絶滅するに至らざりしが終に今年に至り州下全般に亘りて發生し其面積約二千甲餘に及ぶに至り被害の程度亦重大にして嘗て甲當十二三萬斤の收量ありし地方も今や漸く三、四萬斤を得るに過ぎざる慘狀を呈するもの少からず、依て州廳に於ては之が徹底的驅除の必要を認め大正九年十二月二十四日付を以て州令を發し之が驅除防遏に著手せり、而して總督府に於ても州廳の意を諒せられ特に驅除豫防に要する豫算の配賦あり一面製糖業者に於ても一般好意を以て迎へつゝある狀況にして右驅除豫防は極めて順調に進行しつゝあるを以て豫想以上の好成績を得べく認めらる。

臺中州本期製糖概況

管内に於ける製糖場は新式十工場改良十六工場にして内工事中のもの新式一箇所、未設改良一箇所あり、而して本期製糖開始は新式にありては新高製糖株式會社彰化第一工場の十一月三十日を第一著手とし引續き各工場共著手し明治製糖株式會社溪湖工場は二月一日新高製糖株式會社彰化第二工場は三月一日作業著手の豫定なり、改良糖廍にありては東洋製糖株式會社々仔工場の十二月二十二日著手を第一とし引續き各工場とも作業に著手せり、生産原料は經濟界の關係等により作業を休止せんとするもの五工場あり、其產糖豫想高は分蜜糖百〇四萬擔赤糖二十二萬擔合計百二十六萬擔を算せり。

明糖溪湖工場落成

元大和製糖株式會社にて計畫せし業務を承繼し員林郡溪湖庄溪湖に工場建設中なりし、同社溪湖工場は大正十年一月二十五日を以て竣功し翌二十六日始業式を擧行せり、式は午前十一時工場内にて行はれ藤野專務取締役の式辭、佐々木工場長の工事報告に次き加福知事、吉田殖產局長代理、金子員林郡守、溪湖庄長、蔡河清諸氏の祝詞ありて式を閉ち引續き藤野專務取締役の案内にて來賓一同壓搾機械の試運轉より工場内を一周し更に設けの席にて祝盃を擧げて午後三時終了せり同工場區域は員林北斗彰化の三郡に跨り田園面積一萬一千餘甲、本期作付面積一千六百八十甲見込生產高六千四百七十萬斤なり、工場能力は七百五十噸にして其製糖機械の大部分は内地製にして最新の研究製作に屬し好成績を擧げ得べしと期待せられつゝあり。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺東廳學事

昨年十月以來左の如く擧行せり十月九日都歷番人公學校に於て教務打合會を開催し第一時限岩崎教諭の國語科讀方實地授業第二時限吳訓導心得の國語科話方實地授業終つて之が批評及校務の打合をなし散會せり、當日は都歷

都歷公學校

鑾蘇老漏の番人公學校長及訓導心得成廣澳公學校長及訓導心得成廣澳小學校長等參集し本廳よりは安倍視學列席し頗る盛會なりき。

太麻里公學校

同月二十三日太麻里番人公學校に於て教務打合會を開催し巴塱衞、虷仔崙、知本の各番人公學校長及訓導心得等參集し本廳よりは安倍視學列席せり第一時限森江教諭の第三四學年國語複式教授、第二時限ダナオ訓導心得の算術教授、終て之が批評及校務の打合をなし散會せり。

番人公學校長研究會

大正九年十一月二十七日臺東尋常高等小學校に於て廳下小、公、番人公學校長參集の上教育研究會を開催し本廳よりは安倍視學列席せり第一時佐々木教諭心得の尋常科第一學年算術科實地授業第二時白男川教諭の尋常科第五、六學年地理科實地授業終りて之れが批評に移り術土持教諭の地理科教授に對する研究事項の發表等あり頗る盛會なりき。

臺東廳下學校長會議

大正九年十一月二十八日二十九日の兩日に渉り臺東廳に於て學校長會議を開き會長の開會宣告に次き廳長の訓示あり引續き議事に移り諮問事項六件、注意事項八件、協議事項九件を議了せり。

諮問事項、注意事項及協議事項左の如し。

▲諮問事項

(一)地方制度改正に關し施設したる事項及其狀況如何(二)小公學校に於ける母國人本島人間の同化的訓練の狀況如何(三)學校を中心としたる社會教化事業の狀況如何(一)國語普及會の狀況(二)其他施設の狀況(四)劣等生指導並に上級學校入學希望者取扱の狀況如何(五)卒業生指導の狀況如何(六)學校衞生の狀況如何(一)職員兒童一般衞生狀況(二)寄宿舍衞生狀況(三)衞生上至急を要する施設

▲注意事項

(一)教授時間短縮に關する件(二)教科書取扱に關する件(三)教授細目に關する件(四)學齡兒童に關する件(五)期限ある書類提出に關する件(六)歸省轉地療養等に關する件(七)寄宿舍等受寄附に關する件(八)認可を得たる工事施行及物品購入等の處理に關する件

▲協議事項(九件)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方學事講習會

大正九年十二月一日より二十日間訓導心得の實力養成の目的を以て地方學事講習會を開催せり、十二月一日開會式を擧行し引續き講習を開始し十二月二十日閉會式を擧行せり各員の出席狀況は頗る良好にして講習期間中一日も缺席せしもの無く極めて熱心に聽講せり講習科目其他左の如し。

講習科目	講習時間	擔任講師官氏名
國語	二〇	臺灣總督府廳視學兼臺灣公學校教諭　安倍明義
算術	二〇	臺灣公學校教諭　久保一郎
國語教授法	二〇	臺灣公學校教諭　稻葉武夫
算術教授法	二〇	臺灣公學校教諭　島田善吉

一、會場　臺東廳

但し實地授業は馬蘭蕃人公學校

一、講習員　廳下公學校蕃人公學校訓導心得十五名、

教育勅語渙發記念式

十月三十日は教育勅語御渙發滿三十年に相當するを以て各校に於ては職員兒童同窓會員國語普及會員、來賓父兄等參集の上夫々記念式を擧行し尚式後勅語謹寫記念植樹學藝會運動會、同窓會等の施設あり當日市來廳長門馬臺東醫院長、廳各課長大熊街長齊藤學務主任安倍視學等は臺東小學校及公學校の記念式に參列し廳長は兒童に對し一場の訓話を與へたり。

學務委員表彰

十月三十日教育勅語御渙發三十週年記念日に當り臺東公學校學務委員蔣源水氏は多年學務委員の職にあり勵精一日の如く學事に斡旋し且つ臺東公學校基本財產設定に際し率先して廣大の土地を寄附したる廉を以て臺灣教育會より表彰せられたり。

花蓮港殉難者瘞骨碑

大正九年十二月二十三日帝國在鄕軍人會研海分會主催に依り明治二十九年兇蕃の毒手に殪れたる故結城步兵少尉以下二十四名の納骨塔除幕式を擧行したり、抑も結城少尉の一隊は漢民族及蕃族の警備の爲め花蓮港守備隊より派遣したる停止斥候の重任を帶びタッキリ溪右岸新城に駐在中タコロ蕃の襲擊に會ひ勇戰健鬪したるも衆寡敵せす、全員怨を呑んで難に殉し骸を雨露に晒すこと幾星霜、偶大正三年タロコ討伐準備行動として鐵條網をタッキリ溪右岸に前進するや、時の花蓮港廳警務課長雨田勇之進結城少尉以下の枯骨を發見蒐集し小祠を築

結城少尉以下の戰死

く、其後祠を新城布敎所構内に移して英靈を弔ひたるが同祠は大正八年八月二十五日暴風雨の爲め倒壞して其跡を留めざるに至れり。

納骨塔の建設

帝國在鄕軍人會研海分會は此の崇高なる犠牲將士の英魂を永へに祭祀せん爲め納骨塔の建設を企て有志の贊助を得本年五月二日工を起し十一月竣功す、塔の位置は新城布敎所を距る約百米突なる忠魂碑の傍に在り碑石はタッキリ溪上流突角分遣所附近より搬出したる長さ五尺七寸の自然石にして土臺下は自然地を搗き固め其の上に玉石を以て地下一尺地上四尺の高さに、其上面を縱橫各六尺四寸勾配に積上げ之をコンクリートにて塗り固めて第一臺とし、前面地上約一尺前方より幅二尺八寸の增段五段を設け、コンクリートを以て固め、第一臺の上に高さ二尺橫縱三尺をコンクリートにて固め、其内部に遺骨を納めて之れを第二臺とす、第二臺の上に塔を建つ其碑

柴司令官揮毫

面は柴軍司令官の揮毫に係る殉難將士瘞骨碑の七字を、裏面には故結城少尉以下の氏名を刻す此の工費三百餘圓、勞力は全部研海分會々員の提供に係る、而して大正九年十二月二十三日は恰も殉難將士の二十五週忌に相當するを以て江口花蓮港廳長、花蓮港分屯大隊長代理宮崎步兵大尉梅野花蓮港聯合分會長、其他軍人、研海分會々員竝に多數官紳、婦人會員、新城小學校職員、兒童等の參列を得て嚴肅に追悼會及除幕式を擧行したり。

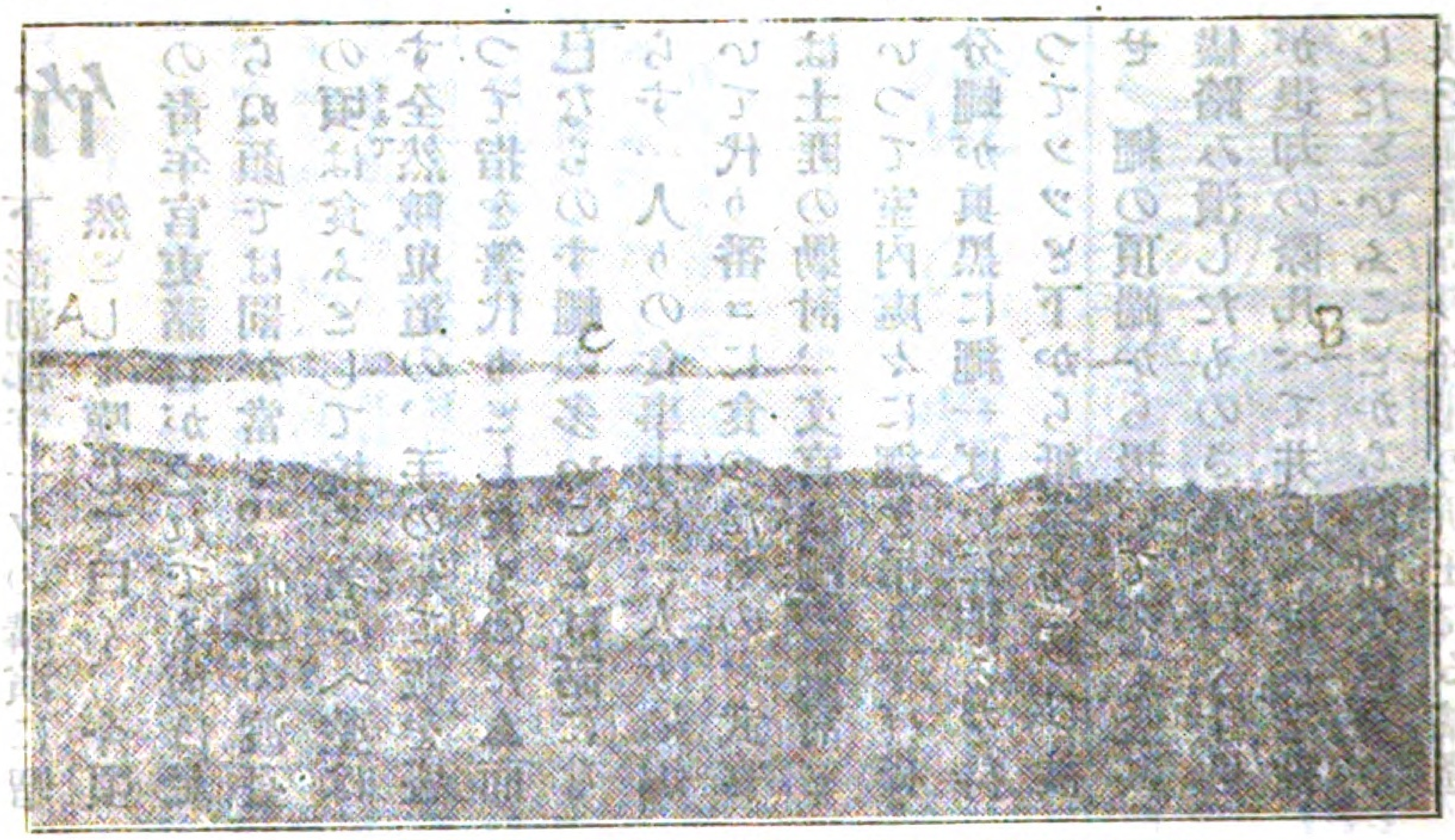

東海岸麻漏老に於ける新港（本誌第二頁記事參照）

●表紙の寫眞

本誌表紙の寫眞は地方自治制實施後最初に開かれたる臺南州協議會の光景なり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兎耳梟目

各州共協議會シーズンになつたが本島人側の協議員は孰れも國語の力の不充分なには聽かせる方でも聽く方でも大分手古摺らされるらしい。縱し言葉が旨く通じても其處は思想上未だ〱餘程の懸隔があると見え隨分と珍談奇聞も湧いて來ると▲こんな事があつた某州では職員の月給を平均七十圓とする案を出すと、本島人協議員の某君は得たりと計りに七十圓丈けの職員を羅列するでは餘りに安過ぎん到底も良吏を得られまい今少し高級の吏員を採用すべしと啖呵を切る▲參與委員が鄭重懇切に『否、それはお考へが違ふ平均が七十圓だから中には自ら高級のも採用される』と眞赤になつて説明してもトゝ解らず仕舞になつたとは某課長の眞面目な話

竹下澎湖郡守一夕の講演に喟然として嘆じて曰く、今頃の青年官吏諸君が之れでも尙は足らぬ顏では罰が當る。俺等の渡臺の頃は食ふとして椀や箸さへ整はず全然餓鬼道の、手の掌て飯を盛つて指を箸代りとしたものだ▲而已ならのず蠅の多いことは話にならず一人りの食事中は一人りは煽いて代り番こに食つたもの、武官は土匪の剿討、文官は蠅の剿討といつて室內處々に繩を吊り下げ夜分蠅が眞黒に繩一ぱいに泊るを待つてソツと下から紙袋を蔽ひ被せ、繩の頂端から扱いて來て袋其儘踏み潰したものさ▲又曰く土匪が退却の際凡べて井戸へは毒を投じたといふことから飲料水は全く缺乏唯當時の幹部の所在たる基隆稅關の井戸丈は飲用にしたが水の濫用は一切嚴禁とあつて、晝夜番兵を附け監督したものだ▲ところが自分は一夜甚しい腹痛に母が情けの寶丹を飲まうとしても滴水もない。怎うせ眞夜中のこと誰れも居るまい好矣汲んで來やうと井戸端へ出蒐た偖て釣り上げると大喝一聲附け劍の兵士が身構へをして誰何するのだ。今想つても身慄るひするよ。

洋服でも着ると西洋人の目には日本人と支那人が容易に見分けがつけ兼ねるさうだが唯彼等には恁麼鑑別の方法があると▲船中若しく野外に在つては日本人ならば屹度寫眞機械を肩にするが支那人なればソレが無い」又汽車中では(外國での)支那人ならば手ぶらで居るのに日本人ならば必ず倫敦タイムスを持つてるとは末松局長の土産話の一とふし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同化政策の要諦

内務局長　末松偕一郎

本篇の要旨　（一）世上、異民族の同化を不可能とする學說あれど、そは本國主義を以てする歐洲植民地の事にして、我が臺灣朝鮮の例に適用すべきにあらず。現に歐洲に於てすら割讓又は併合に依る一部の民族にして同化の實を擧げたるの例あり（二）同化を排して本國に反抗したる民族の慘狀は現に波蘭、チエック、スロバック等に於て其の適例を見る、謂ゆる民族自決によりて獨立したることの利益は、其の獨立維持の爲に拂ふべき莫大の犧牲を償ひ得べきや頗る疑はし、要するに植民地自治主義は決して利益のものならず、反之、同化主義の實現は實に永遠の幸福と謂ふべき也（三）由來植民地の議會政治は自治統治の形式に屬し、同化主義とは全く相容れざる所、而して同化の初期に於ける苦痛と不便とは自治に於ても等しく之を經驗すべし。寧ろ之を同化に忍んで子孫永遠の幸福を圖るに如かず（四）同化政策の要道としては第一、差別待遇を撤廢すること、第二、内地人官民の誠意ある同情を以て植民地人に對することに在り（五）新附人も亦た宜しく同化時代の不便苦痛を忍んで子孫永遠の福利を收むるに力むべく國家は又た新附民の誠意にして宜しく其の國民的品性を修養すべきを要求するの權利あり、個人としても德義上其の義務あるは勿論なり。（編者）

一　同化政策に對する反對論

從來歐米殖民學者の多數が異民族の同化を以て殆んど不可能なりと論ずるの結果、我邦に於ても

予の同化可能說

歐洲植民地の同化不能なる所以

朝鮮臺灣は歐洲植民地と其の實質を異にす

歐洲に於ても割讓又は併合に依る一部の民族が同化の實を擧げたるの例あり

民族を主とせず經濟上政治上の利害を主として所屬國を決定したる最近の例

同化を排して本國に反抗したる民族の慘狀

學者及び政治家中往々之を妄信し、植民地同化不能說を主張し、又一部には同化せざる民族を善導するは、本國を害するものなりとし、教育の普及、差別待遇の撤廢、地方自治制の發達、共學、共婚等の方針に對し、反對の意見を有するもの無きに非ず。然れ共、予は久しき以前より植民地同化の可能を說き、文化的統治の必要を論じたる者なり。蓋し歐洲先進植民國の植民地は、多く本國より遠隔の地に散在し、人種、言語、風俗、習慣は勿論、文化の程度に雲泥の差あるが爲め、同化の基礎薄弱なる缺點あり。加之、主として本國主義の植民政策に依り、植民地人民の福利增進を顧慮せず、單に本國の寶庫利源に植民地を供用せむとする意思の顯著なるもの多し。斯る政策を以て植民地を同化せむとするは固より不能にして、往々失敗の實例を見るは當然なり。之に反して、我か臺灣朝鮮の如きは、素と之れ同文同種の民族にして、古代に於ては我國以上の文化を有し、風俗習慣に大差無く、一葦帶水の隣邦にして古來交通頻繁、互に相親睦し、個人的に歸化して同化したるの實例は敢て少からず。元來朝鮮臺灣等を植民地と稱するは用語妥當を缺く、其の稱呼は歐洲の植民地と相同じと雖全く其の實質を異にす。此の如き民族に對して歐洲の特例を引證し、同化不能を論ずるは正當の見解に非ずと信ず。現に歐洲の歷史に徵するも、領土の割讓又は併合に依りて一部の民族が他の異民族に合同し、漸次同化の實を擧げたるの例乏しからず。我が沖繩縣の如きも琉球王國より現狀に進み、漸次同化の實を擧げつゝあるは疑なき事實なり。又昨年アルレンスタインを中心とする東普魯西、及テッセンを中心とする上シレジア等に於て行はれたる人民投票の結果を見ても所屬國の決定は民族を主とするに非ずして經濟上政治上自己の利害を主としたるの跡歷然たり。

二　同化の實現は子孫永遠の最大幸福なり。

歐洲の歷史を見るに、他國に割讓又は併合せられたる異民族が自ら同化を排斥し、又は本國の抑壓に堪へず、或は自治の獲得を謀り、或は獨立の建國を企て、數世紀に亘りて慘憺たる爭鬪を繼續し、爲に精神上肉體上及び經濟上、漸次該民族の墮落衰亡を招きつゝあるもの少なからず。予は昨

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

民族自決によりて獨立したる利益は獨立維持の爲に拂ふ莫大なる犧牲を償ひ得べきや疑はし

獨立以後の波蘭の慘狀は如何

チエックスロバックの慘狀亦た相同じ

年六月、波蘭、チエック、スロバック等の新獨立國を視察し、ウイルソンの所謂民族自決の後援に依り、多年の宿志を達成して獨立したる諸國は、果して永續し得るや否や、少なくとも獨立維持の爲に拂ふ莫大なる犧牲が、民族の利益を償ひ得べきや否やに關して大なる疑問を抱けり、謂ふ迄も無く波蘭は獨立の王國なりき、曾ては歐洲の最大國たりし事もありき、然かも千七百九十五年第三回の分割に因りて獨墺露に併合せられ、地理上歴史上に消滅し、爾來百二十五年、悲慘なる惡戰苦鬪を繼續し、或は自治を求め、獨立を企てたり。幸ひ世界大戰の好機に乘じ、聯合國の庇護を受けて獨立の目的を達したりと雖、戰亂相繼ぎ、壯丁多くは亡び、財力又た盡きて生民塗炭に苦み、現に昨年六月の頃、首府ワルシヤウを守備するの軍隊は、十五六歳の少年及び婦人なりき、今や物價暴騰し、食料缺乏し、國庫は窮迫の極にあれども、尙は每月の戰費は二十五億マルクの巨額を要すといへり。而かも露軍は首府を脅かし、勞働者はストライキを續行し、市街の電車は學生の手によりて運轉せらるゝの慘狀を呈せり。此際英米佛等は非常なる物質的援助を與ふるに非らずむば、到底其の獨立を維持すること能はざるべしとは、實に予の當時の感想なりき。ボヘミヤ王國の再興たるチエック、スロバックに付ても亦た大同小異の感あり。是等廣大なる販圖及多數の住民を有し、且つ強大國の援助を受くる民族すら、尙は獨立の困難なる此の如

農事試驗場に於ける第一回汕頭視察團

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殷鑑既に此の如し

植民地自治主義の不利益

同化の實現は永遠の幸福

臺灣議會設置の請願は同化主義を否認するものなり

植民地の議會政治は自治統治の形式に屬す

獨立の資格ある領土と住民

自治領植民地の不利益なる點

し。我が蕞爾たる臺灣は勿論、朝鮮と雖も、再獨立を圖り、又は獨立を保持せんとするは、非常なる難事にして、其の子孫の永遠の悲運を釀すものたるや炳かなり。而して同化主義を排斥すれば、自治主義に依るの外なく、自治主義は獨立の階梯にして、自治時代に於ては、殖民地の人民は決して幸福に非らざる事は後に述ぶるが如し、之に反して同化主義に依るときは、同化時代の殖民地人民は、言語風俗等の變改に努むるが如き、多大の苦痛と不便とを忍ぶの必要ありと雖も、數世紀以後同化したる子孫は、全く本國人と同一の權利々益を享有し、永遠に其の子孫の繁榮を保つことを得べし。

三、臺灣議會設置請願は同化主義の否認なり。

嚮に林獻堂君外百數十名は臺灣議會設置請願を帝國議會に提出したりと云ふ。是れ同化主義の否認にして、我が統治政策に反するものなり。同化政策は直接統治の形式に屬し、議會政治は自治統治の形式に屬す。臺灣議會設置の請願は、恐らく臺灣人が英領自治殖民地たる加奈陀濠洲の如き自治權を獲得せむとするの希望ならむ。然れども是れ無謀の甚だしきものにして、自治領植民地成立の歷史を知らざるものなり。且加奈陀及濠洲は廣大なる版圖を有し、其の住民は本國人又は佛國人にして、文化の程度は本國と大差なく、一獨立國とするも他に遜色なき領土及び住民を有す。臺灣の如き蕞爾たる小島に於て文化低き島民が獨立の議會を設け、獨立の內閣を置かむとするは、行政上財政上甚だしき不利益にして殆んど滑稽に屬す。元來自治領植民地は、本國より差別的に待遇せられ、本國人の享有する權利は完全に之を獲得するを得ず、又獨立國民には非らざるを以て、國際的立場に於て甚だ不利益の地位にあるを常例とす。故に不利益を自覺し乍ら、尙ほ獨立國の人民たる權利義務を享有せむ事を企圖するに至る。然るに臺灣の如きは到底獨立すべき資格を有せざるのみならず、斯る空想を抱く者ありとすれば、是れ永遠に其の子孫を悲慘の狀態に陷るの謬見なり。同化の初期に遭遇したる現在の島民は、同化主義と云ひ、自治主義と云ひ、殆んど大差なき苦痛と不

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同化の時期に在る苦痛さ不便さは之を政治上經濟上に不安なる支那民國に比して奈何

同化を實現すれば子孫永遠に世界強大國たる日本人たるべし

同化政策の效果を實現するには實際上相當の困難あり少くとも以下記述の注意を要す

同化政策の要道第一は差別待遇を撤廢する事

印度人の對英反感は英國官民の倨傲

便とは之を忍ばざる可からざる運命を有す。此の運命は、日本の領臺當時に於て、臺灣に在留せむとする父兄の決意に依りて定まりたる筈なり。又此の運命は、母國たる中華民國の、生命財産すら安全を保ち難き政治上經濟上の不安に顧みれば、果して忍ひ難きものなりや否や、若し此の運命を忍びて同化を實現すれば、子孫永遠に世界强大國たる日本人として、內地人と同等に何等差別なく其の地位を保有し、人類の幸福を享受することを得べし。現代の臺灣人が、其の子孫のため斯る道義心すら有すること能はずとは、到底理性上判斷し能はざる所なり。

之を要するに、同化政策は、將來永遠に臺灣人及び內地人の幸福を享受し得べき基礎を作るものにして、最適切なる統治方針なり。故に內臺人一致共同して之が實現に努力せざる可からず。而して此の不可能視せらるゝ同化政策の效果を實現するには、實際上相當の困難あるは豫期せざる可からず。少なくとも左の如き諸點に關し、內地人及び臺灣人共に、多大の注意を拂はざる可からず。

四　差別的待遇の撤廢と同情心

同化政策第一の要道は、植民地住民の文化增進に伴ひ、漸次政治上及び社會上の差別的待遇を撤廢するに在り。自覺せる植民地の人民が本國人に對して最深刻なる反感を起すは、即ち差別的待遇に在り。特に鎖細なる社交上に起因すること多し、予は昨年十月印度を旅行し、汽車中印度紳士の盛に英國の施政を攻擊し、獨立論を皷吹するを聞き「英國は善政を以て印度を開發したり、鐵道、灌漑、排水其の他產業の振興に由り、印度人の幸福を增進したるに非ずや、諸君は何故に斯く猛烈に本國に反抗するや」と問ひたるに、彼は「誠に然り、印度今日の開發は英國に負ふ所甚だ多く、且つ近時吾人の希望を容れて漸次善政を施行しつゝあり、されど印度にある英國官民の倨傲なる態度及び差別的待遇に接しては、血あり自覺ある印度人は、到底忍耐する事を得ず。是れ我等の英國に反抗する所以なり」と語れり。固より淺慮の言なれ共、同一の感想は時々印度人より聞きたる事なり。ガンディー等の指導する非共同運動即ち反英獨立運動は、印度人の爲にも英本國の爲にも、最

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

なる態度は差別待遇さに在り

差別待遇撤廢の方針

同化政策の要道第二は內地人官民の誠意ある同情を以て植民地人に對するに在り

同化に於ける異民族の不滿は皆本國人に對して同情を有せざるべからず

新附の民の本國に學ぶ所

世界の三大強國として世界の文化を支配せんとする日本

も悲しむべき將來の大問題なるが、此の大問題の原因の一部には、斯る鎖細の感情より生ずるものあるを思へば、本國人の言動は最も注意せざるべからざるの感を生ず。差別的待遇の撤廢は、先づ是等日常社交上の鎖事より始め、共學、共婚、任官等より漸次進んで、最後に全く內地人と同一の待遇を爲すを方針とせざるべからず。此の方針に進む爲めには、植民地人が漸次自覺に依りて正當なる議論をなし、又は相當なる要求を爲すは、當然の推移と考へざるを得ず。彼等の當然の向上を見て生意氣と誇り、不遜と罵るは、深く注意せざる可からず。

同化政策第二の要道は、內地人の官民が、誠意ある同情を以て植民地人に對するに在り。前にも述べたる如く、一民族が異民族の統治の下に服し、自已の言語、風俗、習慣等を捨てゝ他のものに變改せむとするは、心理上非常の苦痛と不便とを感ずるや言を俟たず。此の點につき本國人は常に滿腔の同情を有せざる可からず。故に無智にして粗野不遜の言行あるも、之を宥恕するの雅量なかる可からず。此の同情心あれば、植民地人を以て永く征服せられたる民族として輕侮し、又は不必要なる差別待遇を爲すが如きは、到底忍びざるの心理となる可し。

五　植民地人民の誠意と謙讓

殖民地の人民は新附の民にして、本國に比し文明の程度低く、其の智德に於ても、風俗習慣に於ても、大いに本國に學ばざる可からざる所多きは事實なり。又日本が東洋の最强國にして、將來英米と共に世界の三大强國として、世界の文化を支配せむとするの抱負を有するの新銳國たるも亦た事實なり。富强なる文明國民の享有する幸福利益と、貧弱なる非文明國民の享有する幸福利益とに雲泥の差異あるは、世界に於ける人類生活の奇蹟にして、此の奇蹟は數世紀の將來に於て消滅すべしとは考へられず。果して然らば、臺灣朝鮮の民族が、奇異なる運命に因りて日本國民に加はり子孫永遠に其の利益と幸福とを享受せんとするは、該民族の非常なる幸運にして、此の點に付ては衷心感謝するの至當なるを疑はず。同化時代の不快不便の如きは、現に日本國民となりたる爲に受

新附民の誠意なるさ其の國民的品性の修養に力むべきことは國家さして當然要求し得べきものたり

くる福利玆に子孫永遠の福利に比すれば、固より同日の談に非ず。故に誠心誠意國家に對する謝意を捧げ、國民たるの品性を修養することに努力するは、國家當然の要求にして、又た個人德義上の義務なるべし。吾人は内地人同胞に對して同情宥恕等、多く求むる所あると共に、臺灣本島人に對しても自ら指導誘掖を必要とする文化の低度に在るを自覺し、謙讓の美德を守り、誠意奮勵、一日も早く日本民族と同化し、相混じて之を識別するに由なきの域に達せむことを期するを希望せざるを得ず。

歐米各國主要港灣の埠頭設備に就て

土木局長　工學博士　山形要助

紐育の埠頭

本編の要旨　歐米各國に於ける主要港の埠頭面に設備されたる上屋鐵道及道路の配置並に相互の關係設備（一）其の實例（イ）紐育埠頭の設備（ロ）リバプール埠頭の設備（ハ）倫敦アルバート船渠、漢堡、ブレーメン、アントワープ、ロッターダム其他埠頭の設備（ニ）アントワープ及ニューオルレアンス埠頭一部の設備（ホ）エミンガム埠頭及ジョイント船渠（ヘ）轉送機又は電力運搬機裝置を爲せる埠頭（ト）インバーザ卽ち倉庫代用の艀艇（チ）ニューアルバート船渠に於ける設備（二）以上の概評（編者）

歐米各國に於ける主要港の埠頭面に設備されたる上屋鐵道及道路の配置、並に相互の關係設備には種々の方式あるも、凡そ之れを大別して左記の數者となし、實例に就て之れを說明すべし。

一　實例

（イ）紐育埠頭　紐育埠頭の多くは海岸に對して直角に突出したる棧橋にして、此の棧橋の全面積に亘りて上屋を建築す、而して船は直ちに上屋の軒頭に接觸すべく繫留せしむ、故に棧橋上には全く鐵道線路なく、隨つて陸上に積卸の貨物は巧妙なる起重機の運用によりて、一度上屋に納め、更に手押車、馬車又は自働車によりて鐵道と連絡し、海面に積卸すべき貨物は、艀艇若くは艀艇に乘せ

る鐵道貨車により荷捌をなす。

リバプールの埠頭

(ロ)リバプール埠頭　リバプール埠頭の多くは海岸に對して直角に突出したる突堤にして、兩側に埠頭を備へたり、此の埠頭面の直上に上屋を築き、其の軒頭と船側とを接著せしめ、其間に鐵道又は道路の設けなし、而して荷揚用起重機は、上屋の屋根上に据付けありて、上屋背面には一條乃至二條の鐵道あり、之れに次で道路を鋪設せり、此の道路及鐵道は更に各突堤の接陸部を横斷し、海岸線に沿ひて鋪設せる幹線道路並に鐵道に連絡す、故に船と上屋間に於ける荷捌は、屋上起重機又は船舶に定著せる動臂起重機を以てし、又上屋よりするものは手押車、馬車若くば汽車に依るものとす。

其他の英獨白蘭等の埠頭設備

(ハ)倫敦アルバート船渠、漢堡、ブレメン、アントワープ、ロッターダム其他の埠頭　英國倫敦のアルバート船渠、獨逸漢堡及ブレメン、白耳義アントワープ、和蘭ロッターダムの諸港を始め、佛伊、墺等の諸港の大部分は、埠頭面と上屋との間に起重機及軌道を設置せる外、尚一條乃至三條の鐵道を布設し、更に上屋の背面に沿ひても二條乃至三條の鐵道を布設し、之れに次で道路を築造せり、而して鐵道は概ね其の軌條を路面に埋込み、車馬の通行に障碍なからしむ、此種の方式に依れば、貨物は鐵道貨車より直接船に積卸し得べく、或は上屋より直接移載することをも得べし、加ふるに上屋は鐵道或は車馬に依りて貨物を出入せしむることをも妨げず。

アントワープ及ニューオルレアンスの埠頭設備

(ニ)アントワープ及ニューオルレアンス埠頭の一部　白耳義アントワープ埠頭の一部及米國ニューオルレアンス埠頭の一部にありては、埠頭は海岸線に平行し、埠頭面と上屋との間には起重機軌道あるも鐵道なく、只上屋の背面に沿ひて三線以上の鐵道あり、此の鐵道より或る上屋内を横斷して埠頭面に直角に幾多の分岐軌道を支出し、或は上屋を横切りて幾多の遷車臺(トラバーサー)にて埠頭面と連絡せり。

エミンガム埠頭及ジョイント

(ホ)エミンガム埠頭及ジョイント船渠　英國エミンガム及ジョイント船渠の内、主として石炭を取扱ふ所の埠頭は勿論特殊の設備に屬するものにして、從て上屋の設備なく、埠頭には石炭揚卸機(コールホイスト)を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

設置し、鐵道は埠頭面に直角に敷設して此の揚卸機に連絡す、此の軌道には高低兩樣の軌道面ありて、貯炭場より石炭を滿載し來れる貨車は、約百分の一の勾配を有する低軌道を走りて揚卸機の据付けある位置に滑走し來るや、揚卸機は其の具有せる昇降機（エレベーター）を以て、直ちに此の石炭滿載の貨車を其儘適宜の高度に扛吊し、石炭を船腹に移載し終りて空車となせば、更に之れを高軌道上に移すと同時に、空貨車は復百分の一の勾配をなせる軌道を、自ら滑走して再び貯炭場に歸著するの施設にして、積込炭量の拂底するに至る迄は此の活潑なる作業を往復反覆するにあり。

（へ）轉送又は電力運搬機裝置埠頭　最近轉送機（トランスフェレーシ）又は架空電力運搬機（テルファー）を裝置使用せる埠頭に於ては、貨車は常に高空を走行するが故に、碇繫せる船舶の舷側と上屋との距離の遠近は敢て重大なる問題とならず、從て埠頭面と上屋との間には數多の鐵道を布設し、或は廣濶なる道路を鋪設せるあり、我が臺灣打狗港には此の電力運搬裝置を用ゆるを以て、埠頭面に接して道路を設け、次で三條の鐵道を布設し、次ぎに上屋を建設せり、而して上屋の背面にも亦三條の鐵道及道路を設けたり

（ト）ラインバーチ　來因河岸に占在せる和蘭ロッターダム港を始めとし、獨逸に入りてヅッセルドルフ、キョルン其他河流に沿ひたる河港にありては、所謂ラインバーチと稱する倉庫代用の艀艇を用ひて、貨物を本船より此の艀艇に積卸したる後、曳船を以て此の艀艇を曳航しつゝ溯

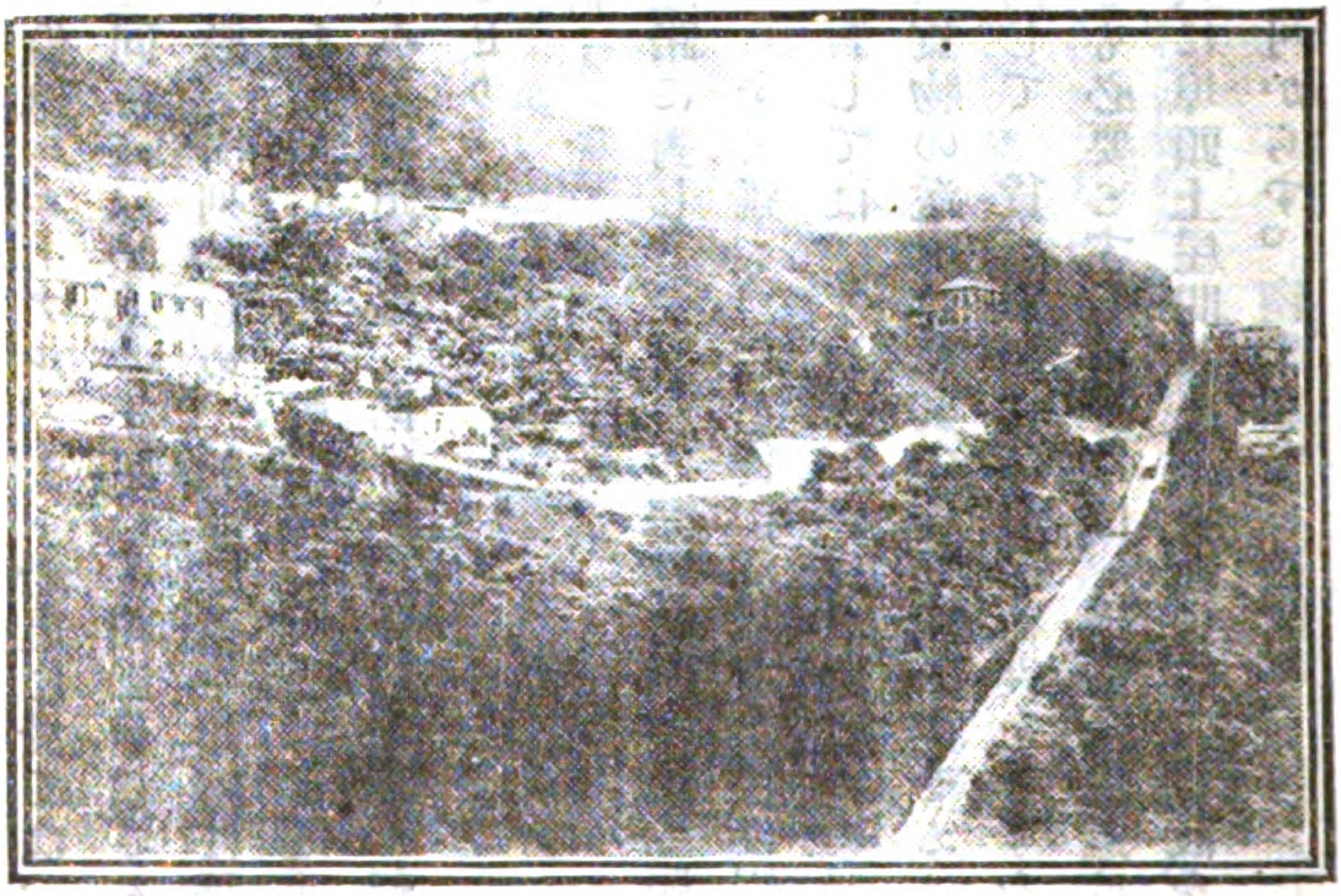

香港の山上電車（梅谷氏寄）

りて、沿岸各商港を歴訪しつゝあり、而して本艀艇の大型となるものに至りては、一隻にして能く一千噸乃至二千噸の貨物載積に耐ふるものあり。

ニユーアルバート船渠に於ける設備

(チ)ニユーアルバート船渠　倫敦ニユーアルバート船渠に於ては、同一機械のみの使用により、貨物を本船より艀艇に積卸すと同時に、陸上の上屋にも積卸をなさんが爲めに、埠頭の前方に當りて約三十尺の箇所に繋船柱の多數を樹列せしめ、船舶は悉く此處に繋留せしむ、此の繋船柱と埠頭との間に荷役用艀艇を出入せしむ、而して此の繋船柱の列上には起重機の一脚を据ゑ、他の一脚は脚間に活動しつゝある艀艇を挾みて埠頭上屋に据付け、搬鎖(カリアー)を以て艀艇或は上屋の何れの地位にも任意に荷捌をなし得るの裝置とせり。

二　概　評

右各港に於ける埠頭設備に對する概評

以上は埠頭、上屋、鐵道及道路に對し、平面上の配置如何に就て視察したる概要を說示せるものにして、各々一長一短なきにあらずと雖も、凡そ貨物にして上屋に假積を要するか、又はソルテンク即ち貨物分類を要するものに對しては、リバプール又は紐育港の設備の如く、船と上屋とは相接觸し得るを便とすべく、若し又貨物の送附竝に其の種類の一定せるもの或は特殊の重量品等に對しては、上屋倉庫間に軌道を設備して、貨車と船とは直接荷役をなすを便とすべし、又貨物の取扱と同時に旅客其の他車馬の通行をも必要とする場合には、道路及鐵道は共に之れを埠頭に沿ひて設備せるものを擇ばざるを得ず、又に埠頭上屋間及上屋背面に鐵道布設を必要とする場合には、少なくとも各三線は之れを設置せざる可からず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南洋と臺灣

南洋協會專務理事　井上雅二

南洋拓殖事業に於て名聲高き氏の講演速記錄より收約したるものにして文責は凡て記者に在り矣

全篇要領

一、臺灣と南洋は別物ならず、臺灣の延長は即南洋なれば此際南洋の中心たる蘭領印度の產業中にも最も重位を占むる農業を說き、邦人就中臺灣の使命に言及する所あらんとす。

二、余が南洋企業の動機は遠く二十五年前に發し亞細亞、歐羅巴、阿弗利加等二十八箇國六萬里を踏査し終に明治四十四年中馬來半島柔佛に護謨事業を開始するに決す。

三、海外發展には先づ適材を養成するの要あり乃ち南洋協會を創設し尋いで新嘉坡に商品陳列館を設け又留學生會館を併置し此目的に副はんを圖る。

四、四十四年中蘭領印度總督と會見するや先づ好感を得たりしが愈投資せんとして重ねて相會し意見の交換をなすに及んで彼の土の門戶開放主義なるを確め種々調査上の便宜を與へらる。

五、而かも近時親日の傾向益々深く現に爪哇一流の紳士の帝都に滯在するあり今日こそは我が資本家の彼の地に企業を試むべき絕好機。

六、其產業政策を回顧せば一千六百年代占領以後の二百年は東印度會社が香料貿易に依り鎖國利益の壟斷時代、十九世紀初頭佛英の占領に遭ふやダンデルスの壓制よりラフルスの自由主義を生ず。

七、而かも再び蘭領に回歸するや強制勞役の擡頭となり、ボッシュ將軍の栽培制度を生ぜしが弊害百出終に暴動を生じ反抗の起るあり、乃ち一九七〇年の新土地法の制定となり、差別關稅の廢止となりて並に、自由競爭の光明を齎らし以て現代に及ぶ

八、されど今や彼の土亦勞働問題、食料問題等の蜂起するあり即ち一昨秋を以て開設せられたる國民諮問議會も畢竟此等の急務に應ぜんとするものに他ならず。

九、既に門戶開放主義なるが故に外資は寧ろ歡迎する所なりしも今日政治思想の變遷を來して土民が自覺の念甚だ銳し、故に外資に對しても手加減をなし飽迄土民の利益を本位とするものならざる可らざるに至る。

一〇、其外資は英は五億五千萬圓なるに我は僅かに一千五百萬、其貿易は英は全貿易（十二億六千萬）の半額米は二億六千萬な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣と南洋は同一物

臺灣の延長即南洋

南洋の中心蘭領印度の農業を説く

氏が南洋企業の動機

るに我は僅かに米の三分ノ一たる八千六百萬に過ぎず。

一一、彼の地の輸出約八億の七八割迄は農産物なるが之れ畢竟一千百四十八を算する農業會社と資本極めて豐富にして國土の開發に至便なる農業銀行との力與つて大なるが、尚其他にも農業發達上の幾多の理由を存す。

一二、即ち其天惠と人力の盡されたるもの是れにして氣候、風土、氣溫、雨量、灌漑、道路等農業開發上遺憾なき上に農事改良研究熱の旺盛なると勞力豐富にして賃銀の低廉なるあり加之往時の強制耕作亦其要因たらずんばあらず。

一三、若夫蘭領印度の將來に至つては當分印度自身が企業に當るの他なし之れ其本國も其他の歐洲諸國も容易に彼の土に大資本を下す能はざるものあるが故にして即ち我が資本家が其缺陷を補充すべき好機となす。

一四、馬來半島の現在は不景氣の極にあり、護謨事業は生産過剩の故に暫らくは二割五分の生産制限の止むを得ざるものあり然れども護謨の需用は將來益々増加すべく決して前途を悲觀すべきにあらず。

東洋協會並に南洋協會支部の主催に依り、曾遊二十有五年の當地に於て一席の講演を試むるは余の欣幸とする所、但事匆忙の旅中にして携帶の材料に乏しく摘出すべき數字等に於て或は誤謬に陷るものあらんを憂懼す。

其標題は「南洋と臺灣」と掲記せられたるが題意の範圍甚だ廣濶にして其何れの一端を捉ふるも頗る長時間を要す、故に之れが全局に論及するは到底此際不可能の事なるも大體に於て臺灣と南洋とは別物にあらずして臺灣の延長は南洋なれば、乃ち南洋に於ても其中心地點たる蘭領印度の産業方面を説述し就中之れが産業上の核質をなす農業狀態を説述して如何に世界列國が此間に處しつゝあるかを究め、更に吾々日本國民、就中我が臺灣に於ては精神上將た物質上之れが對策として如何なる方法に出でざるべからざるかを一考する所あらんとす。

偖て先づ余の南洋に事業を創始するに至れる動機より述ぶる所あらんに余は少時より海外發展に志あり、既に二十五年前弱冠二十歳を以て一度び渡臺せるも其意是に存し、後歐洲に留學の際も研究の方針を此點に集注し、更に朝鮮に在官七箇年、以て親しく植民地經營に參加したる所以も畢竟此短人生を成るべく多く成るべく有意義に社會人類の爲めに盡し國家同胞の爲めに貢獻せんとせる

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

洋行植民を研究す

各國視察の途に上る

終に南洋企業に決し新嘉坡の海岸柔佛の地を擇ぶ

海外發展の適材を作らんが爲め南洋協會を設立す

新嘉坡に商品陳列館を設く

に他ならずして、此一念凝つて明治四十三年を以て世界各地の旅程に上り、亞米利加に歐羅巴に阿弗利加に、其阿弗利加にてはモロッコ、アルゼリヤ埃及よりスウダンを溯り、歐羅巴に於ては舊き植民國西班牙、葡萄牙より巴爾幹半島に出て、更に印度、アフガニスタン、西藏の境を過ぎり、緬甸、馬來半島、爪哇等一箇年間二十八箇國六萬里を踏査せるなり。此結果として余は帝國の地理上南洋の企業を以て最適となし先づ新嘉坡の海岸柔佛に護謨事業を起さんとし明治四十四年四月中同地に僅少の土地を出願許可を得て歸朝し、森村市左衛門翁に謀つて其經營に從ふこと、なり、五月朝鮮に歸りて官邊の關係を絶ち六月再び南洋に向ひ、爾來半年は

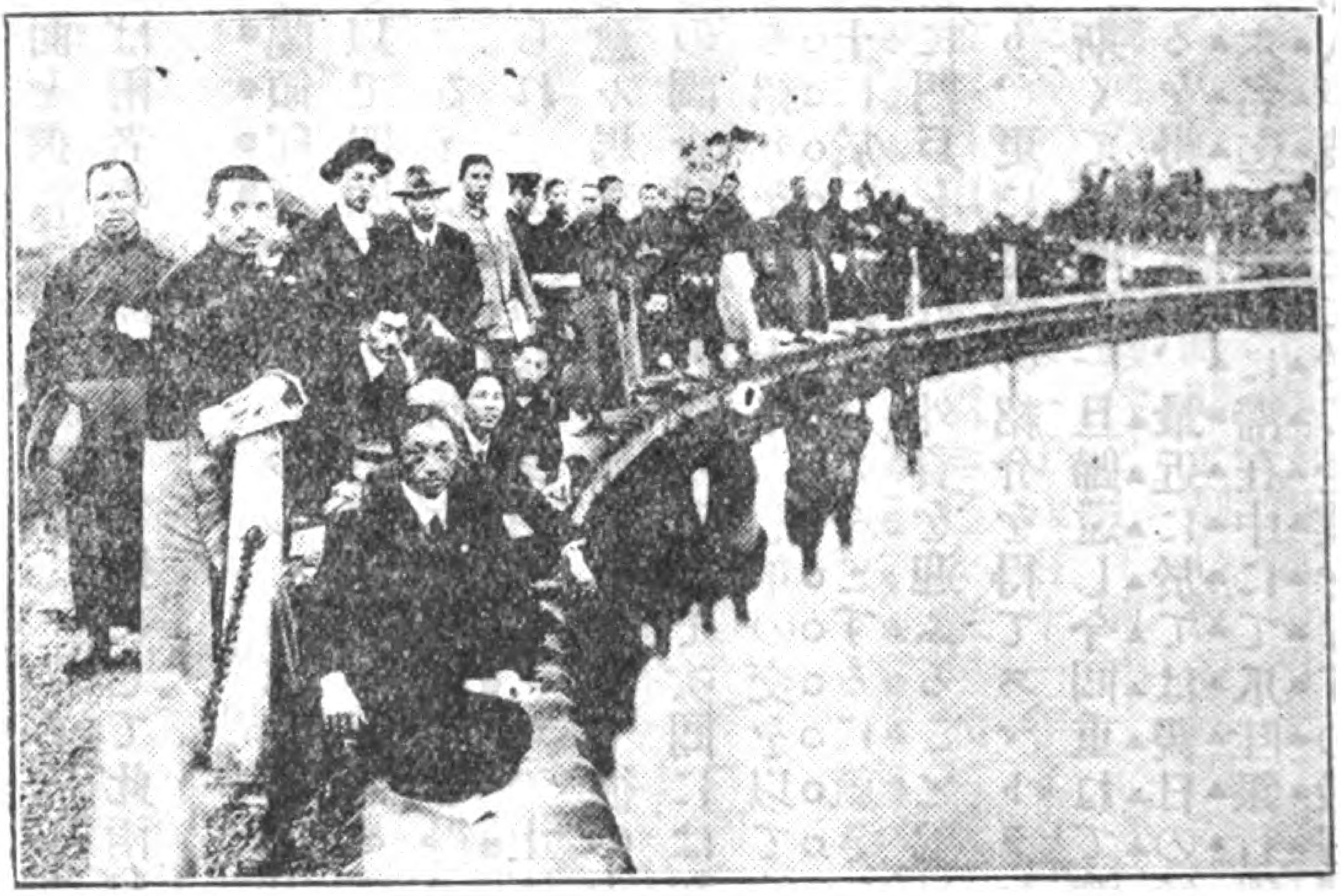

臺北水源地に於ける第一回汕頭視察團

南洋、半年は東京に在つて事業の進展を圖りしが、近年に至つては寧ろ其三分の二は内地、三分の一は南洋に經過するの有樣となれり。

念ふに海外に事を爲さんとするも輜重の要あり、援兵の要あり、而かも事業の大成には適當の人物養成の最も必要なるを感じ、大正二年中内田君と圖りて南洋協會を設立するに至る、然れども協會の微力未だ所期の百分の一をも成し遂げ得ざるも幸にも當總督府及農商務省の援助により今や其基礎漸く定まり一昨年來新嘉坡に商品陳列館を設け同時に留學生會館をも併置して人材の養成事情の調査に微力を致し來れるが、今回は又臨時議會の協贊を經政府の補助に依り六十四萬金を以て適當の建物を彼の地に買入れ茲に陳列館は我が南洋協會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治四十四年蘭印總督と會見し頗る好感を得

愈事實著手に際し和蘭公使外務大臣の紹介を持参渡航す

總督門戸開放を明言す

近時親日の傾向愈加はり、邦人企業の絶好機

蘭領印度の產業政策如何

の資產たるに至る、願はくは田男爵を會頭とする協會の爲めに益々諸君の後援あらんことを。

又東洋協會のことに就きては余も其評議員の一人なるが當初南洋協會設立に際し彼此折衝し前者は臺灣以北を、後者は南洋方面を擔當することに決し、のみならず南洋協會の會頭は前者に對しても重要なる顧問の地位にあれば兩者の關係は頗る密接にして此兩會支部の主催の下に今日の講演をなすは本懷の至りに堪へず。

偖て此席にては前述の如く蘭領印度を主とし少しく馬來半島を附說するに止めんとするが、余の蘭領印度に渡航せるは今回を以て四回にして明治四十四年中始めて渡航の頃は、兎角彼の地は邦人の渡來を悅ばぬかの如く噂せらるゝより豫め和蘭政府の紹介を得、總督と會見せしに、案外にも悅んで種々調査上の便宜を與へられ、又理事官の案内にてソロの土王にも拜謁を得、何等不快を感じたることなかりき、然れども愈々馬來半島を根據とし進んで彼の土に入つて自ら資を投じ企業をなさんとするに於ては更に細心の調査研究を要するを以て次回には和蘭公使を始め我が外務大臣、南洋協會の石川氏等より有力なる紹介を得、大正六七年の交を以て彼の總督に會見し、忌憚なき意見の交換を試み、吾等邦人が彼土に於て企業を爲さんとするに就きての注意を乞ひしに、其答は極めて簡單にして、蘭領印度は常に門戶を開放し外資を迎ふること、日本人とて決して歐米諸國の資本家と異るべからずといふに在り、更に總督の紹介を得てスマトラ知事を訪ひ三箇月に涉つてスマトラ研究に從事するを得たり、斯くて一昨年一旦歸還し今回重ねて渡航するや眞面目なる邦人は歡んで迎へらるゝの實證を目擊するを得たるが、最近に於ては親日の傾向益々加はり現に總督に指命せられたる爪哇一流の有力者が六名迄も東京に滯在中にて爪哇銀行總裁の如きは我が陛下より勳章を賜はりたる程にて、今や邦人が彼の土に於て企業をなすの最好機たるに至る。然らば蘭領印度の產業政策とは如何、順序として先づ之れを簡述するの要を見る。

和蘭が東印度を占有せるは一千六百年代の初頭にして爾來一千七百九十八年に至る約二百年間は

佛將ダンデルスの縱貫大道路
ラフルス自由政策
强制勞役再び擡頭
ボッシュ總督の栽培制度
食料問題暴動（一八四二年）
新土地法の發布（一八七〇年）
差別的關稅の撤廢（一八七二年）
世界大戰後今日爪哇土人の思想亦一變を來せるを奈何
當面の問題は資本家たる蘭人と勞働者たる土人との睨睨

東印度會社時代と稱し葡萄牙人を征服して玆に商權を掛て所謂香料貿易を獨占して領土を閉鎖し獨り利益を斷し來れるが十九世紀に入り歐洲は奈翁の大戰亂となるや爪哇は英佛の分食する所となり尋いで一千八百十六年の維也納會議にて再び和蘭の領土に歸せり。されど此僅々十四五年間の騷擾時代こそは蘭領印度に取つて最も重要時期を劃し彼の佛國の雄將ダンデルスは一千八百八年より同十一年に至る總督として幾萬の人命を犧牲として軍事上必要なる縱貫大道路（ジャガタラ街道）を大成し續いて新嘉坡の建設者ラフルスは一千八百十一年より同十四年迄爪哇の知事として賢明克く民情に察して强制勞役を廢し自由政策に就き僅々數年間に統治の根本を定めたりしが後再び和蘭政府の干涉時代（一八一六年より十九世紀の半に至る）となり、東印度會社が執れる强制勞役を以て農業の開發を圖らんとするの時代に入れり。

■ボッシュ總督の栽培制度（一八三年 〇Cuetnre Syrtem）とは即ち斯くして生じたるものにして母國に歸還後も六箇年間植民大臣として此政策を强行したるを以て珈琲及砂糖の生產は著るしく發展せるが、されど一方に於ては又猛烈なる攻擊を招致し、或は食料問題の暴動（一八四一年）となり或はスマラン方面の一官吏の攻擊（一八六〇年）となりで終に一千八百七十年の土地法發布せられ、私人にも國有地を耕作せしむること、なり更に差別的關稅を撤廢せられ（一八七二年）、諸外國の製產品も自由に流入するに至つて即ち玆に二百年間鎖國の夢は破られ自由競爭の新天地を現出し、以て今日に及ぶ。而かも戰後の今日に於ては彼の土を以てして世界の大潮流外に超然たる可らず、土人の思想は變遷して政治上の自覺を促がし種々の問題も蜂起しつゝあるが總督府に於ては成るべく急進を避け徐々之れを善導せんと苦心しつゝあり、隨つて今後の產業政策にも變化を來すは勿論なるべく、而かも當面の問題は資本家たる蘭人其他の白人と勞働者なる土人との不融合にして此問題は延いて蘭人對土人の人種問題ならんとするものあり。されば今後の產業政策は此等の點をも充分に考慮したるものならざる可らず。兎に角今日の爪哇は又我國に於けるが如く曾て聞かざる食糧問題の如き

國民諮問議會開かる（一九一八年）

蘭領東印度に於ける外資さ門戸開放主義

萬國會議席上（一九一二年）蘭印總督演說

土民の思想の變遷は產業政策の一變を促さんさす

國民議會に於ける總督の演說（一九一八年秋）

蘭領印度に於ける各國の投資額

一、蘭領印度政府四億二千萬盾

二、蘭人會社

も最大重要事件なれば從來の如き農業上の大計畫は容易に樹立に難かるべし。一昨年（大正七年）五月始めて國民議會（Volks Raad）を開催し、未だ諮問機關に過ぎざるも往く〻立憲的議會となさんとするもの、畢竟如上の諸問解決の機關たらしめんがために他ならざるべし。

■更に蘭領印度に於ける外資に就き一考せんに既に彼の土は門戸開放機會均等の自由の天地にして石油業の如き少數の特權事業以外は如何なる事業も外國資本家の經營に放任す。バタビヤに於ける萬國會議の席上（一九一二年）時の總督の演說に曰ふ。

蘭領印度の護謨栽培は國際的性質を帶ぶ、即ち之れが經營者は母國人のみならず外國人も亦甚だ多し、之れ植民地開發上深く感謝する所にして我が植民政策の決して狹隘ならざるもの、否極めて宏量なるを示すもの。余は何人にも開放主義を執り、歡んで外人の開發に俟たんとす云々。

との意味を以てせるは軈て總督府の意思に他ならず。されど世界大戰後の今日國內の政治運動既に熾んにして到底從來の資本家萬能に據つて强制勞働を以て臨む可らず。乃ち產業政策上多少の手加減をなし外國資本にも幾分の制限を加へざる可らざるに至る。一昨秋中、總督が國民議會に於ける演說中に曰ふ。

蘭領印度の經濟界は外資に俟つべきもの多し故に政府は外資の輸入を歡迎するも、而かも資本の用途は土民の利益に反するものたる可らず。即ち今後の事業經營者は一般土民の福祉を念頭とせざれば到底成效を期すべからず。

といへるもの、畢竟將來の外人に對する產業方針と見るべき也。

■然らば今日各國の放資は幾許なりやを檢するに三井物產の調査に依れば、

一、蘭領印度政府の投資は、工藝、鐵道、鑛山、炭坑、專賣局、官營事業、阿片、電信、電話、造船業等を合せ約四億二千萬盾（一盾は約八十錢）

二、和蘭會社の投資（支那人も加入す）、農業七億萬盾、鑛山一億六千萬盾、專賣業一億六千五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十八億五千萬盾　三、英國三億二千六百萬　四、獨逸五千萬盾　五、佛、白五千五百萬　六、米國三千萬　七、支那一億乃至一億五千萬　日本、僅かに一千五百萬　外人の商業勢力　輸入　蘭、四千七百萬　英、二億六千萬　佛、千八百萬　米、六千萬　日、五千五百萬　輸出　蘭、三千萬　英、四億二千五百萬　米、二億萬　日、三千六百萬　輸出入品の分配

萬盾、其他海運商工業を合せ十三億四千五百萬盾

三、英國、農業二億二千萬盾、石油業其他を合せ三億二千六百萬盾

四、獨逸　五千百萬盾

五、佛蘭西及白耳義、五千五百萬盾

六、米國、三千萬盾

七、支那、蘭人會社中の約一億乃至一億五千萬盾

然るに日本は最近農業方面に僅々一千五百萬を投せるに過ぎず。

■又外人の商業勢力に見るに、一千九百十七年の統計に依れば其輸入に於ては和蘭本國は四千七百萬、英國は二億六千萬、佛國は千八百萬、米國六千萬、日本五千五百萬の合計四億八千五百萬盾にして、其輸出は和蘭本國の二千萬、英國の四億二千五百萬、佛國の八百萬、米國の二億萬、日本の三千六百萬となり、輸出入の合計十二億六千三百萬盾中英國は實に其半額以上を占め、和蘭本國は僅かに六千七百餘萬、米國は二億六千萬にして日本は恰かも米の三分の一なる八千六百萬に過ぎず。卽ち獨逸の勢力は全く驅逐せられて（後年必ずや回復すべきも）英國は最優者の地位を占め、勢力牢乎として拔く可らず。米と我とは競爭の位置に存すと雖昨今の狀況を以てしては一層の努力に竢つに非ずんば到底彼の勢力の勃興に敵すべからざるが如し。

■其輸出入品の分配に見るに輸入品に於ては三億六千萬盾中四分の三は直接土人の需用に歸し、四分の一は產業同機械原料たり。又輸出に於ては白人の所產は六億五千萬、土人の所產は一億三千萬なるが白人所產中生產費用は五億を要し、而かも其三分二迄土人の嚢中に歸し外國よりする原料は一億六千萬盾に過ぎざるを以て輸出品中結極白人の利する所は一億五千萬なるに土人は約四億六千萬を收得するの計算となる。看るべし門戸開放主義は如何に蘭領印度の賢明なる政策なるかを。

■既に蘭領印度は農業國なるを以て其輸出年額七億八千萬盾中の七割乃至八割卽ち五億五千萬乃至

輸入品土人の需用、四分ノ三機械原料等四分ノ一

輸出品白人所産六億六千萬土人所産一億二千萬

結極の収利白人二億五千萬盾土人四億六千萬盾

其輸出額七億八千萬の六割は農作物

低地農業と高地農業

農業會社の數一千百四十八

此總資本六億七千萬盾

其內譯護謨、二億萬砂糖、一億五千萬珈琲、六千四百萬煙草、六千九百萬

六億萬は農産物ならざるを得ず、然らば如何にして斯迄農業は發達したりや、其放資額は如何、其諸法規は如何を概述するは又其産業政策の將來を考察する上の要件となる。

■抑も蘭印の農業は分ちて低地と高地との二種となし、低地農業は即ち平地農業にして灌漑の便を有し一年作を主とし甘蔗、米、煙草、タピォカ、棉花、藍等の栽培をなすに引換へ、高地農業は多年作にして灌漑の便なく、海拔六千尺の茶四千尺乃至七千尺の規那、一千尺乃至三千尺の珈琲等然り、椰子、護謨、胡椒は高低其何れにも適するも灌漑の必要なきを以て概ね高地を擇ぶ。更に土人と白人との農業經營の相違を擧ぐれば前者は消極的にして其規模小なるも後者は大規模にして外國輸出物を目的となす。島內農業會社の數は一千百四十八(一九一七年發行蘭印百科全書に依る)にして此總資本六億七千萬盾、之れを細別せば護謨二億萬、砂糖一億五千萬、珈琲六千四百萬、煙草六千九百萬、茶及規那六千八百萬、其他一億餘萬となる。而かも之れ今日十億の放資を有すと稱せらる、砂糖經營の彼の農業銀行を加算せざるもの。若夫百二十五萬噎の白人企業用耕地に至つては主として高地にして其三分の一を占むる低地は土人より短期借用をなしたるもの。企業の形式としては小數の大會社以外は凡べて自ら販賣製造を行ふも小資本なる小會社に至つては之れが管理支配の權を概ね農業銀行に一任す。即ち農業會社が農業銀行に對する條件は左の如し。

一、銀行は一定の金額を限り農業會社に貸出す代りに其生産は銀行の販賣に一任す。

二、貸附金に對しては一定の利子(普通六步乃至七步五厘)を徵收す。

三、百分の一•五乃至二•五を控除せる殘餘の生産は銀行に預入す。

四、農業銀行の承認あるに非れば當の農業會社の組織を變更するを得ず。

■農業銀行は其大なるもの六、此資本一億七千七百萬圓にして農業と銀行業とを併行し預金の運轉資本約四億九千三百萬圓に上り最近十箇年間の平均利益は二千萬圓即ち資本金に對して一割四分近くの利廻りに相當す。此等の六銀行が支配する工場は其數實に百八十六を算す。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

茶及規那六千八百萬
其他、一億餘萬
農業銀行
一バウは我が七段歩
爪哇の農業の特に發達せる所以
一、其天惠
二、其人力
灌漑術に巧妙たる蘭人
其道路―國道三千三百哩
鐵道の發達―延長四千四百四十三キロ
三、農事改良研究熱旺盛
勞力の豐富、勞銀低廉
男、三十二錢
女、二十四錢

■今日爪哇に於ける農耕地の種類、面積は、

一、土人の專有　五百三十二萬バウ
二、私有地　百三十三萬バウ（東印度會社時代私人に特許せるもの）
三、官有永借地　六十四萬バウ

の計七百五十六萬バウなるが、外人が之れを農業に使用せんには（一）私有地を買收するか、（二）國有地を租借するか、（三）土人の占有地を自由契約にて賃借するか、（四）土王の領地を借入するかにあるが多くは第二と第三の方法に依り其第二に依るものには護謨、茶、珈琲、規那を栽培し（概ね高地なれば）、第三のには甘蔗、煙草等の一年作を專らとす。

■然らば爪哇の農業の特に發達せる所以如何を繹ぬるに畢竟天惠と人力との二に歸すべく、其天惠は氣候、溫度、雨量等凡べて植物の繁茂に適し、而已ならず其土壤は火山質にて極めて肥沃なるあり、其人力とは水利灌漑交通の便等至れり盡せるものあり、灌漑のことは遠く印度族以前に於ても頗る發達したりしと雖、堤防に依つて海水を防ぎ、水と戰ふことに於て甚だ巧妙なる蘭人が過去三百年間の經營は至大の效果を齎らせるものなり。道路も亦到底我國の比にあらず、國道、州道、里道の三に分たれ、其國道は上述佛將ダンデルスに始まり今や三千三百哩年二回の大改修を行ひ餘程の山奥迄自動車を通ふ。鐵道も相應の發達をなし、最近の調査に依ればスマトラの大島が未だ僅かに三百二十三キロの短距離の開通に過ぎざるに反して爪哇に在つては國有二千三百二十キロ、私設二千百二十二キロに達す。更に農事研究改良熱旺盛にして實業家は能く學者を尊重し其見に聽き、彼のバイテンゾルフの植物園を始め各所の農事試驗場には知名の學者を招聘して之れを重要し協力事に從ふ。

■天惠と人力と農事改良熱の旺盛なるに加ふるに勞力豐富にして勞銀の低廉なるあり、卽ち彼の土人一日の生活費は僅かに三十五仙（十仙は我八錢）、最近の勞銀は男四十仙女三十仙に昂騰せるも十

勞働問題漸く喧囂ー今後の事業經營難

強制勞働は又確かに彼の農業發達の要因

蘭領印度の將來如何

茲當分は蘭領印度自身が企業に當るの他なし

之れ邦人が其缺を補ふべきの好機

馬來半島の護謨は前途依然として有望

年前は男三十仙、女二十仙に過ぎざりき。されど今や彼等の間にも漸く自覺を生じて勞働問題の喧囂を來せるあれば必ずや遠からずして最低賃銀の制定を餘儀なくせらるゝものあるべく、然らば彼の土の企業も亦頗る困難なるに至らん。

■最後に更に其農業發達の要因として數へざる可らざるものには彼の強制勞働あり。此事元より人道に悖反し終に撤廢するの止むなきに至れりと雖も、彼の地が今日世界有數の農業國たるものは畢竟之れが賜と言はざる可らず。又一千九百年より戰前に亘つて著大の發達を來せるものは、ブラッセルの砂糖會議の結果甜菜糖に對せる爪哇糖の勃興を誘致せること其一、護謨熱旺盛にして護謨會社の創設の、雨後の筍の如かりしもの其二となす。

■要之、經濟上より見たる蘭領印度の將來如何の問題を考察し來つて、先づ其本國との關係を見るに、和蘭に在つては、一には自己の工產品を彼の土に輸り、二には各種原料品を彼の土に仰ぎ、三には本國企業家の企業地として過剩の資本を彼の土に消化せしめ、四には過剩人口調節地として有爲の青年の渡航に待ち其開發に資せんとするにあるが母國の工業の比較的不振なると、千九百七十年の關稅撤廢其他の原因は先づ第一の目的の到達に難からしめ、原料の生產は今後愈々食料問題に制限せられんとするあるに、多少の原料の出路も今後益々英米に求むること大なるべければ第二の目的も甚だ不利なるあり、其過剩資本は既に今日二十五億盾を投じ、有爲の青年亦今や爪哇への渡航を欲せずといへば本國との關係は自ら淺薄ならざるを得ず。さらばとて歐米諸外國も未だ物價及び勞銀の騰貴と戰後の瘡痍の容易に癒えざることゝのため、充分其製產を供給し、若しくは進んで彼の土に巨資を投じて企業を爲すの不可能なるものあり、當分は蘭領印度自身が奮勵し彼の政府自ら企業に當らざる可らざる境遇にあり即ち此半面には我が資本家が進んで彼の土に企業をなし、以て此缺陷を補充すべきの好時機なるを語るものといふべし。

■馬來半島に就きては茲には單に護謨事業の一端を述ぶるに止めんに、開戰當時の斯業の放資は八

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

同胞の決心と臺灣の使命　精神的方面　共益と犧牲心　物質的方面　根本的調査研究　金融機關の擴張　英國式のスマトラ

僅萬圓其地積二百萬噸に達したりしが、今や事業は甚だ不振にして滯貨頗る多く、英人の同業者は余の出發前會議を開き生產制限を實行し、日本同業者も亦十月二十日より向ふ八箇月間二割五分の生產を減ずるの決議をなせり。然らば世界護謨業の將來如何といふに、余は斷言す其需用は益々增加すべきものなりと。現に米人の如きは何等の躊躇なく著々大規模の經營を行ひつゝあり、蓋し邦人の南方企業は依然護謨を以て其第一に推さざるを得ず。

■以上考へ來つて如何に同胞は此間に處すべきか就中臺灣の使命如何に想到せば、之れを精神的と物質的の兩面より說述するの要あり、精神方面より云へば旣に世界的大國民たる以上先づ其態度を一變せざる可らず。蓋し世界を相手に事を爲さんには或は兄弟墻に鬩き、或は個人の利益のみを爭ふは至愚にして目標を永遠の未來に置き、不屈不撓常に共に助け共に益せんとする覺悟有るを要す。之れ即ち公共心と犧牲心との必要なる所以にして南方開發に志あるもの〻寤寐念頭とせざるべからざる所。

■又物質方面より云へば、根本的なる科學的調査研究を必要とすることにして、邦人の研究力は到底外人と比すべくもあらず。南洋問題に關しても何等徹底的調査の行はれたるを見ず次には金融機關の擴張にして、當臺灣には臺灣銀行あり、華南銀行あり、南洋倉庫會社等多々機關を存すと雖之れを上述爪哇の農業銀行に比すれば如何、されば余は勸說す、臺灣當代の喫緊要務は一層低利にして一層長期の貸附をなすべき金融機關を設くるにありと。

■最後に臺灣の使命に就き一言し此講演を終へんとするが今日は官民協力以て國力の發揚を海外に圖らざる可らざる重要の時機たるは前述の如し、幸ひにも田總督並に中川臺銀頭取には齊しく南進の志切にして實業家の激勵怠らず。一度び南方に眼を放ては英國の如きは戰時中にも著々經營を怠らず、彼のスマトラの大島の如きは放資頗る巨額にして經營の方法は爪哇式を避け、自己の所領たる新嘉坡式に依り、即ち英國式のスマトラを現じつゝあり、英領北ボルネオ亦僅々數十年前弱冠の二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

青年の占據に依つて今日の大領土となる。然るに今日にして對岸福建、廣東に對する我れの狀態は如何ぞや。余の官界冠冕を挂けて東奔西走以て事業の經營に當るもの、復た一片燃ゆるが如き丹心に因らずとせず。而かも不幸志慮の如くならず柔佛の一角、僅かに數十萬本の護謨樹の間に籠城するは慚愧禁せずとする所。唯當代青年諸君益々志望を大にして飽迄國力の充實を圖らんことに腐心せられんを云々。

鐵道客車の設計に就きて

鐵道部技師、工學士　音羽守

左の一篇は客車の設計に關し鐵道部汽車課內關係諸員に對せる說話を書き綴れるもの。

全文要領

一、本島は南北の氣候甚だ異るか故に一日にして北端より南端に至るべき客車の設備は頗る困難を感ぜざるを得す。北部に煖房器を欲するの時南部には扇風機の要ないふもの無きにあらず。之れ兩地方に合適する客車を作製し得ざる所以

二、溫度の強きに考へ客車の塗料は漆を用ふることゝし、明治三十七年始て支那漆を試用し以て今日に至る。現に內地にても漆塗を見るに至れるが之れか採用は本島を以て嚆矢とす。

三、三等客優待に苦心し客車の改造等種々の試驗をなせしも其乘客は不潔なる本島人多く容易に所期の目的を達する能はず。室內敷物を用ゐざるも全く南京蟲の傳播を防遏せんが爲めの苦策に他ならず。

四、一等車には涼季は毛織物、暑季は籐の布團を使用す。籐は米國式を學べるものなるが種々の酷評あり又事實幾多の缺點を免れざるを遺憾とす但此等の設備用品は成るべく其土の產物を使用せんとするも亦籐採用の一動機たり。

五、煤烟の害の顯著なるは氣候暑くして窓を解放することゝ白衣を着する期間の比較的長きとに因る。腰掛の製作は凡べて洋服本位となす。

六、乘客の不潔の故に三等便所の改良は殆んど不可能、又客車內備品等の紛失の激甚なるは想像を絕しとする所。三等車便所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島の南北は氣溫甚しく相違す、故に兩地方に同時に適應する客車を造るは不可能

を中央に設けたるは兩端より昇降せしむるの便を主とせるもの。

七、一等客室の區劃式とせるは横向きに依る疲勞を減じ客少き時は寢臺車の代用たらしめんとするにあり。其電燈は八燭數に三十二燭を點したる以上の光度を保たしむ。

八、其窓は面積を大にし、窓掛けは隨處に止まるを得せしめ、呼鈴を設け、洗面器を改良し、水石鹸を用ゐたる等は一に乘客を愉快ならしめ又衛生を考慮したるの結果也。

九、內地の如く三等寢臺に迄考慮するは今日到底不可能なるも一等寢臺は既に其必要に迫られつゝあれば本島の氣候風土に適するの設備を以て之れを實現するの遠からざらんを欲す。

南北氣候の變化と客車　臺灣に於ては北部と南部とにより氣候に著るしき變化あり一日の內でも一方が寒い時に於て一方は內地の酷暑の候にまさるが如き事あり。北部に於て何故に暖房器を設備せざるやの質問を受けつゝあるときに、南部に於ては何故に扇風機を撤去したりやとの批難を聞き、酷暑の際臺灣を訪問した人からは何故に熱帶地式客車を採用せざるやと攻撃を受くるのであります。此の如き質問批評及び攻擊は、何れも其時期に於て其場所に於て甚だ適當なる質問であり批評であり攻擊である、客車は旅客をして心地よく愉快に安全に旅行し得る樣設計するを必要とする以上は種々の要求に適應する事亦必要條件であらねばならぬのであります。さりながら客車の如く一日の內に北より南に、或は南より北に絕えず動くものをして其時其場所に一々適應せしむる事は至極困難であります。否無理な事でありますが故に一年を通じて或は或時期を通じて又は全島を通じて出來る限り都合よく設計する外ないのであります。卽ち程度問題となるのであります。出來るならば夏期と冬期とにより、或は或場所の限られたるものには其場所に應ずる樣にするとか云ふことまでは是非進まねばならぬと思ふのであります。私は一歩でも程度を高めたき希望を有しつゝあるのであります。熱帶地方の客車に就きても不斷研究を怠らないのでありますが此の如き氣候の變化の甚だしき土地に於て又陰氣なるを餘り好まざる我國には純熱帶式のものは學ぶべき點は澤山あるのでありますが直ちに之れを採用する事が出來ないのでまります。然るに本島の現在の客車は如何である

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

強度の光線と塗色

氣候と客車の屋根

漆塗採用の經過

か、如何なる程度まで進みつゝあるかにつきては省みて忸怩たるを得ないのであります。私は爰に客車の設計に關し計算等の問題を除きこれまで執り來りたる方針及び希望を少しく述べて見やふと思ふのであります。

本島の光線の强き事及び氣候の變化の甚だしき事は車輛に對しても非常の影響があるのであります。新製又は修繕した塗り立の車を暑き日に臺北と高雄との間を二三回使用して後注意して見たならは車體の兩側に於ける塗色に著るしき差異ある事を發見するのであります。是れはつまり日光の影響の烈しきことを示す證據であります。猶一層氣候の變化の影響を受くることの甚だしきものは屋根であります。假令ば北部が雨期で寒き日に南部に至り急に强き光線に曝される場合の如きは實にたまつたものではないので木材などは割れざるを得ない結果となり直ちに雨漏の原因となるのであります。之れが防禦に對しては大なる苦心を要したので辛い經驗をも得たのであります。

車體の外部の塗料は三十六七年頃までは其當時の内地と同樣に櫛目塗とワニシュ塗とを採用して居つたのでありますが、濕度が高い爲め種々の缺點ありて何れも耐久力なく殊にワニシュ塗の如きは泡が吹き出て甚だ見苦しくなるのであります。是れ或は材料の惡しき爲めかと種々の試驗をしたのでありますが何づれも結果が面白くなかつたのであります。然るに或動機から漆塗を試み其結果がよかつたので今日では全部に漆塗を採用して居るのであります。

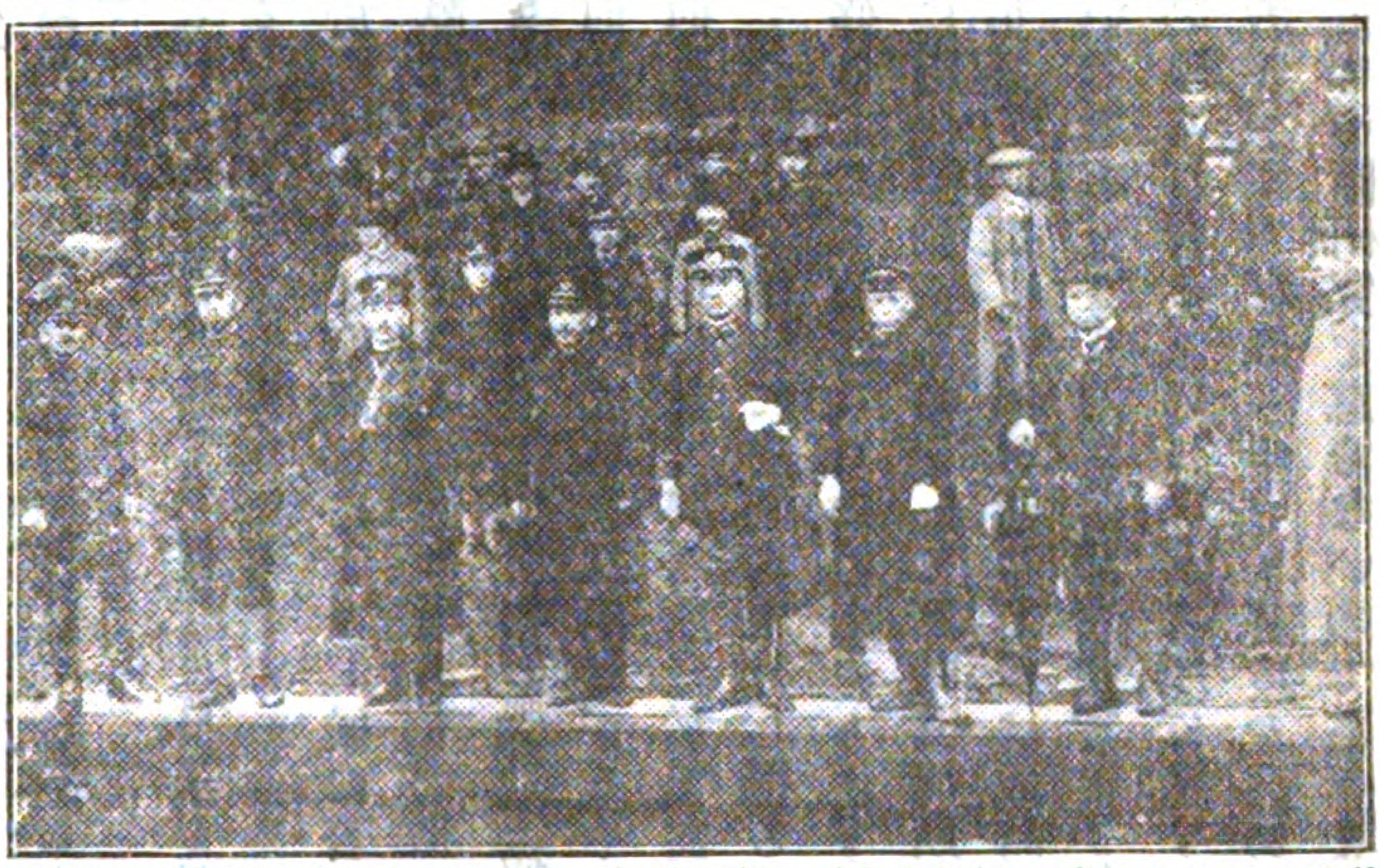

基隆水源地に於ける相賀臺北州知事の視察一行，前列左より三人目相賀知事

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那漆採用の由來——臺灣鐵道は其元祖

漆塗の特長　元來漆なるものは塗料としては頗る堅實で化學的抵抗力強く劇性の酸類を以てするも殆んど感ずることなく水中にありては數年一日の如しと稱せられて居る位であるが弱點としては日光雨露に曝露すれば甚だ弱いものであるといふ樣に承知し臺灣の如き日光の強く且つ雨の多きところには良好の結果を望む事は到底六ケ敷事と思つて居つたのであります。然るに臺灣に於ける本島人の家具類を見ると凡てが漆塗りで然かも夫れが屋外のものにさへ應用せられ居るのを見て兎に角試驗的に支那漆を使用して見樣と云ふ事に思付いたのであります。若し結果が惡いとしても日光に直射せぬ樣に其上にペイントでも上塗りしたならば或は良好の結果を得べしとの考から三十七年に始めて支那漆を客車に試みたのであります。

其當時ペイント塗ワニシユ塗等と價格を比較して見たところ漆塗は材料は高いが工費が安くて出來るので結果に於ては一番安いと云ふ事になつたのであります。而して此工費の安い原因は漆を塗るには愚圖々々して居れぬ手早く塗らなければならぬ即ち塗りながら油を賣る事が出來ないと云ふ自然的工費節約ともいふべき面白い關係があつたのであります。また從來ペイント塗及ワニシユ塗は平均一年半位で塗替ねばならぬことになつて居つたのでありますが漆塗のものは光澤はだんだん無くなつては來るが一年半たつても塗替をせずとも猶上等であるといふ實證を得まして價格が安く耐久力も長く外觀もよいと云ふ客車塗料として主要なる三條件に合格しましたので三十九年を以て同年以後の塗料は支那漆にするといふ事に定めたのであります。現在に於ては支那漆の品質が劣等になつたので日本漆を使用して居るのでありますがこれも一歩進んで漆の缺點を保護する事につき研究する必要があるのであります。現今内地に於ても漆塗が採用せられて居りますが漆を客車に使用し始めた元祖は臺灣鐵道であるのであります。

三等客室の設備　昨今内地の鐵道に於ては三等客優待といふ事で種々の設備をして居るのであります。當地に於ても現今の板張りに如何にもひどい是非何んとか改良し度きものと考究して居るので

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三等車に敷物を用ゐざるば其多數たる本島人の不潔に因す。

ありますが私は以前にも種々の試驗をしたのでありましたが何時も失敗に終つたのであります。其結果は今日まで私をして三等車には本島人が大部分を占むる以上板張が最も適當だと思はしめたのであります。然しながら數年前まで南部地方で檳榔樹の實を口に入れては處構はず唾を吐くので甚だ困つた結果唾吐を設備した事があつたが今では全く其必要がないのを見れば腰掛が上等になれば裸足の客も漸次減ずる樣になるかも知れぬと思ふのであります。然しそれが失敗に終つた原因といふのは本島人旅客の多くは裸足である事と不潔といふ事に頓着せぬ爲と思ふのであります。或は疊式のもの或は籐製のものを使用して見たのでありますが數回にして不潔目も當てられぬものとなるのであります。疊式の如きものは忽ちにして南京蟲の巣と變ずるのであります。優等車に對しても同樣であります。一等車はそんな事は殆んと無いのでありますが二等車の不潔になる程度も南京蟲の居ることも局外者には到底想像も及ばぬ事と思ふのであります。御承知の如く此南京蟲は一度繁殖せば其退治は中々容易の事ではないので、私は此點を人知れず苦心し、可成は最も其匿場となり易い織物を避け皮又は模造皮を採用する事にしたが、其結果は南京蟲についての苦情は殆んど耳にしない樣になつたのであります。若し今日まで氣付かずに織物を使用したり三等車にも敷物などを使用して居つたならば日本人の家庭にも南京蟲が繁殖し、神戸の樣になつたかも知れないと獨り極めをして居るのであります。

優等車の水拭　優等車には夏期には布團覆布を使用し時々洗濯をして清潔を保つといふ事も試みたのであります。然しながら今日でも支那料理家などで數々目撃する如く、客商賣の藝姐でさへ客の前で平氣でテーブル掛で鼻汁を拭く現狀であります。其覆布なども毎日取替ふる樣にしたら良からふと思ふが、毎日取替ふる事が出來ぬとなれば結局布團其物を直接水拭きになし得る樣にし消毒も自由に出來る樣なものを選ぶ事が最も必要な事と思ひます。

鐵道としては外見見つともないと云はれても南京蟲や黴菌の御土產により一人の旅客のみならず

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貨車の新製、修繕の爲め、客車の不行屆には遣憾に堪へず

涼季は毛織物、暑季は籐の布團を用ふ

籐の布團に對する批評

家庭にまで害を及ばず事を避け得れば誠に結構と思ひます。此理由によりて設計者としては其材料として皮或は防水布又は籐の如きものを使用する事となるので、三等車は板張として居つたのであります。然しこれも一歩をすゝめてもつとよい材料を選び三等車にも早く適當の設備をしなければならぬと思つて居ります。一昨年來の滯貨問題に依り貨車の新製及び修繕に重きを置きたる爲め現今の客車は數に於て不足し居るのみならず、修繕も行き屆かないので、二等車の腰掛の如きは隨分ひどいものを使用して居るのは誠に申譯もない事であります。

一等車と布團問題　數年前から一等車に使用してる毛織物は、汚れめが餘り目立たぬため旅客からは評判が大層よいのでありますが私より見ると決して適當ではないので矢張り水拭の出來るものにし度いのであります。然し涼しい間は左程汚れ方も烈しくないので毛織物を使用し半年の暑い間は籐の織物を使用する事にして水拭が出來る樣に工夫してあるのであります。そして涼しい時に使用した毛織物の布團は暑い間に全部修繕を加へ或は洗濯をする樣にして居るのであります。籐の布團に就ても種々の批評があります。即ち御婦人方よりは長い間乘り居ると帶がいたんで困るといふ事も承はりました。又近くは臺灣の一等車にはアンペラを張つてあるといふ皮肉な批評を内地に吹聽せられた方もあつたのであります。之れ等の批評も決して無理とは思はれないのであります。帶の爲めにはモー少し細き籐を使用してこまかく織る樣にしたならばよいと思うて居ります。籐も新しい内は誠に心地よいのでありますが織り目に煤煙等がしみこみ汚れたものは甚だ見つともないのでアンペラと云ひれても仕方がないのであります。これも或る塗料を施こし煤煙等の容易にしみ込まぬ樣に工夫し洗滌によりて常に綺麗になつて居る樣になつたならば臺灣には最も適當したものとなる事と研究を續けて居るのであります。

此籐の織物は私が歐米視察の際米國で見て來まして其方法等を當時の監獄の第三課長故西澤氏に話をして種々試驗の結果出來上つたものであります。米國のものは當地で現今使用して居るものよ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

材料は成るべく其土地の物產を以てするの主義

りも巾が廣い籐で織つてあるのでありますが當地で巾の廣いものを選ぶ事は頗る困難で細きもの程樂だといふ事でありました。即ち巾廣のもの丶みで品質を揃へる事が臺灣の籐では六ケ敷ので細い程樂でありましたが私は御婦人方の帶の事までは氣か附かぬ爲め出來る限り巾廣いものをと注文しました。其當時內地の鐵道でも籐織物を試用したいと云ふ希望があつたが價格の點で御流れになつたと云ふ事を聞いたのであります。只今でも其希望を持つてるので過日當地より見本を送りました。

客車の材料の選擇　猶私は客車を設計する上には材料は可成其土地の物產等を旅行者に紹介する事も考へねばならぬと思ひます。此意味に於て客車の內部には可成本島產の木材を使用する事に努め塗り方にも木地を其儘示す樣な方針をとつて居ります。織物にも胡蝶蘭の如き本島に緣ある模樣を選ぶ樣にして居るので籐を使用したのも一面には本島產を紹介したき考を含み居るのであります。即ち此の如き方針により臺灣の客車は外見よりも先づ衛生的に淸潔と云ふ事を主眼として設計をして居るであります。然し前に述べた通り旅客をして心地よく旅行せしむる爲めには、客車の外見も甚だ必要條件であります。普通は之を主として設計して居るのが多いのであり其方が設計する上にも容易いのであります。

然るに當地の客車は果して希望通りの消毒水拭等が完全に遂行せられつ丶あるやにつきては甚だ遺憾の點が多いのであります。外見が惡るいのみならず掃除も完全ならぬ事であれば臺灣の客車は誠に劣等のものになるので、如何なる批難を受けても仕方がないと思ふのであります。

掃除の如きも義務的にしたのでは到底完全を期する事は出來ぬと思ふ。掃除する其人が綺麗好きな人であるならば兎に角掃除すべき理由を了解した人でなければ徹底せぬと思ふのであります。客車を掃除する大部分は本島人であります。比較的不潔といふ事に無頓着なものが掃除をして居るのであります。汚れた雜巾で拭いた爲めに反つて穢なくなつた實例を見ることが多い樣な始末であり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

煤烟の害の顯著するは氣候上窓を開放すること多きと白衣を着する期間の長きに因す

三等車の便所改良は最も困難

ますから一層の注意を要すると同時に最も困難なる事と思ふのであります。要之理想としては布團の改良と共に旅客一人毎に覆布を取替ふる事にしたいと思つて居ります。

煤烟問題 斯く述べて來ると腰掛を汚ごす原因は凡て本島人に歸する事になるが尙他にも汚れる原因があります。卽ち燃料關係で臺灣の鐵道は煤煙が多くて白い衣物は直ぐ汚れて甚だ閉口だと云ふ批評を常に聞くのであります。之れも事實であります。それ丈け腰掛などの汚ごれ方も烈しいのであります。私共は煤煙を減する事は出來る限りの努力を怠らないのであります。然しながら假りに內地と同樣の煤煙としても當地の客車の窓は一年を通じて開放して居ることが多く、又白衣を著る時期も長いのであります。換言せば煤煙が車內に入り込み旅客を苦しめ車內を汚がす事が多く且つ長い。これに付けても私共は煤煙に就きては是非一層の注意を拂はねばならぬ事を自覺して居るが石炭を焚く以上は全滅を期する事は不可能で程度問題に了るのです。結局理想としては臺灣の如き暑い土地には電鐵の必要を痛切に感ずるのであります。

腰掛の寸法及び布團倚掛りの形狀等は米國あたりでは人體の脊骨等の自然的曲線を土臺として夫れに適應する樣な形を選び又脛の長さ等によりて高さを決定するなど微細な點まで注意をして研究して居りますが洋服及び靴なれば夫れでもよいが日本の服裝殊に婦人の帶或は履物等にまで考を及ぼすときは其決定は容易でないから、標準としては矢張り洋服本位として設計するより外ないのであります。

便所の設備 次ぎに便所が私共を苦しむる問題であります。十數年來種々の試をなし來れる結果、優等車に對しては多少づゝ改良を加へ或る程度までの進步はしたが三等車に對しては遺憾ながら如何に改良を加ふるも其效無く殆んど策なきに苦しみつゝあるのであります。

工場に於ける本島人職工の便所を見るに紙を使用するものは殆んどなく小石や竹片や木片などを使用するので便所の壺は夫れ等のもので堆高く積重つて居るから肥汲は特種の道具を要するのであ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

客車内備品紛失の烈しさは局外の想像を離しきするところ

三等車の便所を中央に設けたる所以

ります。此點より考へるときは客車に乘込むものにも紙の用意なきものが澤山だらふと思ふのであります。車中には拾ふべき何物も餘りないので概して普通の共同便所の如きは清潔を保つ事は甚だ六ケ敷い。即ち前に入つた人が一度汚ごすときは次ぎの人は其汚れたる場所を避くる爲めに適當ならざるところで用を足す事になり一層汚れた場所を增加する事になり、遂には床一面に足蹈も出來ず入口で用を足すと云ふ風に益々不潔になるのが例であります。客車は殊に振動するので一層汚れ方も烈しいわけでありますから床板の汚れるのは致し方ないとしても羽目板等の不潔さ加減は言語同斷實に御話にもならぬのであります。此原因に就きてはまた現行を見ないから斷言は出來まんが種々の想像も浮び來るのであります。然らば紙を備付け置いたならばと思はれますが優等車ならば兎も角三等車には現今の狀態では實行困難の事と思ふのであります。客車內に備付けたもの或は取外づし易きものなれば大抵のものは何時の間にか紛失して困るといふ事であります、石鹼、タオル、コップ等は勿論の事掲示額のガラス或は地圖の如き類さへなくなるので容易に取外づしの出來ぬ樣に工夫して與れとの注文を受けて居るのであります。ボーイの乘込まざる客車には備付品を置く事は到底出來ぬを聞いて居るのであります。是等は强ち旅客ばかりを責める譯には行かぬと思ふのでありますが紛失方の烈しき事は局外者の想像もつかぬ事實である。

數年前には客車の布團のボタンを人に知れぬ樣に取つて來ると思ふ事が何んでも叶ふといふ迷信から大部ボタンを取られた事があつたのでありますが之れは花柳社會に殊に宣傳せられたもので如何なる惡戯者の仕業にや鐵道としては甚だ迷惑をしたのであります。又或時代には圓頭の木螺旋が取外されて困つた事があつたがよく調べて見ると旅客が退屈凌ぎに銅貨とか又はナイフの樣なもので都合よく取れるのが面白いので取るんだといふ事か分かつて其後は平頭のものを使用する樣にした例もあるのであります。

又三等車は多く便所が中央部にあるが、あれは一方の端に設けて中央部に入口をつくり乘降の際

の混雑を避ける樣にしては如何、降りる人と乘る人とがお互に讓らず其爲めに乘る事も降りる事も出來ずして停車時間を延ばすが如き事往々あるに非ずやとの批評も聞いたのであります。私も事實を目擊して居るのであります。祭のときなどは丸で喧嘩の樣で中には窓から飛び込むものさへ多い。斯樣なときは中央部のみならず數箇所に入口が欲しい位であります。然し便所を中央部に置きたる理由もあるので何づれかよきや研究をして居るのであります。即ち臺灣の客車は古より兩端が昇降口としてデッキ式となつて居るのでヴェスチブルがないのであります。其デッキには旅客の乘らるゝことは凡ての點より見て避けたいのでありますが事實乘り居る場合が多い。若し便所が前の車の後端にありとすれば橋梁を通過するときなどは風の爲めに糞便が吹き付けられぬとも限らないと思ふので可成端に置かぬ樣にしたのであります。

内地に於ては車に乘らるゝ方は御客樣が皆降りてからお乘り下さいと云ふ樣に掲示をして之れが勵行せられて居る樣だが當地では掲示を解し得ぬものが多いので内地の樣なわけには行かぬだらふと思ひますから、乘降口の一つでも多い事が一層必要と考へたのであります。

一等食堂合造車　次ぎに今日臺灣鐵道に於ける優等車の代表的となり居る一等食堂合造車を設計するに當り私の取りたる方針を述べて置かふと思ふのであります。

客室は食堂との合造なるを以て食堂へ行く人は必ず客室を通過する事になるが旅客として頻繁に自分の前を通過さるゝのは實に五月蠅い又通過する方でもいやなものであります。殊に遠慮勝の婦人の如きは多勢の前を通るのがつらいので食堂に行くのがいやだといふ實例も多いやうな譯だから通路は客の前を通らぬ樣にし度い電燈は可成夜間書見等が樂に出來る樣に明るくしたい。電扇も有力なるものを使用して旅客に平等に行渡る樣にしたい。且つ窓を開放する時を少なくして幾分でも煤煙の入り込むのを防ぎたい。又最も大事な事としては旅客に對し疲勞を感じない樣にしたい。臺灣の如き餘り長距離ならぬところでは左程の影響がないとしても汽車の進行に對して前向き及び後

向きに座する事が横向に座するものに比較して疲勞を感ずる程度が少ないと云ふ事になつて居る以上は之れも是非よい方をとりたい。寢臺車の設備なきを以て時には寢臺代用になる事も條件としたい。滿員の場合とても樂に旅行が出來る樣にしたい。と云ふ樣な考により一方に側廊（サイドコリダー）を有し座席六人宛の區劃式（コンパートメント）を採用する事にしたのであります。

此の如く區劃をして座席を配置するときは電燈も電扇も稍々平等に分配せらるゝ事になるのであります。即ち電燈は十二燭光二箇合計二十四燭光が一區劃に點ずる事になるので約五十八平方呎に對して二十四燭光となるのであります。假りに八疊敷の日本座敷に三十二燭光を點するものとせば百四十四平方呎に三十二燭光となるのでありますから之れに比すれば餘程明るい事になつて居るのであります。

客車電燈光力比較表

車種	室名	燭光	床面積百平方呎に對する燭光
一等食堂車	一等室	七二	四一・五
	食堂	四八	四一・八
二等ボギー客車		四八	三〇・〇
一二等合造ボギー客車	一等室	七二	四六・二
	二等室	四八	三〇・八
三等ボギー客車	三等室		二〇・〇
日本家屋	八疊	一六 三二	一一・一 二二・二

電扇は天井に二十六吋の大きさのセーリングファンを取付けたので六人に稍々平等に分配せらる

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

窓の面積の大なる所以

其カーテン

ゝと思ふのであります。旅客の少ないときは三人分の座席を占領するときは丁度樂に寢る事が出來る。若し滿員で横臥する事の出來ぬ場合でも、自分の頭や肱を支ふる事が出來れば割合樂なもので座ながら眠る事も出來る。横向きの座席のものは頭が丁度窓の處に當るので甚だ都合が惡るいのですが、區劃式にした爲め寄掛り(シートバック)も充分高くされ頭を支ふる樣にすることも出來たのであります。肱を支ふる爲めには一人毎に上げ下し自由なる肱掛(アームレスト)を設備したのであります。

さりながら此の如き樣式を選ぶときは種々の故障も起つて來るのであります。即ち車體としては荷重が偏することになるので自然振動も烈しくなり甚だ感心せぬのであります。特に食堂車としては搖れる事が最も禁物だから、或は計算により或は實地の上より發電機であるとか電池であるとか料理用水槽とか冷藏庫ストーブ等の配置を按排して車體の平均を保つ上に種々の苦心を要したのであります。又部屋が陰氣になるから窓の面積を大にし明り取を多くし鏡を羽目に應用して可成明るくなる樣に又廣く見せる樣につとめて居る。日光を避ける爲めには從來鎧戸を使用しつゝあつたが之れも甚だ陰氣なるのみならず旅行者としては最も樂しみとする沿道の景色を見る事が出來ぬ。で日本の客車の窓の戸は下から上にしめる裝置になつて居るので假令中途で止める樣に裝置が出來ても日光を避けつゝ景色を見るといふ事は不適當でありますが、カーテンは上から下におりて且つ隨所に止まる樣に出來るから日光を避け併せて下の方の明いてる所から景色を見る事も出來るのであります。カーテンも破損し易い爲め種々の批難があるのでありますが之れはカーテンの取扱方を知らぬ爲め無理をして壞れる事が多いのであります。歐米諸國では殆んど之れを採用して別に不都合もなく旅行者にも大に歡迎されてゐますから、優等車にはつとめて之れを使用する事にして居ります。ガラス戸の方は鎧戸とは反對に上の方丈け少し明ける樣に出來れば都合がよいのであります。即ち室内が煙草の煙で一杯になつた時などは寒くつても是非開けねばならぬ事があるのでありま

洗面所

一八

呼鈴

す。それで**英國式**をまねて皮紐を使用して數箇所で止め得る樣に試みたのでありましたが之れは直ぐ汚れて旅客の衣物を汚ごす事になつたので失敗に了り只今では取外づしてしまつたのであります。

又**ガラス**戸を明けた場合に煤煙や蟲などが入り込まぬ爲めに**金鋼張**の戸を用意したのであります。此外に旅客が自分の座席を前以て豫約し得る樣にしたい其時の用意として各座席の上に**番號**を附したのであります。又座席の横の板には六人の旅客の行先きを示す樣にしてどの席の人は何處で下車するといふ事が分る樣にして置きたいと思つて計畫したのでありましたが之れは當分見合せる事にしました。ボーイを座ながら呼ぶ樣にしたい爲めには**各座席**番號の側に**呼鈴**を附けたし、寄掛りの頭の觸るゝところは殊に汚れ易いので旅客一人每に覆布を取替ふる樣に試みたのでありますが之れも費用の關係で實行されてないのであります。**然し**衛生上から是非實行したいものだと思つて居ります。又窓の下部に一區劃每に一箇づゝのマッチ入を設備する事にしたのでありましたが之れも折角造つても勵行困難なるべしと中止しました。又側廊の羽目にヒンヂ仕掛にして腰掛を設備し隣室の人などが話しに來たとき或は景色を眺むるときの用意に充てやうとしたが、之れも餘り使用する人がないのと通路の邪魔になるので取外づしてしまつたのです。

便所は大體の方針としては出來る限り綺麗にしたい。綺麗にしたら用を足す方でも注意して與れるだらふ。汚れ目が可成目立つ樣にし度い。目立つ樣にしたら掃除上の注意も行屆くだらふといふ事を主眼として材料の如きは掃除し易く水洗が出來るものを選んだのであります。

洗面所としては從來の用水は屋根より水槽に入れる事になつて居るので石炭滓などが入り込むことあり洗面用及び手洗用としては致し方ないとしても嗽用としては不適當であるから內部から清淨なる水を供給し得る樣にして區別をしました。又**洗面器**で嗽をする事は餘り心持のよいものでないので別に設備をなし蓋を開けば水が自然に出る樣な裝置にしたのであります。**石鹼**は常に紛失し易

一等寢臺は既に其必要に迫られつゝあり

いから容器の體裁もよし衛生的でもあるので水石鹼を採用して居ります。其他通路の戶等には自動開閉器を使用したり、掃除を便にする爲め掃除口の設備をしたり、腰掛用毛織物も前述べた通り本島に緣ある胡蝶蘭模樣を擇び色は褪め易い嫌はあるが日光の强い土地では目の爲めに良いといふ樣色を採用したなど種々の點に注意を拂ひました。

寢臺問題　鐵道省では目下三等の寢臺を設計中だが其樣式は未だ定らず種々研究中との事であります。三等寢臺の設計上最も困難なる點は定員の多いことで八十人との事であります。一定の限られたる車中に夫れ丈けの寢臺を設くる事は無理な注文の樣に思はるゝのであります。大井の工場で試作中の見本樣式は先きに山陽鐵道で試みたクロコ形に寢椅子を重ねて列べたものと汽船のやふに棚を作つて雜魚寢をするとの二つであるそふで其孰れに就くやは未定であります我臺灣鐵道でも既に業に寢臺車の必要に迫られて居るが二等三等のは到底前途遼遠と思ふが一等寢臺車丈けは一日も早く製作したいと思うて居ます。コンパートメント式と舊山陽式とを問はず上下に寢臺を設くるものは當地の如き暑いところで且つ蚊帳を釣らねばならぬ樣なところでは甚だ不向きと思ふのであります。寢臺の乘客には南京蟲の心配はないかも知れぬが寢具等を設備する上に於ても內地よりも一層の苦心を要するのであります。寢臺は如何に暑くとも開放式にする譯には行かぬから大體現在の一等食堂車のやうな樣式のものでは何うかと思ふて居るとはいへ、定員が甚だ少なくなるので鐵道としては非常に不利益な車となるのであります。然し定員を多くすることにすれば上下に床を設くる外仕方がないので結局內地式と大同小異のものとなるから種々研究を要するのであります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

遊支雜感

＝在支邦人の三省を促す＝

關口泰

朝鮮より北京、青島、上海、漢口、福州、臺灣への旅行雜感

本篇の要旨 朝鮮より北京、青島、上海、漢口、福州、臺灣への旅行の雜感を述べると、何處でも日本人の力の弱いといふことが感ぜられる、今少し確つかりせねばいけない、今に於て立ち直らねば駄目である。先づ到る處に日本人の協力の缺乏が感ぜられる。調査機關も不備である。學生の蒐集した資料より成つた支那省別全誌が支那研究の一大權威なりとは誠に情けない。外務省の報告も中には一書記生が巡査を相手に蒐集したものから成つたのがある。專管居留地たる蘇州杭州の草茫々として居るのは外交官の無識から來たもので、之よりも青島でも開港させた方が好かつたのである。相手を理解せないで日支親善も經濟提携も出來るものではない。又た在支日本人の經營する新聞も無力なら、通信記者も無力極まるもので、日本の宣傳ところでは無い、相手の宣傳の道具に使はれさうである。文化施設に就ても有力なものは無い、今少し他の目的の手段らしくない眞の文化施設を盛んにしたいものである。排日氣分は決して轉換の出來ないことでは無い。日支の反感は外國の中傷や邪寃ばかりでは無い、互ひの胸に其の原因があるので、夫れを取り去れば恢復は出來る。日本の當局は今少し若い人の諒解を得るに努めなくてはならない。ソコへ行くと英米の宣教師達は若い人の魂を攫つて居る。福州にしても今少し施設を仕なくては不割讓も條約の死文たるに過ぎまい。又た上海廣東のやうな言論界の勢力地には日本人經營の漢字新聞にもつと有力なのが欲しい。要するに全體として日本人の實力を強めることが根本的に必要である。（編者）

■二箇月に足らぬ短時日で、朝鮮から奉天を經て、北京、天津、濟南―泰山へ登り、曲阜に參り―青島から上海へ行き、楊子江を漢口迄溯つて、武昌、漢陽を見、九江から廬山に登り、更に南京、蘇州、杭州を見物して再び上海から福州を經て、臺灣に渡つたのであるから、之を以て支那の事を語るのは、基隆へ上陸したばかりで臺灣を語る樣なもので、烏許がましい事ではあるが、それでもこうやつてたゞ漫然と歩き廻つてゐる内にも、種々の感想が浮ばないわけでもない、その二三を書いて見やう。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本人の力が弱い、もつと、しつかりせなくてはならぬ今立ち直られば駄目である日本人の協力の缺乏が到處に感ぜられる

調査機關は不備で個人が銘々自分に調査するに止まる

■第一に考へさせられたのは、日本人の實力─それは武力を意味せないのみならず單に經濟力のみをいふのではない、日本人の人間としての力が弱い或は價値が低いといふ事である。異民族統治の能力を疑はれるのもそれである。國際關係に於て幼稚の誹を免れないのもそれである。問題は個々の朝鮮問題ではない。支那問題ではない。根本に於て日本人の問題である。朝鮮から支那を通つて臺灣へ來る迄、一貫して考へさせられたのは、日本人がもつとしつかりしなくてはいけない、今立直らなければ駄目だといふ事である。

どこへいつても領事館に對する不平、寧ろ惡口を聞く。慥かに外交官の人物拂底、領事制度の不備は認められる。然し乍ら、日本人の協力の缺乏といふことは、それ以上に痛切に感ぜられる。島國根性といふのが、とにかく日本にゐると同じ心持でもつて、海外にあつても、小さい範圍で角突き合ひをしてゐる。商賈の仕方もさうである。同志討である。日本の官民、政黨、或多數人の集合が在れば必ずそれがあるのである。海外に來た人のみを咎められはしまい。

■次に感ずるのは、調査機關の不備と、宣傳機關の無能力以上なる事である。北京の三井洋行には、篤學なる今關天彭氏も居られるし、上海には月刊の支那風俗を出してゐる人もあり、佐原篤介氏の佐原研究所といふのもあるが、之等は只個人的の研究で、組織も連絡も無いのであるから、一の力は一だけである。上海の東亞攻究會の如きは

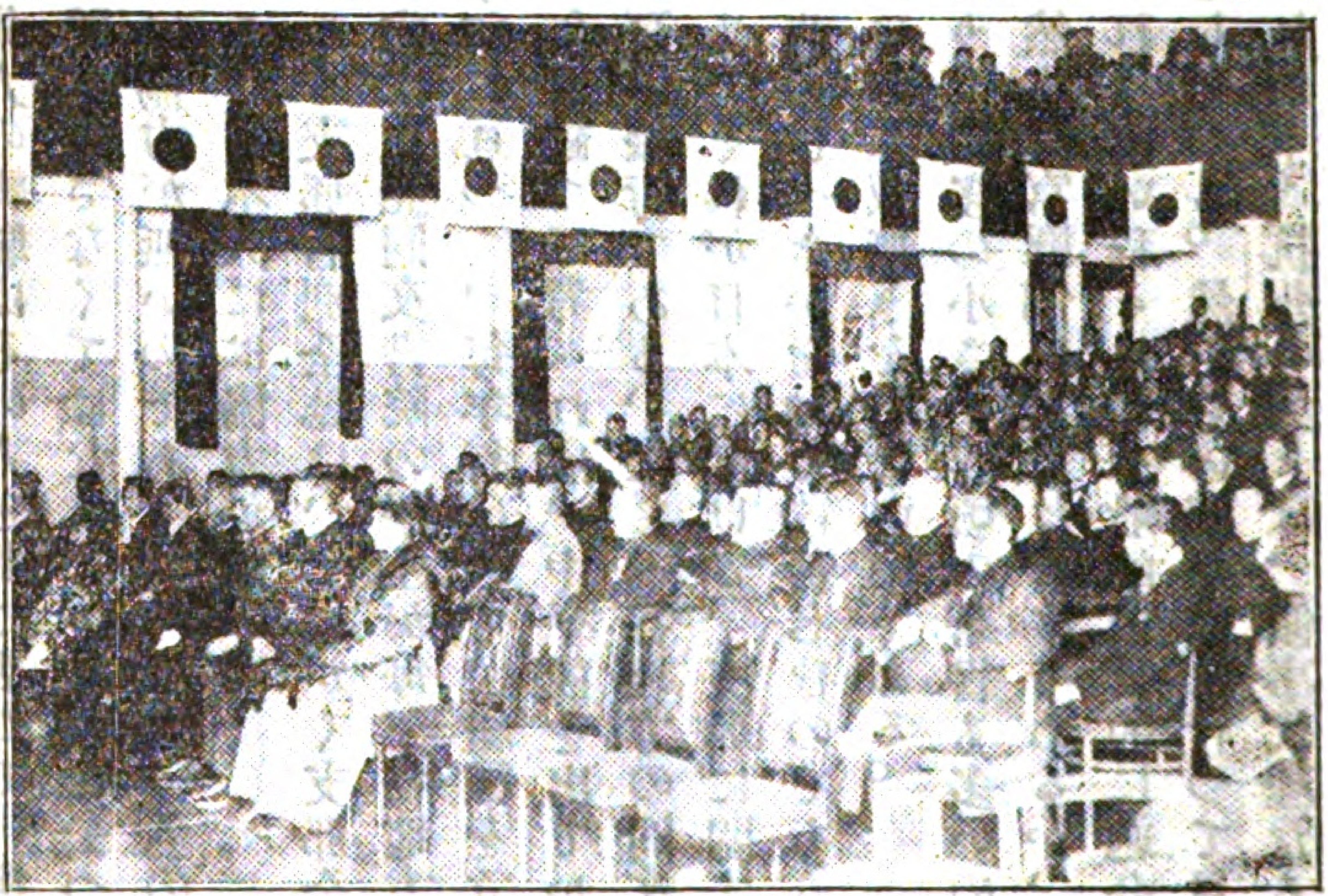

醫學專門學校に於ける前校長高木、山口兩博士の記念胸像除幕式の景

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那省別全誌も十年の歳月で出來は出來たが學生の蒐集したに過ぎぬ此種の書物が支那研究の權威たるに至つては誠に情けない

陸軍の報告は專門的である外務の報告は各地の領事館から徴するのであるが其中には一書記生が巡査を相手に調査したやうなむ粗いものもある—

や、組織立つたものであるが、成立日尙早くして、最も出色のものではあつても、前途は遼遠といはねばならぬ。日本人は支那に長くゐても何等の組織的・系統的・科學的の調査研究をしないから、何年居ても進歩がない、又、先人の經驗はその人と共に去つて、後に何ものをも殘さない、新しく行つた人は、新しく初めから踏み出さなくてはならない。前に云つたのは橫の協力が無いのであるが、それと共に縱の、時間的の協力が無いのである。一人は一人の働きをする丈である、組織は一プラス一を三とするの力である。日本人には協力が無い。

■東亞同文書院から出版してゐる支那省別全誌は、とにかく支那全體に涉つての比較的詳悉にして正確なる記述とされてゐる。之は東亞同文書院の學生が每年各地方を旅行して蒐集した材料を基としたものであるが、之でも十年に亘つて、每年行はれて、組織を立て、系統を立てれば、これだけのものになるのである。然し乍ら飜つて考へれば、中學校を出てから同文書院で二年の修學をした生徒が、三箇月に足らぬ一ト夏の旅行である、たとへ各地方の同文書院の出身者たる先輩の助力によつて集められたものとしても、それが日本に於ける、支那に關する書物の一大權威なりといふのは、その果して喜ぶべきか、悲しむべきかを知るに苦しむのである。更にそれが學識あり素養ある學者によつて爲されたならばといふ感無きを得ないのである。

■西洋人には立派に研究もあり、數多の小さい手頃の著書も多いのに、日本の支那に關する書物の貧弱は此の如く貧弱である。然らば官廳側に於てはどうであるか、陸軍の報告には比較的い、のがある相であるが、それがよければ善い程それは一般的の目的に適合するものではない。外務省は各地の領事館になる報告を基としてゐる。然しその領事館に行つて見れば、その報告が多くの價値を附する事の出來ないのは直にわかる。杭州の如きは、領事代理たる一人の書記生が一人の巡査補の助をうけて凡ての事をやつてゐる、如何に敏腕でも、それで浙江省一省の政治經濟財政產業の凡てに涉つての調査をなし之を郵便なり電報なりによつて報告して、その正確を期し、詳密を極める事

專管居留地たる蘇州杭州は草茫々たりてある

馬關條約で蘇州杭州を開港させたのは古い書物に依つた外交官の無識に因るのである

蘇杭州よりは青島を開かせた方が好かつたのである畢竟之も調査不充分から來たのである

相手を理解しないで何で日支親善、經濟提携が出來やうか

在支日本人の經營する新聞特に通信

が出來得る筈が無い。之は杭州のみではない、蘇州の領事館も同じ狀態に置かれてある。

■一體杭州も蘇州も我が國の專管居留地のある所である。そして二三十人の居留民（城内に住む人をも含むだ數）がゐるのみで、草が茫々と生へてゐると攻撃されてゐる場所である。行かない内はそれは日本人が斯う政府の方でお膳立をしてやつても、海外發展をしないといふ材料として聞かされてゐた。然し乍ら、同じ支那へ行くなら杭州蘇州へ行けとは勸める勇氣は有てない。どうして馬關條約の際、こんな所を選りに選つて開かせ、專管居留地を置いたのであらう。別莊地を作るのでないから、風光明媚の地なるが故に選んだのでもあるまい。恐らく當時の支那通の外交官は、古い書物によつて、大運河の終點たり重要地點たる、經濟の中心地として選んだのであらう。然し上海の開けた後は、運河の水運が海運に代つた汽船の時代に於ては、既に之等の兩地は何等の價値が無かつたのである。專管居留地に草茫々たるは此の如き無識に基いてゐるのである、當時は青島は獨乙に租借されてはゐない、日本は獨乙より先に青島を開き專管居留地を有し得たのである。然らば今日の山東問題も、排日問題も起るきつかけがなかつたかも知れない。然し此の不用意、智識の不充分、調査不充分は此れのみに止まらない。寺内々閣の借款にしてもさうである、あれだけの金を此の如き無智識の下になされた事は、太ッ腹といふのか無鐵砲といふのか、とにかく驚くべき事である。

■今日では大分、各方面に氣がついて來た樣ではあるが、兎にかく一日も早く、組織的な調査研究機關を支那に有する事は必要事である。今日のやうで支那そのものが、自然科學的方面に於ても、文化科學的方面に於ても、理解されない對照物に就ての智識無くして、何の日支親善があらうか、何の經濟提携があらうか。日支關係は此點に於ても第一歩から踏み直す必要がある。

■宣傳といふのは、近頃の流行語であるが、まづ此處に云はんとするのは、在支の日本人の經營する漢字新聞なり外字新聞なり。又邦字新聞なりの無力と、日本內地の大新聞の通信員の微力に就て

記者の無力なるが爲に日本の實傳どころでは無く或る場合には商ふの宣傳の道具に使はれゐ民があ る位であ る

在支日本の文化施設も噂だけで見るべきものは無い位であるが、眞の文化施設を盛んに行はなくてはならぬ

日支反感は外國の邪推でも無い。お互の内に其原因があるのである

ゞある。公使館なり、總領事館なりとの間の、諒解が無く、協力が少いのみならず、その從事員が數に於て少きのみならず、その人が、到底支那の如き、日本にとつて重要な、又その眞相を捉ふるに難き場所なるに拘らず、大なる識見も學力も經驗も有せない、比較的、新聞社に於ても、重要なる地位を占めざる人々によつて充たされてゐるといふ事は、事每に不滿足を買はざるを得ざる結果となるのである。支那側の情報を得るに難く、日本側の眞意を諒解せしむるに力無く、有つて無きに等しく、有つて却つて害あるが如き場合も無いではない、それは支那語も餘り自由ならず、又外國語にも通せずして、在支の外交官の間から種がとれないのみならず、支那の英米等に於て教育をうけた側の人々に接する事が少ない、否殆ど無いのであるから、その觀察が一方に偏するも、加之人數も少なく力足らざる爲でもあらうが、支那の不完全なる通信社の材料、支那新聞の記事によるか、爲にする所ある支那人の與ふる材料による爲に、多くの場合、知らずして、巧なる支那の宣傳の手先になる恐、否事實があるのである。我國の爲の宣傳所の驅ではないのである。

■我國の外交が軍閥外交であるといふ詐は、今はもう無いであらう、然しその軍閥外交の餘殃はまた消えてはゐない。所謂文化施設も學校にしろ醫院にしろ、まだ噂だけであつて、殆ど何もないのは意想の外であつた。内に靑島守備軍が、やつて居る濟南醫院の如きは、山東省のみならず、遠く江蘇・山西・何南から病人が來るといふ位迄に、立派に效果を擧げてゐる。東亞同文書院の支那學生教育も、立派な校舍（二百人を容れ得る）に只七名の生徒を收容し居るのみなのは、その募集が排日の爲に後れた爲でもあらうが、文化施設そのものさへが、未だに他の何かの手段として行はれ、他の何者かの變形に過ぎぬといふ樣に見られてゐる爲もありはしないかと思はれた。日支親善の空題目は寧ろ害あつて益がない。實際上に他の手段でない、それ自身が目的である所の、文化施設を以て、支那に與ふる所が無くてはならない。

■日支の心胸を觸れしめよ。理解出來ない筈が無い。北京大學の一教授に逢つた時も感じた、こん

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

排日氣分は轉換出來ないことは無い

若き分子に交渉なしに事を行ふのは好くない

英米の宣敎師は兎に角、若き人の魂を攫んで居る

對岸の不割讓が條約の一紙片に過ぎずして施設交渉の見るべきものゝ無いには驚かされた

なに變な感情で隣同志の兩國民が相對してゐないでもいゝ筈である。何か邪魔するものがあるのだ、それは徒に外國の中傷や離間ではない、互に内にその原因をもつてゐるのだ。それを取り去つてしまへばいゝのである、そしてそれは出來ないことではない。

■北京で行はれた學生の示威運動も、(最近十一月琿春事件に關しての)大分前とは變つて來た樣である、徒に政治業者の手先になるの愚も悟り、日貨排斥も、實は日貨を英米商人の手によつて、その商標に張りかへられて入つて來てゐる事を知つて、悟つた所もあるらしいといふ事である。とにかく排日氣分は、駈け足で通つた自分には感ぜられず、在留日本人も今はもう無いといつてゐた。とにかく轉換出來なくはない時機だと思はれる。

■それには若き支那人にもう少し諒解をもたなくてはいけない。朝鮮でもさうだ、臺灣でも恐らくはさうであらう。當局者は社會的の地位高き人と交渉する外ない爲に、とかく若き分子を輕視し無視する。彼等に現實の、又た積極的の力は無いが、消極的の力を有する事は、何度か、何の方面にも實例が示されてゐる。その事實の前に眼をつぶつてはいけない。餘りに若き分子に交渉なく凡てが行はれる、然しそれではいけない、殊に今後はそうであらう。

■在支の英米宣教師は何のかのといはれ、それが宗教家として頗る受取れぬ行動もある、然し兎にかく若き分子の魂を攫んでゐる、それは有力な事である、我が國人が朝に夕を測られざる彼の國の當路の一二の人と特別の關係を有して居るか居ないかよりも、更に不變の結び付けである。

■福州へ來て意外であつた、不割讓條約、それは實力が伴はなければ、全く以て「條約は一紙片」に過ぎない。醫院もあり、學校もあり、新聞もある、百戸の日本人もゐるといふが、臺灣から最も近い、臺灣にゐて頻りに對岸〳〵と聞いてゐた福州の狀態を見て心外に思つた。福建省は經濟力の弱い處であらう、然し兎にかくあれだけの面積もある所の都である富の福州である。もう少し臺灣總督府としても考へるべきであらう。所謂自治は兎にかく、今中華民國の大勢で、中央政府無力の當然の歸結

上海廣東は言論界の大勢力地である日本人經營の漢字新聞はもつと大いに有力でありたいものだ

福州でも日本人の協力、調査、諒解などが必要である

である、福建省は南北勢力の交はる所である、爭奪地であるといふ事は、交涉地であるといふ事である。此處と臺灣とが、諒解を有してゐるかゐないかといふ事は可成り重大な事であると思ふ。

■上海や廣東に於ける日本人經營の漢字新聞はつぶれた樣である。上海や廣東に於ては、言論界の大勢力地であるから、もつと大規模なものでなくてはなるまいが、福州は兎にかく一時代遲れてゐるといつてもいゝ位な思想界の狀態ではないかと思はれる、此處に多少有力な新聞、宣傳機關であり調査機關である新聞があるといふ事は、重要な有效な事である、幸に小さい乍らも閩報といふ基礎があるのであるから、更に一步も百步も進めたもの、實現が見たいものである。要するに南支南洋を口にする臺灣在住者は、もつと福州と密接な關係が立たなくてはなるまいと思ふ。

■福州に對する注文の場合も、同じ事を繰り返へし度いのは、日本人の協力である、協力は統一を要求する。凡てがより完全の調査の上になさるべき事である、一二當局のみならず、一般國民に對する諒解である、若き分子との接觸である、それには宣傳機關の利用である。そして第一の要件は人である、一に人、二に人三に人である、顧みて更に日本人としての實力、人間としての力を、全體として高めるといふ事が、第一にして、根本的な事だとしみぐ思はざるを得ないのである。

爪哇糖業を支配すべし

臺灣總督府事務官　奥　秋　雅　則

本篇の要旨　(一)臺灣糖業の一大成功により更に海外發展の企圖を要す(二)爪哇糖業を支配する者は世界の甘蔗糖業を支配す(三)我邦糖商の勢力を鞏固にし爪哇に於ける砂糖市場を支配すべきこと(四)本島製糖業者をして爪哇糖業に對し投資を盛ならしむべきこと(五)本島に於ける耕地白糖を盛にし併せて爪哇糖の再製を奬勵すべきこと(六)爪哇糖業を支配すべき手段及びの附隨の手段

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の製糖は獎勵政策樹立の當初年額七千萬斤なりしが最近三箇年の平均六億斤に垂んとす

更に進んで海外發展の企圖を劃せざるべからず

一 緒言

本島糖業は、明治三十五年新渡戸博士の獻策に基くものであつて、其事業の成功の迅速なること蓋し世界甘蔗糖業國中、其比を見ざる所である。其の初め糖業獎勵政策の樹立せられた際は、年額僅かに七千萬斤の生産に過ぎなかつたが、最近三箇年間の平均は、六億斤に垂んとして居る。實に進歩の經過は驚駭に値する。而かも尙は官民共に生産の增加、生産費の遞減に意を用ひ、灌漑を便にし、蔗苗の更新を計り、栽培を集約ならしめ、工場設備の改良に努め、且つ勞力の需給を圓滑ならしむる等、孜々として怠らないのである。然し乍ら如斯成功を收め得たる本島糖業は、内に實力の充實を計るべきは勿論であるが、更に百尺竿頭一歩を進め、既に養成蘊蓄し得たる實力を以て、進んで海外發展の企圖を心掛けねばならない。吾輩命に依り一昨冬南支に使し、更に昨年南洋諸島を巡歷し、各地甘蔗糖業の大勢に觸接し、本島糖業の當さに鵬翼を島外に張るべきの機會に際會せるを痛切に感じたのである。今臺灣糖業の海外發展を企つるに當りて、第一に論ずべきは爪哇糖業を支配することである。以下之に關し少しく所見を述べて見たいと思ふ。

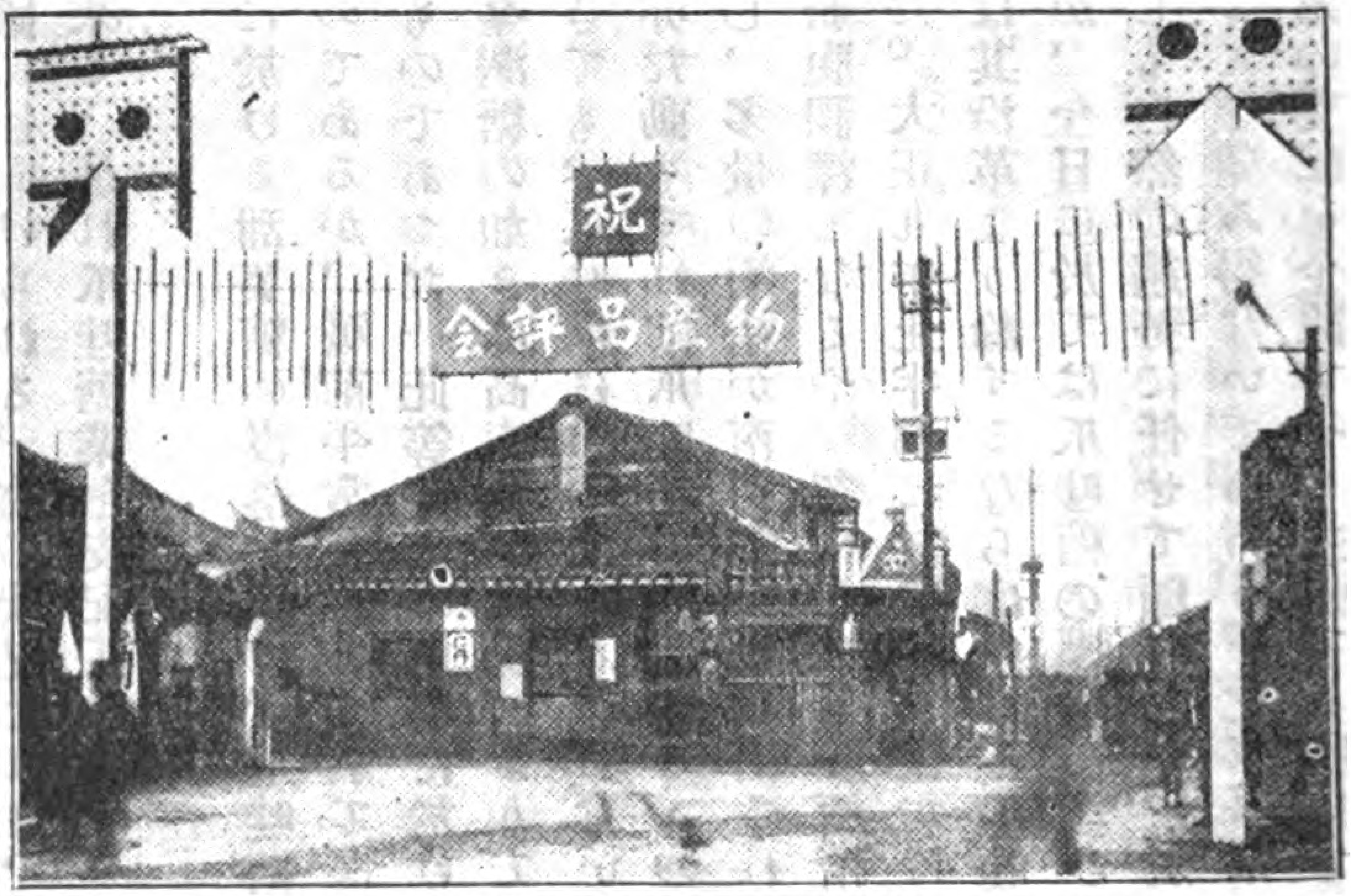

海山郡物産品評會電氣門

二 爪哇糖業を支配する者は世界の甘蔗糖業を支配す

世界の甘蔗糖業國の主要なるものは、玖杷の三百六十萬噸を最高とし、英領印度二千六十萬噸、

他國の需要に供給し得るは世界中唯々爪哇糖あるのみ

爪哇百七十萬噸、次に位するものは日本・比律賓・濠洲・モリシアス群島等である。右の内、玖玐は米國の需要を充すだけで餘剩はなく、印度・濠洲及我國は、自國の需要にすら不足する現狀で、比律賓群島も亦た其輸出の大半は米國に仕向けられる。右の狀況なれば、他國の需要に供給し得るは、殆ど爪哇糖のみと云ふことが出來る。是れ爪哇糖業を支配する者は、世界の甘蔗糖業を支配すると稱する所以である。

大戰後爪哇糖は北歐に迄侵入し臺灣糖は常に之が脅威を受けたり

此趨勢に委せば臺灣糖は遂に爪哇糖の爲め進展を阻止さるべし

今回の世界の大戰後、歐洲に於ける甜菜糖の沒落と共に、爪哇糖の販路は遠く地中海方面より英國及北歐の天地迄も進入したのであるが、戰前平常の時機に於ては、爪哇糖の消費地は、印度・支那及日本方面等が其の主要なるものであつた。此等東洋の市場に於ける糖價は、常に生産費の最低なる爪哇糖の價格に支配され、臺灣糖の如きは高率の輸入稅により保護せらるゝに拘らず、尙は且つ日本内地に於ける價格に付きても、爪哇糖に追隨するを免れない。常に爪哇糖に脅威され、支那市場に對する輸出の如きも、亦た動もすれば爪哇糖に驅逐さるゝのである。戰後本島内に於て製糖業の副業たる酒精工業の勃興し、多量の酒精が南支方面に輸出されて、年額六十萬圓に達せしこともあつた、然し平和克復し、船腹潤澤となるや、忽にして爪哇酒精に驅逐され、今や全く南支市場に其の面影を留めざるに至つた。大正九年上半期に於ては、僅かに六百四十九圓を福州に輸出したに過ぎない、如斯我臺灣糖業は其沿革より論ずるならば、寧ろ爪哇糖業を模倣して今日の發達を來したものと云ふことが出來るが、今日に於ては爪哇糖の壓迫に逢ひ、其進展を阻止せられて居るやうな傾向に居るのである。若しも自然の趨勢に任せて顧みざるに於ては、到底我臺灣糖たるもの、永久に此受身の地位を脫することを望み得ないであらう。之れ吾輩の最も遺憾とする處で、亦茲に進路一轉、寧ろ進んで爪哇糖業の支配を企圖すべく主張する所以である。其の方法として以下三種の手段を擧げる。

三　我邦糖商の力を鞏固にし爪哇に於ける砂糖市場を支配すべし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

歐戰後爪哇糖の買付は我邦商其の最たり

邦商の手を經て買付たるものを合すれば約八百五十萬擔に達す

爪哇糖に投資すべき有利なる理由

歐戰後我邦商人は凡ての方面に於て發展し、屢々歐米商社をして後に瞠若たらしめた、乍然爪哇に於ける我邦糖商の活躍は、就中其最も顯著なるもの丶一つであると稱することが出來ると思ふ。一九二〇年の爪哇糖に付ては「トラスト」の手持約二千百萬擔あつた。其の內八百五十萬擔は我邦商の買付にか丶るもので、永年勢力を扶殖して權威赫々たる英商の如きも、殆ど顏色がなかつたやうな有樣であつた。卽ち一九二〇年糖の各國商人別買付高を示せば左の通りである。

日本商人	六、五一六、六五五擔	支那商人	三、四八一、四四六擔
英國商人	三、四七一、二〇〇	印度商人	三六一、七六〇
和蘭商人	三、〇〇九、一七一	其他商人	三、三〇〇、三〇九

邦商の外國商人を通じて買付けたる數量を合算すれば、約八百五十萬擔に達すと稱せられて居る。戰前一の三井物產ありて、僅かに年額三、四萬噸を取扱ひしに過ぎざりしに比すれば、其の勢ひ實に旭日昇天と云ふべきである。本誌第十七號所載「爪哇一九二〇年糖取引事情」中に詳述した如く、金融關係、商人の信用問題等に付き幾多の困難あつたに拘はらず、一九二〇年糖に付ては未曾有の大成功を收め、純益一億盾に達すと稱せらる。由是觀之、金融關係又は販路に付て、若しも國策の後援あるに於ては、我邦糖商の爪哇糖支配は、其力綽々として餘裕ありと斷言することが出來ると思ふ。況んや以下述ぶる所の二方法と相呼應して爪哇糖業の支配に邁進するに於てをやである。

四　本島製糖業者をして爪哇糖業に對し投資を盛ならしむべし

爪哇糖業に對し投資を慫慂する理由は三つある。第一は爪哇糖業は臺灣糖業よりも生產費少く、收利確實なる點である。第二は暴風雨の危險に曝されたる本島糖業に基礎を置く製糖會社をして、永久利益配當の平均を保たしめ、會社の基礎を確實ならしむる點である。第三は邦人南進の先驅となり、且つ本論主張の爪哇糖業支配の最良手段であるからである。

爪哇糖生產費の最近の狀況を研究して見るに、東部爪哇某工場よりの報告によれば、最近三箇年

爪哇糖の生産費甚少なる內譯

間の生産費內譯は左の通りである。

生産費(內譯名稱)	一九一七年	一九一八年	一九一九年	生産費(內譯名稱)	一九一七年	一九一八年	一九一九年
	盾 仙	盾 仙	盾 仙		盾 仙	盾 仙	盾 仙
給料(高等社員)	〇・二六	〇・二八	〇・二九	砂糖搬出費	〇・三三	〇・二四	〇・二五
税金	〇・三四	〇・三五	五・九七	工場附屬舍宅費	〇・一〇	〇・〇六	〇・〇三
借地料手數料其他	〇・三三	〇・三七	〇・六〇一	機械消耗費	〇・一二	〇・三一	〇・四五
甘蔗原價	五・五七	三・五二	四・二五	機械修繕費	〇・〇九	〇・〇七	〇・〇八
甘蔗運搬費	〇・九〇	〇・六九	〇・九七	機械增設費	〇・五〇	—	〇・六〇四
工場費用(使用料として)	〇・四七	〇・六〇	〇・六四	合計	六・七五	六・九五	一四・二九
荷造費(叺又竹籠)	〇・二七	〇・四五	〇・四九一				

本島製糖の生産費は爪哇のには比して約二倍乃至二倍半を要す

一九一九年に於て一躍十四盾二十九仙となつたのは、約五盾の超過利得税の賦課があつたによるもので、之は最近表れたブーム時代に於てのみ課せらるゝもので、極めて臨時例外的のものと見て差支はない。爪哇糖の生産費は平均八盾乃至十盾と見るが妥當と思はれる。然るに最近臺灣糖の生産費は異常の膨脹を示し來り、大正九年期糖に付きては、未だ各社を通じて平均數明瞭ならざるも、當局者の豫想によれば平均二十圓內外であつたと云ふ見込である。中には擔當り三十圓五十九錢に達したる會社もあると云はれて居る。之を平時の爲替相場に換算するに、大體本島製糖業は、今日に於て爪哇糖の二倍乃至二倍半の生産費を要すと斷して差支のない狀況である。之を以て見るも、爪哇に於ける糖業の有利なるは一目瞭然と云はねばならない。況んや爪哇島民の從順にして使役し易く、又爪哇島の地位が砂糖需要國の中心に地位を占め、各地商況に應じ輸出するに便なるに於てをやである。蓋し爪哇糖業に投資せざるは利を解せざるものなりと云ふも過言でなからう。現今爪哇に於ける製糖工場百九十の內、其投資者國別を揭ぐれば左の通りである。

爪哇に於ける製糖投資者の國別

和蘭人	一七一	英國人	三	獨逸人	一
支那人	一二	日本人	三		

英人工場は僅かに三工場に過ぎざるも投資は他幾多の工場にも及べり

邦人の工場

南洋諸島に於ける華商の活動は至る所に目醒しく、爪哇糖業に付きても既に右示す如く列强に卓絶して居る。英國人の三工場を有するのみなるは其勢力頗る不振なるが如くなるも、實際上英國商人の勢力は頗る著しきもので、工場全部の所有に付きては未だ僅かに三工場ばかりであるが、英國資本の投下せられて居る工場は蓋し多大なるものがあるであらう。在爪邦商の常に羨む所である。英人糖商フレーザー、イートンの如きは既に一九一七年の Java Sugar Commission に於ては最も有力なる委員の一つとなり、又現今「トラスト」の如きに付きても英商の勢力は隱然として之を動かすに足るものがある。邦人の爪哇に於て所有する工場は南國產業株式會社の「スコレジア」工場、南洋製糖株式會社の「スメンコ」工場及內外製糖株式會社の「ゲダレン」工場の三つで、其生產力合計二十萬擔內外、內（ウチ）內外製糖の「ゲダレン」工場を除きては他は未だ自慢する程のものでもない。英人の勢力に比すれば未だ〳〵數段の差があるのである。今に於て政策の確立を企て、爪哇糖投資を計らざれば爪哇糖業も亦た英國の資本に支配せらる、の日、遠きに非ざるべしと思はれる。

本島の製糖會社に望む所

戰後本島各製糖會社の收益は實に莫大なものであつた。大正九年期の各社營業報告書を見るに十割以下の配當をなすものは少い。吾輩は所得の大部分を配當して得々たる各會社のやり方を遺憾とする。寧ろ其の得たる多大なる利潤は之を爪哇糖放資に振向くることを最良の策として慫慂するものである。既に述べたる通り、彼等會社自身に取りても利益配當の平均を保つ上に最も巧妙なる手段であつて、一種保險性質を有して居るとも云へると思ふ。一九二〇年の爪哇糖の買付に於て本島製糖會社の收益は約四千萬盾を越えたと稱せられて居る。此等の利益は勿論全部爪哇糖放資に振向くべき性質のものであつたのである。

五　本島に於ける耕地白糖を盛にし併せて爪哇糖の再製を奬勵すべし

本島製糖の白糖化

本島に於ける耕地白糖方法の採用せられたのは、明治四十二年頃、鹽糖岸內工場に於て試みたのが嚆矢である。爾後幾多の經驗を閲し、大正二、三年頃に於て殆んど完全なる白糖の製造を見たの

爪哇原料糖の再製を行はしむべく輸入奬勵し再製糖業を盛ならしむべき理由

再製を盛んならしむべく現行關稅の改正の必要

である。之に倣ひて各製糖會社孰れも耕地白糖方法を採用し、最近に於て白糖工場に模様替せしものの五會社九工場となつた。耕地白糖の分蜜糖製造に比して利益なるは喋々する必要はない當業者の調査發表する處によるに、普通擔當り一圓餘の利益がある。協定稅率により爪哇原料糖の輸入再製に比するも、尚ほ擔當り七十錢見當の利益あると云ふ。現今分蜜糖と精製糖と內臺工場を異にし、分離製造せらるゝのは過去の惰勢によるもので、決して今日の計算によるものではない。現今最も遺憾とする處は前掲白糖工場の內完全に成功せるものゝ少い點である。

本島各製糖工場の白糖化は、爪哇原料糖の再製を行はしむるに於て更に一段の意味がある。吾輩は爪哇糖業支配の手段として、第三に本島に於て爪哇糖の輸入を奬勵し、再製糖業を盛にし、東洋各市場に再輸出を盛ならしめやうとするのである。本島に再製糖業を盛ならしめやうとするのに吾輩は凡そ四つの理由を擧げる。一つは耕地白糖方法自身が既述の如く頗る有利なるものであること。其の二は再製糖業の奬勵は本島をして工業地たらしむる一歩であること。其の三は製糖會社自身より云ふも、年中工場を運轉せしめ、工場經濟上有利なること。其の四は邦商の爪哇糖買付に安全なる基礎を與へることである。爪哇糖輸出の時期は大體早きは五月末、遲きは十一月末で、恰も本島製糖期の十二月開始五月終了とに相反して居る。是れ最も有利とする點である。卽ち恰も本島に於て製糖終了せんとする際に爪哇糖の輸入可能となる次第である。爪哇に於ても工場組織漸次進歩し、逐年中双・白双の生産增加し、黃双・糖蜜の生産額は減少する。若しも本島に於て爪哇糖の再製を盛大ならしめやうとするならば、單に黃双の精製のみでなく、中双の精製も亦た企圖せなければならない。是に於て現行關稅改正の必要を論せねばならない。

爪哇に於ける取引は糖蜜 (Molasses) 黃双 (Mascovado) 中双 (Head Sugar) 白双 (Superior Head Sugar) に區分せられ、和蘭標本により分類すれば、普通市場に於て取引せらるゝ標準は、糖蜜第八號乃至第十號、黃双第十四號乃至第十六號、中双第十八號乃至第二十號、白双は普通第二十五號を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

製糖工業の一新は一面本島を工業化せしむる一歩なり

程度として居る。然るに我國輸入稅は餘りに細分に過ぎ、實際取引に適合せない。例せば爪哇黃双の如きは第二種糖及第三種糖の間であつて、動もすれば輸入の際に高率の稅金を課せられ、種々煩累を來すことがある。又た爪哇島內に於ける黃双製造の狀況を硏究するに、中双の生產費と殆ど接近し、爪哇に於ては寧ろ黃双の生產を喜ばず、年每に減退する狀況である。日本向の砂糖に付ては、特に爪哇に於ては豫め工場に註文し、色相第十五號以下に製造せしむるものだと云ふ、之が爲め賣買者双方とも頗る不便不利とする處で、是れ一に關稅の高下差違あるによるのである。一說に爪哇に於ける黃双は日本商人の買付が盛んである爲め、强ひて生產するのであるとさへ云はれて居る。一九二〇年糖に付て之を論ずるならば、賣約成立の二千十三萬擔の內、黃双三百九十五萬擔、中双五百三十五萬擔、白双千五十萬擔で、黃双三百九十五萬擔の內、邦人糖商の買つたものが實に三百萬擔であるのを見れば、其の趨勢の如何を察知するに難くないのである。邦商が斯の如く盛んに黃双の買付を爲すのは全く我邦輸入稅の關係によるので、又た輸入稅の黃双に於て低率なるは、本邦に於ける精製糖業の發達を計ることが其目的の一つでなければならない。然るに大勢は既に黃双の生產を不利とするを以て、此際寧ろ關稅を商取引の實際に合する如くに改め、尙ほ一層低率として中双の輸入を盛にし、之が再製を奬勵すべきである。若し關稅政策が一變するならば、中双の輸入は頗る增加し、之が再製糖業の隆盛を來すことゝなり、製糖業者も亦た頗る利便を享受することゝなるべく、更に希望するのは明治三十九年勅令第二百六十五號を改め、輸出品たる精製糖用に供したる白糖に付きても、戾稅の利得を均霑せしむべきことである。

以上の如く本島に於て耕地白糖を奬勵し、且つ關稅の改正を行ひ、中・黃双の輸入を一層容易ならしむるに於ては、本島に於ける製糖工業は更に一新するであろう。卽ち一面本島を工業化せしめんとする一步である。爪哇糖の再製を盛にし之を東亞の市場に供給するに於ては、本島は啻に砂糖製造の中心地たるのみでなく、取引市場の中心地たる亦た庶幾することが出來る。本島に於て白糖製

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

造を盛にし、爪哇糖の再製をなすのは、既述第一の手段たる邦人糖商による爪哇糖の買付に對する有力なる基礎を與ふるものである。其例は一九二〇年糖の花々しき邦人糖商の買付は、白糖工場を有する本島製糖會社の力に負ふ所極めて大であつて、總買付八百五十萬擔の內、過半は精製糖工場を有する製糖會社の買付にかゝるものであつた。

本島製糖會社に對する指導監督の必要

本島に於ける白糖工業の奬勵の必要なるは以上述ぶる所で明かであるが、島內各會社の實況は此の希望に副はないこと夥たしい。當然白糖化する運命の下にあるにも拘はらず、本期の精糖の如き、製造技術の不充分なる結果、之を見合はすと云ふ者が多い。實に遺憾至極と云ふべきである。各製糖會社が動もすれば目前の配當利益にのみ眩惑し、永遠の計を謀らず、工場白糖化の研究を比較的等閑に附する傾向がある、此點は指導監督の任にあるもの丶注意の必要を力說する所である。

六　附　言

爪哇糖業を支配すべき手段

(一)糖商の力を鞏固にし、爪哇に於ける砂糖市場の支配を企圖すべく(二)本島製糖業者をして極めて有利なる爪哇糖業に投資を奬勵し(三)本島に白糖工業を盛にし爪哇糖の再製を盛ならしむるに於ては爪哇糖業の支配は庶幾くは實現可能と思はれる。爪哇糖業を支配するものは世界の甘蔗糖業を支配する。而して東南洋の市場亦た其の左右する所となるのである。香港に於ける氣息奄々たる太古・怡和の精製糖會社の如きは、實に鎧袖一觸の値が無い。かくて臺灣糖業の悠大なる使命が完結せらる丶に至るであろう。若し以上の理想實現せらる丶際は、爪哇糖に比して生產費の比較的不廉なる本島糖業に就ては、或程度の制限を附し、米田の奬勵に代へ食糧自給の一助とするも亦た大いに可なりである。

爪哇糖業を支配すべき附隨の手段

海運政策の確立

爪哇糖業支配の手段は、以上掲ぐる三種以外、尙は附隨的の手段として(イ)南支南洋方面に對する海運政策の確立が必要である。現今の如く貨物の運賃の、距離に於て頗る近き本島が、時に上海神戶より運賃高率なる如きは看過すべからざる現象である。爪哇糖の本島集中を計らば、須らく運

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貨の輕減を畫すべきである(ロ)港灣設備の改良、打狗自由港の計畫である。砂糖の輸移出入港として打狗の地位基隆に優れるは勿論であるが、目下打狗港の設備は頗る不充分で、港灣亦た狹隘であるから之が擴張改良を急務とする。彼の爪哇スラバヤ港の一億盾を費せしと云ふ築港を顧みると頗る忸怩たるの感がある。最近米國の對東南洋貿易策の樹立と共に、Manila自由港論が盛に喧傳せられて居る。若し夫れ我邦唯一最大の砂糖港たらしめんとするならば、自由地域（フリーゾーン）の設定、自由港の計畫亦た考慮調査を要すること切なるものである(ハ)更に島內工業の勃興に伴ひ、動力及勞力問題の如きも亦た考慮を要すべきもの丶一つたるを失はない。現今精製糖業の內地に存在するは、主として動力の基礎たる燃料問題による。臺灣水電の事業の速成を計り、島內各工場の電化するに至らば、或は本問題の如き好都合の解決を得るに至るであらう。勞力問題に付きては今を去る十數年前新渡戸博士は其の「臺灣糖業改良意見」に於て、糖業勞働の世界各地とも供給不足の狀態に在るを論じ、本島糖業に付きて亦憂ふる所があつた。爪哇に於ける甘蔗栽培の本島に比して極めて集約的なるは、常に視察者の驚嘆する所である。本島に於ける甘蔗栽培の粗放なるは、其原因糖業勞働の不足に存する如く思はれる。況んや最近諸產業勃興し、勞力の需供屢々圓滑を失せむとする勢なるに於てをや。糖業勞働に關する調査施設亦た研究を要すべきものである(ニ)終りに近時漸く坊間に擡頭し來れる糖業官營或は砂糖專賣の如きは、臺灣糖業の海外發展を劃する見地より論じたならば、一顧に價せざるものと思はれる。砂糖の如く需要各地に洽く、價格常に世界的に變動する商品に付き、緩値退嬰的の官業に移す如きは、折角發展し來れる邦人糖商の世界的活躍を妨げ、又た將に南進の途に著かんとする臺灣糖業の使命を覆すもの丶識者の取らざる所である。

以上は吾輩の日頃提唱して居る爪哇糖業支配論の大綱である。尙は微細に亙りては更に調査研究の上、發表しやうと思ふ。識者の批判を得ば頗る幸である。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海よりの皮革

＝陸棲動物皮革の補給

總督府囑託、農學士　藤村誠太郎

●皮革の缺乏を水棲動物に依つて補はんとする米國の試み
鱶の皮を以て最となす
水棲動物鞣革法の改善

全文要領　（一）現下の急務たる陸上動物の皮革の缺乏を補給せんための水棲動物の皮革の利用は今や米國に於て成功の緒に就きつゝあり（二）鱶の皮を最とし、鞣革の方法は化學的方法を以て從來の缺點を補ひ、能く内皮の纖維を損傷せしめざるを得。（三）皮革、魚肉以外の廢物も利用の途多々、肝油、紘、釣絲類、室内裝飾品等皆其給源たるを得べし。

現今皮革の世界的缺乏を補はんがために米國に於ては其供給上甚た有益なる發展を遂げたり。即ち水棲動物の生皮及薄膜より種々の用途ある皮革を製造するに至り、該動物中鱏類若くは鮟鱇、海豚、蝶鮫及傍居鮫等も利用さるゝも、特に鱶の皮膜を最とす。

皮革業に於て從來海豚及鱶の生皮を經濟的商品たらしむべく其努力を怠らざりしも、未た十分成功の域に達せず、世間普通の鞣皮法を施すも其成績良からず、例せば海豚皮の如きは兎角海綿狀となり易く、其強さと耐久力との點に於て著しく劣り、天候及氣候の變化に伴うて到底酷なる使用に耐ふべくもあらず。又鱶皮の如きは之を柔皮に仕上るも餘りに硬く餘りに粗にして且其柔靭性を缺き、僅に寶玉細工の磨耗用に使用し得るに過ぎざりき。

此等の缺點は今日は最早十分に除去さるゝに至り、前述の如き水棲動物より得たる皮革は從來の普通の皮革と孰れの點を比較するも其相異せる點を認めずと云へり。而して此製革法の秘訣は第一此水生々皮に適用すべき一種特別の鞣皮法の進化と、第二には鱶皮の場合其外部にある骨樣硬質の小結節を有せる所謂鮫皮を其内皮より分離することゝの二點にあり。而して此生皮の貴重なる部分は即ち此内皮にして、之を鞣せば普通の柔皮同樣に柔靭なるものとなり、而かも此内外皮の分製に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

化學的製法に依れば内皮の纖維を損傷せず

際して其强靭性、耐久力若くは鱶皮特有の美色を毫も損するところなしとす。

化學的製革法 此化學的製革法を案出したるは紐育の一銀行員にして、彼は行務の餘暇を以て、其魚類及化學に關する廣汎なる智識を以て斯の問題を解決すべく之れが研究に沒頭せり。而して皮革の可能的給源として彼は先づ鱶に矚目したりしが、其外皮たる鮫皮の除去と内皮を鞣すこと、の困難に到底打克ち得ざることを認めたり。當初丁抹の化學者某との共働にてコペンヘーゲンにて其研究に著手し、當時外部の鮫皮は擦剝の方法に依りて除去したりしが、斯くすれば其內皮本體の纖維を損傷することを發見したるを以て此擦剝法の不利なるを悟り、代ふるに化學的働作を以てし、内外皮を分裂する最良の方法は此働作たることを明知するに至れり。

海山郡物産品評會に於て高田長官代理訓示の光景

此化學的製法を以てすれば内皮を損傷せずして鮫皮を除去することを得、斯くて其内皮を鞣せば宛然天鵞絨の如き平滑なる柔皮を製出することを得、其柔皮は頗る堅靭にして耐久力大なり。此化學的製法を一切の水棲動物皮に應用し、其製法の容易にして有效なるものを案出せし迄には前後十箇年の日子を費せり。現今米國の皮革業者は此水生皮革の種々なる用途に好適せることを認めたるを以て、此皮革業は最早甚だ强固なる基礎を有するに至れり。米國水產局も亦斯業の發展を熱望し、從來米國は足罷其他の用途に對する生皮の供給を專ら輸入品に仰ぎし結果として斯業發展の急務を力説せり。故に政府は頗る大規模に此新製法を利用せんとするの企畫を以て、魚皮にて作られたる總ての製品に任意等級を附し全國の皮革業者に其製品の検査を勸誘せり。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

鱶皮 鱶は米國沿岸殊に其勢帶に豐產するを以て其生皮の利用は新會社活動の副錨なりと云ふべし。從來の經驗に依れば海豚一に對し鱶五の割合に漁獲し得るを以て其製皮原料は多々益々辨すべきが如しと雖も、水產技師調查の結果に依れば米國沿岸は既に殆ど漁獲し盡して今後永く之を恢復し得ざるが如し。然れども獨り濠洲沿岸は頗る豐產なるを以て今後永久に斯業を支持するに足るの原料を供給し得るもの、如し。

此漁業は何處迄も科學的に經營され、現今米國に四箇所の漁場を有し、內二箇所はフロリダ沿岸に設置し、各漁場とも十分の漁具を備へり。鱶の大漁は必ず曳網にて之を行ひ、製鞣に適する生皮を有せる大魚は地方其他の狀態如何に依りて一日一千尾乃至一萬尾を漁獲することを得べし。此曳網を置くには自働艇を使用し、一漁獲を終れば其網は海岸に手繰り、其漁獲物を陸上に運へば手早く之を切殺して剝皮を爲し、鱶の場合には其脊鰭を除去して之を乾燥し、食用として支那市場に輸出すべし。生皮は一尾一枚に剝取り、唯四箇處に孔を穿ち、之を折疊み鹽漬として鞣皮場に發送す。鱶が惰氣もなき大生皮の生產者たることは、其大小輕重に依りて表面十乃至四十平方呎のものを得るの事實に依りて之を明知することを得べし。巨大なる鯨鱶は屢々百平方呎のものを產出することありと云ふ。

未精製野羔皮の代用 柔皮を產するものは生皮のみにあらずして其柔軟なる組織及胃膜の如きは之を鞣せば山羊、牡牛若くは馬より製出されたる柔皮と區別すること能はずと謂ふ。其鞣皮に脫脂法を施せば海特有の香氣を完全に除去し得るが故に、鞣皮の香氣如何に依りて其異同を識別することは絕對に不可能なり。故に其異同を識別する唯一の方法は之を緊張力試驗機に附するか、若くは顯微鏡下にて其纖維組織を檢するかの二途を出でざるべし。

皮革及魚肉以外の廢物の利用

主要なる業務は生皮の利用にありと雖も、其殘骸も亦經濟價値を有すること頗る大なり。鱶類魚體の主要なる部分(腸、頭、尾等を除きたるもの)は風味甚だ佳なりと稱し、其燔肉の如きも嗜好漸く增加せんとするの傾あり。其不可食の部分は養鷄飼料若くは肥料に供用すべく、肥料としては普通の魚屑よりも含有窒素の點に於て遙に優れるが故に、需要頓に增加するに至り、窒素含有率は一五・〇乃至一八・五%の間にありて、市場に於ける賣高は普通の魚肥よりも多きこと三三・五乃至五〇・〇

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

味に富めりと云ふ。

鱶の肝臓よりは又優秀なる油を産出して一ガロン二志を値し、其歯は一箇三片に賣れ、之を種々の装飾品及實用品に製出したるものは寶玉商の手に入るべし。又其血液中よりは優秀なる防水膠を産出し、其膠は飛行機推進機の製作に缺くべからざるものなるが故に其需要極めて大なるべし。其腸管よりは樂器用の絃、釣絲、テニス・ラケット其他類似品の製造に使用せらる。要するに此等の魚體には一部分として廢棄すべき所なく、海豚の如きは特に貴重なる油を産出し、其顎より搾出せるものは懐中時計其他精緻なる機械の潤滑材として優秀無比のものなれば、一ガロン十磅の價格を制することは甚だ易々たるべし。此新皮革業の基礎を強固ならしめたるは一に其副産物の科學的利用の然らしめしものにして、而かも偶然に此等の副産物は皆高價なるが故に、市場に於ける鱶皮の價格は到底他の皮革の競爭を許さゞるに至れり。鱶皮より製出さるゝ足履の價格は、僅に現賣品價格の三分一乃至四分一に過ぎざるの事實に依りて之を明知することを得べし。

製品の種類 從來諸種動物の皮革より製出され居る一切の製品は總て魚類の皮革を以て全部之を製出し得るに至るべし。鞣皮方法の異同及製品用途の如何により、其製品に種々の級別、品質及類別を生ず。現今皮革の需要は既に其供給を超過し、米國最大の手袋製造業者の一人は既に其製造原料として、前述の柔軟組織及胃膜より製出されたる柔皮の生産全部を買取りしとさへ云へり。

魚皮革は又室内装飾用具の製造にも利用せられ、或は旅行袋、略袋、器具の柄、旅行鞄、貴婦人用手提袋、男子用ジャケツ、佩嚢、衣類及諸種の装飾品に使用されつゝあり。然れども米國に於て足覆用皮革の缺乏甚しきに至りし以來、魚皮の需要を痛切に感せしものは長靴製造業なりとす。鱶皮の内皮は最良の犢皮或は野羔皮の如く柔軟强靭にして耐久力に富み、且つ如何なる天候にも完全に耐え得べし。又斯業の發展は靴底の製造と離るべからざる關係を有し、其製造のあらん限りは斯業の發展期して待つべく、又或場合には長衣を著くるを首要とすることあり、此種の長衣を作出するには粒起状鮫皮を好適のものとせり。而して此鮫皮の頗る耐久力に富めることは寶玉及象牙細工の磨擦用即ち動物性鑢紙として使用さるゝの事實に依りて之を證せり。又靴底に使用さるゝ時は其骨質にして鋼鐵の如き粒起物を以て被はれたる皮面を地面に接すれば、兵士用鋲付の靴よりも長持て

今回既に月二萬呎の魚皮を出して皮革業界に貢獻す

する程に其減損遲々たるものなり。

此皮革業は尚幼稚の域にありと雖も、其產額は既に巨額に達し、此篇を草する時は每月二萬平方呎の魚皮を產し、產出數箇月前に其取引を豫約する程の盛況に達せり。其需要の增加に應ぜんがためにに更に四十箇所の漁場を新設して萬般の準備を爲しつゝあれば、此等の漁場完成の曉には鱶、鮫、鱇、海豚、五島鯨其他の魚皮を每二十四時間に優に一萬五千枚乃至二萬枚を鞣皮場に提供し得るに至るべし。此等の魚皮は現今米全國に亙れる皮革缺乏問題の解決に向て貢献すること蓋し鮮少にあらざるべく、同時に又米國をして皮革自給の量を多からしむるに至るべし。現今米國は平時に於て每年四千磅の皮革を輸入しつゝあるが故に、現狀の儘多少なりとも其輸入額を減ずることを得れば、延て他國に於ける皮革の價格を低落するに至るべきを疑はず。(一九二〇年八月二十一日發刊タイムス、貿易附錄所載)

爪哇に於ける臺灣包種茶

附、最近の爪哇茶業

在スマラ　山口總督府囑託報

全文要領 (一)爪哇包種茶の製造は概ね雜貨商等の副業にしてソロの一茶商以外、未だ組織的大規模なるを見ず。隨つて臺灣包種茶前途は悲觀すべきにあらずと雖、品質の向上と生產費の輕減を要す。(二)臺灣茶の販路の擴張の爲めには、商標を統一し、紙包裝を改め一層小量なるものをも出し、チヤツプ付包裝を改新するの要あり。爪哇紅茶の販路擴張せられつゝあるに鑑み、我が烏龍茶の試賣をなすも亦一策也。

包種茶市況不振の五大因

爪哇に於ける包種茶の最大需要地たるソロ—ジヨクジヤ地方の茶況は不況にして例年雨期に入れば市場沈靜となる由に候も本年は例年に增して市況不振を極め居り候其理由は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、本年は乾期に於ても割合降雨多くして氣候冷涼なりしこと
二、爲替相場異狀の騰貴は臺灣茶のスマラン着原價を著しく昂騰せしめたること
三、一般農產品の價格下落し農家の購買力を殺ぎしこと
四、土人は包種茶に砂糖を混入飲用しつゝあるを以て糖價未曾有の暴騰は茶の需要に一大障害たりしこと
五、茶價及糖價の昂騰せる爲め稍安なる珈琲の需要を喚起せること（珈琲飲用の際は安價なる椰子砂糖を混入するも尚其の香氣を損ぜざるも包種茶飲用の際之れを用ふれば芳香を損ずる惧れあるを以て是非とも高價なる白糖を用ひざるべからず）

等の諸點に歸因するものゝ如くに候

爪哇包種茶の製造狀況

爪哇の包種茶製造は殆んど雜貨商の小規模なる副業に過ぎず

ソロー及ジョクジャ地方の爪哇包種茶製造狀況を見るに元來地方製造業者の多くは皆日用雜貨を販賣する傍ら臺灣包種茶の取扱をなす者にして初めより包種茶製造を目的として焙爐を備付けたるものに無之、臺灣包種茶の包裝不完全なるが爲め一朝市況不振にして多量のストックを有する場合其の儘長く之れを保管すること能はず殊に雨期に入りては直ちに變質するの惧れあるを以て再火手入れをなすの必要あるのみならず包種茶輸送の船繰竝に原產地の商況如何によりて市場に臺灣茶拂底し小賣業者よりの注文急なる場合一時間に合せ的に包種茶の模造品を製造して之れが要求に應せんが爲めに弗々焙爐の据付けをなすに至りしものに御座候

同地方に焙爐を有し包種茶の製造に從事する者ソローに五軒ジョクジャに四軒有之此內焙爐二十一個を有し稍々專問的に製造しつゝある者一軒他は皆四個乃至十個を有し其規模小なるものにして彼等は日常皆日用食料品雜貨商を營む傍ら臺灣茶を販賣し商機を見て繁忙なる業務の餘暇俄かに包種茶の製造を開始し茶師の如きは經驗を有せざる店主自ら之れに當り茶工の如きも自家の使用人を使役するか若くは臨時他より傭入るゝものにして何等の訓練なく加之粗茶の產地は再製地を去ること遠く且つ料花の產額又僅少にして買込み意の如くならず多くは臺灣茶を料花の代用品として用ひ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

料花の買入は甚だ困難、臺灣包種茶を混入して僅かに香氣を誘出す

（爪哇包種茶に一割の臺灣茶を混入せば稍々芳香を繰出すと云ふ）大部分は料花を移さゞるものを製造しつゝありて積極的に臺灣包種茶と競爭せんが爲め組織的に製造しつゝある者殆んど無之候

●料花の産額竝に栽培面積は全く不明に御座候元來爪哇土人は芳香强烈なる花草を愛するのみならず宗敎上の關係より毎週金曜日はジヨマハの祭日と稱し一般に木曜の夜を期して四英茉莉其他香り高き花を屋内至る所に撒布する習慣を有し料花の只之れが需要を充たすが爲めに農家の空地に點々植付くるに過ぎざるを以て目下到底包種茶薫香料として一時に多量を買入ることは困難にして包種茶製造業者の最も苦痛とする處に有之候。

ソロージヨクジヤ地方に於ける爪哇包種茶の製造状況は大略前記の如くにして粗茶料花の買入に困難を感じ徒らに商機を逸するの憫れあるのみならず茶師、茶工を得るの困難あるを以て今俄かに工場設備を擴大して専問的に製造に從事せむとする者は無之様見受けられ申候加之蘭領政府に於ても僅々二三百萬盾の外國茶の輸入を防遏せんが爲めに（一九一九年の輸入統計によれば爪哇に於ける外國輸入茶數量二、〇九九、八三五基瓦其の價格二、三〇九、八一九盾にして此の大部分は臺灣包種茶に候）世界的に市場を有せざる包種茶の製造を奬勵し今新たに料花栽培烏龍種

山口前醫學校長の胸像

目下の處その品質は遠く臺灣茶に及ばざるのみならず（但しスマラン義裕號は今春安溪より粗茶製造職工を招聘し粗茶の製造に從事しつゝありて品質も漸次向上しつゝありと云ふ）製造業者は亦

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島包種茶販路擴張上の注意

の移植を企つるが如きこと無かるべきを以て臺灣包種茶の最大需要地たるソロージョクジャ地方に於ける需要は今俄かに減退することなかるべきも兎に角模造競爭品の出現せる今日臺灣包種茶の立場として益々品質の向上、生産費の遞減を計るの要あるは勿論の儀に候も現在の包裝に改良を施し芳香の散逸、品質の變化及製茶の腐敗を防ぐは目下の最大急務と存ぜられ候。

輸出業者に一考を煩はし度き諸項

一、商標の統一を要す

商標の統一 現在茶商の有する商標を見るに一舗にして多きは二十、三十少きも十箇位を有し加ふるに爪哇包種茶製造業者亦幾多の商標を有するを以て市場雜然として統一なく消費者をして實際其の內容品質の鑑定に苦ましむるの惧れあるを以て一茶商の商標は上、中、下三箇位に制限し其の商標の聲價を失墜せしめざる樣各商之れに全力を傾注すること

高木前醫學校長の胸像

二、現在紙包包裝を改むべし

紙包々裝 現在の紙包々裝は永く保管に堪へず殊に本年の如く降雨多量なる場合小賣業者の店頭に陳列せるものは二箇月を出でずして腐敗する惧れあるのみならず茶況不振にして輸入業者竝に地方卸問屋の手持品も多量に有する場合此儘市況の復活することなからんか來期春茶到著までの持越品は幾分變質し臺灣茶の聲價を失墜せしむるに至るべく且つ輸入業者は品質の惡化を恐れ賣急きをなし市場を攪亂するの惧れあるを以て是非とも經濟的に現在の包裝に一大改良を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲▲▲▲施すこと

三、爪哇土人の購買力貧弱なれば小量のものを要す

購買力と容量 爪哇に於ける包種茶の需要者は購買力貧弱なるを以て現在の四十匁、二十匁包の外に十匁、五匁等の小袋包をも製造試賣すること、現在ソローヂヨクジヤ地方茶商は包裝の破れたるものを五匁、八匁、十匁等の小包に包裝替へをなし販賣しつゝあるが其の成績頗る良好なるのみならず今春より同地方に販賣を試みつゝある紅茶の如きも一封度半封度四分の一封度八分の一封度等に包裝販賣しつゝあるが八分の一封度包賣行き最も良好に候

四、チャップ付包裝紙を改める

尚現在のチャップ付包裝紙は爪哇包種茶包裝用として利用せらるゝ惧れあるを以て一度解裝せば再び、包裝用として使用に堪へざる様糊付けを十分にすること

爪哇紅茶の島内販賣擴張

爪哇紅茶の島内販賣擴張

世界的茶況不振の結果一二爪哇紅茶製造會社はジヨクジヤ地方に販路の擴張を企てつゝあり目下ジヨクジヤ地方に販賣しつゝある相場左の如し

其相場

	卸値	小賣値
一封度(紙包)	五十仙	七十五仙
半封度(同)	二十七仙五厘	三十七仙五厘
四分の一封度(同)	十五仙	二十仙
八分の一封度(同)	八仙	十仙

賣行は罐入に比して不良なるも漸次需要増加の傾向を有し殊に八分の一、四分の一封度包等の小包賣行き良好なる由に候

罐入り一封度及半封度入の二種にして其價格は

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

工場渡卸値

一封度入一罐　八十仙
半封度入同　四十五仙

小賣相場

一封度入同　一圓
半封度入同　五十仙

運賃は注文主の負擔にして會社工場所在地ガルートよりジョクジャ迄の運賃半封度入百個詰一函二盾にして一封度入一函（百個詰）は其の倍額を要し結局ジョクジャ茶商の仕入値段は一封度入一罐八十四仙、半封度入一個四十七仙に御座候右罐入一封度ものは殆ど需要なきも半封度入最も賣行き良好にして空罐は卸商に於て一封度入十五仙半封度入十仙にて消費者より買上げ製茶會社は又一封度入十八仙乃至二十仙半封度入十二仙五厘乃至十五仙にて卸商より買上げる規約あるも消費者にして空罐の賣戻をなすもの殆んど無之由に候

烏龍茶の試賣をなすも一策

烏龍茶の試賣

爪哇紅茶の島内販路擴張は今春以來の新たなる試みにして將來の成功は今俄かに豫測し難きも現在卸商は臺灣茶の取扱をなすよりも有利にして且つ現金仕入れなるを以て資金の回收上盛んに房間に推奬し賣行亦良好なるを以て將來相當の需要あるべしと推察せられ居り候依て此際小賣商竝に卸商に有利なる條件を附し烏龍茶の試賣をなし嗜好調査をなすも一策かと存し居り候

右御報告申上候

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新共和國の森林

チエックスロヷック評論主筆　プラントネル述

新たに樹立せられたる中歐の新共和國、チエックスロバックの林業は今や同國經濟上の重要なる要素として、各方面に於ける注意研究の焦點となつて居る。千二百五十萬噸（一噸は吾が四段二十四歩）の林業開拓地域は之れを別の數字を以て說明すれば全面積約五萬五千平方哩を有する同共和國の三十%を分有せることになつて居る。勿論森林地域の比例は國内の各部分に應じて夫れ〻〻相違有ることは次の數字で解ることであらう。

モーラヴイア	二八%
ボヘミヤ	二九%六
スロヷキア	三四%五
シレシア	三四%八

現代に至りて全世界各國を通じ森林地域の減少を來せしことは可成り眼に立つ現象ではあるが、併しながら目下のチエックスロヷック共和國を形成せる領域に於ては千八百七十五年より千九百十年に迨ぶ間に十七萬噸の森林地域を增加し得たといふことは卽ち每年約千三百七十五噸宛殖えて居たことになる。勿論歐洲戰爭の最中には同國と雖木材を使用したことは夥しいものではあつたが、それでも全國森林に重大なる創痍を與へ若くば或る部分を全く致命的に壞敗せしむる程には及ばなかつた。

ボヘミヤ地方（ボヘミア、モーラヴイア、及シレシア）に於ける森林に於て最も優越なる地步を占めて居るのは針葉樹林で有つて松、樅(Birs)等は森林地域の七十八%を占めて居るが、濶葉樹九・一%針濶混淆林一二・九%に過ぎないのである。然るにスロヷキア及びカルパシアンルシアン等の如き新に領土の一部を構成せる地域に於ては濶葉樹に富み全體の森林地域の內約六七%を占め針葉樹は其の差額卽ち三三%を占めて居るに過ぎないことは鳥渡注目に値する點である。此等の森林は其の所有權の歸屬に依つて類別すれば國有百四十萬噸慈善團體所有六十萬噸、自治團體二百五十萬噸最後に最も驚くべき莫大なる面積を占むるものは私有林の八百萬噸である。然し如此廣大なる森林は國民全體の利用に供せらるゝものと速斷してはならないのみか、却つて其等の森林より利用し得べき恩惠は外國の貴族及び國內の富裕なる所有者に屬し、萬一過つて如上の私有森林內に步を入れたものが有るとすれば、惡意を以て立入つたものであるとの推定を受くるが如きは他に類例尠き點である。ボヘミアの莫大なる私有林卽ち同地方の全森林の六四・三九%を占むる土地は概して一區劃千二百五十噸以上を有する大地主の所有であつて、其れ以下の所有者は比較的富の程度低き者の階級に屬する。

スロヷキアになると稍其の狀態が違つて來る。こゝでは國有林約七十五萬噸自治團體二百萬噸、私有林二百二十五萬噸卽ち合して約五百萬噸のスロヷキア森林の全部を構成することになる。全國に於ける自治團體の多くは其の所有に係る團體林內に於ける林業經營者に對し、課稅を免除し若くは減額の方針を取つて居る。

チエックスロヷク共和國森林の發達は其の獨特珍異なる方針の結果であられぱならない。卽ち年々の樹木發育程度は必ず其の年の伐採量と同等若くは之れを超過するものでなければならぬと仕てある。こは誠に賢明且つ先見的政策と云はねばならぬ。年々伐り出される木材の數量は薪炭六百六十萬立方米突商用材九百四十萬立方米突と計上されてゐる。戰

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時中並に戰爭終結後に使用された燃料材の數量は遠からず有煙炭、褐色炭、油等の產出增加の爲め著しく減少すべきは疑を容れない。木材の戰爭市場に於ける標準的價格より判斷して、當局の調査するところに依れば共和國の一年間に伐採する木材の價額は一億二千萬弗に相當するといふ。

木材の伐り出しに付ては單に成熟木の研伐のみを許可するの方針が實行されてある。また一方には伐採量は現存木に對し增加せる丈の量に限るものとの制限がある。卽ち或る年の立木增加量が二千萬立方米突に達するものとすれば其の年は同程度の伐採を爲し得べく、若し之れよりも增加量が多いか少いかすれば、伐採量も之と伴はなければならないものとせて居る。

却說同共和國森林法規の中から特に獨自の特色ある政策二三をかい摘んで見るのも必ずしも無用ではあるまいと信ずる。

一旦林業の目的に供したる土地は政府の許可なくして他の用途に充つることを禁止せること

凡て伐採跡地は五年以內に再造林を爲すこと

伐採を實施するに方りては森林の目的上其の效用を害するが如きことなからしむること

等を法律を以て規定し更に森林火災の豫防に關しては森林所有者は必ず林業從事者又は看護人の相當能力經驗ある者を使用し置くこと、火災防止に關する必要なる設備を整へ置くこと等を命じ、害蟲驅除に關する用意、森林內侵入に關する罰則等をも規定してある。

以上の各規定は現在のチエックスロヷーク國建設前既に實施せられて居たものに過ぎないが、新共和國の樹立以後之れよりも一層重要なる諸規則の制定を見るに至つた。然しながら同國人民の大多數は最も良好なる生產收穫に都合善き土地に森林を維持し置くことは重要なる經濟上の必要たるべきを疾くに覺醒して居る爲め、全國に於ての貴き所有物たる此の森林の存續保安を保たん爲めに林務監督官シマン博士を委員長とする委員會を組織し新時代の新要求に適應せしむべき森林施設に關する諸般の事項を法典化せしめんとて熱心立案中であるが完成の曉は如何なる國の森林法規にも劣らざるの自信を持つて居るらしい。尙ほ此委員會は同國將來に於ける木材供給を確保するの目的を以て積極的に森林の發展を遂げしめんとて新立法の起草準備中である。此の國の森林行政に關する事務官廳と云へば農務省で有つて同省山林局が一切之を支配しつゝあるのである。また目下提唱せられつゝあることは千二百五十町以上の森林地は一切國有となし、伐採及び造林を悉く學理的に行ふべしとの說である。

チエッスロヷーク共和國に於ては、一般人民が林業を輕視せざることは注目すべきことである。凡ての木材利用工藝は一切國內の森林より其の供給を仰ぐことが出來る。隨つて有能なる林業者、林務官吏及び其の補助的技術員養成の爲に設けられたる林學の專門學校は全國到る處に設けられ其の數頗る多い。プラーグ市の林業大學は各所に在る高等林學專門學校卒業者をして更に林學の蘊奧を極めしめむが爲に彼等を收容するところにして、高等林學專門學校及び初等林學專門學校は便宜上全國各地に散在して居る。此の外にも私設林學校の數多くあることをも忘れてはならない。こんな風に此の國の林業敎育機關は能く發達して居るばかりでなく、一般青年も林業に專心身を委ぬることを以て彼等の運命と心得、また彼等の產業も一に繫つて林業の興廢如何に在るのである。だから彼等は常に林業の前途の益々として隆盛ならむことを期して居るのである。(アメリカン、フォレストリイ所載林務課福田生譯)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

臺灣落花生油工業の統計學的觀察（上）

福田要

（本編は臺灣統計協會雜誌に連載の目的を以て原料論五迄を同誌第百五十六號に登載したるに同誌は廢刊となりたるを以て更に編首より之を本誌に寄す）

要旨 原料＝落花生の世界的分布—其種類—本島の作付面積—其產額—落花生と氣候の關係—島內消費—貿易—相場

落花生油（異名南京豆油）

落花生油は不乾性油にして原料は落花生の種子なり此油の各國に於ける名稱左の如し。

英語、Pea nut oil, Ground-nut oil, Arachis oil, Earth nut oil, Monkey-nut oil, nut oil, Goober-oil, Ground pea oil, pindar oil, Mandubi oil.

佛語、Huile a' pistache, Huile d' Arachide, Huile de pistache de terre.

獨語、Arachidöl, Erdnussöl, Mandolöl.

臺灣語 土豆油 花生油

支那語 花生油

原料論

一 世界的分布を論じて本島の其れに及ぶ

落花生の原產地に關する學說は區々として確定せざるも此の世に知られたるはアメリカ發見以後なりき而して落花生の野生狀態に存せるものはブラジルなりざれば現今熱帶の各地に栽培せらるゝに至りて原產地はブラジルなりとする說疑ふに餘地なきに至れり斯くの如く廣く世界的に分布栽培せられ就中東

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

方印度、支那、臺灣、佛領西印度、アフリカの海岸地方なるコンゴー(Congo)セネガル(Senegal)アフリカ東沿岸にてはマダガスカル島(Madagascar)モザンビーク(Mojambique)中央アフリカローデンヤ(Rhodesia)エジプト、南米に於てはアルゼンチン、ブラジル及コスタリカ(Costa Rica)に多く產出す北米合衆國に於ては粗放的に栽培せらる。

吾臺灣に於けるものは支那移民の南支那より持ち來りしものなるを以て極めて近世のことに屬せり臺灣府誌に依れば「田中藝稻三外間稱落花生俗名土豆冬月收實充衢陳列居人非口嚼檳榔卽啖落花生童稚將炒熱者用紙包裹鬻於街頭名落花生包」卽ち「田中に稻を作るの外に落花生を作り俗名土豆冬期に實を收穫し各處に陳列し住民は口に檳榔實を嚼せざれば卽ち落花生を啖す、童子は既に炒りたる紙にて包み街に賣り之を落花生包と名附く」とありて記事極めて簡にして支那より移植せられたるの時期一見不詳なるが如きも府誌(西曆一六九四元祿七年)編纂の年代に徵するも既に各地に普及したること明なり。

換言すれば西曆十七世紀末卽ち今日より二百數十年前支那より齎らされたるものと信じて可なるべし南來年々島民によりて增殖せられたりしなり、然り而して支那に於ける落花生は古來より支那に生產せられたるものにあらずして漸く西曆第十七世紀末に至り始めて紹介移植(何れの國よりなるか不明なるも恐らくばフイリッピンよりならん)せられたるものなり其後廣汎なる地域に跨りて繁殖し今日に至りては實に支那は世界有數の產地たるに至れり、歐洲に在りては佛蘭西、伊太利及西班牙に產出す本邦內地に於ては明治の御代に至り栽培せられ千葉、靜岡、神奈川、茨城、鹿兒島の各縣に其產額を見るに至れり。

二 落花生の種類

本島に栽培せらるゝ品種は數多あれども經濟的に利用栽植せられをるは數種に過ぎず卽ち左の如し。

(一) 大有豆(トアバートー)

長形の大粒種なり莖葉大にして莖長一尺二、三寸內外に伸長し四方に匍匐繁茂す色は淡綠を呈す莢の長さ平均一寸乃至一寸五、六分內外あり此種は能く鹽分に堪ゆるを以て海岸地方に多く栽培せらると雖も本島各地に廣く利用せらる其の利用面積は過半數に達せり殊に花蓮港タロコ蕃社に於ては其形狀極め

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て大なり現今食用及搾油用として本品の右に出づるものなし。

（二）　鴛鴦豆（異名老公仔豆）

長莢の小粒種に屬し葉莖小にして濃綠色を呈し蔓長一尺五、六寸内外に達し能く繁茂すること大冇豆に類似せり莢は細長く八分乃至一寸二三分あり彎曲して莢面に不足の皺多し其形狀恰も鴛鴦蟲の如く又老人の顏面に似たるの故を以て此名ありと（本種は爪哇より藤根氏の齎して細田氏の命名したるものなりと稱せらる）

本種に黃花種白花種の二種ありと雖も後者は前者に混植せらる卽ち花の色に依りて區別せり形狀及特性の著しき差異なきものなり地方により黃色種を黃花仔豆白花種を白花仔豆と呼ぶ所あり尙外に右二種を粘質看天田に栽培したるものを牛泥仔豆（異名大廣仔豆）と稱す

本品は收量尠きも粒の小なる割合に含油量多きと固有の香氣とを有し風味他に勝るを以て廣く栽培せらる又莖葉も牛畜の飼料に好適す澎湖島其他中南部西海岸地方の靑草の乏しき地方に於て直ちに飼料に供す又は乾燥貯藏し置き冬期雜草の不足を遂げし際に其の代用として消費せらる。

（三）　油豆

大粒種にして莖長一尺內外なり比較的匍匐すること少く直生するの傾向あり莢は根元に近く叢生す長さ一寸內外にして粒は油分多く且收穫量も割合に多きを以て廣く中南部に栽培せられ製油及食用に供せらる。

（四）　龍眼豆（異名鈕仔豆又は含鈴豆）

短形小粒種にして莖は長く直立して繁茂狀並に莢の根元近くに叢生する點は能く油豆に類似せり葉も小にして莢の長さ六、七分外殼薄く他に比し極めて裂け易し粒は小にして稍圓形を呈し龍眼に酷似するを以て其名稱あり。

（五）　二花豆（方言中豆）

大粒にして莖葉大なり莢の長さ一寸內外他の種類よりも收量多く各地栽培せられ廣く食用に供せらる又製油原料に用ひらるも小粒種より含油率少し。

右は各地に主として栽培せらるゝものにして地方的には大花豆（溫州種も栽培せらる、これ大粒種に屬し支那溫州より移植せられたるを以て斯く名つけらる）非形狀性質一見二花豆に類似せるも葉は大にして蔓上に生じ莢は薄くして內部の種子密著す主として

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

食料に供せらる。

三　原料の作附面積

落花生は本島平地至る處に栽培せらる其栽培は主として土質と至大の關係を有し重に河岸海岸に多く產し地方的には嘉義廳下を第一とし澎湖、臺中、臺南、新竹、阿緱之に次ぐ其他の廳下に至りても數百甲以上の面積を有せり栽培すべき地は畑地なれども稀に陸田なることあり。

而して落花生の作附面積は概して領臺當時より增加の傾向を示したり蓋し二十九年より三十四年迄の統計は澎湖島に於て栽なる單位を用ゐたる爲之を甲に換算して今日の甲數と比較研究するは困難に屬するものなるが(註)今大體三十五年度統計と大正七年とを比するに後者は前者に比し實に一萬九百五十六甲餘の增進を來したるを見る。

(註)(栽は普通二尺五寸平方と稱すれども落花生の產額の多少により栽なる面積數は左右せらるゝ慣習あり換言すれば數量の如何は栽に影響するものなりと稱せらる例へば今年が前年より二倍の收量ありとせば二栽と稱するが如しされと詳細なる點に亙りては今後の調査に俟たんとす)

面積の減少せる年は他の農作物の輪作せられたるものにして數年以前には年により其增減を異にすと雖大抵二萬甲內外を以て其標準面積とせられたり然るに大正四年より以降二萬甲を突破し逐年增進の傾向を示し將來に亙りても其趨勢を認めらる。

蓋し之れ昔時落花生を主作物としたりし農業者も糖業者の甘蔗作奬勵乃至は强利的の贌耕契約に基き止むなく落花生園を變して蔗園となしたりしも今日社會の歸趨は民權を重んし農業者も自ら之を自覺するに至り產業界の革新は長期に亙る蔗作よりも寧ろ落花生甘藷胡麻の如く一年間に耕地を數回轉用する農產物の收穫を計るを以て彼等の富を增殖せんとする機運を著しく表現するに到來したりしなり加ふるに戰亂經濟界の物價騰貴の影響は極めて農民をして物質主義に赴かしめたりしに基因するものと考察さる。

尙參考の爲砂糖原料の作付面積を示して其增進の概況を現はさんとす卽ち左の如し。

年次	面積	年次	面積	年次	面積
四十二年	甲 六、九〇[illegible]	四十四年	甲 八〇九四五	大正二年	甲 六、七三八
四十三年	八、[illegible]二	大正元年	七、三九	大正三年	七、六二七

大正四年	八六、一九〇
大正五年	一二四、四五一
大正六年	一三九、六六三
大正七年	一五〇、四五〇
大正八年	一三六、七二九

今領臺當時よりの作付面積は左表の如し（單位は甲及（澎湖に於て栽は三十四年迄用ひられたり）

第一表（落花生の作付面積）

年別＼地名	臺北	臺中	臺南	宜蘭	臺東	澎湖	總計
明治二十九年	不詳甲	同上甲	同上甲	同上甲	同上甲	同上甲	同上甲
同三十年	不詳	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同三十一年	六九二・二三	一七、九〇五・九四	四、八〇六・七七	四二・八〇	一九・〇〇	三九、三三三、一〇〇	二四、一五六甲六七 三九、三三三、一〇〇栽
同三十二年	一、二四一・五六	一六、四六四・〇〇	六、〇四六・一八	二一九・三〇	二六〇・〇〇	三七、一九五、三〇〇	二三、九九八甲〇四 三七、一九五、三〇〇栽
同三十三年	一、三六二・〇六	四、〇一三・〇三	三、五八〇・九六	四二六・〇〇	二九六・〇〇	三九、一九四、〇〇〇	九、六五八甲五五 三九、一九四、〇〇〇栽

第二表（落花生の作付面積）

地名＼年別	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年
臺北	四一五・四三	三、〇七八・一	六四八・一七	七〇八・八四	七三二・二四	七六五・三六	八三七・九一	九六七・七九
基隆	一二・二〇	三〇・六四	一七・三四	二〇・一一	五・〇〇	二五・八九	八〇・三〇	一八・八五
宜蘭	四七〇・五〇	三六六・七〇	四二〇・七六	五六六・三六	五七六・一七	五六九・七五	八五五・五九	六八六・五三
深坑	六九・八八	九七・二三	九七・二三	二六一・一〇	一三一・三八	一五五・六七	一四八・〇五	一四六・五四
桃園	一八七・〇三	三一八・二七	三四二・三九	一、一二〇・六五	一、一〇五・七〇	五九九・七三	一、一五二・〇〇	四一・六
新竹	一八三・九七	二、一〇三・九六	八五〇・〇四	八二二・三〇	八一九・五三	八七九・五二	一、〇七九・七五	一、二〇四・六六
苗栗	六二六・一三	七五七・六八	一、〇三六・一八	一、二六七・二三	一、一九四・四	一、二三七・九六	一、二六七・一三	一、二七四・八二
臺中	二六四・一四	二九四・六六	六二八・五〇	五八三・八七	七四四・四四	七五九・一四	七九六・一八	六九二・九四

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

彰化	一、〇八〇・七五	一、二〇六・七五	二、一六一・四五	三、三五二・三九	一、三一三・九一	一、五一〇・八八	二、六九一・七五	二、五一三・七二
南投	一四七・八一	一六九・〇五	二四七・〇四	二三六・一三	二一八・八三	二三三・〇九	二八五・七一	三一二・四六
斗六	一、四五二・〇一	四、七七三・五四	一、五九四・三八	三、三六五・三八	三、六〇二・四一	三、五八四・四五	三、八七三・三五	三、九二七・五〇
嘉義	一、〇八〇・七〇	一、〇四四・三五	一、一四九・〇八	一、四三三・一二	一、三八九・四〇	一、二五九・三五	一、二八五・七五	一、三四七・五九
鹽水港	一、二三九・九〇	九八七・三七	一、一三三・四〇	一、一七〇・四〇	一、三四四・二一	一、一四五・一八	一、二〇三・〇〇	一、三三二・〇〇
臺南	八五〇・九〇	六六七・八一	六七〇・一三	一、一三六・八六	一、三一四・八六	一、四七六・六一	一、三九三・二三	一、三〇五・八七
蕃薯寮	四一・〇〇	三三・〇〇	三八・二二	九八・八三	一六六・七七	一四七・四五	一三三・九一	一九五・三二
鳳山	四六三・〇九	五七八・八六	七二九・五五	八一〇・三〇	九六六・四九	八一六・五〇	八七〇・二〇	一、〇九三・三五
阿緱	九六〇・〇〇	二八八・七八	三一四・四四	二〇四・九六	二二六・八六	二六〇・二二	三七七・〇〇	七二二・五五
恒春	二三〇・八〇	二八七・一四	一、一九八・四九	三五五・一一	四三〇・一〇	二五三・三〇	二四八・二〇	二八七・五〇
臺東	二四七・〇〇	二四九・〇〇	二三四・〇〇	一五四・三〇	一七七・四〇	一八七・五一	一七一・五五	一五四・七〇
澎湖	四四、五五〇、八三〇貫	二、三三七・〇〇	二、一四〇・一六	二、九四三・八四	三、三一九・一六	三、一一八・六九	二、七一五・六三	三、一三四・九〇
總計	一〇、〇一二甲二五 四四、五五〇、八三〇貫	一三、三三九・九五	一五、六四〇・九五	一九、五七九・九六	一九、七九四・五二	一八、九六一・二一	二一、六七九・七五	三、七八二・三三

第三表（落花生の作付面積）

廳別＼年別	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
臺北	甲 九四六・三三	甲 九三二・五七	甲 八六五・五二	甲 六五〇・八九	甲 五六四・五〇	甲 五三一・一五	甲 六一七・二八	甲 五四六・二九	甲 四二一・三〇	甲 五三〇・一二
宜蘭	七二〇・二七	七〇二・六三	七六八・七二	九二三・六八	七八五・八七	八三〇・三七	八二八・三一	七六七・二九	八五八・九五	九九九・〇三
桃園	三八三・五八	二八四・一一	二七〇・四四	二五八・三八	二六三・二三	二九九・〇七	三一五・四七	三四四・〇六	四三三・〇八	四五九・二九
新竹	二、四九七・八四	二、六七三・八八	二、七四四・四一	二、一九三・〇六	二、四五三・九二	一、七六〇・八〇	二、〇三三・一一	二、一七九・四四	二、二二六・六四	一、七八九・六五
臺中	三、二七五・六七	二、七四四・九六	二、七六五・八六	三、〇〇一・八一	三、〇五六・八三	三、〇〇八・〇六	三、〇二二・五二	三、〇七九・七二	三、四三〇・七三	三、五一八・九七
南投	一、三一三・八六	三五三・〇八	三二六・三〇	三二〇・一七	三七六・八〇	四四五・七七	五〇二・六四	四七八・二〇	四六四・五一	六一一・六四
嘉義	六、六五八・二〇	五、二七七・〇三	五、一四〇・六六	四、九九〇・三八	五、二八六・五一	六、〇九二・三〇	五、八八四・二五	六、九〇三・五一	六、六三四・八三	七、八二八・五一

臺南	三、四九七・九〇	二、三一一・三一	一、九七〇・二九	二、二二〇・九七	二、三一三・二三	二、二八六・七二	二、三六九・八七	二、四八九・九〇	二、九九七・六〇	二、九七七・三四
阿緱	一、一七〇・一八	九六七・四六	七四二・三七	七九〇・八六	八八四・三六	九〇三・三二	九二四・三三	九三三・一〇	九六八・四九	一、一八二・八八
臺東	一六七・七五	九七・四八	二八・四一	一〇八・二〇	一八一・六四	一七〇・九六	二七〇・八七	二一七・四〇	一八七・〇九	二三六・二六
花蓮港	三〇四・七五	一九一・八〇	一七三・〇〇	二九四・〇〇	二一九・〇〇	二三九・〇〇	二三三・三〇	二一二・七〇	二二二・七〇	三一四・九九
澎湖	三、一九四・八七	三、三二四・八三	二、八二四・九五	二、九八四・〇六	二、九九四・六二	三、三三一・一六	四、一八七・三八	三、七八七・七七	三、八二七・〇九	三、八八七・七八
合計	二三、〇九一・二三	一九、七六〇・一四	一八、七二一・八三	一八、九七三・四四	一九、四一四・四九	一九、八七七・二六	二一、〇八一・〇三	二一、六二七・九八	二三、二六二・九三	二四、二九六・〇五

四　產額

落花生の產額は領臺當時微々たるものにして統計の示す處に據れば大正七年は二十五年前の約二倍半に增加したり元來臺灣に於ける落花生は人口の增殖に伴ひ年々增進の傾向を示し三十七年以後二十萬石を突破するに至れり而して四十二年には三十七萬五千二百二十一石てふ古今未曾有の石數を產出するに至れり爾來原料の耕地は製糖會社の勃興により甘諸作の蠶食する所となり逐次減少の傾向を示したりしも大正二年より前節の理由に基き漸く挽回の歸勢を示し大正七年には二十一萬九千九百四十四石を唱ふるに至れり從つて其價格も產額に伴ひ最近昂騰の域に達したり（四十年以前の價格統計の徵すべきものなし）

今參考として殖產局農務課の生產統計に據り落花生生產額を地方別に示せば左の如し。

（數量單位石、價格は圓とす）

落花生生產統計

（一）

年別＼地名	臺北	臺中	臺南	宜蘭	臺東	澎湖	總計
明治二十九年	二一、八九六石	一、九九一、五一九石	三六、三二〇石	不詳	不詳	三、五二四石	一、九八一、二九四石
同　三十年	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
同　三十一年	六三、四九四	一五四、七四五	二九、六九七	二六、九七八石	一〇、〇〇〇石	一六、二八二斤	二八七、三四五

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　三十二年	三六、三五三	三八、一九一	七三〇、七一四	二、八八四	七六五	四、五八一石	八一五、五八八
同　三十三年	三一、四三六	二〇、一四一	一五、三六六	四、六三二	七六八	一八、五〇五	一二〇、八三八

(二)

地名＼年別	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年 數量(石)	四十一年 價格(圓)
	石	石	石	石	石	石	石		
臺北	九、四三七	六、九四〇	八、四三八	二二、四三一	一四、五八三	一五、七四六	二〇、六八九	二三、四一九	一〇〇、一二五
基隆	三四四	二九八	一二九	二四四	三〇	四〇二	一、四八四	一、二四五	五、四八七
宜蘭	四、六七九	九、一六五	二四、四〇二	三一、七七四	二〇、四五二	一七、九〇九	二七、〇七一	二〇、七二三	三八、三三八
深坑	一、四八九	二、八三九	二、四二五	五、四九三	四、八二九	六、〇四六	三、九五一	四、一〇四	一八、〇五八
桃園	三、五四三	七、六九三	七、五八〇	一五、〇九一	一六、二〇八	七、三三一	一〇、一六〇	七、二五二	三六、二六一
新竹	一〇、三二八	一〇、六二八	八、六二七	二三、九八九	一八、六八四	一七、五九〇	二四、九四八	二一、三四〇	一〇六、七〇〇
苗栗	一一、九四二	一一、六九一	九、六〇二	三九、四五四	一九、一七一	二〇、六八八	二一、一六五	三〇、八六五	一三一、一七六
臺中	三、八四五	四、〇一八	一〇、五七一	七、四五八	一一、〇八六	一一、八五八	一四、一一二	一一、四七八	四七、〇六〇
彰化	二、四七〇	一一、六七五	一七、一八九	一七、三三六	二一、八二六	一六、〇七七	二六、四四八	三〇、六八六	一五四、六三〇
南投	一、一六〇	一、三二六	四、四〇九	三、二〇七	二、六五六	四、〇六四	四、二〇九	三、九〇三	一二、四五〇
斗六	二〇、七〇三	二〇、七一〇	五〇、〇四三	二一、七七八	三二、六五二	三五、五七九	三八、六三八	三七、八七一	一二三、〇八一
嘉義	四、八六九	三、七七三	三、六二三	六、六八〇	八、一五〇	五、三〇三	八、四六六	四、五四七	一五、〇〇〇
鹽水港	三、三三四	五、四八二	三、七五二	七、八四一	八、六三六	六、一一三	七、八八五	九、〇〇四	三〇、六一四
臺南	一、四九九	一、六三〇	四、五七四	七、四七一	一〇、二八七	一一、三三九	一一、一二四	一一、一四八	三五、〇一八
蕃薯寮	一、〇二五	一二八	四一七	五四一	九二一	六五五	一、〇七五	一、一〇一	三、八五四
鳳山	三、八〇五	二、二六二	五、九八五	四、〇八四	四、九八四	四、五〇一	五、〇四九	六、八九六	二七、五八四
阿緱	二、七二七	二、六八八	一、五四六	二、五五三	一、六三三	二、二一五	三、三七二	六、八六七	三〇、九〇[illegible]

廳別	四十二年 數量	四十二年 價格	四十三年 數量	四十三年 價格	四十四年 數量	四十四年 價格	四十五年 數量	四十五年 價格	大正二年 數量	大正二年 價格
恆春	二、二五九	三、二八〇	二、一五四	四、三九八	六、七二〇	一、三六七	一、八五二	四、二一七	一五、〇七五	[illegible]
臺東	一四、八四二	九九六	八九六	九五六	一、五三八	一、〇八六	一、三九二	四、六一九	一八、〇七六	[illegible]
澎湖	一四、一〇一	一、三八一	一一、一三六	一七、〇三五	一〇、九九五	三、一六七	六、九七三	一七、〇一六	三七、四六二	[illegible]
總計	二四、二六八	一〇八、九〇七	一七六、九五四	二三八、八九七	二二六、三一二	一八七、六八二	二四一、四六四	二六七、五一三	九八九、二八三	[illegible]

（三）

廳別＼年別	四十二年 數量	四十二年 價格	四十三年 數量	四十三年 價格	四十四年 數量	四十四年 價格	四十五年 數量	四十五年 價格	大正二年 數量	大正二年 價格
臺北	一八、一一三	六八、九七四	一三、八六一	六二、一五三	一一、九二〇	四八、四六七	一〇、八六九	五〇、六九〇	一七、一八九	九六、三五二
宜蘭	一六五、三一九	六六一、二七六	一一、一六九	四四、六三六	一三、九〇二	五六、五二六	一四、一五三	六五、九五三	一五、三八一	八八、〇三一
桃園	六、三一五	二五、二六〇	五、八四七	一二、八六八	六、二二五	二五、三一一	五、〇九六	二三、七四七	五、〇四〇	二五、一二一
新竹	四〇、六七九	一六二、三〇〇	四一、〇六八	一五〇、九二五	三六、九九一	一五〇、四〇五	二七、四二六	一二七、八〇五	三四、九七五	二〇七、一五六
臺中	四六、三七一	一七二、四〇九	四一、六一〇	一七四、六三六	三四、一〇九	一三八、六八七	三二、九六九	一五三、六三六	四六、〇〇七	二六五、六三〇
南投	六、七一八	一四、三四〇	四、七三八	一三、四五六	四、一五八	一六、九〇六	九、二四八	一九、八〇〇	四、八三九	二七、九六九
嘉義	四六、〇〇一	二四五、八〇九	三六、七九九	一七六、八一九	二五、九五二	一〇五、五二一	一九、九四五	九二、九四四	四二、八二五	二四七、五二九
臺南	二〇、六一五	五五、六六〇	一六、二九一	五八、八七二	一三、一八一	五三、五九四	一四、〇八三	六五、六二七	一六、六四二	九六、一九一
阿緱	一、二五六	四九、〇二四	九、六五二	四二、四七三	五、九五二	二四、二〇一	五、八三五	二七、一九一	七、四四三	四三、〇二二
臺東	一、〇一三	六、六七三	一、一七六	二、八四九	一、六〇四	六、五二三	一、三二三	六、一七一	二、八三八	一六、四〇四
花蓮港	一、四四四	五、四八七	三、七一六	二〇、六九一	三、五一七	一四、三〇〇	三、二八六	一五、三一三	六、七五七	三九、〇五五
澎湖	一一、四七二	二六、三八五	五、〇九九	九、二〇七	一四、四五七	五八、七八二	二四、五三一	一一五、三一四	二〇、〇〇八	一一五、六四六
合計	三六五、三一六	一、四九七、五九二	一九〇、九六八	七六八、四八四	一七一、九六八	六九九、二二二	一六八、七六四	七六四、一四〇	二一九、九四四	一、二七一、二七六

（四）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

廳別＼年別	大正三年 數量	大正三年 價格	大正四年 數量	大正四年 價格	大正五年 數量	大正五年 價格	大正六年 數量	大正六年 價格	大正七年 數量	大正七年 價格
臺北	一三、六五二	七一、六七三	一七、三三八	八〇、一二五	一三、六〇二	六一、一〇七	一〇、三〇六	六九、五九六	一一、九七四	八〇、二七三、六七〇
宜蘭	一九、六三三	一〇三、〇七三	二一、〇八〇	九七、五二〇	二〇、四〇二	六八、九二九	二三、一七八	一五六、五五二	二八、五五一	六六、七〇九、九五五
桃園	四、九八一	二六、一五〇	六、〇三八	二七、九〇二	九、二八二	二六、〇九七	六、八三五	四六、一五七	六、九九二	五〇、六七七、五六〇
新竹	二六、五四七	一四九、八七二	三二、二一〇	一四八、九三九	三九、七七三	一四四、三六九	三一、一一九	三〇、一四七	二六、三六九	一八六、二六八、一四五
臺中	四四、六六四	二三四、四八六	四七、一五〇	二八〇、〇二三	四二、四二七	二〇八、七六九	五〇、三一七	二三九、七九一	五八、五九六	四二一、八四一、八〇
南投	三〇、六七四	二九、六八九	三〇、七九九	二六、八一五	七、一九二	三四、八七四	六、〇二四	四〇、六八〇	七、二三〇	五二、九二〇、一五〇
嘉義	三四、四四四	一六九、五八一	五一、八四五	二三九、七三二	五六、〇〇四	二六六、七一四	六六、五三五	四四九、三二一	八九、三一五	六四八、五一四、五七五
臺南	一九、九七七	一〇四、八七九	一八、二六五	八四、四四八	二一、〇一七	一〇一、九一二	二四、二七三	一六三、九一六	二九、三一四	三一一、二七六、四二〇
阿緱	七、六八二	四〇、三三一	八、四五九	三九、一一四	八、二二三	三九、八二〇	八、四四五	五七、〇二九	一〇、五八七	七六、二七九、三三五
臺東	二、八五七	一四、九九九	三、〇九二	一四、二九七	五、二六一	二六、六〇八	三、〇六七	一三、九五八	四、四八八	三三、三三六、〇四〇
花蓮港	三〇、九八六	三一、四二七	三〇、六五三	二六、〇四七	三〇、〇四八	二四、四六八	四、〇二九	二八、四三三	八、五四〇	六一、五三〇、七〇〇
澎湖	二、六二三	二九、四六五	三一、三二四	一〇四、三二六	一八、四九九	八九、七〇二	四〇、四三三	一二七、〇四四	四四、五五八	三二一、〇四〇、三九〇
合計	一九六、七〇九	一、〇三一、七三三	二三九、二三一	一、一〇六、二一四	二三〇、八三七	一、一一九、三三九	二七三、七四一	一、八四八、五七八	三二八、四二四	三、五三一、八八四、五三〇

右に由つて之れを觀れば臺灣に於ける落花生生產の最大なるは嘉義廳にして臺中、澎湖、臺南、新竹、宜蘭之に次ぎ臺北廳、阿緱廳は下りて第三位たり桃園、南投、花蓮港亦之に次ぎ臺東廳下位とす就中宜蘭廳は新竹廳と從來伯仲の間にありしも大正七年度に於て一躍二萬八千五百五十一石を產するに至れり將來も尙此現象を示すものと思はる。

五　氣候の落花生事業に及ぼす影響

凡そ氣候は落花生の生育を左右し之と極めて重大なる關係を有すしかも臺灣の如き熱帶亞熱帶に跨る地は氣候の範圍著しく廣大に分布せるを以て其氣候狀態に種々の差異を生ずべきは明なり故を以て本島農家並に製油家の第一に考慮を要する問題は氣候狀態にして如何なる氣候に落花生栽培が適應せるや否

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

やに就き豫め知得し置く必要あり。

さて落花生栽培上風に對する抵抗力極めて强く今日他の植物の生育し得ざる風の强き地にも本作物は能く生育すべし例へば澎湖島の如きは風の爲他の森林繁茂せざるも落花生は能く生熟す其他阿里山上の如き高地に栽培せらるゝとも何等風害の恐れなくしかも或品種は成績宜し又風當のよき地方は原料調製上乾燥に際し風の爲早く乾燥し得るの利益あり之を行ひ最も結果宜しきは澎湖島の各製油工場なり更に

氣溫に就き見るに概して本島は氣溫高く夏季長く暑氣烈しく冬季は短く嚴寒を知らず惟ふに氣溫と落花生事業との關係は最も密なり例せば中南部に於ける落花生の生育は極めて良好なりしかも四五箇月にして能く繁茂し處によりては年三回の收穫を擧げ得れども北部に於ては勿論栽培上支障なきも生育に六箇月を要すべし要するに南北部に於て多少の相違は免れずと雖も落花生は其適溫廣く栽培全島に亙るしかも原料調製上澎湖島は屋內にて火力により乾燥せず屋外にて日乾をなすが如きは本島が常に高溫による天惠なるべし之れ經濟上燃料の一大節約なりと稱するを得今左に臺灣各地の明治二十九年より大正七年迄二十二箇年間の平均溫度表を示して事業家の參考に資せん。(溫度は華氏)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	五九・三六	五八・二六	六二・二四	六九・八〇	七五・〇二	八〇・〇六	八二・四〇	八一・八六	七九・一六	七三・五八	六七・四六	六二・二四	七〇・八八
臺中	六〇・二六	五九・五四	六四・五八	七一・六〇	七六・八八	八〇・〇六	八一・五〇	八〇・九六	七九・五二	七四・八四	六八・五四	六二・九六	七一・七八
臺南	六三・五一	六二・〇六	六七・二〇	七四・二二	七八・六二	八〇・九六	八一・八六	八一・三二	八〇・六〇	七六・六七	七〇・七〇	六五・一二	七三・四〇
臺東	六六・〇二	六五・六六	六九・〇八	七三・九四	七七・〇〇	八〇・〇六	八一・三二	八〇・七八	七九・五二	七五・九二	七一・七八	六七・八二	七四・一二
恒春	六八・五四	六八・一八	七二・七八	七六・二六	七六・三四	八一・一四	八一・五〇	八〇・七八	八〇・〇六	七七・五四	七九・九四	七〇・五二	七五・七四
澎湖	六一・三四	六〇・〇八	六四・七六	七一・六〇	七六・四六	八〇・四二	八二・〇四	八一・八六	八〇・四二	七六・三八	七〇・三四	六四・五八	七二・六〇

次に雨は季節及山脈によりて其分布一様ならず即ち一年兩度の雨期を有し冬季は北部海岸一帶の地に降雨多く南西部沿岸即ち臺南地方及澎湖島に於て最少なり夏期は南部一般に多雨にして就中嘉義以南恒

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

春に至る山岳地方に多雨なり其期間は南部地方は五月乃至八月の四箇月間著しく多量にして九月乃至四月の八箇月間は甚だ少なし北部之に相反せり此等の降雨狀態は落花生の栽培上に大なる影響を及ぼし北部に於ては植付及收穫上多大の損害を受くること多く降雨の爲氣溫低下し收穫後乾燥は降雨續けば不充分なるも南部地方の如き終日降雨なき所謂熱帶地方ば北部のものより大なる影響なしと云ふて可なり就中澎湖島の如きは降雨少き爲天日乾燥上極めて優良なる成績を納めつゝあり今本島各地に於ける明治二十九年より大正七年に至る二十二箇年間平均降雨量を記して事業家の參考に資せん。

即ち左表の如し。

平均降雨量

（ミリメートル）

地名	基隆	社寮島	宜蘭	臺北	淡水	安平鎮	新竹	苗栗	臺中	埔里社	南投	阿里山	嘉義
一月	三二九・〇	七二〇・九	一六二・三	九二・八	一六一・三	一二五・五	七四・七	六七・八	三七・五	六〇・三	三九・一	六九・七	三〇・六
二月	二八一・二	五九九・五	一〇一・七	一三四・五	一六五・八	一三三・九	一一九・三	一〇三・九	六八・〇	七七・二	四八・八	七二・一	六八・五
三月	三二九・八	六二九・四	一七六・二	一七七・九	二一四・三	二三四・七	一五三・二	一六五・三	九四・六	一三一・八	一四三・一	一三〇・八	五七・六
四月	一七六・九	三〇八・五	一〇八・六	一三三・八	一三六・四	一五七・一	一三一・〇	一四〇・〇	一二〇・六	一六三・五	一一六・三	一九六・七	八三・四
五月	二九八・三	四五七・六	二〇九・六	二三八・八	二〇九・九	三〇七・六	二一九・七	二四〇・〇	三四三・三	三三五・一	三三三・八	六七八・六	一八三・四
六月	一九八・三	三二八・七	一六七・九	二七八・二	二一〇・五	一九九・八	二三二・二	二八五・六	三三九・五	三七六・三	三九九・四	五四一・八	三九七・四
七月	二二一・一	二九四・三	一五四・六	二三五・〇	一二八・四	一七六・六	二三五・三	三〇二・一	三八九・五	三七八・九	三六五・三	七四八・三	四一九・五
八月	一四三・七	三一〇・九	一九〇・九	三〇三・二	一七九・五	二四一・五	一四八・六	三〇〇・三	三三八・五	三六六・六	三〇八・四	七四五・六	四三三・九
九月	二四五・七	七〇四・六	二四九・三	二五六・八	二三五・四	二三二・三	一〇〇・六	一四七・四	一三九・八	一八三・六	一五七・八	四四四・〇	二一八・一
十月	三三七・八	九九七・四	四八九・一	一三三・〇	一六〇・三	一二五・三	四八・〇	六〇・八	二五・八	五八・八	四六・二	一四四・三	三四・七
十一月	二九四・九	八六八・〇	三九三・三	七七・八	一六七・五	八四・六	三九・四	三三・四	二二・一	三〇・一	二三・四	七六・三	二三・二
十二月	三〇九・五	九五六・八	二三〇・〇	八一・八	一二九・八	九九・六	四四・四	四一・〇	二一・四	三八・五	二三・九	五四・二	一五・三
年	三、〇六六・〇	七、一七六・五	二、九四九・五	二、一一三・六	二、〇七九・一	二、〇六一・五	一、三五五・一	一、六六四・四	一、七二〇・五	二、三二七・四	一、七六六・一	三、八二〇・四	一、八八五・五
冬季	一、八二〇・二	四、七四〇・一	一、四五七・一	六六五・一	九八九・〇	七三四・〇	四五七・四	四七七・八	二四五・二	三九三・七	二六八・〇	五二四・四	一七八・二
夏季	一、二四六・七	二、三八四・五	一、〇五七・〇	一、四二五・八	一、〇八〇・一	一、三八七・九	九一一・八	一、一六五・三	一、四六一・二	一、七九九・六	一、四六九・一	三、二八三・三	一、六九六・八

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺南	二七・九	三三・九	四二・八	三八・四	一五九・六	三四八・五	三六九・四	四一四・三	一三〇・二	三五・六	二二・六	一〇・九	一、六四六・〇	一七七・四	一、四七〇・四
打狗	一七・五	一七・一	三四・四	四五・八	一六一・四	二九九・三	三四三・六	四一三・五	一四二・九	四四・五	二四・〇	七・九	一、五五一・六	一三九・七	一、四〇三・六
阿緱	二〇・〇	二〇・六	四四・七	五八・九	一九五・一	三四六・八	五四二・三	五〇六・二	二八五・一	七八・四	二三・〇	一一・六	二、一三八・二	一八九・七	一、九三四・五
恆春	二四・五	二八・六	二四・八	五一・〇	一七七・五	三八五・三	四二六・九	五九六・五	二六八・四	一七四・五	四二・六	一六・一	二、二二六・八	三〇八・四	一、九〇五・八
臺東	四〇・一	三五・四	六一・三	七三・七	一七九・七	二一七・八	三三〇・一	三三四・一	二九八・一	二一五・七	五六・四	三四・六	一、八七六・一	四四七・五	一、四三二・六
花蓮港	七一・一	七〇・五	八八・三	一〇四・二	一六四・二	一六三・一	二三九・一	二一二・四	二五九・六	三〇八・一	一〇三・一	七一・〇	一、八五六・六	六七九・六	一、二四四・四
澎湖	二四・二	三二・二	五九・五	七三・三	一二三・五	一五二・二	一七一・八	一八三・九	八三・一	三〇・五	二四・六	一七・二	九六四・六	一八九・五	七七六・六

備考 生產統計は產額單位を石にて示しあるを以て之を斤に換算せり其算出法は一升を一七二匁とし之に產額石數に相當する數字を乘し百六十匁にて除し斤數を出したり

六 消費論

第一項 島內消費

本島に於て落花生の一部は輸移出し又海外より小量を仰ぎ以て製油原料食料及種子として需要せり。今最近九箇年間の消費量は（單位斤）左の如し。

年次	消費高	產額	輸移入高	輸移出高
明治四十三年	二〇、四〇四、八一〇	二〇、五二七、九八五	二、四三三	一二三、九九七
同 四十四年	一八、五八〇、九三五	一八、四八六、五六〇	一七三、六八四	八〇、三〇九
明治四十五年 大正元年	一七、六七八、七三一	一七、六〇四、六三〇	一八一、〇四一	一〇六、九四〇
大正二年	二三、四六三、三八五	二三、六四三、九八〇	一三七、五〇五	三一八、一〇〇
同 三年	二一、一七三、七七六	二一、一四六、二二八	一九〇、九九三	二三三、三九五
同 四年	二六、三七六、四九〇	二五、七一七、三三三	八八九、九三五	二三〇、七七八
同 五年	二五、一六二、九二六	二四、八一四、九七八	四一七、九六二	七〇、〇一三
同 六年	二九、五四五、〇二九	二九、四二七、一五八	一五〇、六一一	三二、七四〇
同 七年	三五、〇二六、七九三	三五、〇九〇、五八〇	六六、一三二	一二九、九一八

イ、食料としての消費量

右の量は全量より製油原料及播種量を除去したるものなり本島內に於て幾何の製油原料を消費したるかの生產統計の徵すべきものなきを以て余は止むなく收油率（一四、五二%）と油量とよりして原料を算出したり前者は五人以上の職工を有せる全島各地の重なる工場の收油率を基礎としての平均率にして後者は殖產局商工課統計書に基きたるものなり播種量は普通平均一甲步二石六斗卽約二百八十斤を消費するものとして之に作付面積を乘じ算定したり何れも確實なる統計數字にあらざるも他に據るべきものなきに付專ら實地上の經驗より得たる數字卽ち系數を

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

基礎として算出したるものなれば大量の觀察をなすには敢て徒事ならざるべしと信ず。

即ち食料消費量左の如し。

（便宜上播種量油量及其原料も附記せり總消費量は前表參照）

年次	播種量（斤）	油量（斤）	油原料（斤）	食料消費高（斤）
明治四十三年	五、五五二、八〇〇	一、六七八、六七九	一一、九一八、九八八	二、九五三、四二三
同　四十四年	五、二五九、五六〇	一、五三六、五九〇	九、一二八、〇五〇	四、二一三、三九四
同　四十五年	五、二〇〇、四四〇	一、五九八、四二四	九、六五一、〇一九	二、八四七、二七三
大正元年				
大正二年	五、四五五、九二〇	一、四四六、九二〇	九、九六二、二九八	八、〇五五、二〇七
同　三年	五、五六五、五六〇	一、七五一、九六七	一一、九二六、一四七	三、六八〇、〇六九
同　四年	五、九〇二、六八〇	二、四九五、六七七	一六、九一一、六八七	三、五六二、一二三
同　五年	六、〇二七、八四〇	二、〇八八、〇五八	一四、五八〇、九六四	四、七五四、六二四
同　六年	六、二五五、六四〇	二、六二八、〇〇三	一八、〇九九、一八七	五、二一二、二〇三
同　七年	六、八〇二、八八〇	三、〇六〇、二九三	二一、〇七六、二一五	七一四七七九八

右に示すが如く食料としての吾人の需要は油原料の約三分の一に當り大正三年以前は其昇降甚しかりしも爾來年々增進の傾向を示せり。

ロ、一年一人當の消費量

之は食糧としての全消費量を生蕃以外の現住人口にて除したる數量なり即ち左の如し。

（全消費量ハ前々表參照スベシ）

年次	人口	一人當消費高（斤）
明治四十三年	三、二一九、一一一	〇、九一七四
同　四十四年	三、二八八、八七九	一、二八一一
同　四十五年	三、三五三、九四三	〇、八四八九
大正元年		
大正二年	三、四一八、二七〇	二、三五六五
同　三年	三、四六八、七一九	一、〇六〇九
同　四年	三、四八三、二六六	一、〇二二六
同　五年	三、五一〇、一一〇	一、三五四五
同　六年	三、五六〇、〇五〇	一、四六四〇
同　七年	三、五八三、三九五	一、九九四六

由是觀之臺灣に於て過去十年間に前半期には極めて不定の消費なりしに反し後半期より逐次需要の增加を來せり。

第二項　食料としての用途

（一）莢を除き釜中にて少量の鹽を混し炒り其儘食するものとす。

（二）莢付の儘釜中に入れ水を入れ沸騰せしめたるものは食時莢を取除くものとす。

（三）料理調製の際豚肉と落花生を混し釜にて煮て喰ふ。

（四）飴双目及落花生とより菓子を製造す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(五)菓子用の餡を落花生を原料として造る事あり。

(胡麻を上層に附着せしめたるものあり)

(六)落花生をつぶし飴と共に菓子を作る。

(七)麥粉を原料とし「パン」の如く圓形に造り落花生約十箇及白胡麻を附着せしめたる菓子を造る。

(八)養豚上落花生畑に生後約三十斤内外の仔豚を放てば豚は自由に堀り起して莢實を食料として攝取す而して數箇月を經れば肥膽すべし故を以て農家は之を市場に販賣するの慣習あり現時落花生を飼料に利用し居るは花蓮港廳下馬太鞍地方なり元來豚は脂肪質に豊富なる家畜にして又落花生其物も早く肥膽せしめ以て收益を擧げんとする念故なきにあらざるなり。

されど之れ地代の低廉なる地方に行ひて初めて收支償ふべき事業なりされば經濟的價値ある土地に於ては落花生を油料原料として收穫したる後畑に豚を放ちて殘留物及莖葉を飼料に供することは一般進歩したる養豚法と云ふべし現今此方法を行ひをるは澎湖郡下の農民部落なり余は世人に後者の法を推奬せんと欲す。

七　貿　易

輸　移　出

落花生の輸出は領臺以前より支那と行はれたるもの丶如しされど適確なる統計の徴すべきものなきを以て玆には税關統計に表はれたる以後の分を引用して論せんとす仕向先は主として支那にして香港之れに次ぎ最近比律賓にも輸出するの販路を開くに至れり明治二十九年以降其數量は三十一、二年を除き大抵十數萬斤内外を計上せられたりしも最近其數量を著しく減退したり惟ふに之れ一面最近數年間戰亂の結果物價騰貴し支那との爲替關係不利なると他面島内に於て食料として消費量漸増の趨勢に向ひたるに基因せるもの丶如し。

移出貿易は明治四十年より開始せられたるも其數量價格は微々たるものなり仕向地は神戸門司沖繩縣(那覇宮古、八重山)を主とし其他長崎下ノ關大阪横濱東京等之に次ぐ時に遠く小樽に大正五年仕向けたることあり。

今左に其島内搬出額を掲げて參考に供す。

落花生輸移出額

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年別	輸出 數量(斤)	輸出 價格(圓)	移出 數量(斤)	移出 價格(圓)
明治二十九年	五六、二六五	一、七二四	―	―
同 三十年	六五六、三六七	二七、四八一	―	―
同 三十一年	八四二、〇七二	三六、七三六	―	―
同 三十二年	二六七、二〇八	九、二六七	―	―
同 三十三年	五一、三六〇	二、〇二九	―	―
同 三十四年	一四四、七七七	六、五五一	―	―
同 三十五年	一六七、九四九	六、九三六	―	―
同 三十六年	一〇二、四七五	三、八八九	―	―
同 三十七年	三八二、七二五	一八、二四〇	―	―
同 三十八年	一九二、五一三	九、九七一	―	―
同 三十九年	一七、九六九	七六三	―	―
同 四十年	一四、六〇二	五六八	一三〇、六〇〇	五、二七〇
同 四十一年	一三、〇六七	六六九	六〇〇	二〇
同 四十二年	一三二、六三四	六、四〇四	二六六、四三〇	一六、六四六
同 四十三年	二八、六七七	一、七二三	九六、八一〇	六、七八三
同 四十四年	二、四四九	一三五	七七、八六〇	六、六六四
大正元年 四十五年	八六、三九〇	六、六八七	二〇、六六〇	三、〇一四
大正 二年	六八、七七〇	五、二二四	二五九、三三〇	二〇、六八一
同 三年	二〇、三六六	一、六三〇	三、〇三〇	二六二
同 四年	二四、六六六	四七三三	一六、九九三	九二二
同 五年	三九、七八	三〇四	一〇、三三〇	一、二四六
同 六年	一六、二九〇	一、四六〇	一七、四六〇	二、一八七
同 七年	一三六、三三八	一六、二七〇	三六、九八〇	三八七
同 八年	一、六二七、四八七	三三六、八八七	二、九九〇、三九六	四三六、〇二一

輸移入

本品の需要逐年增進を示しつゝあるに拘はらず島外よりの輸入は明治四十年より開始せられ大正四年に八十八萬九千九百三十五斤の輸入を見たるのみにして漸次遁減の傾向を示したり而して大正七年には六萬六千百三十一斤に過ぎず移入高に至りては大正五、六年に極めて少量を移入したるに過ぎざるなり惟ふに畢竟甘諸に於けると同じく數年來米價騰貴の結果代用食料として細民の需要を喚起し島内の其作付を增したるに主因するもの〻如し尙輸入落花生は殆んど支那產に限られ其仕出地は上海を主とし温州厦門之に次ぐ上海よりするものは青島產と思はれ而して輸入港は基隆淡水安平及打狗なり。

次に本品の移入は大正五六年に始めて其少額を要したるものに過ぎず其仕出地別を觀察するに神戸港最も多く橫濱東京之に次ぎ其他門司大阪の順序なり其他門司大阪の順序なり中東京橫濱よりするものは千葉縣國產なるべく他は山東產なるべし。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

尚參考の爲本品の輸移入高を掲ぐるに左の如し。

落花生輸移入額

年別	輸入 數量(斤)	輸入 價格(圓)	移入 數量(斤)	移入 價格(圓)
明治四十年	二五四	九	—	—
同四十一年	—	—	—	—
同四十二年	—	—	—	—
同四十三年	二、四二三	一五七	—	—
同四十四年	一七五、六八四	一三、三三〇	—	—
同四十五年 大正元年	一八一、〇四一	一三、五二七	—	—
大正二年	二七、五〇五	一三、四〇四	—	—
同三年	一五〇、九五四	一三、八〇七	—	—
同四年	八八九、九三五	五八、四六七	—	—
同五年	四一七、〇五九	二七、〇七九	九二三	一六、七一五
同六年	一四八、五三三	一七、二〇四	二、〇八九	四七、六九二
同七年	六六、一三一	九、五八五	—	—
同八年	七六三	九二二	—	—

八　落花生の相場

相場の昂低は需給關係氣候の順否收穫の多少等に依りて決定せらる而して今臺灣に於ける相場は地方によりて異れり又殼付或は無殼によりても各相違するを普通とせり無殼ものは然らざるものより高價なり前者は澎湖島及宜蘭に多し今最近九箇年間に於ける相場の變動は左の如し。（但シ一石建）

年別	相場
明治四十四年	円 六、四八
大正元年	六、二六
大正二年	五、八八
大正三年	五、八[illegible]
大正四年	五、九六
大正五年	円 七、九二
大正六年	六、八八
大正七年	九、八二
大正八年	一一、一五
—	—

右に於ける相場變遷を見れば四十四年より逐年下値を唱へ大正四年より漸次高値に取引せられ六年上半期に再び不況を呈したりしも出廻期節より七圓を超過する價に上れり爾來一般物價騰貴に伴れ市價概して漸昂するに至りしも昨今十圓を唱へ皮剝は二十五圓内外の値段なり。

尚四十四年以降各舊稱廳別相場の高低を見るに左の如し。（單位一石相場單位圓とす）

明治四十四年落花生の相場（厘以下は計算上切捨てたり大正元年以降）

月別＼地別	臺北	基隆	宜蘭	新竹	彰化	嘉義	臺南	平均
一月	六・三〇	八・五〇	六・六〇	—	六・七九	七・〇六	—	七・一〇
二月	六・六〇	八・五〇	六・九〇	—	七・〇五	七・〇五	—	七・二〇
三月	六・六〇	九・〇〇	七・〇〇	七・六〇	七・〇五	七・二九	—	七・三九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	七・二〇	七・三〇	五・五〇	三・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六八	六・七〇	五・六四
基隆	九・〇〇	九・〇〇	八・五〇	八・〇〇	九・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	五・八〇	五・八〇	五・七三
宜蘭	—	三・一七	三・一七	三・一七	三・一七	三・一七	三・一七	三・三一	三・四一	三・一七
新竹	七・五〇	六・〇〇	五・三〇	四・八〇	四・八〇	五・〇〇	五・八〇	六・〇〇	六・〇〇	五・八七
彰化	七・一七	七・二九	七・六四	無殼 八・〇〇	八・〇〇	八・二三	八・七六	八・二三	七・六〇	六・五〇
嘉義	七・二九	七・六四	七・四三	七・四一	—	—	六・二三	五・八八	七・六四	六・七六
臺南	—	—	—	—	—	七・二〇	六・四〇	六・五〇	六・五〇	六・六五
平均	七・六五	六・七四	六・三六	五・八五	五・九二	五・七〇	五・八七	五・七七	六・二四	六・四八

明治四十五年大正元年落花生相場

地名＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	六・七〇	五・五〇	五・五〇	四・五二	六・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	五・八〇	六・三三
基隆	六・五〇	六・五〇	六・五〇	一〇・〇〇	六・五〇	六・五〇	五・八五	六・一一	六・一一	七・〇〇	六・五〇	六・三〇	六・六七
宜蘭	三・四一	三・四八	三・三五	三・四七	四・二〇	四・二〇	三・〇〇	三・六五	三・〇〇	四・七一	四・八六	四・〇〇	三・七六
新竹	六・〇〇	六・五〇	七・〇〇	七・四〇	七・五〇	七・五〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	六・九九
彰化	五・九一	六・八八	六・六四	七・二六	—	—	—	—	—	四・五〇	七・〇〇	七・〇〇	六・四五
嘉義	五・八八	五・八八	五・八八	五・八八	六・一四	五・八八	六・二三	七・三〇	七・六〇	七・五〇	七・六〇	七・四〇	六・五九
臺南	六・六〇	六・八〇	六・〇〇	六・九〇	七・〇〇	七・二〇	七・四〇	七・四〇	七・四〇	七・五〇	七・五〇	七・五〇	七・一六
平均	五・八九	六・一五	六・〇五	六・八五	六・三四	六・一三	五・九三	六・〇〇	六・一九	六・四六	六・七[illegible]	六・四[illegible]	六・二六

大正二年落花生相場

地名＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	六・四[illegible]	六・一五	六・四二	六・六三	七・四九	七・一六	六・九五	五・〇〇	四・二五	四・二五	四・九三	六・三八	六・〇〇
基隆	—	六・三〇	六・八四	六・八四	七・四九	七・四九	七・四九	五・八八	五・六〇	五・五〇	五・六〇	六・五〇	六・四九
宜蘭	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・一〇	五・三〇	五・三〇	五・三〇	五・五〇	五・一三
新竹	七・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	六・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	五・六六
彰化	—	七・〇〇	七・〇〇	六・一〇	六・三〇	五・八〇	六・八〇	六・五〇	六・二〇	七・〇〇	六・五〇	六・五〇	六・五五
嘉義	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇	—	一〇・〇〇	三・二〇	三・二〇	三・六〇	四・五〇	五・〇〇	四・六〇	四・五〇	五・四四
臺南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	六・三六	六・五八	六・七一	六・四二	七・三三	五・七九	五・七六	五・〇一	四・六八	五・一六	五・一三	五・五六	五・八八

大正三年落花生相場

地名＼月別	一月
臺北	六・四〇
基隆	—
宜蘭	五・六〇
新竹	—
彰化	六・五〇
嘉義	四・〇〇
臺南	六・〇〇
平均	五・七[illegible]

二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
五・九五	六・〇〇	六・〇〇	五・〇〇	四・八〇	—	六・〇〇	六・〇〇	四・一〇	四・八〇	四・五〇	五・四〇
六・八〇	六・八〇	六・八〇	六・〇〇	一〇・〇〇	—	五・八五	五・八五	五・九九	五・七五	五・五〇	六・五二
五・六二	五・六二	五・七〇	五・七〇	五・七五	五・七五	五・七五	五・七五	五・七二	五・七〇	五・八〇	五・六〇
—	六・〇〇	六・〇〇	—	—	—	五・〇〇	—	—	—	五・二〇	五・五〇
六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・五〇	六・三〇	六・三〇	六・五〇	六・二〇
四・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・八〇
六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇
六・二五	六・一二	五・九五	五・六五	六・四五	五・九四	五・八〇	五・六七	五・五七	五・四三	五・三八	五・八三

大正四年落花生相場

地名＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	四・九〇	四・一〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇八	四・〇〇	三・九〇	三・九〇	三・九〇	三・五〇	三・〇[illegible]	三・〇八	四・〇〇
基隆	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・二〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・一五
宜蘭	五・八〇	三・二〇	五・八〇	五・八〇	三・七〇	三・七〇	三・七〇	三・七〇	三・七〇	三・七〇	三・七〇	三・六〇	四・一八
新竹	五・六〇	五・五〇	五・五〇	五・〇〇	五・五〇	五・〇〇	五・五〇	五・六〇	五・二〇	四・六〇	四・七〇	四・五〇	五・一八
彰化	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇
嘉義	三・三二	三・三二	三・九〇	六・六〇	四・〇〇	三・六〇	三・六〇	六・五〇	三・〇〇	三・二〇	三・二〇	三・〇〇	三・九三
臺南	六・〇〇	五・五〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	五・九六
平均	五・三五	四・七六	五・二一	五・九八	五・〇〇	四・八六	四・九一	五・六四	四・七九	四・六四	四・五九	四・五三	四・九六

大正五年落花生相場（仁とは無殻落花生）

地名＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
臺北	三・三二	三・四〇	三・四〇	三・六〇	四・五〇	四・三〇	四・〇〇	三・九一	四・一〇	四・二〇	四・四〇	四・六〇	三・九七
基隆	無殻 七・四〇	五・〇七	五・〇〇	八・〇〇	九・六〇 五・〇〇	一〇・〇〇	九・五〇	無殻 八・五〇	八・四〇 五・〇〇	五・〇〇	九・八〇	一〇・五〇	七・六二
宜蘭	殻付 三・七五 仁 八・二〇	三・七〇 八・二〇	三・七〇 八・二〇	三・七二 八・二三	三・七五 八・二五	三・六五 八・二〇	三・五五 八・〇〇	三・五六 八・〇七	仁 八・〇八 殻付 三・五二	八・〇六 三・五五	八・〇六 三・五六	八・〇六 三・五七	五・八八
新竹	五・五〇	五・六〇	六・〇〇	六・三〇	六・三〇	五・〇〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	六・五〇	六・六〇	五・八一
彰化（十月以後仁中）	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・六〇 仁中	六・五〇	六・五〇	六・五〇
嘉義	三・〇〇	三・〇〇	三・二〇	四・五〇	四・八〇	三・六〇	三・六〇	殻付 四・〇〇	三・六〇	四・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	三・八五
臺南	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・五〇	一六・五〇	一六・〇〇	一四・五〇	一五・九六
打狗	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・五〇	一六・五〇	一六・〇〇	一四・五〇	一五・九五
平均	七・七四	七・五〇	七・五六	八・〇九	八・〇七	八・一四	七・九六	八・〇〇	七・七七	七・七六	八・四二	八・〇九	七・九二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正六年落花生相場

月別＼地名	臺北	基隆	宜蘭	新竹	臺中	嘉義	臺南	打狗	平均
一月	四・六七	六・〇〇	三・六〇	六・六〇	六・五〇	四・九〇	六・五〇	六・五〇	五・六六
二月	四・九五	六・〇〇	四・〇〇	六・六〇	六・五〇	六・〇〇	六・五〇	六・五〇	五・八八
三月	五・〇〇	七・〇〇	四・〇〇	七・二〇	六・五〇	六・二〇	六・二〇	六・二〇	六・〇四
四月	五・〇〇	六・五〇	四・〇〇	六・五〇	六・五〇	六・四〇	—	—	五・八二
五月	—	—	四・〇〇	八・五〇	六・五〇	八・〇〇	—	—	六・七五
六月	六・〇〇	—	四・一〇	六・五〇	七・〇〇	五・六〇	五・〇〇	五・〇〇	五・六〇
七月	四・四〇	五・一二	四・〇〇	八・五〇	七・〇〇	五・六〇	六・〇〇	—	五・八〇
八月	五・四四	無殼 一一・六〇	無殼 四・〇〇 一〇・〇八	無殼 七・〇〇 八・五〇	七・〇〇	五・三〇	七・〇〇	—	七・三二
九月	五・六三	一三・〇〇	四・三〇 一〇・八〇	九・五〇	七・〇〇	八・〇〇	七・二〇	—	六・四四
十月	七・二〇	—	殼付 四・五〇 仁 一三・〇〇	九・五〇	七・〇〇	七・四〇	七・二〇	—	七・八三
十一月	五・五〇	無殼 一三・一〇	間 五・〇〇 間 一三・五〇	九・五〇	七・〇〇	八・〇〇	七・二〇	—	九・六〇
十二月	六・八〇	一三・〇〇	間 五・〇〇 間 一三・五〇	皮付 一〇・〇〇	七・〇〇	八・四〇	七・二〇	—	九・八六
平均	五・五一	一〇・九二	六・四二	八・〇三	六・七九	六・六五	六・六〇	六・〇五	六・八八

大正七年落花生相場（基隆ものは宜蘭產無殼）

月別＼地名	臺北	基隆	宜蘭	新竹	臺中	嘉義	臺南	打狗	平均
一月	七・〇〇	一三・三〇	仁 一四・〇〇 殼付 七・五〇	一〇・三〇	七・〇〇	皮付 七・〇〇	皮付 七・五〇	—	一一・八〇
二月	—	一三・六〇	同 一五・〇〇 同 一〇・〇〇	一〇・三〇	七・五〇	殼付 七・〇〇	八・五〇	—	一一・二六
三月	—	一三・六〇	仁 一六・〇〇 殼付 一・〇〇	一二・〇〇	殼付 八・〇〇	皮付 七・四〇	殼付 九・〇〇	—	一三・一四
四月	—	一三・八〇	同 一六・〇〇 同 一〇・〇〇	一三・〇〇	八・〇〇	六・六四	九・〇〇	—	一三・〇七
五月	—	一三・八〇	—	一三・〇〇	八・三〇	七・六〇	六・三〇	—	一一・四〇
六月	五・五〇	一三・五〇	同 一二・〇〇 同 七・〇〇	九・六〇	八・五〇	五・〇〇	六・〇〇	六・三〇	九・一六
七月	五・八〇	—	同 六・五〇 同 一三・六〇	六・〇〇	八・五〇	六・〇〇	六・〇〇	六・三〇	六・〇九
八月	六・六〇	—	同 一一・〇〇 同 四・八〇	七・〇〇	八・五〇	六・八〇	七・〇〇	六・三〇	七・一三
九月	七・〇〇	白 一六・七〇	同 一三・四〇 同 五・六〇	八・五〇	八・五〇	七・五〇	七・〇〇	七・〇〇	九・〇二
十月	八・〇〇	仁 二七・六〇	殼付 五・六〇	七・二〇	八・五〇	七・二〇	七・〇〇	七・〇〇	九・七六
十一月	七・五〇	二七・六〇	七・七〇	八・〇〇	八・五〇	七・二〇	七・〇〇	七・〇〇	一〇・〇六
十二月	八・〇〇	—	七・七〇	八・〇〇	八・五〇	七・三〇	七・二二	七・二〇	七・七〇
平均	六・九三	一三・〇六	九・六五	九・二四	八・一九	六・八八	七・二二	六・七二	九・八二

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

社會研究

臺北州下に於ける社會事業

秋澤烏川

一　緒言

時勢の要求に基く新らしき事業として、本號より「社會研究」の一欄を特設することゝなり、私がその局に當ることゝなつた。元より恁うした方面に對する智識の極めて乏しい私ではあるが、社會政策といふことには久しき以前より深い興味を有し些か研鑽し來つた處があるので、今後の本欄に於てあらゆる社會時事問題を報導批判し、併せて之に對する先進の教示を仰ぎ以て國民的社會奉仕の意義に徹底したいと思ふ。

歐洲大戰後に於ける新思想の大勢は社會の平等を要求し、國家の政治も亦この思想を根蔕とするに非れらざば行政權運用の圓滑を缺くの狀態となつた。さればこそ内務省に於ては社會事業調査會を新設し、去月十九日内務大臣官邸に於て第一回總會を開き種々打合せする處があつたのである。内地に於ける社會事業は暫く措き、我が臺灣に觀るにその事業たるや極めて微々寥々たるもので、遺憾とすべきものが尠くない。之が不振は自治制の施行を見たる本島として、大いに考慮を要すべき事實であつて、乃ち私が玆に臺北州下に於ける社會事業の一斑を記述せんとするの意も亦そこにある。

二　護國十善會

弘法寺住職小山祐全師が「卽事而眞」の理趣を宣揚し、四恩十善を鼓吹し社會の落伍者を救護するの目的を以て設立したるが卽ち本會である。事務所を臺北市弘法寺内に置き寄宿舍竝に宿泊所を設け、專ら浮浪者を收容して之に職業を與へて生活の安定を期

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

する一方、毎月三回會主小山師自ら敎壇に立つて四恩十善の敎義を敎説し精神的慰安と人格の薫陶に力を盡してゐる。大正三年創設以來今日に至る迄の入舍延人員五千百人、一日平均二十七人七分强の割合であつて、その健康者は諸種の職業勞働に從事し又は行商を營み一食二十錢の食費を負擔してゐるが、疾病者は全々會に於て療養をなさしめてゐる。尤も重患者になると行路病院に廻送する。目下病棟には一婦人が三人の子女を伴れて伏してゐる。私は小山師の案內にてこの病室を見舞つたのであるが、母國遙けきこの地に來つて悽うした有樣にあるのを見ては胸の塞がるのを禁じ得なかつた。

扨て入舍者に就て親しく視るに中には眞面目に勤勞して貯金の百六七十圓を有する者も二三あるが、然しこゝに來る者の多くは何處かに缺點を有するが故に、其監督敎導には尠からず苦心を要するのである。會主小山師は私に向つて「敎育のある者より無敎育者の方が餘程成績が良好である」と云つたのは味ふべき言葉である。本會の經費は全部世の同情者の寄附金を以て之に充てゝゐるが、大正九年一月より同年十二月迄の入舍延人員百四十五人に對し之が支出は金二千九百二十七圓四十四錢にして收入は金四千七百七十五圓二十一錢六厘、差引金二千八百四十七圓七十七錢六厘の剩餘を見その經營は頗る容易である。蓋しかゝる事業は市當局が自ら爲すべき性質のものであるが、小山師が宗敎家の立場より憤然立つて之が經營に當れるは吾人の感謝に堪へざる處である。

三　三成協會一新舍

社會は犯罪の苗床である。この意味に於て人が盜みをすることは其人が惡いのではなく、盜みをする境遇に陷れた社會そのものが惡いと考へることが出來る。乃ち犯罪は社會の缺陷に基く病的現象である以上、その療養防壓は社會一班の負ふべき責任である。然るに犯罪の趨勢は依然として年々增加の傾向を示し殊に臺灣に於ては內地に比して其數の著しく多いのは見遁すべからざる現象である。人口十萬に對し刑法犯四百人、內累犯者百六人餘（內地百九十人、累犯五十八人—大正六年）であつて內地に比すると約倍數の犯罪者を出し、累犯者がそれに正比例して增加しつゝあることは刮目すべき案件である。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

刑法犯者の實數は大正六年に於て一萬四千七百六十三人、內累犯者三千八百一人、此內島內の各監獄に出入する受刑者が每年五千數百人あつて其內約三千人が累犯者である事實を世人は如何と觀る乎、この事實は乃ち刑罰は犯罪に對する萬能藥でなく、刑罰のみに依つて犯罪を撲滅するは絕對的不可能事といふことが出來る。この見地に立つて刑事政策の根本精神を體得し生れたのが免囚保護事業である。乃ち出獄人に對し徹底的に保護を加へ、累犯に陷る機會を與へないといふのにあつて、斯くして始めて健全なる一細胞として社會と云ふ全體の生活を圓滿にすることが出來るのである。

本島に於ける之が唯一の機關として財團法人三成協會なるものがある。本會を總督府法務部構內に置き長尾法務部長これが會長として熱心に本事業の擴張を計り、總督府よりは年額三千圓の補助金を交附してゐる。地方に一新舍(臺北)、再生舍(臺中)、累功舍(臺南)の各支部を設け其目的とする事業に當らしめ夫等を中央に於て統べてゐる。玆には題目の範圍に從つて臺北一新舍のみに就て其一班を記述する事とする。

一新舍は臺北市郊外古亭村に事務所を置くのであるが、特に農商工業を經營せず專ら商工業主の許に雇傭せしむる方針を執つてゐる。但し例外として舍內に於て工業に從事せしめてゐる者もある。大正八年度に於て保護を加へし者七十三名に達してゐるが、この外一時保護なるものを行つて出獄の際必要に應じて金品を貸與し歸還の便宜を計つてゐる。然も舍に於て自ら職業を與へし者に就ては常に其監督を怠らず之が善導に力を用ひて彼等をして累犯に陷るのを防ぎ以て社會奉仕の實を擧げてゐるのである。其成績たるや今日と雖も大いに見る可きものがあるが、時勢は更に本事業の擴張發達を要望するものがあり長尾會長はじめ其他の職員は全力を傾注して之が經營に當つてゐるが、これは獨りその局にある者のみに止まらず世人一班の更にこの免囚保護思想に目醒めんことを希望してやまない次第である。

四　萬華仁濟院

本島人の老衰者又は不具者を救濟せん目的を以て臺北市萬華に仁濟院なるものが設立されてゐる。之が經營者は臺北州であつて、臺北に於ける救濟事業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

としては稍規模の大なるものである。目下四十名内外の老衰者不具者を收容し其他二百五十名の院外者に每月三圓五十錢宛の生活補助費を與へてゐる。院内者に對しては一箇月五圓五十錢の豫定を以て食料を給し其他季節に應じて相當の衣服を給與してゐる。尙は同院はそうしたもの丶外々來施療を施してゐるが來診者は每日二十名內外に達してゐる。この外來施療はこれ迄本島人に對してのみ行つてゐたが最近より内地人にも之を行ふことゝなつた本事業は貧困者救濟を目的とするを以て犯罪防止に尠からざる寄與を爲し來つたのであるが、そうした刑事政策以外、本島人同化政策の上より觀るも亦頗る意義深遠なるものがある。

五　行旅病者收容所

行路病者收容所も亦臺北州の經營に屬し臺北市大龍峒に之を設け每日十名內外の患者を收容してゐる。勿論同所は全然官費支辨であるが、退院後支拂の能力ある者には特に實費を徵收する。大正八年度の經費は一千百十三圓にて此内患者の償還せるもの二百四十三圓州支出が六百七十圓其他寄附金二百圓と云ふ割合を示してゐる。

六　臺北盲啞學校

凡そ世の中に人と生れて盲啞の不具者たる程悲慘な事はない。山の形も河の流れも花の色も小鳥の姿も知ることが出來なければ、又自分の思ふ何事も他人に通ずることが出來ない。吾人は目を覆ひ口を箝したる時、つくゞゝ夫等の人々の不幸を憫まずにはゐられない。その世にも可憐なる人達の爲めに、木村謙吾氏が獨力を以て經營し來れるが乃ち臺北盲啞學校である。蓋し氏のこの獻身的努力たるや實に夫等の人々にとつては救世主の愛とも感ぜられやう。同校は大正六年臺北市西門外街に創立せられ大正九年三月第一回卒業生五十名を出し、現在の生徒は盲生二十六名、啞生十六名で卒業後は獨立して生計を樹て得るを目的として、盲生の爲めに盲尋常科、高等科、按摩科、鍼按科、音樂科を設け、啞生の爲めに啞普通科、木工科、裁縫科等を設け、如何なる盲啞と雖も入學せしめて親切にこれを敎育してゐる。殊に賞讃に値するは校長木村氏の人格であつて、氏は實父が盲目であつて盲啞敎育に畢生の力を盡したそ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の志を享けて此の校を起しこれ迄に三千餘圓の私財を擲つて獨力經營今日あるは吾人の感謝に堪へざる處である。

七　林家博愛病院

富豪林本源家に依りて經營せらるゝものに博愛病院なるものがある。主として本島人救療を以て目的とするも常に四分の一乃至五分の一の內地人の救療者あるは特筆すべき事實である、明治四十二年創立よりの延人員五十二萬四千六百五十人の患者を取扱つてゐるが、その經費は一切寄附に俟たず林家共有財產に依つて支辨せられてゐる。同院の入院定員は三十二名にして常に三十名ばかりの患者があり、尙ほ每日二百名內外の外來患者に投藥してゐる。斯る事業は富者の當然の義務とは云へ林家が率先之が經營に當れるは賞讃に値するものと謂はねばならぬ。

八　錫口養生院

年一年肺病患者の增加しつゝあるのは國家の深憂である。所詮は放任觀望を許さない。之が撲滅の策はその道の人に讓り、玆には本島唯一の該患者收養所を紹介するに止める。州下錫口の養生院が乃ち夫れであつて臺北州の經營に依り、全島の肺病患者收養を目的とし大正四年に建設された。創設以來大正九年十月末に至る收容患者延人員五百六十九名に達し入院患者を施療者、半費支辨者、實費支辨者（一日三十錢の入院料と七十錢の食費を負擔する者）の三種に分つてゐる。世人は或は同院を視ること惡魔殿の如く、入院すれば必らず死する者と思へるは甚しき誤解である。入院患者の死亡率の多きは養生院そものゝ不完全に依るに非ずして、已に入院する患者のの將に死に陷らんとする者の多きが故である。故に肺病の初期にして早く入院するに於ては其快癒率の多きはその建設地の空氣の淸涼と風光の明媚に見るも瞭かである。肺患者は須らく直に同院に入り囘生再び社會に活動すべきことが、一班社會に對しても又自己に對しても最も忠實にして賢明なる道である

九　成德學院

近時不良少年の增加は實に驚く可きものがある。內地に於ける之が對策に就ては當局の頗る苦心せる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

處であつて、この現象は國家の前途に鑑み實に寒心すべきである。內地は今暫く措き之を本島に觀んに、大正九年二月現在に於ける不良少年數（玆に不良少年と云ふは滿八歲以上十八歲未滿にして禁錮以上の刑に該る可き行爲をなしたる者及び遊蕩、乞丐、惡交其他の不良行爲ある者の總稱）を見るに內地人十五名、本島人五百四十二人の多數に上つてゐる。元より是等の不良少年を出すに就ては特に親權者の責任を問ふべきは勿論であるが、その現出を見たる以上は或種の機關を設け之に善導感化を施し以て善良なる社會の一員と爲さしむるは亦社會共同責任と謂はねばならぬ。この意味に於て成德學院なるものが州下錫口にある。明治四十二年本願寺が主唱者となり幾多佛教關係の團體の後援と特に總督府の援助の下に設立せられたのであつて、常に四十名內外の不良少年を收容し之を感化すると同時に初等教育を施しつゝあるが、其收容者百人中の成績を見るに善良となれる者五十九名、不良二十七名、不明十一名、死亡三名の割合になつてゐる。この成績に據るも其約半數は善良化せられ完全なる社會の一員となつて世に擧してゐるのであるが、人口三百五十萬を有し然も不良少年の數に富む本島としては其規模尙は小さき遺憾がある。私はこの機會に本事業の更に擴張されんことを要望する。

一〇　臺北公設質舖

國家は國民生活を離れて其存在の理由を失ふ。而もその國民の大多數が無產階級である以上、當局の施設の民衆經濟に及ふべきは當然の歸結である。この意味に於て昨年六月島都臺北に公設質舖の開設を見るに至つたのは時代に順應せる社會政策の先驅と謂はねばならぬ。同舖は臺北州の經營に依り六月開設より同年末までの入質總〆高九千八百三十一件の二十五萬二千八百二十三圓にして受け質は四千七百八十二件の十一萬八千三百六十六圓餘の成績を示し差引現在十三萬四千四百五十七圓餘五千三十九件の質物が庫納されてゐる狀況である。利子は月一分五厘にして營業時間は日曜日に於ても每日午前八時より午後十時迄執務し、貸出金は五十錢以上三百圓までとし專ら無財階級本位とせるは最も意義ある處である。目下臺北市北門街に一箇所を設くるも今後少くとも市內に三四箇所は設置の必要がある。質舖の

設計其他は大いに見るべきものがあるが、就中質舗の出入口及質物の受渡し窓口の如き一人毎に仕切られ他人のこれを伺ふを得ざる仕組にされあるは頗る策の得たるものである。

蓋し本事業たるや彼の三十一年質屋利率の創定以來の暴戾貪慾飽く無き營利質屋に對抗して社會救濟の旗色を瞭にせるは吾人の快哉を禁じ得ざる處、然も先づ我が臺灣に於て內地に率先して之が先鞭を着けたるは當局の勞を多とせなければならない。希くば今後益々好成績を收め以て本制度の全島各地の都市に及ぼすの日あらん事を。敢て一言希望する處を披瀝し本稿を結ぶ。

●財界不振と在印日本商店

（蘭領東印度群島雜誌第四十六號）

蘭領東印度に從來開店し居たる又は支店を有し居たる日本商店は三井物產、久原、日蘭貿易の三社を除いては皆な經濟界の沈衰の爲め　店の悲境に陷り又は事業縮少の餘儀なきに立ち至つた趣を日本新聞は報導してゐるが事實に於て左程の打擊を蒙らず依然營業を持續し居る日本商店は尠くない。

●蘭濠線の開設と其初航海

（蘭領東印度群島雜誌第四十八號）

過般蘭領印度と濠洲との間に協定成立して蘭濠航路を開設することになつたが愈々同線の處女航海船として爪哇を出帆したスラカルタ號が去る十一月十二日メルボルン港へ入港し和蘭總領事の熱誠なる歡迎を受けた同領事は蘭濠商業會議所を代表して濠洲聯邦政府とヴイクトリア州廳とがメルボルン爪哇間の定期航路開設に多大の援助を爲せるに對し感謝の辭を述べた尙は新航路開設を祝賀する爲めの種々催しがあつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

浮錄

瑯嶠

仙俗居士

△鷲巒鼻

十萬噸級の巨艦に搭乘して、遠洋を航するの心地に禁へぬは、我が鷲巒鼻に客と作りし一夕に在る、急傾斜の梯子を登れば、廣く寛ろぎたるデッキ、それが全面に靑芝を以て蔽はれ、而かも左右兩舷までも、ナタウの綠葉を以て飾られ、角力よし、テニスよし、近く艦上宴會の催ふさるゝありて、それが餘興準備かと思はる、高くマストに揭けられたる信號旗は、今や引卸されたるばかり、一方には、低く砲門の雄姿を現はせるが、何物をか待構へ顔である、二箇の上甲板は、全くの無裝飾と見受けらるゝが、其下なる一室を指定され、此に旅裝を解き得たのである、先づ茶の饗あり、次で浴房に案内さる、其等の用水は、皆な蒸溜水であつて、ポンプを用ゐ、下艙のタンクから汲揚らるゝのである、尋常陸上の生活者には、眞似の出來ない贅澤と謂はねばならぬ、ケビンの外を逍遙しながら、煙草に火を點せんとして、摺ても／＼、マッチスは即ぐ消へる、遉がは洋上なり、一吹五里か、將た十里か、其の小歇なき長風に驚歎して、眼を艦外に馳すれば、天空海濶、覺へず快哉を叫ばざるを得ないのである、此叫びは身と共に、何時しか一躍して、司令塔上に在りであるが、塔上の展望又た格別なるに、暫し茫然として見惚れて居るのである、折しも太陽は水平線上に沒せんとし、洋の半面は次第／＼に、朦氣に成行く、忽ち前程に當り、怒濤の著るしく激するものあるを認む、是ぞ正しく暗礁である、ア、危險／＼と、思ひ浮ぶの一刹那、あたり遽かに眩ゆし、偖てはサーチライトかと、顧み見れば左にあらで、我が立つ背後に於て、今や點火したる許り、二萬六千燭光の大燈明である、復たも快哉を叫ふと同時に、豁然として我に還れは、身は是れ艦中ならで、燈臺である、名にし負ふ東洋第一の鷲巒鼻燈臺である、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

此の燈臺は、夙に臺灣名所の一に算へられ、遠來の觀客も尠からぬのである、爲に總督府は、十人位ならば何時でも、投宿し得るやう、寢具より食器まで設備し置かれたのであるが、往年節約の風に、一切を吹拂はれて、今は臺長飯島直之助氏の好意に縋るの外なしといふことである、余は恒春に在て支廳の廣島虎助氏を介し、電話に由り一泊の便宜を求めた、スルト氏は「生憎家內が不在で、お構ひ申すことは出來ぬが」と、附言しての快諾であつたソコデ旅館の女將に「燈臺へは何物を、お土產にすれば可いか」と問へは「私共の口にすることの出來ぬ、胡蘿蔔(にんじん)さへも彼處では、作つて居らつしやると聞きますからネー」との答である、併し蕃界の一角に位置し、絕海の孤島にも等しき場所柄、物資に乏しきは言ふまでもなし、去迚恒春の街には、特に持參するに足る程の珍品が無い、苦しきことに思ひつゝ、余は乘込んだのである、「有明自遠方來、不亦樂乎」の面色を以て、迎へられたる飯島氏余を延て「一見如舊」である、余は室內を見廻し、氏が文墨を嗜み、技工に巧なるを知り、談話は先づ此の方面より交換し始めたが、實は南荒に於て、此の雅趣に觸るゝことの有るべしとは、想ひ設けなかつたのである晩餐の宴は、二人對酌を以て開かれたのであるが最も喜はしきは、佳肴滿盤、皆な氏の手料理に成つたことで、果して後園の野菜も添へられてある、有體に言へば、是が此の旅行中、最善の御馳走余は氏に對し「本來お構ひ申さぬ筈が是なんだ、如しも內君在宅、お構ひあつた日にや、余が胃の腑を驚すことの如何許ぞ」と、有の儘を告げたことである、聞けは味噌は勿論、原料の麴までも、近來皆な手製であると、以て其他の用意を推知すべきである、凡そ精神的に、物質的に、這般の趣味ありてこそ、燈臺生活はじめて寂寥ならずと、感じ入るの外は無い、頓がて交代時間とありて、氏は其職を執るべく塔上に登り去らる、余は直ちに寐るに殘惜く、步して冴へたる月を靑芝原に觀る、艦上宴會に次で、餘興に移るといふ格である、

燈臺元暗しとは言へ、今宵は明るくある、ナタウの樹の間を透して見ゆるは、彼の怒濤の激せる暗礁である、誰か知らむ、是ぞ帝國版圖の最南端、七星巖の伏姿である、激すてふ看へし其濤も、今は早や金球銀球と化して、高く低く躍り廻るのである、高

き空は、何時しか海よりも碧く、低き水は、何時しか雲よりも白し、都て月の爲である、小赤壁に於て猴峒丘に於て、眺めしことの同じ月にはあれど、別けて鵞鑾鼻の佳なるは、大洋の中に立つが故である世人は笑ふだらう「何處だつて、月に變りがあるものか」と、けれども古來、月の名所として瑯嶠を認め、爲に幾多の詩作は、舊誌にも載せられてある、此には理由なくんばあらずである、蓋し南半島一帶は、何時に論なく、氣澄みて秋の如しである、言ひ換ふれは、水蒸氣の稀薄なるが爲に、ソレだけに月光鮮明で、冬も夏も、中秋觀月と同じ氣分の漾ふのである、瑯嶠を恒春と改稱したのは、沈葆楨であるが、渠は恐らく晝の眼を以て、選定したのであらう倘しも夜の眼であつたならば、之を恒秋と命名したかも知れない、いざや謠はう、恒春の花は識らず、恒秋の月は照る、鵞鑾鼻には、別に恒夜の月がある靑芝原に屹立せる一岩は、今も尙ほ煉化の痕跡を留め、最初の燈臺の舊址なるを、自からに物語る固より假設たるに過ぎざれば、岩上の構造とても高十尺許、至て小規模なりしも、而かも南灣近海の一明星として、航海者の力と爲りしもの、七年の久しきに及ぶ、此の七年は、一面に於て、本燈臺の工程に從事せし期間にして、淸國海關監督の下に、安平ペイン商會ヘスチング氏之が請負人たりしと聞く、其の費は二十萬兩、實に恒春築城の倍額を要したるなり、主要なる建物は、高塔（基礎より燈火中心に至る五十九尺）の外に、房屋二棟あり、孰れも堅牢を旨とす、其の相通ずるの步廊は、宛かもトンネルの如く、颱風の襲來に際しても、行動の自由を妨げらるゝ無し、二棟共に、屋頂（百十三坪）は平面にして、自ら漏斗を成し、地下のタンクに通ず、（タンク十二箇あり、各七十乃至八十石入とす）、雨季の天水を此に貯へ、以て週年の用に供するなり、其他蕃害、匪害、海賊害を預想し、之が防備には、尤も注意を拂はれたり乃ち塔上に在ては、砲眼ある鋼鐵板を楯として、此に機關砲を備へ、燈廓は堅牢なる厚玻璃なるに拘らず、且つ鐵扉を引廻らすべき裝置を施せり、四週の墻壁に至ては、幾多の銃眼を設け、外を塹濠として之に吊橋を架し、以て通路を隨時遮斷し得るに便せり、而して此工事中は、淸將王得祿、兵五百を以て駐屯し、之を護衛せしと云ふ、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

如此して完成を告げたるは、恰も我が明治十六年こゝに甫めて本燈臺は點火せられ、六千五百燭光を放ちつゝありたり、割讓の前後に於て、此に從事せるは、英人三、清人一七なりしが、二十九年帝國軍艦は來て、清人の一部を看守に留め、彼英人等を厦門に護送されたり、然るに看守適任者ならず、匪化せる敗兵等の機を待つゝあり、其の拔錨を見るや、直ちに闖入して掠奪を行ひ、燈臺構內十數年來の備置蓄積、復た一物をも留めずなりぬ、殊に苦々敷は、彈藥石油を塔底に聚積して、放火爆發せしめしに在り、爲に周圍の鐵板は飛散し、燈器の類は全部破壞され了れり、是に於て乎、島南の洋面は、再び暗夜無明の昔に戻りたりぬ、其の漸く我手に由り、點火を再開し得たるは、三十一年五月なりとす、實は意外の破壞狀態なりしが爲に、之が復舊工事に、殆んど二箇年の久しきを要したればなり、其の十二月匪蕃混合の一團あり、先づ電線を切斷し、本臺に來襲し、已に門前に迫り、危機一髪なりしも一土人の切言に依り、鋒を恒春に轉せしめたり、燈も人も財物も、因て難なきを得、四十三年一月に至り、從前のドーラー式五重芯火口を撤去し、新にルックス式白熱燈器を据付く、是に因り、現在の光力は、頓に四倍大に增加し、光達二十海里、照域二百七十七度、水面百八十尺の高に在てバシー海峽を擁護する、恒夜の月と輝きつゝあるなり、

（飯島氏手記鵞鑾鼻燈臺沿革誌に據る）

軍艦に擬して燈臺を敍することの、必しも無稽ならざるは、前記一文、之を證して餘ありである、去れど鵞鑾鼻燈臺にして、甫めて軍艦らしいのである、其の軍艦らしき燈臺の今は、何等の戒備をも要するなく、武器らしきは僅に、霧砲の横はつて居る許である、此に客たるの我は、中夜に獨歩して月に嘯き、蕃境の一角たるを忘れつゝある、果して是れ、昭代の賜に非らずして何であらうか。

△大　板　轆

沿岸航路の開始されて以來、大板轆の名は世人の耳に觸れて居る、少くも宿屋の一つ位は有さうなもの、おやが來て見れば、新築中なる數棟のバラックと、小數の民屋はある、物賣る店の半軒だに見當らぬ、商船會社の看板に注目したが、是も見當らぬ眼に著くは稅關出張所の一構、その横に、山寺の坂路

と謂つたやうな一筋がある、登り詰むれば、ソレが警官派出所、之に勤務するは唯一員の警官あるのみ、而かも前夜寄港の汽船に臨檢し、波荒くして艀舟に囘へり得ず、其儘臺東に向て乘せ行かれて了つたとは、留守せる細君の話し。

登臺一泊の後に、立戻つて聞けは、商船の代理店は恒春に在り、出船入船の其際に、切符持參、出張して來ることに成て居ると云ふ、シテ我が待つ船の寄港には、まだ半日以上の時間がある、暇潰しに飄然と、海岸を彷徨ふて見る、水際一面は連綿たる蜒砧岩、之に附著させて、厚板張りの新棧橋を、水底より斜に岸上に架け、正面に數臺の鐵轆轤を据付けてある、更に厚板張りの廣場ありて、大鍋を掛けた築竈や、清水を導ける樽桶を、十箇二十箇と順序善く、其側に排列されてある、此は捕鯨準備である、彼の新築中のバラックには、大工左官の二三十人、必死と爲りて働きつゝあるを目擊するが、聞けは皆な、屠鯨の技手で、それには各分擔あり、如何なる巨鯨でも、二時間以內に解體處置して、血痕一滴をも留めない筈だ、と云ふことである。

昔人が此の地名に、大板轆の字を擇んで置いたのは、今日の光景を見越しての、達眼だと謂はねば成らぬやうである、近頃は音通の故を以てか、大板埒の字を慣用して居る、此は他年の實現に應ずる、何等かの謎かも知れない、

此の潛伏せる活氣を、看て取れる恒春の旗亭は、支店を出さうとして居ると聞く、ソレは兎も角、比較的多數なる彼の飮食店の一軒ぐらい、此に引越して來て與れるも、實際人助けであると我は思ふ、但し我は此日、幸に飢渇を免れたのである、と言ふは、派出所を訪ふて見ると、唯一員の坂口喜次郎氏恰も臺東より歸來しあり、細君は其の無事を祝して、種々用意さるゝ所あり、我は偶然にも之に均霑し得たからである、南灣の暮れ行く空を窓下に眺むるに、雨氣さへ催ふして、待ち船おそしの歎を禁じ得ぬのである、聞けは風波次第にて、猶豫なく拔錨もする、若くは素通りもする、さることの萬莫かれかしと禱る折しも、忽ち汽笛の聲を聽く、杯盤未だ撤せざるも、是に至て主客諸共、箸を投じて起つたのである、斯くて洋上遙かに紅頭嶼を指し、紅燈照の危險區域を脫したのは、我が乘船せしの卽刻であつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢民の觀念に顯はるゝ笑

蕉鹿夢

「天桃惟是笑。舞蝶不空飛」と、古人は言つたが、是れは百花の咲くを、人の笑ひに比擬せし、一つの形容で、笑ひといへる表情は、寧ろ人類の有する特權であると謂つても善いであらう、字書に笑ひの意義を釋して、顏を解き、齒を啓くなりと書いてあるが、其顏面に於ける笑筋が、一種の心理作用に刺衝せられし、習慣運動に基つきて、表出せらるゝ結果であるといふ意味の說き明かしとして、一語千金の價値がある、そして笑ひの表情が、人の生命の餘韻を潤はすべきために、シバラクも離るべからざる關係あるは、生來笑ふことを好まぬ褒姒でさへも、周王が國を賭しての要求には、最後の大笑を酬ゆるを惜まなかつたといふ史實が、最も雄辯に吾人に告白を與へて居る。

齊しく是れ笑ひの表情であるけれども、陽性の笑ひ、及び陰性の笑ひともいふべき、二樣の區別がある、宋の扈蒙に笑疾あり、上の前に在りと雖も、自ら禁する能はざりきなどいふのは、陽性の笑ひの極端なる代表であるが、斯種系統に屬する笑ひの種類には、第一に微笑とはニツコリと笑ふ貌で、論語に孔子の擧動を示して、夫子莞爾として笑ふと書いてあるのは、其的例である、破顏といふ形容も、此圈中のものなるべく、吃々の笑ひなどいふのも、恐らく之に近いのであらう、第二は默笑で、父母疾あれば、笑つて矧に至らずといふ類は、此笑ひの標本であらねばならぬ、第三は匿笑即ち讀んで字の如く、クスクスと隱し笑ひをするのである、昔、孫子が女兵の調練を試みた時、吳王の寵姬二人を以て隊長にした、號令三鼓、宮女皆口を掩うて笑うたなどいふのは、先づ之に當るとしやうか、第四は大笑哄笑などいふ種類で、之には呵々或は哈々といふやうな形容語がある淳于髡天を仰いで大に笑ふ、冠の纓索絕つと、歷史に傳へらるゝのは、其唯一の代表で、掌を拊ちて大に笑ふとか、笑聲堂を動かすとかいふ類

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は、皆此系統の笑ひである、第五は嘻笑所謂る嘻々として笑ふといふのである、神の權化と謂はるゝ小兒の無邪氣な笑ひの如きは、全く之に屬するので、唐の李義府、狀貌溫恭、人と語るに必ず嬉怡すといふのも、其一例に取つて善いかも知れぬ、第六に竊笑といふがある、ノゾキ笑ひといふのは即ち是れで、首を縮めて笑ふといふ形容も、巧みに其動作を描いて居る、齊の張敬兒が、武將出身で、朝儀に習はなかつたゝめ、密室中にて人を屛け、揖讓應對の作法を學んだことがある、侍妾等が竊に之を竊笑したといふのは其實例の一つである。

陰性の笑ひの筆頭には、失笑を推さねばならぬ、溺るゝ人は必ず笑ふといふ類の、失望の笑ひである、第二は苦笑即ちニガ笑ひ、漢民は之を齲齒笑と形容して居るが、尤も能く情を穿つて居る、齲齒の痛みに堪へぬ時に作る笑顏は、苦がき笑ひの頂點であらうと思ふ、第三は諂笑で、若しも諂笑は無形の賄賂と、或る皮肉家の放言したりしことの誤らずは、笑中の劍といふ形容も、斯種の笑ひに當てはまるであらう第五は嘲笑即ち愚弄の笑ひである、噴飯に堪へずどいふ語は、多く此場合に適用せらるゝので、宋の劉伯龍が、郡守に爲つても、家が甚だ貧乏であつたので、慨然什一の利を營まんと企てた、此際鬼が傍に居て、怡々として嘲笑したといふ事など、其例の一たるを失はぬ、第六は冷笑で、老子の曰つた、下士は道を聞いて大に笑ふなどは、此系中のものであらう、第七は目笑、史記に、平原君、毛遂と偕に、楚に入る、十九人之を目笑すと記する如きは、其的例に算へて善からう、第八は强笑で、ツマリ可笑又は詼諧の表情動機なくして現はす、人爲的僞笑であつて、漢民は之を握伊需兒の笑ひと形容して居る、平たく言へば、幇間的娼婦的のツクリ笑ひである、强笑の一種に、假笑といふがある、俳優や落語家のする演藝上の笑ひで、一の技術に屬して居るから、强笑の下劣性を帶ぶるに比すれば、餘り罪の無い方の笑ひである、第九は戮笑、即ち他動的の笑ひであつて、笑ふといふよりは、寧ろ笑はるゝのであるが、古人の戒めて、天下の戮笑と爲ること勿れと曰つたのは是れで、魏の毛皐后の父は、元と卑賤の出身であつたが、己の娘を皇后に立てゝより、一躍して富貴の位置を占めた、そこで其容止擧動が、俄に横柄を極めた上に、甚だ滑稽であつたので、時人以て笑ひ

の種にしたといふ事例などは、之が代表であるべく思はれる。

凡そ笑ひの種類を集めて見れば、千笑萬態、際限のないのを覺ゆるが、中には不笑癖といふ一種の變はり物もある、前に擧げた褒姒なども、最後の一笑を除きては其圏内の巨擘であるが、後魏の宗室萇、性剛毅未だ嘗て笑はずとか、戰國の時、賈の太夫、妻を娶りしに、容貌は美麗であつたが、三年言はず、笑はなかつたといふ話などは、史上の證人として、上乘の選に入るに耻ぢぬであらう、併し乍ら、笑はざるを笑ふを止めよ、眞の笑ひ、善の笑ひ、美の笑ひといふものは、世の百笑萬笑の中に、果して一笑だも實在するや否や、彼の哲人莊子が所謂る「人は、上壽百歲、中壽八十、下壽六十、病瘦憂患を除き、其口を開きて笑ふ者、一月の中に四五日に過ぎざるのみ」と曰つたのは、確かに一面の眞理の道破で、其四五日すらも、矯飾なき圓滿の笑ひを爲し得る者、世を擧げて滔れる虛榮の桎梏に係累せらるゝ凡俗に、可能的發揮なりやは頗る疑はしい。

晉の僧慧遠、東林寺に住し、每に客を送れども、虎渓を過ぎず、一日陶潛陸修靜と相携え、　に語りつゝ、覺えず、之を踰ゆ、三人大に笑ふ。

とある、此理想の笑ひこそ、吾人の建羨すべき圓滿の笑ひなれ、昔々、文盲の富翁があつた、嘗て一文士あり、馬を借りやうと思うて、手紙を寄せていふやう、偶ま他出せんとす、乞ふ駿足一乘を假らんと、富翁は駿足を自分の足の事かと誤解し、怒つて曰ふには、おれにも二本の足しかないのに、其一本を貸して遣つてはタマルものかと、直ちに拒絕せんとした、會ま知人が傍より辯解して、所謂る駿足とは、馬の稱號で、人の足のことではないと曰ふのを聞き、富翁は容を改めて、畜生にも亦た表號ありとは信せざりきとて、腹を抱へて哄笑したといふ笑話はあるが、斯種の笑ひなどは、げに花の咲くにも比ぶべき、天眞爛漫の笑ひであらう。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

海外思潮

ゲーゼルの自由經濟論

ザ、ナインチーンス、センチユリー誌
（一九二〇—六）

總督府囑託　吉本里兄　譯

英米に於けるが如く資本家の跳梁跋扈が國家に禍亂を招來しやうとは思はれないが、さればとて昨今行はれて居る樣なラヂカルな思想が實現されやうとも又さるべきものとも思はれない、兎に角何等かの方法に依つて解決されなければならないのは當面の世界不安である。譯者は唯世界の一隅に斯かる有力なる思想家が斯くの如き説を主張して居ると謂ふ事實を紹介する意味で「ナインチーンス、センチユリー誌」から補譯して見たまでゝある。

本論の主意は瑞西及び獨逸の經濟學者の一團體が資本主義並に社會主義双互の慘憺たる爭鬪に終局を與へ、以て社會問題最終の解決の根低を形造るに足るべきものとして主張しつゝある一新經濟學説の内容を説明せんとするものである。

仰も自由經濟なる學説は、實業家であると同時に經濟學者であり又思想家であつたシルヴィオ、ゲーゼルが畢生の事業としての結晶であつた。彼は獨逸人を父とし佛人を母として、一八六三年獨逸とルキセンブルヒの國境セントヴキッに呱々の聲を擧げたのである。ゲーゼルの持つて居た社會的及正義の觀念は大抵の人の持つて居る觀念と同じ樣に、勞働者は其勞務相當の報酬を受くべきものであると謂ふのであつた。最大なる報酬は最大なる能率を有する者が獲得すべきものなるが故に社會的正義は競爭を要する事となるのである。競爭は個人若くは、民族の發達には必要缺くべからざるもので個人企業又は競爭の排斥運動或は社會主義杯に對抗する生物學的又心理學的論證は猛烈を極めて居るのである（協同若くはサンヂカリズムの如きものは等しく社會主義の一形式であるから同樣反對を受くべきものであつて唯異常なる共產主義的衝動に依つて刺戟せられた少人數の團體の間に於て行はる時は此限でないのである。

現代の資本主義制度なるものも亦眞の競爭の上に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

設けられたのではなく却つて此制度の下に於ては或程度まで競爭は停止するのである、即ち資本（利息を生む財產）を有する者は、働かずして收入を享受する事が出來るから、自然競爭に對して保護を受くる譯である。此等の所謂不勞資本家（利息受領者）の自然收入は其實勞働者の所得から控除したものであつて、是れは利用で、競爭ではないのである。借入資本を運轉しつゝある雇主、商人、職業的階級、官吏、手工者の如きは勞働者で、放資々本の利息（土地の場合は地代）受領者が取りも直さず資本家なのである。

今假りに利率を五朱とする時は勞働者は自分等の一箇年間の所得の五朱丈を資本家に支拂へばよいのである。隨て雇主にして借入資金を運用する場合に於ては自已の經濟生活に與ふる柔靭性及び膨脹力に對する代償として支拂ふ金額と

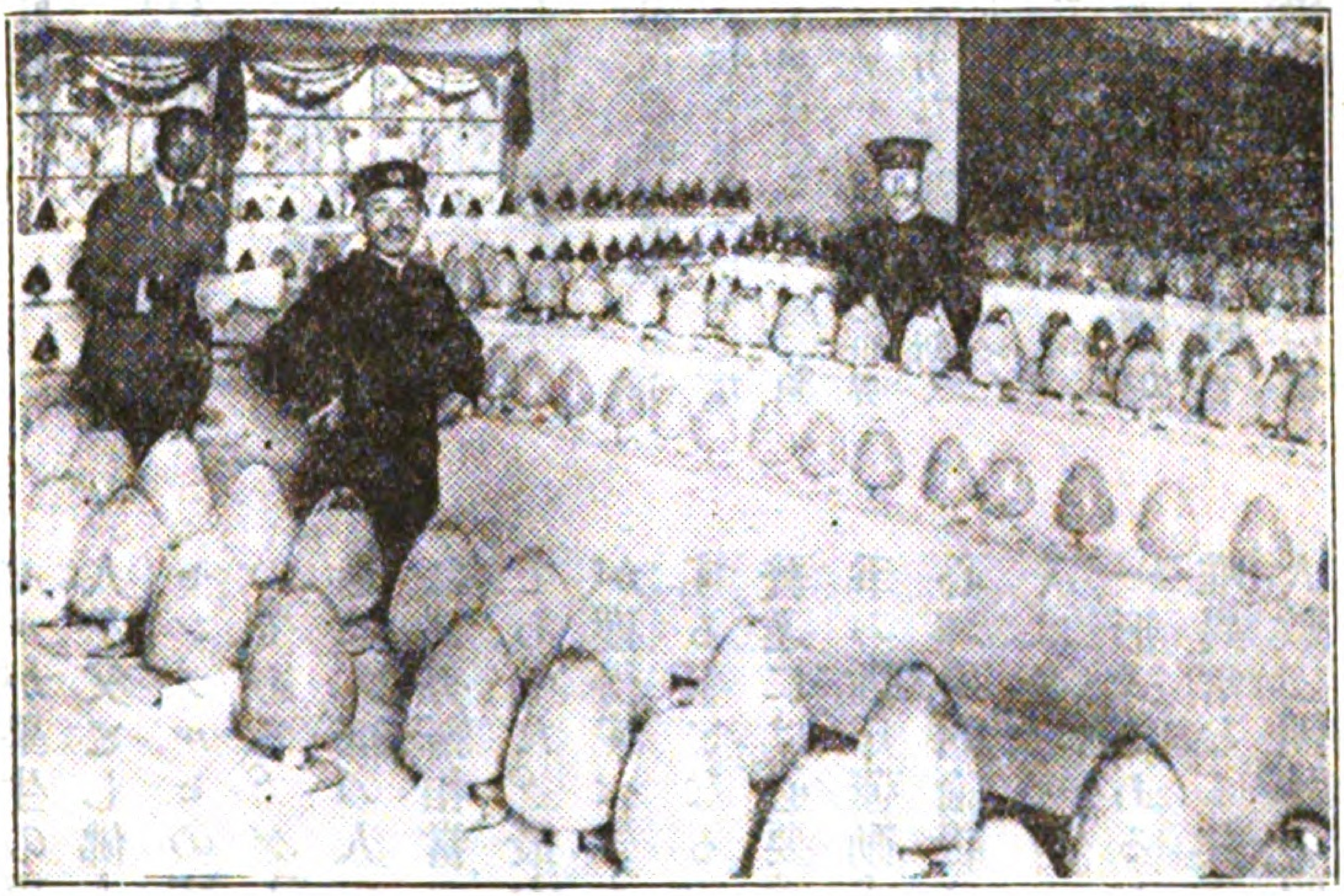

海山郡物產品評會に於ける物產陳列の景

云ふものは實に微々たるものであると謬信して居る者が尠くない樣である。是れは非常な誤解で、此五朱なる利金は資本金々額に對して課せられるものなるを留意して置かなくてはならない。次に勞働者の年額所得の約半額は資本家階級の手中に收めらるゝ事も忘れてはならない。例へば瑞西に於ける概算に據ると、一箇年の收入額は四十億法で此中から利息（地代を含む）として二十億法を支拂ふから漸く殘額二十億法が勞働者の所得となるのである。即ち瑞西に於ては年收額の半分は利息即ち自然收入である。是れは何も瑞西に限つた事ではなく、其他の文明國に於ても同樣であつて、年收額の配分割合は大略下掲の如きものである即ち雇主二分、商人一割七分、勞銀所得者（最も廣義の）三割一分、無勞働資本家五割である。若しも利息支拂の必要がないならば勞働

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

階級は雇主をも入れて現在所得の倍額を受くる事が出來る道理である。

各鐵道、農園、橋梁、電信柱、港等の評價額の五朱丈が年々利息と稱せられて不勞階級の手中に這入ので勞働者は二十年毎に一回宛彼等の邦國を創造しなくてはならいと謂ふことになる。斯かる重荷を背負はされて居ては到底現代人の經濟的生產力が充分な發達を遂げ得られる譯がなく、凡ての人々が分業の增加、工業の開發等より生ずる利益を對等に享受すべき筈なるに拘らず、自然收入所得者の爲めに壟斷されて了ふのである。

利息は今一つの方法で經濟的發展を制限するものである。國家に有用なる企業例へば通信、交通機關、土地利用法、殖林事業、住宅等の完備を期せんとするの際利率五朱では著手し難い場合でも四朱、三朱若しくは二朱位で資金を運用し得らるゝなら此種事業は著々實行せられて、世人は其結果として多大の幸福を享くる事が能きるだらう、彼のツークが其著「物價史」中に記述した事實に據ると、十八世紀の前半に於て利率が一般に低廉であつた結果當時英國に於て頗る耕作地面積が擴張されたと謂ふ面白い例がある。

然らば吾がゲーゼルの唱ふる經濟革命の目指す所は何であるかといふと利息の廢止である、利息なる形式或は地代の個人所得の如きを排斥して、之に代ふるに國有論を主張するものであつて競賣の方法に依り耕作地を賃貸せしめんとするものである。之れは土地問題の唯一の而かも永遠の解決策であつて、之を實行する手段として、ゲーゼルは次の二方策を擧げて居る、(一)は重農說或はヘンリー、ジョウジーの土地改革に於ける如く何等の賠償を與へずに土地所有者から、土地を剝奪するのがある、然し之れが實施の結果は內亂を釀成する恐れがある、二は土地所有者に賠償金を與へて土地を强制的に買收する方法である、けれども之れを實行する事となると、土地問題を解決せんとして其半面には財政問題が未解決の儘に取り殘され國家は地代を以つて買收金の利息を支拂はなければならない羽目に陷ることになる。

ゲーゼルは此二方策の內、其第二を採つて、土地所有者に對しては時價の金額を、政府が豫め利率の調節によつて額面價格を保持せしめてある、公債を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以て支拂ふべしと主張して居る、(若しも公債が額面價格以下に下落する傾向があつたら、利率を引上げ、其反對に上る傾向のある時は利率を下げて其間の調節を圖れば良いのである。)

後に述べるゲーゼルの所謂「自由通貨」説なる改革案を實行すると一般利率は下落し始めるのである。茲で政府は前記土地公債の利率を低めて行き公債の時價を額面と同額ならしめる。斯くて地代は從來の通り這入るから利息下落の結果、政府は漸次土地改革に因つて利潤を擧げる事が出來る樣になるのである。斯くの如くして利率が遂にゼロに到達すると、全體の土地から擧る地代なるものは、全部國家の利益となる道理で此額は平時税を支拂つて餘りある。さればゲーゼルは直接是れを國民全體に對し平等に分配すべしと唱へてゐる。

要之ゲーゼルの土地改革説即ち「自由土地」説の成功は借入金の利息を絶滅せしめて贏ち得たるものであると謂ひ得るのである。

大概の經濟學者就中マンチェスタ派の學徒は次の樣な疑問を生したのであつた、莫大なる富を貯蓄して居る豊富な國家に於ては、金利は何故に自然消滅を爲さぬだらうか。成程尤も至極な疑問である、益々富の貯蓄高が増加すれば益々投資々金が増加し從つて金利は下落する一方でなくてはならない筈であるが中々下らない。それでは投資は需要供給の法則に從はない性質のものであらうか。ゲーゼルは此質問に對し金利に關する新學説を以て答へた、即ち彼は金利なるもの丶起原を尋ね之を吾が貨幣制度の缺陷に歸せんとするのである、彼の説に據ると、我々文明社會に於ける交換の媒介物たる貨幣は又貯蓄の媒介物として用ひらる丶事が出來るものであつて、金利なるものは貨幣が各種の商品以上に優越したる長所を有し、品質及び價格は共に下落せず、是を貯蓄せんとするも其爲めに別に何等費用を要しないと謂ふ特徴から發生したのである。剩餘金を擁する者は(普通消費者を指すに非ず)金融市場に赴き市況を觀測して投資上好時期の到來を待ち受ける事が出來るが。生産者の方ではさうは行かない。生産物の品質も價格も共々下落する恐れがあるから至急交換するの必

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

要がある。即ち此目的の爲めに資金を要する譯である。金利は交換の本質的媒介物たる通貨を流通させて置く爲めに支拂ふ貢納物である。放資金は勿論需要供給の法則に從ふものであるが然しながら貯蓄された金は放資金として提供されて居る譯でないから、金利が下降すればする程益々死藏されるのである。

　隨つて金利を廢止せんとするならば先づ第一に通貨を貯蓄の媒介物たらしめる事を不可能ならしめなくてはならない。後に述べるゲーゼルの「自由通貨」説は此條件を充たすものである。

　金利がなぜ自然に消滅しないかと謂ふ理由はもう一つある。貯金の旺盛なる如き好景氣と言ふものは決して長續きしないものであるから利率が目立つて下る余裕がないのである。此好景氣は絶えずストライキとかロックアウトとか或は更により重大なる即ち大凡十年に一度來る彼の神秘的な危機とかゞ原因となつて再度不景氣襲來となり勞働者就中傭者、被傭者などが破滅に陷る事となる。されば社會的改革及び自然收入廢止實施には勞働市場が不斷活潑なるを第一條件とするのである由來傭主（資本家にあらず）と勞銀所得者とは共通の利害關係をもつて居るのであるから、ストライキや其他の社會的不安狀態が惹起すれば、同樣に打擊を蒙らねばならない。此點がゲーゼルとカール、マルクスとが其所說に於て全然相容れざる多數原因の一つである。

　ゲーゼルは一般經濟的危機を惹き起すものは、物價の下落であると稱して居る、高い賃銀を支拂ひ、高い原料の代價を支拂ひ漸くにして出來上つた製產品を非常な安價で賣拂はなければならないとなれば、之れは傭主の破產である、如何に不明の商人と雖缺損をして安價販賣をせねばならぬと知り乍ら高價な直段で仕入れをする者はあるまい。又消費者としても同樣で、物價が下落する見越がついてゐる場合には買ひ控へをするのを常とする。故に物價の下落は經濟生活を痲痺さすものである。經濟生活なるものは謂はゞ債權者債務者間の無數の金錢的契約の上に打建てられたものであるから、若しも物價が下落する樣な事があれば總ての契約は結局債務者に不利益を來す事となる。之を農民に就て見るに若し一般物價の低落を來した曉には、地代は依然一定して居るから、止むなく自己の生產品の大部分をば地代

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支拂ひの爲めに賣却しなくてはならない様な羽目となる。然し地主の方は之に引き換へ、他の多數債權者と同様契約通りの地代を受取るが、一般物價が下落して居るから貨幣の購買方は從來以上に增加し自ら利益も大きい道理である。

國家は最も大なる債務者であつて此場合に於ては國家負債の利息を支拂ふものは納税者である、隨て若しも物價が下落すれば、國家負債の利息及び之が支拂ひに充當すべき税額は依然にして同じであるから納税者の負擔が增加する譯である。生產者例へば農民は既に説明した如く租税支拂ひの爲めに從來以上多額の農產物を犧牲に供しなければならなくなるが、國家債務の利息の支拂を受くる者は何人かと謂へば即ち自然收入所得者であつて、物價の下落に依つて不當の增收を得るのである。

平準線以下に於ける物價下落の影響はヒユームや副本位論者に依つて認められて居るが、ミルや其他の英國派の經濟學者に依つては充分の説明が與へられて居ない様に思はれる。此物價下落に伴ふ危險極まる影響に最も明晰な又徹底的な説明を與へたものはゲーゼルの經濟論であつて彼は此問題に反覆言及して警告を與へて居る。歐洲戰爭の軍費負債の重荷の下に惱んでゐる此際、物價の平準相場以下の下落は商工業の上に及ぼす痲痺的結果から離し考へても、革命を意味するのである、然かも「デフレーシヨン」即ち「戰前物價に復歸す、」といふ意味に於て「金貨本位復活」も亦論題に上つて居る。

(各國政府が若し(A)新紙幣發行を中止し(B)戰爭前の物價に復歸すると謂ふ觀念を放棄するならば、各國現在の一般物價の標準たる金の新價格を基礎とする、新金貨本位制度を直ちに而かも安全に採用する事が出來るのである。急激に戰爭前の價格に復歸せしむる事は取りも直さず急激な物價の崩潰、物價の激變否破滅を意味するものでなければならぬ。金貨本位説は假令吾がゲーゼルの改革案に及ばざる甚だ遠きものであるとは謂へ然かも今日の如き紙幣洪水狀態に優る萬々である)。

一九一八年の貨幣委員會臨時報告竝に同年一月アムステルダムに會合した知名の財政家連は明らかに物價の下落を推奬して居る。

前述の如く物價の下落は、經濟的危機を意味するものである。さりとて未だ物價騰貴も經濟生活を刺

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

威すること甚しとは言へ、前者に劣らず危險千萬なものである。物價騰貴は債權債務者間の凡ての契約を全然虚僞のものたらしむるもので、此場合最も苦痛を感ずるものは、債權者である。保險契約の場合に就て云ふと茲に或人が老後一定額の金の支拂を受け得る樣な所謂養老保險契約を結んだとして、其人が所定の年齡に達し保險金額の支拂を受くる場合に於て物價が保險契約締結當時に比較して三倍になつて居たと假定すると（今日の歐洲各國の大勢に就て見れば此假定は寧ろ低きに失して居る）右の金額にては自分が最初期待して居た購買力の三分の一しか得る事が出來なくなる。方面を更て說明すれば若し、保險會社が破產し、一磅に付六志八片の比例で被保險者に掛金の拂戻しを爲した場合、此間物價には何等の變化なしとすれば、其損失は前者同樣である。要之、實際所得高は所得契約高の三分一となるのである。

物價騰貴は斯かる亂調子を惹き起すものであるが、之れよりもなほ注意すべきは物價騰貴なるものと傭主及び勞銀所得者間の契約成立を妨害して、勞銀得者を不利に陷らしめ、同時に勞働者の受くる賃銀の購買力を絕えず減低せしめるので遂には賃銀引上問題を招來し、こゝに困難なる勞働紛爭を惹起するに至る事實がある。卽ち彼等勞働者の收得する勞銀の購買力を同一平準線上に置くには勢ひ物價騰貴に比例する賃銀引上を絕えず行ふより外に道がない譯である。斯くては所謂世界不安を脫せん事甚だ覺束無い次第である。物價の昂騰時代、例へば第十六世紀は亦同時に社會的不安時代であつたがこは蓋し上記の理由に基くものと言はざるを得ない。方今歐洲各國に於ては夫々政府が極力ストライキ其他の勞働問題に伴ふ種々の騷擾を鎮遏せんが爲め通貨の膨脹策を採つて居る樣である。（未完）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞働問題より婦人問題に亙り、氏一流の立論の興味津々として盡きざるものあり何れも總督府の開催にかゝるもの。

雜報

講演一束

一昨年十一月以來滿一年間戰後歐米十數箇國を視察外遊中なりし現臺中州知事立川連氏の講演會は舊臘二十四日午後七時半より、總督府新廳舍一階食堂内に開催せられしが戰後の世界の大勢より説き來つて世界各國の理勢を縷説すること約三時間頗る盛會なりき、同二十八日午後七時半よりは同處に於て佛領印度の成功者橫山正修氏の佛領印度支那の近狀を細説して邦人の決心を要望せる講演あり、一月十五日は同刻同處に於て立川氏と前後して外遊中なりし末松内務局長の講演あり先づ在米同胞問題を縷説し來つて

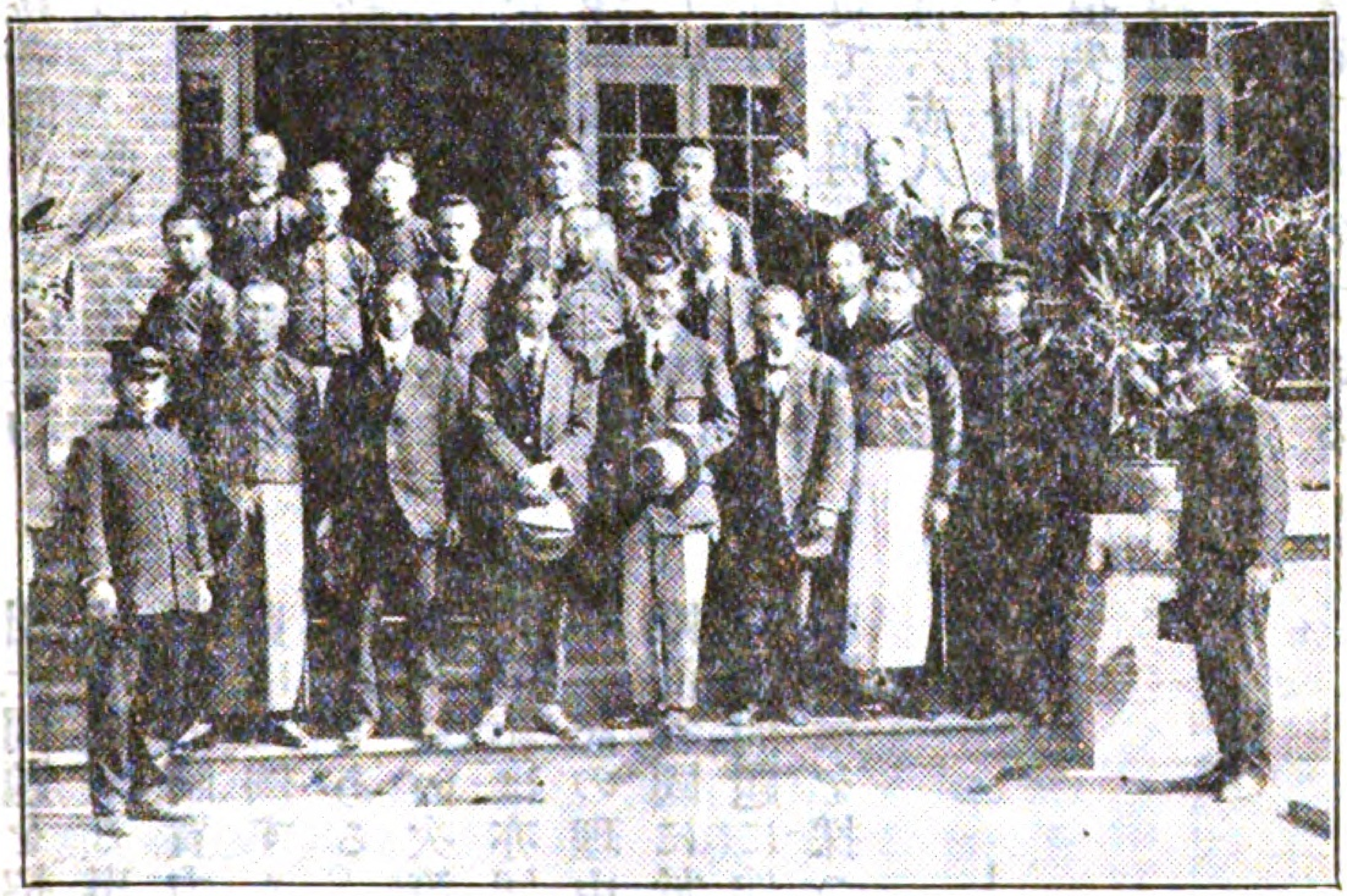

農事試驗場に於ける第一回汕頭視察團　吳時英、郭冠傑、傅良輝、陳肇謨、梁孟熊、陳春舫、張道瀛、劉爲嶽、楊葆銘、孫閣士、黃柏森、楊葆球、杜星碩、林振標、李奕華、張樹勳、張大猷、李寶麟、張萬勝の諸氏

汕頭觀光團來る

平報新聞記者郭冠傑氏を團長とせる對岸汕頭の官吏實業家二十名は本島視察の爲め開城丸にて一月十二日午後九時基隆外港到著翌朝上陸、同地共益社内の歡迎宴を振出しに島都に入り各方面の歡迎を受け視察を遂げ更に總督府員の案内にて十五日中南部視察の途に上り至る所熱誠なる歡迎を受け二十日歸北再び市内の視察をなし二十三日發天草丸にて歸汕せり。

第二回汕頭觀光團

汕頭視察團去來のことは別項所載の如くなるが、一月二十六日を以て第二回視察

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

團の渡來あり、同三十一日迄臺北滯在同日午前七時三十五分發にて外事課員の案内の下に島内巡視の途に就き、平鎭、臺中、嘉義、臺南、新市、高雄、屏東の順を經て二月六日歸北再び市内外を詳細視察し、十三日を以て基隆發歸還せり、其團員氏名は左の如し。

第二回汕頭視察團氏名

氏名	年齡	貫籍	身分
陳國倫	三三	廣東省新會縣	粵軍總司令部參謀陸軍上校（大佐）
盧漢卿	二〇	同	同上夫人
陳志道	三八	同揭陽縣	廣東法律學校卒業
李史青	二七	同五華縣	潮梅籌餉局員、早稻田大學卒業（日本語に通す）
陳芷容	二五	同梅縣	潮柳籌餉局員
陳德仁	二九	同新會縣	電話公司工程主任
林錫綱	二九	同揭陽縣	汕頭鮀江華英中學卒業

阿里山材の名聲

明治神宮大華居の御用材に迄供せられたる名譽ある阿里山材の名聲は益々江湖に洽聞し今回は又當總督府前警務局長湯地幸平氏を知事とする福井縣に於て工事費百十萬圓の縣廳々舍新築用材として阿里山材を採用に決し同縣内務部長縣忍氏の來臺あり萬事の打合せを遂げたるが同山材の爲め又慶すべき也。

六三法案の提出

臺灣に施行すべき法令に關する法律案として政府は愈々本月二十二日左記の法案を衆議院に提出したり

臺灣に施行すべき法令に關する法律案

第一條　法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

前項の場合に於て官廳又は公署の職權、法律上の期間其の他の事項に關し臺灣特殊の事情に因り特令を設くる必要あるものに付ては勅令を以て別段の定を爲すことを得

第二條　臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの又は前條の規定に依り難きものに關しては臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り臺灣總督の命令を以て之を規定することを得

第三條　前條の命令は主務大臣を經て勅裁を請ふべし

第四條　臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條の規定に依らす直に第二條の命令を發することを得前項の規定に依り發したる命令は公布後直に勅裁を請ふべし勅裁を得さるときは臺灣總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第五條　本法に依り臺灣總督の發したる命令は臺灣に行はるゝ法律及勅令に違反することを得す

附則

本法は大正十年一月一日より之を施行す

明治二十九年法律第六十三號又は明治三十九年法律第三十一號に依り臺灣總督の發したる命令にして本法施行の際現に效力を有するものに付ては當分の内仍從前の例に依る

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

●十二月

▲二十一日（火）

□臺灣と內地、樺太及朝鮮間通航船舶取締規則　本日府令第百八十八號を以て公布せられ同時に臺灣內地間往復船舶取締規則は廢止せらる

□蕃人開路隊を襲ふ　八通關道路開鑿工事に從事せる巡查四名以下二十日多數蕃人の來襲により全滅に陷りたらむとの報あり

□中央山脈の降雪　十九日朝六時櫻ヶ峰（八千尺）に於て氣溫華氏四十一度に下り合歡山、奇萊主山、シルビヤの諸山は八合目以上降雪を観る

□丹大、萬大兩蕃交戰　臺中州蕃地丹大蕃と萬大蕃と十七日安東郡山に於て狩獵中衝突し萬大蕃は丹大蕃の首級三箇を舉げて凱旋し事件更に擴大すべしとの報あり

□新竹蕃の兇行　新竹州大湖郡泉桑警戒所附近に於て二十日朝輸送警戒の巡查以下十四名の一隊は兇蕃の射擊を受け巡查六名警手三名即死の報あり

▲二十三日（木）

□大里簡鐵道開通式　宜蘭線頭圍大里簡間鐵道竣成し十九日大里簡驛構內に於て盛んなる開通式を舉行す

▲二十五日（土）

□州市街庄吏員服務規律　本日府令第百九十一號を以て公布せらる

□海岸線鐵道開通　海岸線鐵道臺中淸水間竣成し二十四日試運轉を行ふ

▲二十八日（火）

□本年中新設會社　大正九年中に新設せられたる會社百十六、其資本額六千八百三十萬圓と報ぜらる

●一月（大正十年）

▲一日（土）

□新年行事　午前九時より總督府に於て田總督以下登廳拜賀式を行ふ、此日鐵道ホテルの官民名刺交換會に參集する者一千三百餘人、臺灣神社に參拜する者五千人に達す

▲三日（月）

□蕃人兇行　新竹州竹東郡管內櫻山、分水兩分遣所附近に於て巡查四名線外兇蕃の阻擊を受けて殪る

▲五日（木）

□田總督招宴　五日午後六時より田總督は柴軍司令官、外國領事を初め文武官民間紳士を官邸に招き新年宴を催す

▲七日（金）

□臺北婦人名刺交換會　七日午後三時より鐵道ホテル大廣間に開かる來會者約百名

□督府豫算　議會提出に決定したる大正十年度督府豫算は總額一億一千四百七十五萬一千八百二十九圓と算せらる

▲八日（土）

□陸軍始観兵式　八日午前十時より臺北陸軍練兵場に於て観兵式を舉行し柴軍司令官閱兵を行はる

□米野球團來臺　アメリカン、チーム一行十四名來臺午後二時より鐵道部グラウンドに於てオール臺灣選手と猛練習を行ふ

□大正九年貿易　大正九年中本島外國貿易總額は輸出三千五百十七萬餘、輸入六千三十五萬餘、計九千三十五萬餘と報ぜらる前年に比して四百二十二萬餘の減少、輸入は三百七十七萬餘圓の減少なり

□鐵道滯貨　歲末貨物增加は一層の滯貨を來し七日調查滯貨九萬八千八百十七噸と報ぜらる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲十三日(木)

□茶業救濟會議　停滯烏龍茶處分問題並に救濟に付本日殖産局長官舍に於て關係當局の審議を開く

□汕頭觀光團來臺　汕頭の本島觀光團一行十四名十二日基隆入港の便船にて來臺す

□樟腦減產　臺中新竹兩州の蕃情不穩の爲め製腦減產となり每月の產額四五十萬斤に過ぎず本年度の產額四百五十萬斤內外と豫想せらる

▲十六日(日)

□海底電線修理　淡水長崎間海電不通の爲め其の修理船奉天丸は係員乘込み今朝基隆を發して故障地に向ふ

人事消息

自九年十二月二十一日
至十年一月二十日

▲木村泰治氏(建物會社々長)　十二月二十四日內地へ

▲近藤久治郎氏(臺北測候所長)　地震及噴火の調査に關し年來學界に貢献の功大なるに依り今回東京帝國大學は授賞の意味を以てミルン關谷兩博士奬學資金中より百圓の贈與をなす旨二十四日東京發入電あり

▲田總督淸遊　三十日午前六時出門夫人令息令孃等と共に烏來に淸遊午後六時歸邸

▲賀來專賣局長、久しく上京中の處三十一日歸臺

▲小野澤少佐　一月四日敎朝鮮へ赴任

▲顏雲年氏(本島評議員)　四日歸臺

▲金平亮三氏(殖產局林業試驗場技師)　本島林業界に貢献少からざる同氏は今回林學博士の學位を授與せらる

▲林福州總領事、六日來臺

▲田總督上京　新春を島內に迎へんが爲め蒞臺一度び歸任したる田總督は七日午後二時令夫人令息令孃松本喜多の兩秘書官を隨へ官民多數の見送りを受けつゝ第四十四議會の政府委員たるべく上京の途に上る

▲神田男爵歸京　本邦英語界の權威たる男爵には客臘來島內各地巡察中なりしが七日歸京

▲內藤正太郞氏(本島評議員)　七日內地へ

▲後宮信太郞氏　九日廈門經由福州へ赴く

▲岡田三郞助氏(洋畫家)　曩に揮毫せる總督府新廳舍の壁畫の色調に不滿の點あり訂正の爲め滯臺一週日の豫定にて八日來臺

▲豐田總督府特務課長、總督長官に隨伴滿鮮視察上途の同氏は滿洲にて長官と別れ更に支那各地を視察十一日歸臺

▲黑田周一氏(臺灣軍司令部參謀陸軍少佐)第二師團司令部參謀に轉任十一日赴任

▲縣忍氏(福井縣內務部長)　同縣廳舍新築の用材を阿里山に得んがため視察旁々十一日來臺

▲兒玉大阪商船汕頭支店長　十二日來臺

▲林福州總領事　十五日福州へ歸任

▲川崎警務局長　約二週間の豫定にて十四日新竹管內蕃山に入山詳細蕃界の視察をなす

▲齋藤豐治郞氏(芳釀社專務)　十八日歸臺

任命

―大正九年十二月―

▲十二月一日

總督府技師　池田　季苗

歐米各國へ出張ヲ命ス

看守長　日下部小太郞

任典獄補、臺南監獄勤務ヲ命ス

▲十二月二日

典獄補　日下部小太郞

依願免本官

師範學校長　志保田鉎吉

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

東京、京都、廣島、三重及宮城ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲十二月四日

海軍豫備機關中尉 加藤 節
任臺灣總督府海事官

練習所教官兼書務警視 森島庄太郎
免兼官任總督府事務官

法院通譯 川合 眞永
任法院通譯補高等法院通譯

中學校教諭 佐山 融吉
兼任師範學校教授

州警視 垣田林左衛門
任郡守兼州警視

郡守兼州警視 松本 盛益
免本官專任州警視

海事官 加藤 節
遞信局海事課勤務ヲ命ス

事務官 森島庄太郎
警務局警務課勤務ヲ命ス

師範學校教授 佐山 融吉
臺北師範學校勤務ヲ命ス

郡守 垣田林左衛門
新竹州大湖郡守ヲ命ス

州警視 垣田林左衛門
新竹州大湖郡勤務ヲ命ス

州警視 松本 盛益
臺中警察署長ヲ命ス

州警視 川副 龍雄
臺中警察署長兼務ヲ免ス

▲十二月六日

總督府技師 東郷 實
東京、京都、岡山、香川、愛媛、長崎、鹿兒島及沖繩ノ二府六縣下ヘ出張ヲ命ス

▲十二月八日

師範學校教授 大岩 榮吉
臺南師範學校長志保田鉎吉不在中代理ヲ命ス

▲十二月十一日

醫院醫官補 小林唯四郎
任醫院醫官

醫院藥局長陸軍三等藥劑官 柳 榮太郎
臺中醫院勤務ヲ命ス

總督府事務官 豐田 勝藏
朝鮮外二箇所ヘ出張ノ序ヲ以テ青島及支那哈爾賓北京漢口福州ヘ出張ヲ命ス

朝鮮總督府事務官 杉 本 貢
任臺灣總督府專賣局事務官

▲十二月十三日

商業專門學校教授 川田長兵衛
商業專門學校生徒監ヲ命ス

▲十二月十五日

醫學專門學校教授 横川 定
北米合衆國ヨリ南米ブラジル及アルゼンチンノ二國ヘ出張ヲ命ス

總督府技師 井出 薫
海外ヨリ歸府ノ途次上京ヲ命ス

▲十二月十八日

中學校長 廣江萬次郎
東京、京都、廣島及福岡ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

商業學校長 平野 粂一
東京、大阪、兵庫、神奈川及山口ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲十二月二十三日

商業專門學校教授 川田長兵衛
商業專門學校長加藤正生不在中代理ヲ命ス

公立中學校教諭 大木俊九郎
任公立實業學校教授臺中商業學校勤務ヲ命ス

高等商業學校教授
兼商業學校教諭 齋藤 齋三
免兼官

▲十二月二十四日

（各通）
參事官 立川 連
參事官 鎌田 正威
律令審議會幹事ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（各通）　財務局長　阿部　滂
參事官　石井光次郎
律令審議會幹事ヲ免ス

▲十二月二十五日

法院判官　伴野喜四郎
補高等法院覆審部長

（各通）　總務長官　下村　宏
財務局長　阿部　滂
參事官　鼓　包美
政府委員被仰付

▲十二月二十七日

臺灣總督男爵　田　健治郎
政府委員被仰付

總督府警視　中島彦四郎
新竹州警務部理蕃課長ヲ命ス

州警視　小島　弟助
本務ヲ免シ新竹州新竹郡警察課長事務ヲ命ス

州理事官　田端宗三郎
新竹州警務部理蕃課長事務取扱兼務ヲ免ス

（各通）　總督府事務官　村田　三郎
海事官　加藤　節
臺灣汽船職員懲戒委員ヲ命ス

▲十二月二十八日

法院判官　上田　貞藏
補臺南地方法院嘉義支部判官

師範學校教諭　小野　正雄
任視學官、內務局學務課勤務ヲ命ス

總督府技師　大島金太郎
東京、千葉、靜岡、福岡及鹿兒島ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▲十二月三十一日

總督府事務官　林　久治郎
出府ヲ命ス

總督府技師　池田　季苗
上京ヲ命ス

高等女學校教諭　楠　基道
京都及岐阜ノ一府一縣下ヘ出張ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
滿蒙之文化	每號	滿蒙文化協會
大亞	每號	大亞義會本部
東亞經濟研究	同	其社
新臺灣	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
拓殖新報	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮彙報	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
臺灣鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共濟會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海外新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋時報	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文
臺灣時報
大正十年二月號

同化政策之眞諦

内務局長　末松偕一郎

一　同化政策反對論

歐米植民學者、恒論異民族不能同化者甚多、故我邦學者竝政治政治家中、謬而信之、或提倡不能同化之說、謂欲導不能同化之民族、反害本國民族、不宜取同化政策、如敎育之普及、差別待遇之撤廢、地方自治制之發達、以及共學共婚等事、是以督府之方針、露出反對意表者者有之、然以余觀之、其說謬矣、余之說植民地可能同化、宜行文化統治者久矣、蓋歐美先進國之植民地、離其本國、散在遠方、而其人種言語風俗習慣竝文化程度、較之本國、大相徑庭、故同化基礎、極爲薄弱、且以本國主義爲植民政策、是以植民地人民之利福、毫無顧慮、唯取該地利源、以富本國、歐美人之植民政策、大抵如斯、由此等政策、而欲謀同化、安能收效、其歸于失敗者、理也勢也、顧我臺灣竝朝鮮則大不然、臺鮮民族、元屬同文同種、往古時代、其文化程度、迥勝于我邦、風俗習慣、無甚乖違、地軸密邇、相隔僅一葦帶水、彼來此往、尤覺頻繁、且士紳交誼、極爲親密、其歸化于我邦、或同化于我族者、難以枚擧、彼此關係有如此者、因此世人有謂臺鮮稱爲植民地者、未見妥當、但我臺鮮與歐洲植民地、其稱呼雖同、而實質則異、對于我等民族、遠引歐洲之例、而論同化之難、其謬甚矣、試就歐洲之歷史而觀之、或以領土之割讓、或因兩國之合併、異種民族互相混淆、漸次同化者、其例

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

匪尠、如我冲繩縣者、昔爲琉球王國、自隸我版圖、漸次而進、遂至現狀、又觀諸舊年於普魯西並上細黎而亞等所行之人民投票、即可知統治屬國、皆非以民族之利福爲主、僅於經濟上政治上、圖自己之利福己耳、如之而安能同化、其與我國政策、其宗旨逈不侔焉。

二 同化實現則子孫得受永遠幸福

繙歐洲歷史、乃一國民族、或因割讓、或以併合、而從服于一國、其新附民族、每戀舊邦、而排斥同化、其難堪被壓而陰謀獨立者、亘數世紀、爭鬪不絕、狀極慘憺、以故該地民族於精神上與肉體上並經濟上、遂陷于滅亡者、屢見疊出、余客歲六月、遠遊外洋、途經波蘭並威區斯羅麥、視察獨立情形、此兩國賴美大統領韋氏所謂民族自決之後援、而達成素願、已得獨立、顧此等諸國、果能永遠保存乎、爲維持獨立之故、已失莫大犧牲、因獨立之成、而得多少利益、其利益果能得償犧牲乎、波蘭昔爲一王國、覇于歐洲、迨一千七百九十五年、再遭災殄、爲德墺俄三國所佔、就地理上並歷史上言之、則波蘭王國、於爾時經已消滅、嗣其民族、屢謀獨立、拚命奮鬪者、殆一百二十五年于茲矣、今幸得歐洲大亂、好機可乘、乃藉聯合國之保護、而達成獨立之目的、顧其國內紛亂相繼、財竭力窮、壯丁陣亡、竟以十五六歲之少年並婦女、衛防首府、不寧唯是、又兼物價暴騰、食料告乏、國庫空虛、難以救濟、然而每月之戰費、尚要二十五億、加之俄軍壓脅首府、勞働者時爲罷工、市上電車、學生行之、爾時余目擊實景、竊思慘狀如此、倘非藉英米法各國援助之力、則不能維持獨立、又如威區斯羅麥、亦昔之王國、是國現際景象、亦與波蘭大同小異、以上二國、雖以地之廣、人之多、又得强國之援助、其獨立之困難、猶尚如此、我臺灣姑無論、彼朝鮮倘有再圖獨立、即不唯殺害己身、實且詒禍子孫、況難期成事、如欲斥同化主義則不得不依自治主義、所謂自治主義者、實爲獨立之楷梯也、凡屬國之民族、在自治政下、決非幸福、此事請於後段、細詳縷述焉、屬國民族、欲依同化主義、則不可不改其風俗、學其言語、雖改俗學語、較爲困難、又覺不便、然其困難與不便、亦不可不忍耐焉、如能得忍耐、再歷數世紀後、其子孫自然同化、應得與本國人毫無差別、同享利權、永受幸福、如

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

操左劵焉。

三　請設臺灣議會者不肯認同化主義也

日前林献堂君等計一百數十名、將臺灣議會設置請願書、帶交帝國議會、請設議會、是卽不喜同化主義、而抵抗統治政策、凡同化政策者、屬于直接統治之形式、議會政治者、屬于自治統治之形式、余忖度請設之意、臺灣人希得自治權、一如英屬之加奈拿濠洲之民族、蓋爲斯舉者、不知自治植民地之歷史、唯望獨立之自由、非謀之極也、彼加奈拿濠洲版圖極廣、其住民多爲本國人、或爲法國人、而文化程度、較諸本國、無甚軒輊、設使俾爲一獨立國、亦無遜色、如我臺灣、卽蕞爾之一小島耳、文化程度、比之本國、難以比肩、然而島民欲設獨立議會、獨立內閣、如是卽於行政上財政上極爲不利、又非島民幸福、彼自治植民地之民族、常受本國人差別的待遇、又難得與本國人同一權、且非爲獨立國國民、故於國際上、常在不利位、終至自覺、而希獲獨立國民之利權與義務、利臺灣民族、未有獨立資格、而意願獨立、勢必俾地然其子孫陷于悲境、輕舉妄爲、可不相誡哉、現代之島民、偶值同化初期、應覺許多不便與異常辛苦、然此等困難、不可不忍耐焉、且也如此奇運、非始于今日而已、定于日本奄有臺灣、島內父兄決意留臺、欲爲帝國臣民之時、島民之不便與辛苦、較諸現時祖國華人現狀何如、政治未得就緒、經濟尤爲困難、而且各處兵災、連年不絕、四億黎民、苦于塗炭、何暇顧及生命財產哉、華人慘狀已如此、島民猶得曰、我在臺灣、不能忍痛乎、島民倘能忍痛耐苦以圖同化、其子孫、卽永得爲日本臣民、而享同等利權、豈非人類中之幸福也乎、今之臺灣人、思未及此、未有道義心、而爲其子孫計、是卽余之所不能解者、要之所謂同化政策者、欲俾臺灣人與內地人、永受幸福之基礎、絕好之統治方針也、雖三代郅治之隆、亦莫善於此、故內地人與本島人當作協力同心、務期實行、欲圖實行、卽不可不預想種種困難、今將試開于左、敢祈內地人並本島人、應爲十分注意以期實行焉。

四　宜廢差別待遇接洽須以同情

同化政策第一要諦者維何、曰植民地住民、文

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

化漸遵明政治上社會上、差別的待遇、當速廢之、植民地人民一至自覺、則對于本國人、自生深刻之反感、此等反感、職因于差別的待遇、就中於交際上瑣細之事、尤其甚者、余舊年十月遊歷于印度各處、曾在火車中、偶聞有一印度紳士、怨罵英國政治、而提倡獨立、余詢之曰、英以善政、開發印度、如鐵道灌漑衛生等、莫不施設、其餘因產業振興、而增進印度人之幸福者、更難僕數、今聽諸君之言、侃侃諤諤、抵抗本國、何其劇烈、彼等應曰、我印度所以開展、一如今日者、寔賴英國之力、且迫今英之政府、容我希望、漸行善政、願住在印度之英人、極爲驕傲、蔑視我等、我印度之人、苟有志氣自覺者、不能忍耐、是以我等抵抗不已、者、蓋爲此也、余到處耳聞同一怨言、彼岩抵伊等提倡主義、乃屬抵制英國之獨立運動而爲印度人。又爲英國人、可悲可嘆之大問題也、此等大問題、由何發生曰彼等日常瑣事、致害感情也、一思至此、則本國人對于本島人、其言語舉動、尤須十分注意焉、凡欲廢異樣款待、則當始于此等日常瑣事、而及共學共婚、並爲任官、漸次而進、終至與內地人一樣款待、是即至善之統治方針也、然則我內地人、須要大量、如島民因自覺而爲正當議論、相當要求、是即自然之推移、願內地人側視島民自然之向上、而詈之爲驕傲、訾之爲不遜者、斷不可爲、宜相深戒焉、同化政策第二要諦、者維何、曰內地人官民、對于植民地人民、須以誠意同情、唯一民族、服于他國民族、即當改自己之言語風俗習慣、而從其本國、尤覺異常辛苦與種種不便者、如前所述、故本國人應以滿腔同情而接洽、島民之中如有無智蒙昧、或爲粗鄙行動、不遜言語者、必以大量恕之無咎、既有大度與同情、即必不忍視島民爲被征服之民族、又不敢加侮示威異樣款待焉、

五　植民地人民當要誠意謙讓

植民地之人民者、乃新附之民也、比之本國人、文明程度、未免低下、然則智德學業、風俗習慣、不可不學自本國、且日本現爲東洋之强國、具有進取之氣、且抱遠大之圖、將來日本應與英美等、共爲世界三大强國、而得主宰世界之文化也、夫富强而文明、其國民應享福、其較諸貧弱而鄙野之國民、應得利福、自然判若雲泥、是即世界人類之奇蹟也、此等奇蹟、雖至數世紀後代、當難消滅、然

則臺灣並朝鮮之民族、素有奇緣。而得爲日本帝國臣民、子子孫孫、永受利福、可謂異常幸福、新附之民、所當爲感謝者也、蓋同化時代、受辛苦與不便之日短、而爲帝國臣民、而子孫享福祉之年久、故島民諸子、宜誠心報國、涵養品性、不愧爲帝國臣民、是卽國家之所厚望、而亦島民諸子德義上應盡之義務也、綜而言之、吾人所望內地人同胞、須以大度與同情、接洽島民、而本島人亦當悟自己地位與文化程度、恪守謙德、誠意奮勵、務期同化于日本民族、團結一體、以圖隆運、是所厚望焉(完)

論今日臺灣與自治制

唫龍　顏雲年

奥稽臺灣、古號婆娑、或曰乾坤東港、或曰美麗毘耶、岱輿員嶠、誰斷章而取義、鯤身鹿耳、竟闢地以爲家、只今富裏三臺、山皆錦綉、當時海上孤島、地乏桑麻、喧天金鼓、滾石井之雄風、掃地腥膻、闢東寧之海宇、鄭氏移民、荷人讓土、斬棘披荊、建國開府、滄海換田、屈指瀛圖三變色、鼎新革故、觸目河山頻易主、溯自馬關訂約、鯤海揚波、臺澎板蕩、日支和平、小醜跳梁、旋歸鎮撫、螳臂已除、永息干戈、權已交於青帝、夢當醒乎春婆、吾人生斯長斯、耳聞目見、滄桑之際、能無感乎、夫吾臺雖蕞爾、然淵渟嶽峙、水秀山明、新高之聳拔、濁水之綿長、汪洋前汸、秀出南荒、雖不足媲美大陸、亦足以豪矣、顧人有老少、惟地亦然、吾臺鹿走羊亡、不知其幾千萬歲、然自開闢以來、三百年於茲、卽以荷人爲胚胎、以鄭氏爲誕生、以滿淸爲孩提、以領臺後至今日爲成童、以今後之自治爲弱冠、將擔當家事時代可也、然則吾臺猶靑年也、來日方長、前途甚遠、吾欲乘此靑年時代、謹一言自警、以冀不負世界的之名稱、少年臺灣其共勉之乎、夫人貴有志、生旣頭角崢嶸、則當乘靑年時代、奮發自爲、以求達世界的之實、不然、徒有虛名、雖沃野千里、高山萬疊、將視如蟻垤、不幾負此靑年乎、奮發何如則、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

當棄此新制頒布之日、一身一家、一庄一市、人人自爲制裁、自爲團體、守約奉公、勉力自治、如人之代父母治家事、責無旁貸、不以父母在而不爲、不以年少而不學、在家爲孝子、在國爲良民、則雖年少未諳、上有父母之指導、下有兄長之師資、自熟練之日也、若必待年高閱歷而後爲、平居又不奮發、則自暴自棄、永無自治之日矣、雖然、以今日而論自治、則尤當自覺何也、蓋我同胞、雖沐維新、時日尙淺、試問欲擧地方自治之實有誰可以負完全之責任、故新制雖頒、而人選甚難、不特郡守市尹無其人、卽街庄之長亦少適任者、其程度可知矣、故自外視之、雖似可喜、自內觀之、當竦然自懼、如受重荷、冀無隕越之憂、虛懷接納、勿漫狂喜惕勵從事、方可冀自治之完成、收美滿之效果、否則徒有自治之名、毫無自治之實、附和隨從、絕少建白、則不如仍賴官治之尤愈也、故凡事當作兩面觀、方能折衷合宜、以出其措置之精神、否則、非走極端、必歸失敗、雖有善制、而乏實行之人、未必便成佳績也、諸葛武侯之治蜀、子產之治鄭、其制未必善安石之靑苗、其法未必盡非、然而一成一敗、判若霄壤者何也、有治法無治人、其制雖美、亦未如之何也已、且一法立、一弊生、雖聖人治世、未能盡善其後、要皆以適時爲主、前者板垣伯之同化論、其立意非不善、法非不善、而終歸於失敗、時宜未合、人才不足故也、今日總督並長官閣下、關於同化之點、次第擧行、竟故伯未了之志地下有知、當含笑九京、自嘆其欲速不達也、抑吾人猶有希望者、自治之制雖頒、而大學之設未成、今日之島人、類多中學程度畢業、大學者、寥寥無幾、以文化未與之會民、行自治之美制、能無汲長綆短之患乎、故大學之創設、若能繼自治而生、菁莪棫樸、造就成材、猶爲島民之幸福也、蓋島民之本來面目、自其歷史上觀之、祖國支那雖有四千餘年之治化、而移居本島、不過二百餘載、更就領臺之日觀之、改絃易轍、開維新之途徑者、不過二十餘年、揆以樹人樹木之義、如此短日月、不誠幼稚乎、然則今日島民之自治、恰如新嫁娘、三日初入廚下洗手、學作羹湯、雖鹽梅珍饈、羅列滿前、終未諳翁姑之食性、能不背地低聲、先求小姑爲之一嘗乎、此予對於今日自治之感想也、雖然、臺灣雖靑年孺子、固可敎也、世上本無難事、要在人之勸勉、寄語同胞、各自奮發、毋自暴自棄也可。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

就總督召示請設臺灣議會運動者而言

林獻堂蔡惠如等、前赴東京、與臺灣留學生、共同協力、圖欲向列下開會中第四十四次帝國議會、請設臺灣議會卽糾合同志、作成願書、特請衆議院議員田川大吉氏、爲之介紹、以二月一日、提交議會、與臺灣律令法律諸案、一律附議、當軸召致林獻堂蔡惠如蔡培火林呈祿于總督府出張事務所、總督親爲訓示、卽除說明法律案提出理由、暨該案內容外、擬以臺灣總督府官吏、並民間內臺人士、組織臺灣總督府評議會、以總督認爲必要事項、當作諮詢機關一案、將於日內特奉勅令頒布、至請設臺灣議會一事、因屬離隔內地而圖自立、以故不肯承認云云、又以本月七日、將臺灣律令法律諸案、由衆議院特別委員會計議之時、有一議員、試爲質問、總督乃爲聲明、擬設臺灣總督評議會、並言請設臺灣議會之事、斷不能承認、蓋以臺灣不過我帝國領土之延長故諸事應照內地一樣辦理云云。

山行　解人

山光照嶠影。淺綠乍宜人。風外鶯聲軟。巖頭雨意新。雙江誰把釣。左海獨吟春。更喜茶香近。前亭啜茗頻。

野望

方山橫一字。平野落青天。籬落經春雨。林塘入淡烟。送神歌隱約。迎歲服新鮮。父老歡牛酒。祥光際大田。

江眺

江水流何極。東趨幾日回。柳陰自烟雨。船上有樓臺。亦作蘇杭唱。還驚粉黛才。青衫殘照外。或有賞音來。

晚歸

日外鳥歸樹。寒山不敢留。拂衣長嘯去。雜感一時收。月影柴門靜。松陰草屋幽。西間清坐久。詩意欲成秋。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治制要義

臺灣總督府内務局長　末松偕一郎

緒言

地方自治制度ノ創設ハ臺灣統治史上ノ一新紀元ニシテ其ノ適宜ノ運用ニ依リ行政ノ發達ヲ助長シ人民ノ福利ヲ增進スルコトハ將來本島官民ノ共ニ努力スヘキ要務タリ然ルニ制度創定後日尙淺ク且自治ニ經驗ナキ者多數ナルカ爲地方ノ官民未タ其ノ運用ニ慣熟セサルノミナラス法文ノ解釋ニ付テモ疑義百出シ當局者ハ質疑ノ應答ニ忙殺セラルルノ狀態ナリ此際新制度ニ對シ適當ナル解釋ヲ周知セシムヘキ著書又ハ出版物ノ刊行ヲ希望スルヤ甚タ切ナルニ拘ラス未タ其ノ企圖ヲ見サルハ頗ル遺憾トスル所ナリ予素ヨリ其ノ任ニ非ス且公務多忙ニシテ記事正確ヲ期シ難シト雖職務上拱手現狀ヲ傍觀スルニ忍ヒス因テ昔日明治大學ニ於テ講義シタル自治制大意及拙著市制町村制正義等ヲ基礎トシ臺灣地方自治制ノ要義ヲ註解シ先ツ之ヲ臺灣時報ニ揭載シ成ルヘク近キ將來ニ於テ更ニ之ヲ著書トシテ刊行シ以テ聊カ讀者ノ參考ニ資セムコトヲ期ス固ヨリ是レ予一個人ノ私見ニシテ總督府々議ノ決定ニ於テ別異ノ解釋ヲ採ルコトナキヲ保セサルハ言ヲ俟タス

總論

第一章　國家統治權ノ分類

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス國家ノ統治權トハ國家カ一ノ人格者トシテ他ノ人格者ニ對シ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

テ命令ヲ發シ又之ヲ强行スルコトヲ得ルノ力ヲ謂フ凡ソ人格者ノ意思ハ唯一不可分ナルヲ以テ國家ノ意思ノ力タル統治權モ亦唯一不可分ナルハ憲法上ノ原則ナリ然レトモ統治權發動ノ作用ハ之ヲ分チテ立法、司法及行政ノ三種ト爲シ各特別ノ機關ニ屬セシムヘシト爲スハモンテスキユーノ三、權分立論以來學者ノ唱導スル所ニシテ近世ニ於ケル立憲制度ノ淵源ナリ明治元年四月頒布セラレタル政體書ニ於テ「天下ノ權力ハ總テ之ヲ太政官ニ歸ス其ノ權力ヲ分テ立法、行政及司法ノ三權ト爲ス」トアルハ亦此ノ三權分立論ノ思想ニ基クカ如シ而シテ我憲法ハ其ノ第四條ニ於テ「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」ト規定シ統治權ノ唯一不可分ニシテ天皇ノ總攬ニ屬スルコトヲ明ニシ第五條ニ於テ「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」ト規定シ立法權卽法律ヲ制定スルノ作用ハ帝國議會ノ協贊ヲ要スルコトヲ明ニシ第五十七條第一項ニ於テ司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フト規定シ司法權卽民事刑事ノ裁判ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フコトヲ明ニス唯行政權ニ付テハ第十條ニ於テ天皇ハ行政各部ノ官制ヲ定ムルコトヲ規定スルノミニシテ何等實質的規定ナシ蓋シ行政ハ甚タ包括的ニシテ立法及司法ヲ除キタル統治權ノ作用ヲ總稱スルモノナルヲ以テ特ニ之ヲ規定スルノ必要ヲ認メサルニ因ルモノナラム蓋シ行政ハ國家作用ノ淵源ニシテ立法及司法ハ行政アリテ然ル後ニ發達シタルモノナリエリネツクノ謂ヘル如ク立法ナク裁判ナキ專制國ハ之ヲ想像スルコトヲ得ヘシト雖行政ナキ國家ハ之ヲ想像スルコト能ハス故ニ後ニ發達シタル立法及司法ヲ除キタル國家統治權ノ作用カ行政ナリト謂フハ行政本來ノ性質ヲ說明スルモノナリ然ラハ則チ行政ハ國家政務ノ最重要ナル部分ヲ占メ立法ハ一定ノ期間ニノミ行ハレ司法ハ事件ノ發生ニ從フテ活動スルニ過キスト雖行政ハ社會ノ活動ト共ニ常ニ活動セサル可カラサル職責ヲ有スルモノナリ然レトモ行政ヲ以テ立法及司法ヲ除キタル國家統治權ノ作用ナリト云フ觀念ハ實質的ニ觀察シタル廣義ノ行政ノ意義ニシテ普通行政法ニ於テ論スル所ハ此ノ廣義ニ於ケル行政ニ非ス例ヘハ憲法上大權作用又ハ天皇親裁ノ政務ニシテ行政機關ノ　限ニ委任スルコト能ハサル戰爭外交等國際法上ノ事項及帝國議會又ハ司法

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

裁判所ニ於テ行フ行政事務ノ如キハ行政法ノ研究スル範圍外ニシテ行政法上ニ於テハ行政トハ天皇ガ帝國議會及司法裁判所ヲ除キタル國家機關ニ委任シテ行ハシムル國家統治權ノ作用ナリト定義スルコトヲ得ヘシ而シテ地方制度ハ地方團體ニ委任シテ行ハシムル行政ニシテ行政組織ノ一部ナルヲ以テ左ニ國家ノ行政組織ヲ略說スヘシ

第二章　國家ノ行政組織

國家ノ行政機關ハ分チテ二ト爲ス行政官廳及公共團體是ナリ行政官廳ハ人格ヲ有セサル直接ノ國家機關ナレトモ公共團體ハ人格ヲ有シ自己獨立ノ生存目的ヲ有スル間接ノ國家機關ナリ行政官廳ニ依リテ行ハルヽ行政ヲ官治行政又ハ單ニ官治ト云ヒ公共團體ニ依リテ行ハルヽ行政ヲ自治行政又ハ單ニ自治ト云フ固ヨリ國家ノ行政事務ハ頗ル復雜繁多ナルヲ以テ悉ク之ヲ右二種ノ機關ニ委任シテ行ハシムルコトハ困難ニシテ又不得策ナル場合アリ故ニ特別ノ事情アル場合ニ於テハ國家ハ個人又ハ會社其ノ他ノ私法人ニ對シ命令的ニ行政事務ノ一部ヲ委任シテ行ハシムルコトアリ例ヘハ日本銀行ニ金庫竝兌換券及大藏省劵ノ發行ニ關スル事務ヲ取扱ハシメ鐵道會社汽船會社等ニ郵便物ノ運搬若ハ通行稅ノ徵收ヲ爲サシメ又ハ船長其ノ他ノ特定人ニ警察權ノ一部ヲ行ハシムルカ如シ特ニ工事其ノ他ノ勞務ハ雇傭契約又ハ請負契約ニ依リ之ヲ私人ニ委任スル場合甚タ多シ然レトモ原則上國家ノ行政事務ハ行政機關ニ委任シテ行ハシムヘキモノナリ

官治及自治ノ利害得失ニ付テハ觀察點ノ異同ニ依リ其ノ議論必スシモ同一ナラス然レトモ概括的ニ論スレハ官治ハ國家ノ直接機關ヲシテ其ノ事務ヲ處理セシムルモノナルヲ以テ能ク執務ノ統一ト敏活トヲ期スルコトヲ得ルノ長所アレトモ各地方特別ノ事情ニ適應スルコト能ハサルノ短所アリ之ニ反シテ自治ハ各地方公共團體カ直接利害關係ヲ有スル事務ヲ自己ノ事務トシテ處理スルモノナルヲ以テ各地特別ノ事情ニ適應スル行政ヲ爲スコトヲ得ルノ長所アレトモ各地ノ施政區々ニ流レ全國ノ統一ヲ期ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ルコト難ク且往々敏活ヲ缺クノ短所アリ故ニ現今文明諸國ハ皆自治ト官治トヲ併用シテ各其ノ長所ヲ發揚セムコトヲ努ム我國モ亦其ノ例ニ依リタリ

中央集權及地方分權ト謂フ語ハ嘗テ我國ノ政治論ニ於テ喧傳セラレタルモノニシテ往々官治及自治ト同一意義ヲ有スルモノヽ如ク誤解セラルヽコトアリ然レトモ中央集權トハ行政事務ノ大部分ヲ中央官廳ノ權限ニ集中セムトスルノ主義ニシテ地方分權トハ行政事務ノ大部分ヲ地方官廳又ハ地方自治體ノ權限ニ委任セムトスルノ主義ナリ故ニ中央集權ハ官治ニ於テノミ之ヲ實行シ得ヘシト雖地方分權ハ官治ニ於テモ自治ニ於テモ之ヲ實行スルコトヲ得ヘシ元來中央集權ト云ヒ地方分權ト云フハ政治上ノ論爭ニ過キサルヲ以テ其ノ利害得失ハ事務ノ性質及一般人民智識ノ程度等ニ因リテ相異リ一概ニ論スルコトヲ得ス唯一方ニ偏セス能ク其ノ中庸ヲ得ルハ行政上注意スヘキ要件ナリ

第一款　行政官廳

行政官廳トハ天皇ノ委任ニ依リ一定ノ範圍內ニ於テ行政事務ヲ處理スル權限ヲ有スル國家ノ機關ナリ官廳ヲ組織スル人ハ一人ナルコトアリ數人ナルコトアリ一人ヲ以テ組織スル官廳ヲ獨任制又ハ單獨制ノ官廳ト云ヒ數人ヲ以テ組織スル官廳ヲ合議制ノ官廳ト云フ獨任制ノ官廳トハ必スシモ一人ニテ總テノ事務ヲ處理スルノ意ニ非ス獨任制ノ官廳ト雖一人ニテ其ノ事務ヲ處理スルコトハ實際上甚稀ニシテ普通多數ノ附屬官吏アリテ之ヲ補佐ス之ヲ補助機關ト謂フ例ヘハ大臣、臺灣總督、知事、廳長、郡守、市尹、島司、臺灣總督府鐵道部長專賣局長又ハ警察署長、稅務署長、郵便局長其ノ他多數ノ官廳ハ大抵獨任制官廳ナリト雖其ノ補助機關トシテ次官、總務長官、局長、參事官、書記官、事務官、理事官、技師、屬、警部、書記、技手等多數ノ官吏アリテ其ノ事務ヲ分掌補佐ス此ノ如ク事實上多數ノ補助機關アリト雖法律上外部ニ對シテ國家ヲ代表スル者ハ其ノ官廳タル長官一人ナリ故ニ照會通牒等內部關係ノ事務ニ付テハ往々補助機關タル官吏ノ名ヲ用フルコトアレトモ外部ニ對シテ國家ノ意思ヲ表示スルトキ補助官吏ノ名ヲ用フルハ適當ナラス之ニ反シテ合議制ノ官廳ハ之ヲ組織スル數人ノ意思ヲ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以テ國家ノ意思ヲ決定スルモノナルカ故ニ意思決定ノ方法ヲ定ムルノ必要アリ其ノ方法ハ特別ノ規定ナキ場合ニ於テハ多數決ニ依リ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決スルヲ原則トス例ヘハ内閣ノ爲ス土地收用法ニ於ケル公益事業ノ認定、土地收用審査會ノ裁決、特許局ノ審判、行政裁判所ノ判決及特定ノ訴願ニ對スル府縣郡參事會ノ裁決ノ如キハ合議制官廳ノ決定シタル國家ノ意思ナリ獨任制ノ官廳ト合議制ノ官廳トノ利害得失ヲ考フルニ獨任制ノ官廳ハ敏速ニ事務ヲ處理スルコトヲ得ルノ利アレトモ往々錯誤ヲ生スルノ弊アリ之ニ反シテ合議制ノ官廳ハ事務澁滯ノ弊アレトモ多數意思ヲ酌量シテ之ヲ決スルモノナルヲ以テ處理周到正確公平ナルノ利アリ特ニ裁判事務ノ如キハ最能ク合議制ニ適當ス

行政官廳カ天皇ノ委任ニ依リ處理スル事務ノ範圍ヲ其ノ權限ト稱ス官廳ハ其ノ權限ニ屬ス事務ヲ執行スルノ責任ヲ有ス之ヲ職務ト謂フ而シテ官廳ノ處理スル事務ハ命令權ヲ强制的ニ行使スル場合アリ或ハ然ラサル場合アリ其ノ命令權行使ノ場合ニ於テ之ヲ官廳ノ職權ト稱ス官廳ハ國家ノ機關ニシテ人格者ニ非ス故ニ其ノ權限内ノ事務ヲ行フニ當リテハ常ニ自己ノ名ヲ用フレトモ其ノ行フ事務ハ國家ノ事務ニシテ其ノ決定スル意思ハ國家ノ意思ナリ且之ニ依リテ生スル權利義務モ亦官廳ノ權利義務ニ非スシテ國家ノ權利義務ナリ故ニ其ノ權限内ノ行爲ハ其ノ官廳ノ廢止變更ニ因リテ無效トナルコトナシ假令其ノ行爲カ違法ナル場合ニ於テモ訴願行政訴訟其ノ他ノ監督作用ニ依リ取消又ハ變更セラル、迄ハ人民ハ之ニ服從セサルヘカラス之ニ反シテ官廳カ權限外ニ於テ爲シタル行爲ハ官廳ノ行爲ニ非スシテ官廳ヲ組織スル個人ノ行爲ナリ故ニ人民ハ之ニ服從スルノ義務ヲ有セス

官廳ノ權限ハ之ヲ他人ニ委任シ又ハ代理セシムルコトヲ得ルヤ否ヤ元來權限ハ權利ニアラス官廳ノ權限ハ官制又ハ法令ニ依リテ一定ス自己ノ任意ニ之ヲ他ニ委任スルコト能ハス權限内ノ事務ヲ他ノ官廳ニ委任スルヲ許ス場合ニハ必ス明示又ハ默示ノ規定アルヲ要ス例ヘハ臺灣總督府地方官々制第十一條ニ「知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ郡守、市尹又ハ警察署長ニ委任スルコトヲ得」ト規定スルカ如シ委任ノ場合ニ於テハ委任ヲ受ケタル官廳ハ委任者ノ代理トシテ其ノ事務ヲ行フニ非ス自己ノ名ニ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

於テ自己ノ權限トシテ之ヲ行フモノナレハ其ノ事務ノ處理ニ關スル責任ハ受任者ニ於テ負ハサルヘカラス之ニ反シテ官廳ノ代理トハ官廳ヲ組織スル人ニ代リテ他人カ一時其ノ官廳ノ權限ニ屬スル事務ヲ處理スルヲ謂フ固ヨリ其ノ事務ハ官廳ノ名ヲ以テ之ヲ行ヒ法律上官廳自ラ之ヲ處理シタルト少シモ異ナル所ナシ是レ委任ト異ナル點ナリ凡テ官廳ハ自ヲ其ノ權限內ノ事務ヲ處理スヘク他人ヲシテ之ヲ代理セシムルヲ得サルヲ原則トス然レトモ獨任制ノ官廳ノ如キハ一人ニシテ錯雜繁多ノ事務ヲ悉ク自ラ處理スルコトハ殆ト不能事ニ屬ス特ニ疾病事故缺員等ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ地位ヲ補充スルノ必要ヲ生スルコトアリ故ニ代理ニ關スル規定ナカルヘカラス而シテ此ノ如キ場合ニ於テ官制上其ノ代理者ヲ定ムルノ方法ニ二種アリ一ハ官制ニ於テ直接代理者ヲ明示スルモノニシテ他ハ官制ニ於テ代理者ヲ任命スヘキ者ヲ定ムルモノナリ臺灣總督府地方官官制第十條第一項ニ「知事事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ事務官其ノ職務ヲ代理ス」トアルハ前者ノ例ニシテ同條第二項ニ「前二項ノ規定ニ依リ職務ヲ代理スル者ナキ場合ニ於テハ臺灣總督ハ當該ノ州又ハ廳ノ高等官ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム」トアルハ後者ノ例ナリ右ノ外一部事務ノ代理ニ付テハ官廳自己ノ意思ニ依リ其ノ權限內ノ事務ノ一部ヲ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ル場合ヲ規定スルコトアリ例ヘハ同條第四項ニ「知事又廳長ハ其ノ職務ニ屬スル事務ノ一部ヲ部下ノ官吏ヲシテ臨時代理セシムルコトヲ得」トアルカ如キ是ナリ此ノ場合ニ於テハ被代理者ハ代理ノ必要及代理者ノ選任ニ付責任ヲ有スルノミナラス代理中代理者ノ行爲ニ對シ監督上ノ責任ヲ有スルモノナリ

官廳ノ權限ヲ定ムルニ土地ノ管轄區域ニ依ルモノト執行スル事務ノ性質ニ依ルモノトアリ此ノ區別ニ因リテ中央官廳及地方官廳又ハ普通官廳及特別官廳ノ種類ヲ生ス中央官廳トハ全國ニ對シテ其ノ權限ヲ行フコトヲ得ル官廳ニシテ各省大臣、內閣、樞密院、行政裁判所、會計檢查院等之ニ屬ス地方官廳トハ一定ノ地域ニ限リ其ノ權限ヲ行フコトヲ得ル官廳ニシテ府縣知事、警視總監、郡長、島司、北海道廳長官及支廳長、朝鮮總督、道長官及府尹又ハ郡守、臺灣總督、知事、廳長、郡守、市尹、樺太廳長

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

官及支廳長、關東都督及民政署長等之ニ屬ス又普通官廳トハ知事、廳長、郡守等ノ如ク其ノ行フ事務ノ性質一般的ナル官廳ヲ云ヒ特別官廳トハ警視總監、稅務署長、郵便局長、鑛務署長、林區署長、臺灣總督府鐵道部長、專賣局長等ノ如ク特別ノ事務ヲ處理スル權限ヲ有スル官廳ヲ謂フ

第二款　公共團體

公共團體ハ官廳ト共ニ國家ノ行政機關ヲ組織スルモノニシテ自治行政ノ主體ナリ而シテ自治行政ノ主體ハ亦之ヲ自治團體ト云フ故ニ公共團體ト自治團體トハ全ク其ノ意義ヲ同クス又我法令中公共團體ト公法人トヲ同一ノ意義ニ用フルコト多シ例ヘハ國稅徵收法、地租條例、土地收用法、河川法等多數ノ行政法令ニハ概ネ公共團體ノ名稱ヲ用フレトモ、商法第二條、民事訴訟法第十四條等ニハ公法人ト云フ名稱ヲ用キタリ此ノ如ク公共團體ハ或ハ之ヲ自治團體ト云ヒ或ハ之ヲ公法人ト稱スレトモ何レモ同一ノ意義ヲ有スルモノナリ

第一項　自治ノ意義

自治トハ自治行政ノ略稱ニシテ公共團體ノ行フ行政ナリ自治ノ意義ニ付テハ從來學者ノ見解甚タ區々タリ是レ主トシテ沿革上自治ノ名同クシテ其ノ實同カラサルニ因レリ

第一　廣義ノ自治

廣義ノ自治トハ汎ク人民ノ選擧シタル非專務職員卽チ名譽職員カ國權ノ行使ニ參與スルコトヲ總稱スルモノニシテ或ハ之ヲ公民自治（Bürgerliche Selbstverwaltung）ト謂フ英國ニ於ケル自治（Selfgovernment）ノ觀念ニ基ク意義卽チ是ナリ英國ニ於ケル自治ノ觀念ハ之ヲ獨逸ニ於ケル自治（Selbstverwaltung）ノ觀念ニ比スレハ其ノ範圍甚タ廣ク憲法ト行政法トノ區別モナク中央行政ト地方行政トノ區別モナク苟モ立法、司法及行政ニ對シ人民ノ參與スル事務ハ悉ク之ヲ自治ト云フ卽チ國民的參政ノ手段ト爲ス者ナルヲ以テ學者或ハ之ヲ自政ト譯セリ例ヘハ國會ハ立法上ノ自治ニシテ陪審制度ハ司法上ノ自治ナリ而シテ行政上ノ自治ハ英國ニ於テハ國會制度ノ發達ト共ニ中世ヨリ發達シタル地方行政上重要ノ職

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

權ヲ有スル治安判事(Justice of Peace)及知事(Scheriff)ノ如キ其ノ一例ナリ英國ノ自治制度ハ十九世紀ノ下半期ニ至リ獨逸其ノ他大陸諸國ニ輸入セラレ爾來一般自治制度ノ發達ニ對シ著シキ效果ヲ惹起シタリ而シテ此ノ英國ノ自治制度ヲ研究シテ之ヲ大陸ニ輸入シタル者ハ獨逸ノ碩學グナイストニシテ氏ハ實ニ廣義ノ自治ヲ代表スル學者ナリト謂フコトヲ得ヘシ氏ノ有名ナル自治ノ定義ハ「自治トハ國ノ法律ニ從ヒ地方稅ヲ以テ費用ヲ支辨シ個人的名譽職員ニ依リテ行フ郡市町村ノ行政ナリ」ト謂フニ在リ氏ハ詳ニ英國ノ自治制度ヲ研究シ立憲制度ノ基礎ハ自治行政ニ在リ自治ハ國家ト社會トノ連鎖ナリト爲シ熱心ニ自治ノ效果ヲ賞讚シタリ其ノ結果千八百七十二年普國ノ行政改革トナリ地方行政ニ對シ名譽職員ノ參與スル制度漸次發達シ以テ現今ニ於ケル自治行政ノ隆盛ヲ見ルニ至レリ

第二　狹義ノ自治

狹義ノ自治トハ公共團體カ國家ノ委任ヲ受ケ其ノ區域內ニ於テ自ラ行政事務ヲ行フコトヲ謂フモノニシテ團體的便宜ヲ計ルノ手段ト爲スモノナルヲ以テ或ハ之ヲ團體自治(Körperliche selbstverwaltung)ト云フ大陸ニ於テ發達シタル自治之ニ屬ス我國ノ自治制度ハ獨逸ニ摸倣シタルモノニシテ此ノ意義ニ於ケル自治ニ依リタルモノナリ蓋シ歐洲ニ於テハ大陸諸國ノ市府ハ中世紀ニ於テ廣濶ナル自治權ヲ有シタルニ拘ラス十七八世紀以來君主專制政治ノ爲ニ甚シキ抑壓ヲ受ケタルヲ以テ自治ニ關スル學說ノ普及ト共ニ其ノ反動トシテ市民先ツ自治權ノ囘復ヲ謀リ加之近世自由思想ノ勃興ニ從ヒ單ニ個人ニ止マラス一般地方團體モ亦政治上ノ自由ヲ得ムコトヲ努メ漸次自治制度ノ確立ヲ見ルニ至レリ

第三　折衷的意義ニ於ケル自治

右ノ如ク廣義ノ自治ハ名譽職ノ公民カ行政事務ニ參與スルコトニ重キヲ措キ地方團體ヲシテ或ル限度マテ國家ニ對シ獨立ノ權能ヲ有セシムルノ觀念ハ全ク眼中ニ無カリキ英國ニ於テハ十九世紀マテハ地方團體ノ獨立ト云フカ如キ思想ナク地方自治モ亦國ノ行政ニシテ名譽職タル貴族又ハ大地主ノ管掌スル所トナセリ故ニ廣義ノ自治ハ學者或ハ之ヲ國家重視主義ナリト稱ス之ニ反シテ狹義ノ自治ハ地方團

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

體ヲシテ國家ノ干渉ヲ離レ一定ノ範圍內ニ於テ行政權ノ主體タラシムルハ個人ノ政治的自由ノ基礎ニシテ健全ナル行政組織ノ要件ナリトナス思想ニ胚胎ス即チ主トシテ佛國ニ起リタル思想ニ基ク故ニ學者或ハ之ヲ團體重視主義ナリト說明セリ然レトモ此ノ二主義ハ絶對ニ獨立シテ適用セラルヘキモノニ非サルヲ以テ一方ニ於テハ英國流ノ名譽職ノ制度カ大陸ニ輸入セラルヽト共ニ一方ニ於テハ英國ニ於テモ千八百三十二年ノ第一改革案發布以來救貧、衛生、學校等ノ爲各種ノ團體的組織ヲ作リ漸次ニ獨立ノ地方團體ヲ組織スルニ至リ茲ニ兩主義合同シテ近世ニ所謂自治ノ思想ヲ完成スルニ至レリ要スルニ現今ノ自治ハ英國流ノ政治的思想ヲ基礎トシ之ニ團體自治ノ觀念ヲ加味シ以テ法律上ノ意義ヲ成シタルモノナリ

第四　我國ニ於ケル自治ノ要素

今我地方制度上自治ノ要素ト認ムヘキ事項ヲ擧クレハ左ノ如シ

(一)公共團體カ自己ノ費用ヲ以テ統治者ノ委任ヲ受ケ團體內ノ行政事務ヲ自己ノ事務トシテ行フコト

茲ニ所謂公共團體ハ後ニ述フルカ如ク國家ニ屬スル團體ナルヲ以テ國家自體ニ付テハ自治アリ得ヘカラス自ラ治ムルトキハ被治者ニ於ケル觀念ナレハ治者カ自治スルコトハ想像スルコト能ハス即チ自治ハ國家統治權ノ下ニ在ル團體ノ行フ行政ナリ行政ハ總テ統治權ノ作用ナレトモ便宜上國家以外ノ團體ニ委任シテ之ヲ行ハシムルハ敢テ不可ナシ公共團體ハ行政事務ヲ行フ爲ニ其ノ存立ヲ認メラレタル法人ナルヲ以テ其ノ委任セラレタル行政事務ハ自己ノ事務トシテ之ヲ行フモノナリ換言スレハ直接國家ノ行政ニ非スシテ團體ノ行政ナリ即チ行政ノ主體ハ國家ニ非スシテ公共團體ナリ是レ公共團體ノ官廳ト異ル要點ニシテ官廳モ亦其ノ權限內ニ於テ行政事務ヲ行ヘトモ其ノ行フ所ノ行政事務ハ自己ノ事務ニ非スシテ國家直接ノ事務ナリ自治ハ公共團體カ自己ノ事務トシテ行フ行政ナルヲ以テ之ニ要スル費用ハ公共團體自己ノ支辨ニ屬スヘキハ當然ナリ

(二)公共團體カ自己ノ意思ニ基キ自己ノ機關ニ依リテ之ヲ行フコト

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

自治ハ公共團體ノ行フ行政事務ナルヲ以テ公共團體カ自己ノ意想ニ基キ自由ニ之ヲ決定スルヲ原則トス其ノ意思決定ノ方法ハ種々アリト雖團體公選ノ議員ノ意思ヲ以テ團體ノ意思ヲ作成スルハ大抵皆然リ又其ノ機關タル議員又ハ吏員ハ團體員直接ニ之ヲ選擧スルコトアリ又ハ其ノ選擧ニ依リテ成立スル議會ニ於テ更ニ之ヲ選擧シテ定ムルコトアリ我地方制度ニ於テ官吏タル府縣知事カ府縣ノ自治行政ニ參與シ州知事市尹カ州市ノ自治行政ニ參與スルカ如キハ自治本來ノ主義ニ非スト雖此ノ場合ニ於テモ自治行政ニ關シテハ知事又ハ市尹ハ國家ノ機關トシテ行動スルニ非スシテ府縣又ハ州市自治體ノ機關トシテ行動スルモノタルハ疑ナシ從テ法令ニ依ル監督權ノ外上級官廳ト雖訓令等ニ依リテ其行爲ヲ制限シ得サルハ言ヲ俟タス

(三) 國家統治權ノ監督ノ下ニ於テ行フコト

自治ハ公共團體ノ行政ナリト雖其ノ行政權ハ國家ノ委任ニ基クモノナルヲ以テ國家統治權ノ監督ヲ受クルハ勢已ムヲ得サルナリ唯國家監督ノ制度ハ寛嚴宜シキヲ得ヘク監督寛ニシテ團體ノ放恣ニ任スルトキハ行政ノ統一ヲ失ヒ監督嚴ニシテ擅ニ團體ノ意思ヲ抑壓スルトキハ自治制度ノ趣旨ヲ沒却スルニ至ルヘク立法上及行政上深ク注意ヲ要スル所ナリ

第二項　公共團體ノ性質

公共團體トハ國家ノ直接監督ニ服シ國家ノ委任ヲ受ケ其ノ一定ノ事務ヲ處理スルコトヲ以テ自己ノ生存目的ト爲ス公法人ナリ今之ヲ分說スレハ左ノ如シ

(一) 公共團體ハ公法人ナリ

自然人タル一個人ニ非スシテ人格ヲ有スルモノヲ法人ト云フ人トハ自存ノ目的ヲ有シ權利ヲ有シ義務ヲ負フコトヲ得ル資格ヲ云フ法人ハ之ヲ分チテ私法人及公法人トナス然レトモ公法私法ノ區別ニ於ケルカ如ク公法人及私法人ノ區別モ學者ノ見解甚タ區々ニシテ(イ)之ヲ規定スル法律ノ公私ニ依リテ區別スル法律說アリ(ロ)其ノ機關カ公吏タルト否トニ依リテ區別スル機關說アリ(ハ)公法上ノ權利義務ヲ有ス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ルモノハ公法人ニシテ私法上ノ權利義務ヲ有スルモノハ私法人ナリト云フ法律關係說アリ(ニ)國家ニ對シ自己ノ生存目的ヲ達スヘキ公法上ノ義務ヲ有スルヤ否ヤニ依リテ區別スル義務說アリ(ホ)國家ノ承認ノ有無ニ依リテ區別スル承認說アリ(ヘ)公法人ハ國家及行政ノ組織體ノ一部ナリト云フ組織說アリ(ト)加入强制ノ有無ニ依リテ區別スル加入强制說アリ(チ)設立目的ノ公益ト私益トニ依リテ區別スル公益說アリ是等ノ諸說ハ皆一長一短アリ適確ノ區別ニ非ラサルヲ以テ學者或ハ其ノ諸說ヲ折衷混合シテ區別ノ標準ヲ作ラムトスルニ至レリ然レトモ吾人ハ法人ト其ノ團體員トノ間ニ統治關係卽チ命令服從關係ノ有無ニ依リテ區別スル統治團體說ヲ以テ最モ適當ナル說ナリト信ス論者或ハ命令權ハ私法人ニテモ之ヲ有スルコト多シ例ヘハ株式會社カ總會ノ議決ニ依リ株金ノ拂込ヲ命スルトキハ株主ハ之ニ服從スルノ義務ヲ負フカ如キ是ナリ故ニ命令權ノ有無ヲ以テ區別ノ標準トナス能ハスト論スル者アリ然レトモ會社ト株主ノ關係ハ債權關係ナルヲ以テ司法權ニ訴フル外直接自己ノ力ヲ以テ强制シ得ルモノニ非ス之ニ反シテ公法人ハ統治的權力ヲ有スルカ故ニ直接ニ命令强制ヲ爲スコトヲ得茲ニ注意スヘキハ統治團體ト雖吏員ヲ任命シ子弟ヲ敎育シ道路ヲ維持シ河川ヲ管理スルカ如ク命令强制ヲ用ヒスシテ公法上ノ作用ヲ爲スコトアリ又ハ賣買貸借等私法人ト同シク私法上ノ法律行爲ヲ爲スコトアルハ勿論ナリト雖其ノ公法人タル所以ハ私法人ト同シク權利義務ヲ有スル外私法人ノ有スルコト能ハサル統治的權力ヲ有スルニ在リ

(二)　公共團體ハ國家ノ委任ヲ受ケ一定ノ事務ヲ處理スルコトヲ自己ノ生存目的ト爲スモノナリ國家ノ事務ハ其ノ種類甚タ多ク或ハ其ノ直接機關タル官廳ヲシテ之ヲ行ハシムルコトアリ又ハ人格者タル公共團體ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトアリ公共團體ハ國家ノ委任ニ依リ國務ヲ行フモノナレハ國家機關ノ一タルハ明ナリ然レトモ國家ノ委任ヲ受ケ國務ヲ行フモノ必スシモ國家ノ機關ニ非ス又公共團體ニ非ス例ヘハ日本銀行ハ金庫事務ヲ取扱ヒ又ハ兌換券ヲ發行シ郵船會社鐵道會社ハ郵便物ヲ運搬シ又ハ通行稅ヲ徵收スルモ是等ハ國家ノ機關ニ非スシテ固ヨリ公共團體ト云フヘカラス蓋シ是等銀

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

行會社ハ右ノ事務ヲ以テ自己生存ノ目的ト爲スニ非サレハナリ

(三) 公共團體ハ國家ノ積極的監督ヲ受クルモノナリ

公共團體ハ國家ノ機關トシテ國務ヲ處理スルモノナルカ故ニ國家ノ積極的監督ニ服セサルヘカラス銀行會社ノ如キ私法上ノ團體モ國家ノ監督ヲ受クルコト疑ナシト雖之ニ對スル監督ハ法令ニ違背スルコトナキヤ公益ヲ害スルコトナキヤヲ監督スルモノニシテ所謂消極的監督ニ過キス之ニ反シテ公共團體ハ國家ノ事務ヲ行フモノナレハ單ニ消極的監督ニ止マラス其ノ非違ヲ矯正スル爲或ハ議決ヲ取消シ或ハ强制豫算ヲ命シ或ハ代議決ヲ爲ス等國家ハ積極的監督ノ方法ヲ採ラサルヘカラス

次ニ公共團體ト官廳トノ區別ヲ一言セムニ公共團體モ官廳モ共ニ國家ノ行政機關タルハ一ナリト雖公共團體ハ公法人ニシテ人格者タリ自己ノ意思ヲ有シ權利義務ノ主體タレトモ官廳ハ人格ヲ有セス權利義務ノ主體タルコト能ハス從テ官廳ノ發表スル意思ハ官廳ノ意思ニ非スシテ國家ノ意思ナリ官廳ヲ組織スル者ハ國家ノ直接機關タル官吏ナレトモ公共團體ノ事務ヲ執行スル者ハ國家ノ間接機關タル公吏ナリ又官廳ノ發シタル法規命令ハ官廳ノ意思ニ非スシテ國家ノ意思ナルヲ以テ其ノ官廳ノ廢止ニ因リテ其ノ效力ヲ失フコトナシト雖公共團體ノ發シタル法規命令ハ自己ノ意思ナルヲ以テ其ノ公共團體タル人格ノ消滅ニ因リテ其ノ效力ヲ失フモノナリ

第三項　公共團體ノ種類

公共團體ハ種々ノ見解ニ依リテ之ヲ分類スルコトヲ得ヘシ例ヘハ(一)設立ノ手續上法規ニ依リテ當然設立セラルヽモノヲ法規設立公共團體ト謂ヒ官廳又ハ團體員タルヘキ者ノ意思ニ依リ設立セラルヽモノヲ非法規設立公共團體ト云フ(二)加入手續上團體員カ團體ニ加入ヲ强制セラルヽモノヲ强制加入公共團體ト謂ヒ自由意思ニ依リ團體ニ加入スルモノヲ任意加入公共團體ト云フ(三)事務ノ範圍ニ依リ其ノ生存目的トシテ廣ク地方公共事務ヲ委任セラルヽモノヲ普通公共團體ト謂ヒ特別ノ事務ノミヲ委任セラルヽモノヲ特別公共團體ト云フ然レトモ公共團體ノ分類中最モ重要ナルモノハ其ノ構成要素ニ因ル區別

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ニシテ土地及人民ヲ其ノ構成要素ト爲スモノ之ヲ地方團體ト云ヒ單ニ人民ノミヲ其ノ構成要素ト爲スモノ之ヲ公共組合ト云フ

第一　地方團體

地方團體トハ府縣、市町村、州市街庄ノ如ク一定ノ土地ヲ基礎トスル一定ノ人民ヲ以テ組織スル公共團體ヲ謂フ故ニ其構成ノ要素ハ一定ノ土地及一定ノ人民ナリ(一)一定ノ土地トハ團體ヲ組織スル人民カ偶然居住スル地域ヲ云フニ非ス團體ノ構成要素トシテ一定ノ土地ヲ有スルヲ云フ恰モ國家ノ領土カ國家ノ構成要素タルカ如ク一定ノ土地カ地方團體ノ區域トシテ種々ノ法律關係ヲ生スルナリ卽チ其ノ地方團體ハ積極的ニハ其ノ區域内ノ何人ニ對シテモ自治權ヲ行フコトヲ得ヘク消極的ニハ其ノ區域内ニ於テ自己以外ノ地方團體ノ自治權ヲ行フコトヲ排除シ得ヘシ但シ地方團體ノ區域ハ同時ニ國家ノ領土ニシテ又上級地方團體ノ區域ナルヲ以テ國家又ハ上級地方團體カ其ノ區域內ニ統治權ヲ行フコトヲ排除シ得サルハ言ヲ俟タス(二)一定ノ人民ハ地方團體ノ他ノ構成要素ニシテ之ヲ團體員ト云フ如何ナル資格ヲ有スル者ヲ團體員ト爲スカハ各地方團體ニ關スル國法ノ規定ニ依リテ異ル土地ニ於ケル場合ノ如ク地方團體ノ團體員ハ同時ニ國家ノ臣民ニシテ團體員ノ總計ハ國家ノ臣民ヲ作スヲ原則トス

地方團體ハ領土團體(Gebietskörperschaft)ノ一種ナル點ニ於テハ國家ト其ノ性質ヲ同フス然レトモ地方團體ハ自治團體ニシテ其ノ自治權ハ國家ノ附與シタル所ナレハ國ノ統治權ノ如ク固有ノモノニ非スシテ傳來的ノモノナリ此ノ點ニ於テ地方團體ト國家トヲ區別スルコトヲ得ヘシ國家ト地方團體トノ區別ハ單一國ニ於テハ敢テ困難ナラサルノミナラス實際上之カ區別ヲ爲スノ必要ヲ認メサレトモ前獨逸ノ如キ聯邦ニ於テハ聯邦ヲ組織スル國家ト地方團體トノ區別甚タ困難ニシテ加之聯邦國ハ眞ニ國家ナリヤ否ヤノ見解ニ付學者ノ議論少カラス而シテ地方團體モ亦之ヲ普通地方團體及特別地方團體ニ區別スルコトヲ得普通地方團體トハ普通ノ行政組織ヲ成ス地方團體ニシテ府縣市町村州市街庄並北海道地方費、北海道及沖繩縣ノ區、一級町村、二級町村、朝鮮ノ府面等之ニ屬ス特別地方團體トハ特別ナル

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

行政組織ヲ爲ス地方團體ニシテ府縣組合、市町村組合、市町村内ノ區等之ニ屬ス

二　公共組合

公共組合トハ土地ヲ基礎トスルコトナキ一定ノ人民ヲ以テ組織スル公共團體ナリ固ヨリ公共組合ト雖某郡ノ水利組合某市ノ商業會議所ト云フカ如ク一定ノ地域ヲ其ノ成立ノ基礎トスルモノ少カラス然レトモ公共組合ノ地域ニ對スル關係ハ全ク地方團體ノ其ノ區域ニ對スル關係ト異ナレリ卽チ前者ノ關係ハ單ニ其ノ團體ノ目的ノ範圍ヲ定メ及組合員タル者ノ資格ヲ定ムル要件タルニ過キス其ノ區域内ノ總テノ人民カ當然組合員トナリ組合ノ權力ニ服スルモノニ非ス組合員ハ任意ニ又ハ國法ノ强制ニ依リテ其ノ組合員トナリ組合ハ組合員ニ對シテノミ其ノ權力ヲ行フコトヲ得之ニ反シテ後者ノ關係ハ其ノ地域ヲ以テ絕對ニ權力ヲ行フ區域ト爲スナリ公共組合ノ要素タル一定ノ人民卽チ組合員タルノ資格ハ各國法ノ規定ニ依リテ定マリ固ヨリ一定ノ標準ナシ

公共組合ハ公共團體ノ一種ナルヲ以テ公共事務ヲ處理スルコトヲ其ノ存立ノ目的ト爲ス公法人ナリ元來地方的公共事務ハ地方團體ヲシテ之ヲ處理セシムルヲ原則トス然ルニ特種ノ公共事務ニ付テハ其ノ利害關係ヲ有スル區域カ地方團體ノ區域ト一致セサル場合少ナカラス從テ地方團體ノ區域ニ拘ラス一定ノ區域内ノ住民ヲ以テ組合ヲ組織シ之ヲ共同處理セシムルノ必要ヲ感スル場合多シ公共組合ハ此ノ必要ヲ充スノ目的ニ依リテ設立セラルヽモノナリ例ヘハ一定ノ區域内ニ於テ利害關係ヲ同フスル住民共同シテ水利組合又ハ重要物產同業組合ヲ設置スルカ如シ

地方團體ノ設立ハ國家ノ意思ニ基キ一般的ニ法律ヲ以テ之ヲ强制スルヲ原則トスレトモ公共組合ノ設立ハ組合員ノ意思ニ基キ個別的ニ國家之ヲ認許スルヲ原則トス然レトモ其ノ設立ニ關スル組合員ノ參與ノ程度ニ付テハ强制、半强制及任意ノ三種ニ之ヲ區別スルコトヲ得ヘシ强制組合トハ組合員タルヘキ者ノ意思ニ拘ラス國家カ其ノ設立ヲ强制スル組合ニシテ一定ノ資格ヲ有スル者ハ當然ニ組合員ト爲ルモノヲ謂ヒ半强制組合トハ組合員タルヘキ者ノ一定多數ノ意思ニ基キ國家カ組合設立ノ認可ヲ爲ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

トキハ其ノ地域內ニ於テ同一資格ヲ有スル者ハ當然ニ組合員タルコトヲ強制セラル、モノヲ謂ヒ任意組合トハ組合員タルヘキ者ノ任意ノ協議ニ依リテ組合ヲ設立シ國家ハ唯之ヲ認許スルニ止マルモノヲ謂フ

我現行法ニ於ケル公共組合ノ主要ナルモノハ水利組合即チ普通水利組合及水害豫防組合、北海道土功組合、臺灣公共埤圳組合、耕地整理組合、農會、重要物產同業組合、商業會議所、水產組合、外國領海水產組合、產牛馬組合、酒造組合、居留民團竝以上諸組合ノ聯合會等ナリ但シ是等ノ組合中ニハ學者往々私法人ナリト爲スモノナキニ非ス

第三款　營造物

第一項　營造物ノ性質及種類

營造物ノ觀念ハ近世助長行政ノ發達ト共ニ發達シタルモノナルヲ以テ其ノ意義ニ付テモ學說未タ必スシモ一致セス我現行法令ニ於テモ亦其ノ用例甚タ區々ナリ例ヘハ官有財產管理規則、要塞地帶法及軍機保護法等ニ於テ營造物ノ文字ヲ用ヒタレトモ是等ハ地方制度中ニ用ヒタル營造物即チ近世ノ意義ニ於ケル營造物ト其ノ意義ヲ異ニス而シテ獨逸ニ於ケル公ノ營造物 Öffentliche Anstalt ハ多ク公法上ノ人格ヲ有スル自治團體ナリト雖我國ノ營造物ハ殆ト人格ヲ有スルモノナシ我營造物ノ意義ハ左ノ如シ

營造物トハ繼續的ニ直接公共ノ利用ニ供スル爲メ行政權ノ主體ニ依リテ經營セラル、物及人又ハ物若クハ人ヲ以テ成ル設備ナリ

(一)營造物ハ繼續的ニ直接公共ノ利用ニ供セラル、モノナリ

公共ノ利用トハ一般人民カ自己ノ利益ノ爲ニ自由ニ之ヲ使用スルコトヲ謂フ國家ノ設備ハ直接間接人民ノ利益ヲ目的トスレトモ繼續的ニ直接公共ノ利用ニ供スルモノニ非サレハ營造物ニ非ス例ヘハ國家カ軍隊ヲ備ヘ砲臺ヲ築キ又ハ各種ノ官廳ヲ設ケテ國家ノ安寧秩序ヲ保持スルハ間接ニ人民ノ幸福利益ヲ增進スルコト大ナリト雖是等ノ設備ハ直接公共ノ利用ニ供スルノ目的ヲ有スルニ非ス、故ニ之ヲ營

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

造物ト稱スルヲ得ス又繼續シテ公共ノ利用ニ供セラル、ヲ要スルヲ以テ一時的利用ニ供スル路道、遊園地、共進會又ハ博覽會ノ如キハ營造物ニ非ス

(二)營造物ハ行政權ノ主體ニ依リテ經營セラル、モノナリ

公共ノ利用ニ供スル設備ハ必スシモ行政權ノ主體ノ經營ニ限ラス一私人ト雖亦之ヲ經營スルコトヲ得一シ例ヘハ私設ノ學校、病院等ノ如シ然レトモ營造物ハ行政上ノ設備ナルヲ以テ行政權ノ主體カ經營スルモノニ非サレハ之ヲ營造物ト稱スルヲ得ス而シテ行政權ノ主體ハ通常國家及公共團體ナルヲ以テ國家又ハ公共團體ノ經營ニ係ル設備ニ非サレハ營造物ニ非ス

(三)營造物ハ物及人又ハ物若ハ人ヲ以テ成ルモノナリ

營造物ノ要素ハ物及人ナリ或ハ物ノミヲ以テ成ルモノアリ或ハ物及人ヲ以テ成ルモノアリ或ハ單ニ人ノミヲ以テ成ルモノアリ之ニ依リテ營造物ニ三種ノ種類ヲ生ス

(イ)物ノミヲ以テ成ル營造物ハ又之ヲ公有物ト稱ス例ヘハ道路、橋梁、河川、湖沼、運河、溜池、港灣、墓地、公園又ハ種牛馬等ノ如シ公有物ニ付テハ獨逸及我國ノ學者中營造物ヨリ分離シテ特ニ詳細ナル說明ヲ爲ス者アルト雖其ノ性質上營造物タルヲ失ハス

(ロ)物及人ヲ以テ成ル營造物ハ物ニ加フルニ人ノ作爲ヲ以テシテ初メテ公共ノ利用ニ供セラル、設備ニシテ例ヘハ學校、講習所、圖書館、博物館、動物園、植物園、病院、養育院、孤兒院、感化院、水道、鐵道、電車、電燈、瓦斯事業、電信、電話、郵便、市場、及屠獸場ノ如キ是ナリ此ノ種ノ營造物ハ其ノ要素ノ一タル人ノミヲ見レハ其ノ主體タル國家又ハ公共團體ノ機關ニシテ官署又ハ公署タル場合少カラス然レトモ營物造ヲ構成スル官署又ハ公署ハ命令權ヲ有セサルヲ以テ此ノ點ニ於テ官廳又ハ公共團體ノ行政廳ト全ク其ノ性質ヲ異ニセリ

(ハ)人ノミヲ以テ成ル營造物ハ官署又ハ公署ト其ノ性質ヲ同フスルヲ以テ特ニ營造物トシテ之ヲ說明スルノ必要ナク之ヲ營造物ト認メサル學者少カラスト雖之ヲ營造物ト稱スルモ敢テ不可ナルニ非

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ス例ヘハ公證人、種痘醫、巡回教師ノ如シ
以上述フル所ハ我國法上ノ營造物ノ意義ニシテ獨逸ニ於テモ略同一ノ觀念ナリ但シ獨逸ニ於テハ營造物ハ大抵法人格ヲ有スルヲ以テ我營造物ノ如ク法人ニ非サル營造物ハ例外ノモノト爲スカ如シ又英米諸國ノ如キハ第一種ノ物ノミヲ以テ成ル營造物ハ之ヲ財産ト看做シ第二種ノ物及人ヲ以テ成ル營造物ハ之ヲ官業又ハ公共事業トシ第三種ノ人ノミヲ以テ成ル營造物ハ之ヲ其ノ主體ノ機關トシテ說明スルヲ普通トス

第二項　營造物ノ法律關係

(一)營造物ノ主體ト之ヲ組成スル物ノ所有者トハ常ニ必スシモ同一人タルヲ要セス營造物ノ組成物ハ特別ノ明文アル場合ノ外營造物ト獨立シテ私權ノ目的ト爲ルコトヲ得ヘシ固ヨリ營造物ハ公共ノ利用ニ供セラルルモノナルヲ以テ之ヲ組成スル物ノ上ニ所有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ト雖其ノ物ニ對シテ公共ノ利用ヲ妨害スヘキ私法上ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス其ノ權利ハ物カ營造物ノ一部トシテ存續スル間ハ常ニ公共ノ利用ヲ全フスル爲ニ制限ヲ受クルモノナリ

(二)營造物ノ主體ハ國家又ハ公共團體ナリト雖特定ノ營造物カ國家又ハ何レノ公共團體ノ所屬ナリヤハ屢々困難ナル問題ナリ之ヲ組成スル物ノ所有權ハ必スシモ營造物ノ主體ニ非サルコトハ前述ノ如シ故ニ組成物ノ所有權ニ依リテ營造物ノ主體ヲ決スルヲ得ス又營造物ノ主體ハ之カ管理及其ノ費用ヲ他ノ團體ヲシテ負擔セシムルコトアリ例ヘハ國ノ營造物タル小學校ノ管理及費用ヲ市町村又ハ區ニ於テ負擔スルカ如シ故ニ其ノ管理又ハ費用負擔ヲ以テ之カ主體ヲ決スルコト難シ此ノ如ク營造物主體ノ決定ニ於テハ一定ノ標準存セサルヲ以テ結局其ノ目的タル事業カ國家ノ經營スルモノナリヤ何レノ團體ノ經營スルモノナリヤニ依リテ營造物ノ主體ヲ決定スルノ外ナシ

(三)營造物成立ノ時期ハ其ノ主體カ設置ノ意思ヲ決定シ且ツ其ノ組成物又ハ人カ公共ノ利用ニ供セラルルコトヲ得ルニ至リタル時ナリ例ヘハ道路又ハ橋梁カ通行シ得ヘキ形體トナリタレハトテ未タ其ノ主

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

體カ開通ノ意思ヲ表示セサレハ營造物ニ非ス又假令其ノ主體カ道路又ハ橋梁ト爲スノ意思ヲ表示シタレハトテ其ノ形體通行スルコト能ハサルノ狀態ニ在レハ之ヲ道路又ハ橋梁ト云フコト能ハス但シ主體ノ意思表示ハ必スシモ明示タルヲ要セサルヲ以テ事實上營造物タル形體ヲ設備シタルトキハ之ヲ營造物ト爲スノ意思ヲ有スルモノナルコトヲ推知シ得ヘキ場合多キハ勿論ナリ

([illegible])營造物ハ公共ノ利用ニ供セラル、設備ナルカ故ニ一般人民カ之ヲ使用スルコトヲ得ルハ營造物當然ノ性質ナリ各人ハ其ノ主體ニ對シテ營造物ノ使用ヲ要求スルノ權ヲ有ス從テ其ノ使用權ハ營造物トシテ之ヲ使用スルノ權ニシテ公法上ノ關係ニ立チ行政上ノ手數料ノ一種タル使用料ヲ徵收セラル、コトアリ然レトモ營造物ノ使用方法ニハ自由使用、許可使用及特許使用等ノ區別アリテ是等各種ノ使用カ公法上ノ關係ニ在リヤ又ハ賃貸借、請負若ハ賣買ノ如キ私法上ノ關係ニ在リヤニ付テハ學者ノ議論甚タ區々ナリ換言スレハ其ノ營造物使用ノ報償金ハ公法上ノ收入ナリヤ私法上ノ收入ナリヤ又ハ或場合ニハ公法上ノ收入ニシテ或場合ニハ私法上ノ收入ナリヤハ極メテ困難ナル問題ナリ我憲法第六十二條ニハ「新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス」トアリ蓋シ營造物ノ使用料ノ如キハ租稅ニ非サルハ勿論ナルヲ以テ行政上ノ手數料中ニ包含セシムルノ趣旨ナルヘシ獨逸ニ於テモ營造物ノ使用料ト手數料トヲ區別セス兩者ヲ併セテ之ヲ廣義ノ手數料 Gebühren in weiteren Sinne ト云ヒ其ノ中官廳ノ行爲ニ對シテ支拂フ報償金ヲ狹義ノ手數料ト云ヘリ我憲法ノ規定スル手數料ハ此廣義ノ手數料ヲ指シタルモノナリト雖府縣制市町村制等ニ於テハ營造物ノ使用ニ對スル報償金ハ之ヲ使用料ト稱シ手數料ノ名稱ヲ以テ狹義ノ手數料ニ限定シタリ然レトモ人ノミヨリ成ル營造物ハ勿論人及物ヲ以テ組織スル營造物ノ使用ニ對スル報償金ハ性質ヨリ論スレハ使用料ヨリモ寧手數料ニ近キカ如シ右ノ如ク使用料ハ租稅ニ非サルヲ以テ法律ヲ要セス命令ヲ以テ之ヲ規定シ得ヘク從テ其ノ金額ヲ定ムルニ付テモ常ニ報償的性質ヲ失ハス營造物ノ設立維持ニ要スル費用ヲ塡補スヘキ限度ニ於テ徵收スルコトニ注意セサルヘカラス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN